

平成24年度 経済産業省委託調査

人材を通じた技術流出に関する調査研究 報告書（別冊）

「営業秘密の管理実態に関するアンケート」調査結果

平成25年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

1. 調査概要	1
2. 単純集計結果	3
(1) 営業秘密の管理について	4
(2) 役員・従業員との秘密保持契約について	10
(3) 取引先企業との秘密保持契約について	18
(4) 役員・従業員との競業避止義務契約について	21
(5) 退職した役員・従業員の把握等について	32
(6) 人材を通じた情報の漏えい事例について	50
(7) 貴社の概況について	71
3. 詳細結果	79
(1) 「営業秘密管理に関する各種取組」に関する分析	80
① 「営業秘密管理に関する各種取組」等と「従業員数」の関係	80
② 「営業秘密管理に関する各種取組」と「営業秘密とそれ以外の情報の区分」の関係	85
③ 「営業秘密管理に関する各種取組」と「営業秘密の区分と格付けの見直し」の関係	96
(2) 「秘密保持契約及び競業避止義務契約」に関する分析	106
① 「秘密保持契約の締結状況」と「業種」の関係	106
② 「競業避止義務契約の締結状況」と「業種」の関係	110
③ 「秘密保持契約および競業避止義務契約の締結状況」と 「営業秘密の管理に関して実施している取組」の関係	114
(3) 「営業秘密の漏えい」についての分析	119
① 「過去5年間で営業秘密の漏えい」と「企業規模(従業員数、売上)」の関係	119
② 「過去5年間で営業秘密の漏えい事例」と 「営業秘密の取り扱いと運用状況」の関係	121
③ 「過去5年間で営業秘密の漏えい事例」と 「営業秘密管理に関する各種取組」の関係	133
④ 「過去5年間で営業秘密の漏えい事例」と「企業属性」の関係	143
⑤ 「営業秘密の漏えい先」と「企業規模(従業員数、売上)」の関係	147
⑥ 「営業秘密の漏えいによる損害」と「企業規模(従業員数、売上)」の関係	149
⑦ 「情報漏えいの状況」と、「退職者の再就職先の把握の有無」の関係	151
(4) 「競業他社からの引き抜き」についての分析	156
① 「競業他社からの引き抜き」と「企業規模(従業員数、売上)」の関係	156
② 「競業他社からの引き抜き」と「業種」の関係	158
4. アンケート調査票	162

1. 調査概要

○ 調査目的

各企業における営業秘密の管理実態及び営業秘密の流出実態の把握

○ 調査対象

信用調査会社の企業データベースから抽出した企業 1 万社

○ 抽出方法

技術に関する情報漏えいの実態等を調査するため、製造業の回答数が一定以上となるように、全国の企業数における割合よりも多く抽出

○ 回答企業：3,011 社（回収率 30.1%）

図表 1-1 回答企業の属性※1

	製造業	非製造業
従業員 301 名以上※2	558 社	852 社
従業員 300 名以下※3	568 社	998 社

※1 業種または従業員数を無回答の企業 35 社は表に含まれていない

※2 以下では「大規模」と記載する

※3 以下では「中小規模」と記載する。

○ 調査結果に対する留意点

- ・各質問項目の集計に当たっては、無回答を除いている。
- ・業種または従業員数に無回答の企業の回答は、全業種・全規模の集計結果には含まれるが、業種・規模別の集計結果には含まれない。
- ・各質問項目に関して、特に明示していない場合は、すべての企業に対する質問である。

2. 単純集計結果

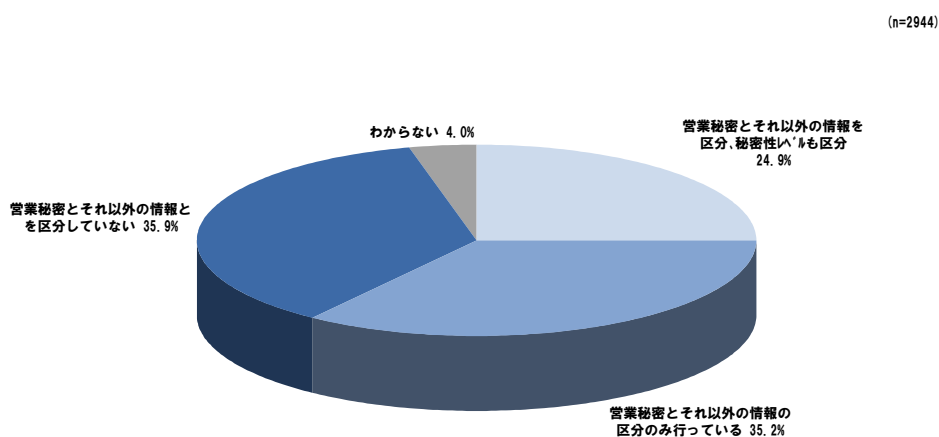
(1) 営業秘密の管理について

問1 貴社の保有する情報について、営業秘密とそれ以外の情報とを区分していますか。また、営業秘密をその秘密性のレベルに応じて格付け（「極秘」、「秘」など）していますか。該当する選択肢の番号1つに○を付けてください。

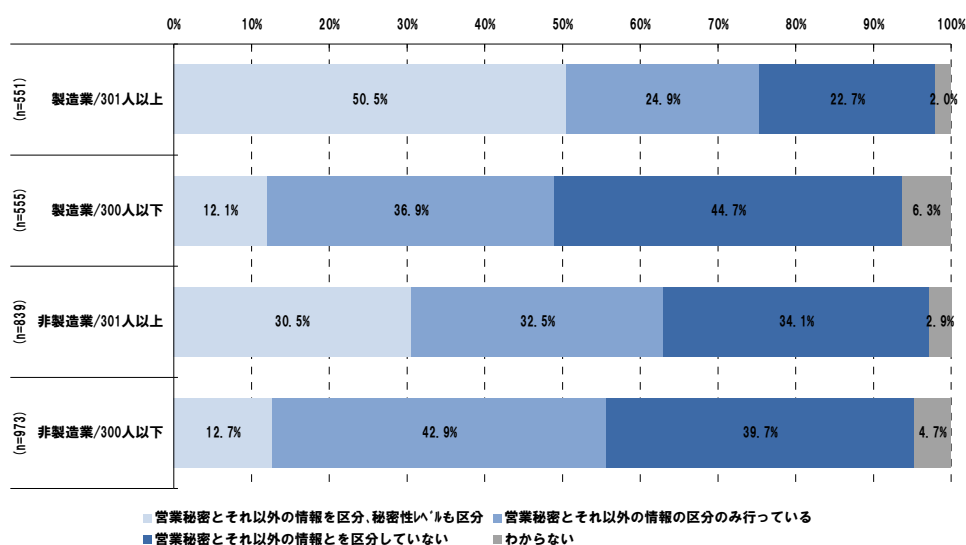
営業秘密とそれ以外の情報との区分等について尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「営業秘密とそれ以外の情報とを区分していない」の割合が最も高く 35.9%となっている。次いで、「営業秘密とそれ以外の情報の区分のみ行っている（35.2%）」、「営業秘密とそれ以外の情報を区分、秘密性レベルも区分（24.9%）」となっている。

業種・規模別の集計結果では、秘密性のレベルに応じた格付けまで行っている企業は、製造業の大規模企業においては半数を超えている一方で、製造業の中小規模企業では 12.1%と、規模によって大きく差が見られる。またこの傾向は非製造業においても同様である。

図表 2-1-1 営業秘密とそれ以外の情報の区分と秘密性レベルに応じた格付け(問1)【全業種・全規模】



図表 2-1-2 営業秘密とそれ以外の情報の区分と秘密性レベルに応じた格付け(問1)【業種・規模別】



【以下の問2～問4は、前問で選択肢1または2に○を付けた方のみご回答ください】

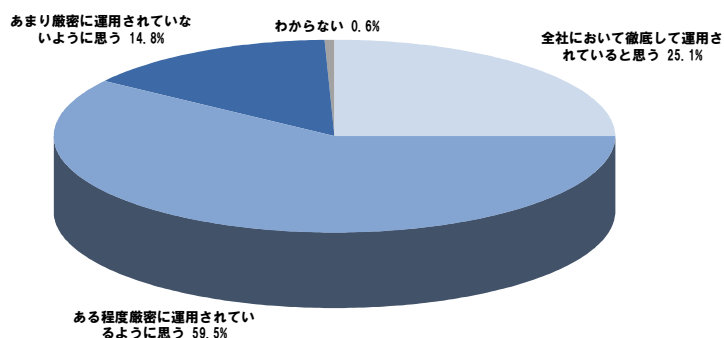
問2 貴社の保有する営業秘密について、社内規程上で定めた管理ルールはどの程度厳密に運用されているとお考えですか。(1つに○)

営業秘密とそれ以外の情報の区分を行っているとは回答した企業に対して、管理ルールの運用に関して尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では「ある程度厳密に運用されていると思う」の割合が最も高く59.5%となっている。次いで、「全社において徹底して運用されていると思う(25.1%)」、「あまり厳密に運用されていないと思う(14.8%)」となっている。

業種・規模別の集計結果では、企業規模による傾向の違いは問1ほど見られないものの、やはり中小規模企業に比べて大規模企業のほうが運用を徹底している傾向が見られる。

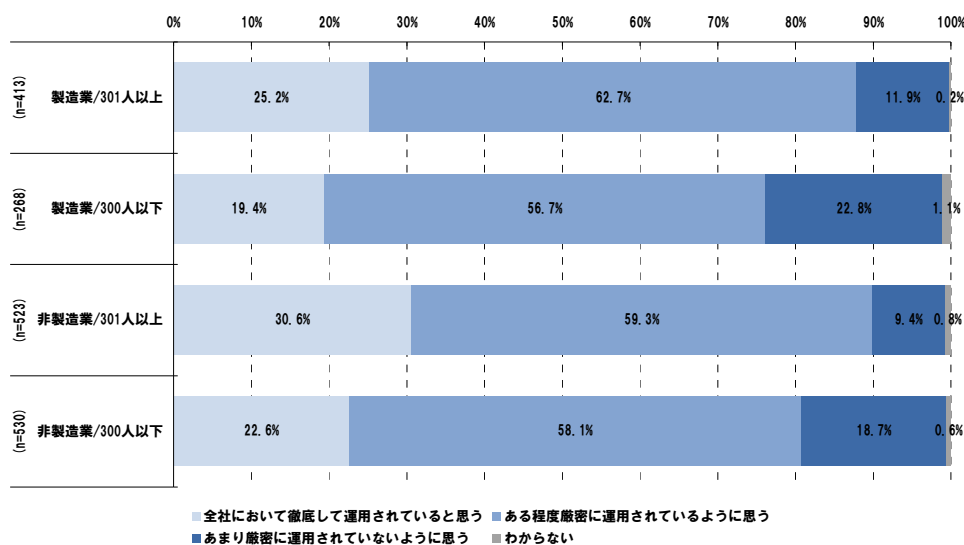
図表 2-2-1 営業秘密の管理ルールの運用(問2)【全業種・全規模】

(n=1747)



※営業秘密とそれ以外の情報を区分している企業のみ回答

図表 2-2-2 営業秘密の管理ルールの運用(問2)【業種・規模別】

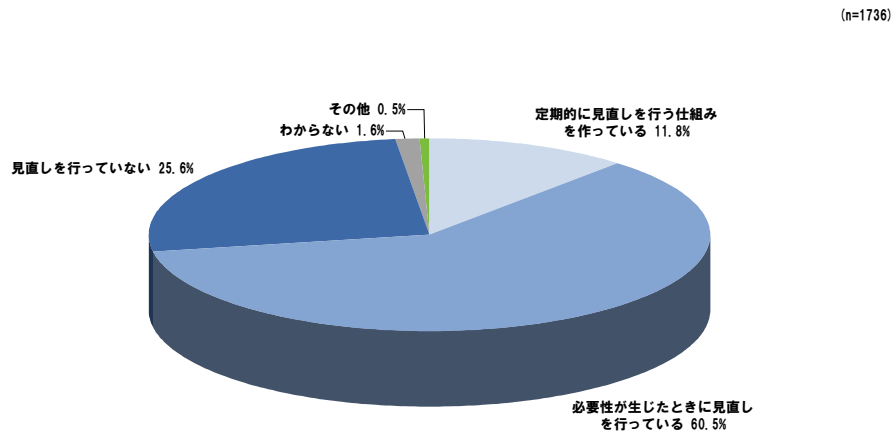


※営業秘密とそれ以外の情報を区分していると回答した企業のみ回答

問3 問1で回答した営業秘密とそれ以外の情報の区分の基準および、営業秘密の格付けの基準について、見直しを行っていますか。見直しを行っている場合には、その頻度もお答えください（1つに〇）

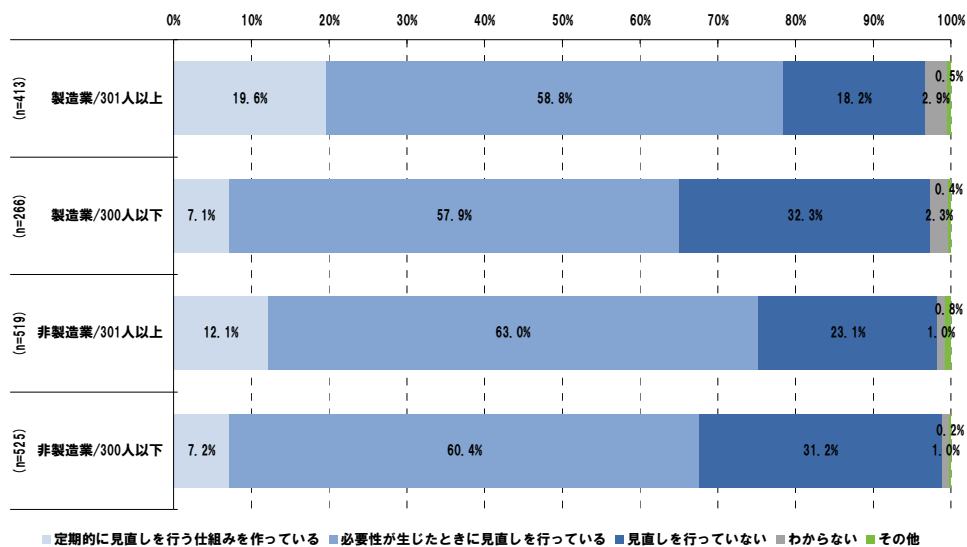
営業秘密とそれ以外の情報の区分を行っているとは回答した企業に対して、営業秘密の格付け基準に関する見直しの状況について尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では「必要性が生じたときに見直しを行っている」の割合が最も高く60.5%となっている。次いで、「見直しを行っていない（25.6%）」、「定期的に見直しを行う仕組みを作っている（11.8%）」となっている。また、業種・規模別のいずれの区分においても営業秘密の格付け基準の定期的な見直しまで行っている企業は多くはない（製造業の大規模企業でも2割弱）。

図表 2-3-1 営業秘密の区分と格付けの見直しについて（問3）【全業種・全規模】



※営業秘密とそれ以外の情報を区分していると回答した企業のみ回答

図表 2-3-2 営業秘密の区分と格付けの見直しについて（問3）【業種・規模別】



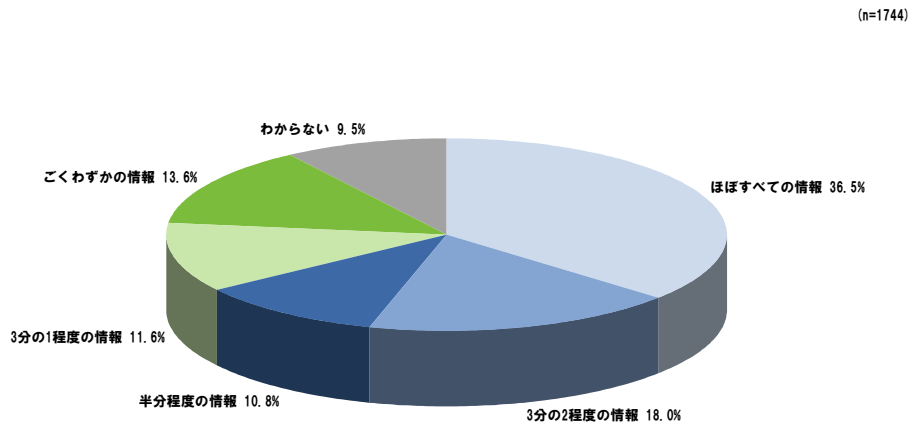
※営業秘密とそれ以外の情報を区分していると回答した企業のみ回答

問4 本来であれば営業秘密として管理する必要があると思われる貴社の保有する情報のうち、現状で営業秘密として区分されている情報はどの程度だと思われますか。(1つに○)

営業秘密とそれ以外の情報の区分を行っているとは回答した企業に対して、現状で営業秘密として区分されている情報の割合を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、営業秘密として管理する必要があると思われる情報のうち3分の2程度以上を管理対象としていると回答した企業が54.5%（「ほぼ全ての情報」と「3分の2程度の情報」の合計）であった。一方で、半分程度以下の情報しか管理対象としていないと回答した企業は36.0%（「半分程度の情報」、「3分の1程度の情報」、「ごくわずかの情報」の合計）であった。

業種・規模別の集計結果では、大規模企業よりも中小規模企業のほうが、営業秘密として管理する必要があると考えている情報を営業秘密として管理できていないという結果になっている。

図表 2-4-1 営業秘密に区分すべき情報のうち、現状区分できている割合(問4)【全業種・全規模】



※営業秘密とそれ以外の情報を区分していると回答した企業のみ回答

図表 2-4-2 営業秘密に区分すべき情報のうち、現状区分できている割合(問4)【業種・規模別】



※営業秘密とそれ以外の情報を区分していると回答した企業のみ回答

【以下の問5は、全ての方がご回答ください】

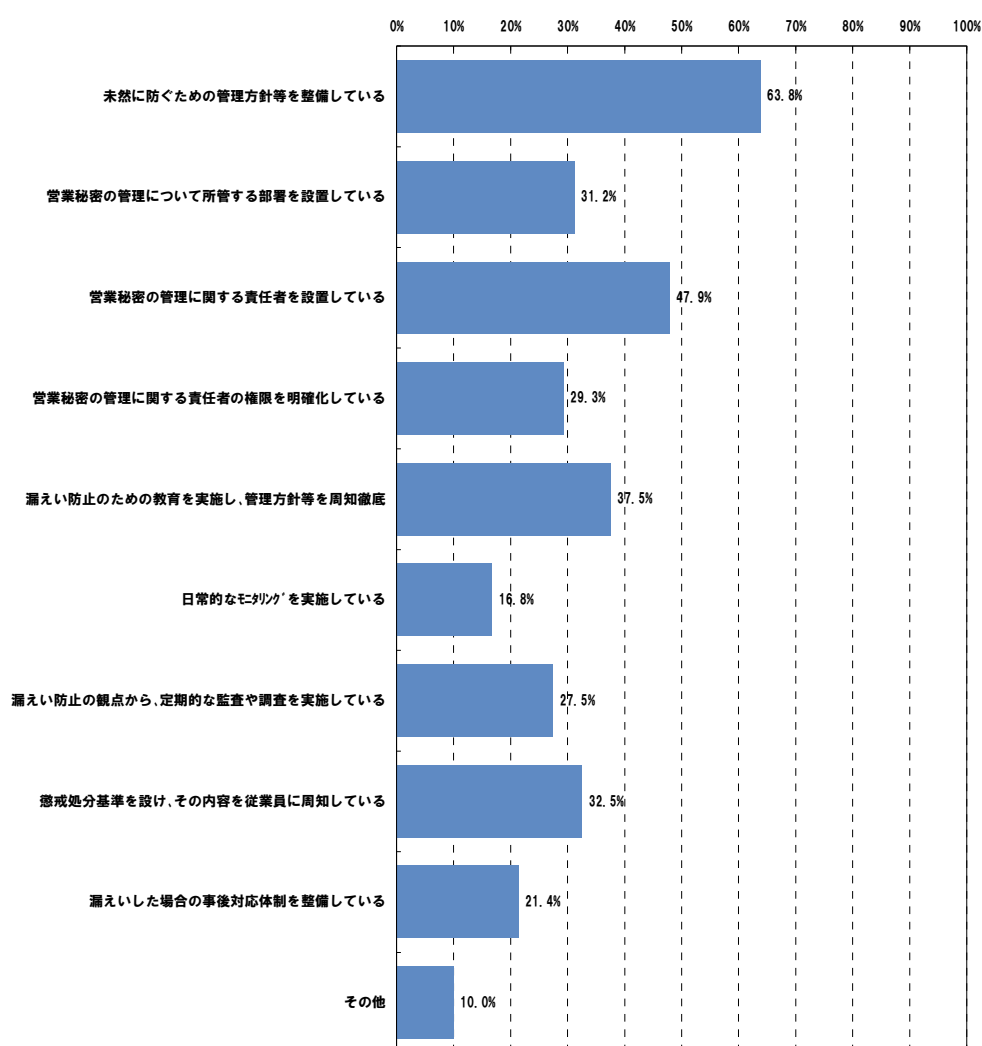
問5 問1でお尋ねした情報の格付け等以外にも、営業秘密の管理に関して実施している取組はありますか。以下に挙げた取組のなかで貴社が実施しているもの全てに○をお付けください。

営業秘密の管理に関して実施している取組を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「未然に防ぐための管理方針等を整備している」の割合が最も高く63.8%となっている。次いで、「営業秘密の管理に関する責任者を設置している(47.9%)」、「漏えい防止のための教育を実施し、管理方針等を周知徹底(37.5%)」となっている。

業種・規模別の集計結果では、営業秘密管理の各項目(「その他」を除く)において大規模企業のほうが中小規模企業に比べて実施割合が高いという結果になっている。

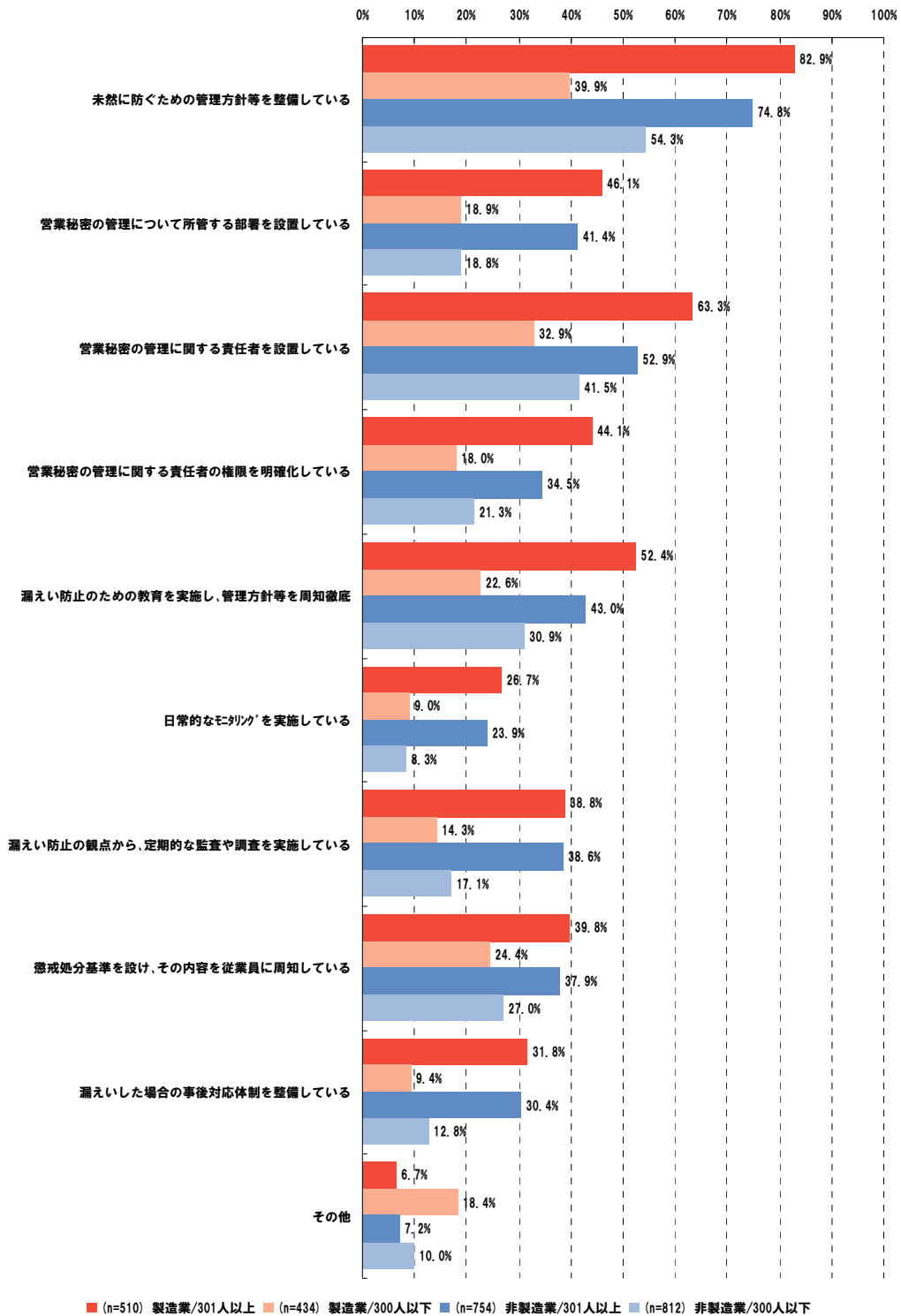
図表 2-5-1 営業秘密の管理に関して実施している取組(問5)【全業種・全規模】

(n=2531)



※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-5-2 営業秘密の管理に関して実施している取組(問5)【業種・規模別】



※複数回答式の設定のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

(2) 役員・従業員との秘密保持契約について

問6 就業規則以外に役員・従業員と秘密保持契約（それに準じるような誓約書を含む）を締結していますか。締結している場合は、秘密保持の期間についてもお答えください。なお、就業規則のみで対応している場合は「1. 締結していない」を選択ください。（各行の1～8の番号いずれか1つに○）

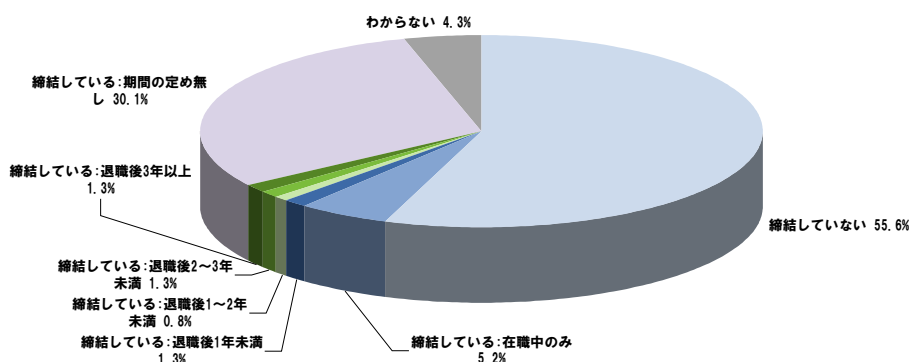
○秘密保持契約の締結：役員

役員との秘密保持契約の締結に関して尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「締結していない」企業が55.6%、「締結している」企業が40.0%となっている。

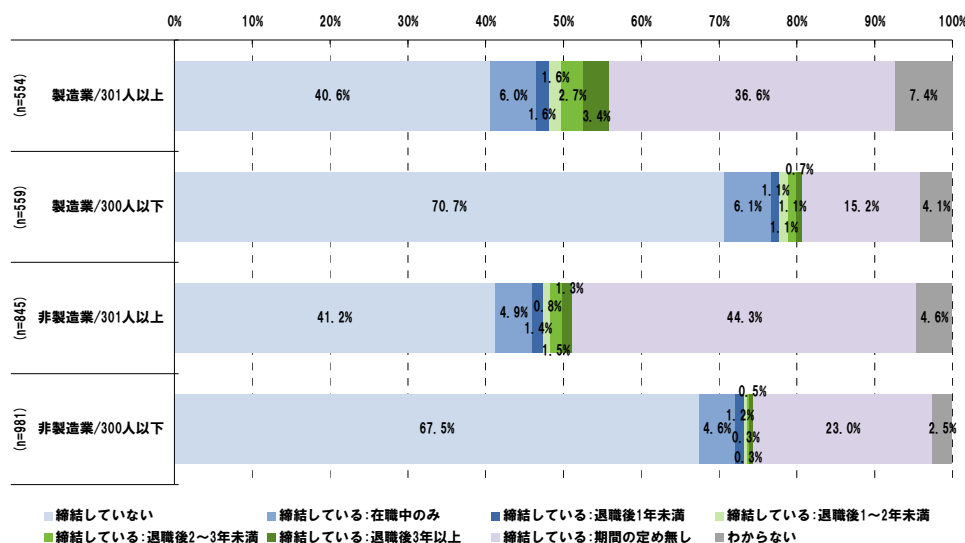
「締結していない」と「在職中のみ」を合わせると、約6割の企業が役員に対して退職後の秘密保持を契約書等で義務づけていないことがわかる。また、退職後の秘密保持を契約で義務づけている企業も、多くは期間を定めない契約内容となっており、期間を定めている企業は全体の5%に満たないという結果になっている。

図表 2-6-1 秘密保持契約の締結：役員(問 6-1)【全業種・全規模】

(n=2962)



図表 2-6-2 秘密保持契約の締結：役員(問 6-1)【業種・規模別】



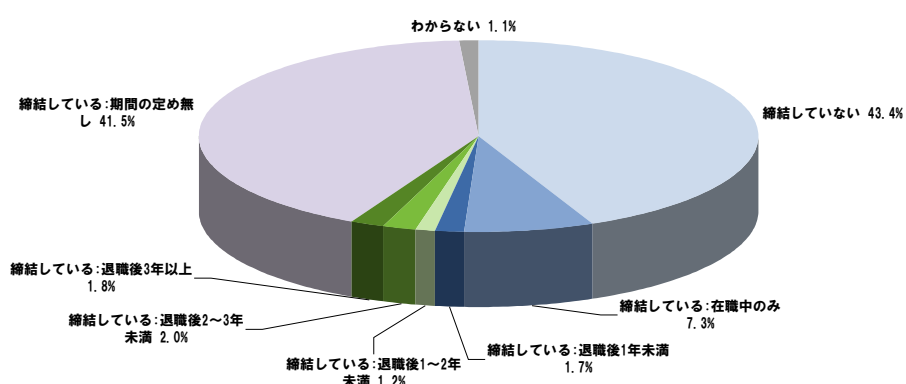
○秘密保持契約の締結：従業員

従業員との秘密保持契約の締結に関して尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「締結していない」企業が43.4%、「締結している」企業が55.5%となっている。従業員との秘密保持契約は、役員に対するものよりも多くの企業で締結されており、退職後の秘密保持を契約で義務づけている企業は約5割となっている。

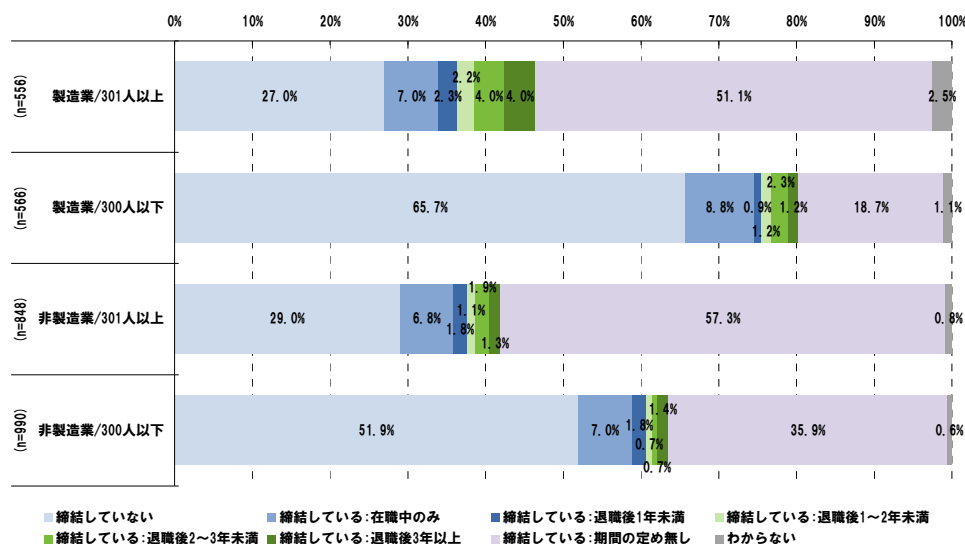
業種・規模別の集計結果を見ると、中小規模企業は大規模企業に比べて、秘密保持契約を締結している割合が大幅に低くなっている。(この結果は役員との秘密保持契約においても同様)

図表 2-6-3 秘密保持契約の締結：従業員(問 6-2)【全業種・全規模】

(n=2984)



図表 2-6-4 秘密保持契約の締結：従業員(問 6-2)【業種・規模別】



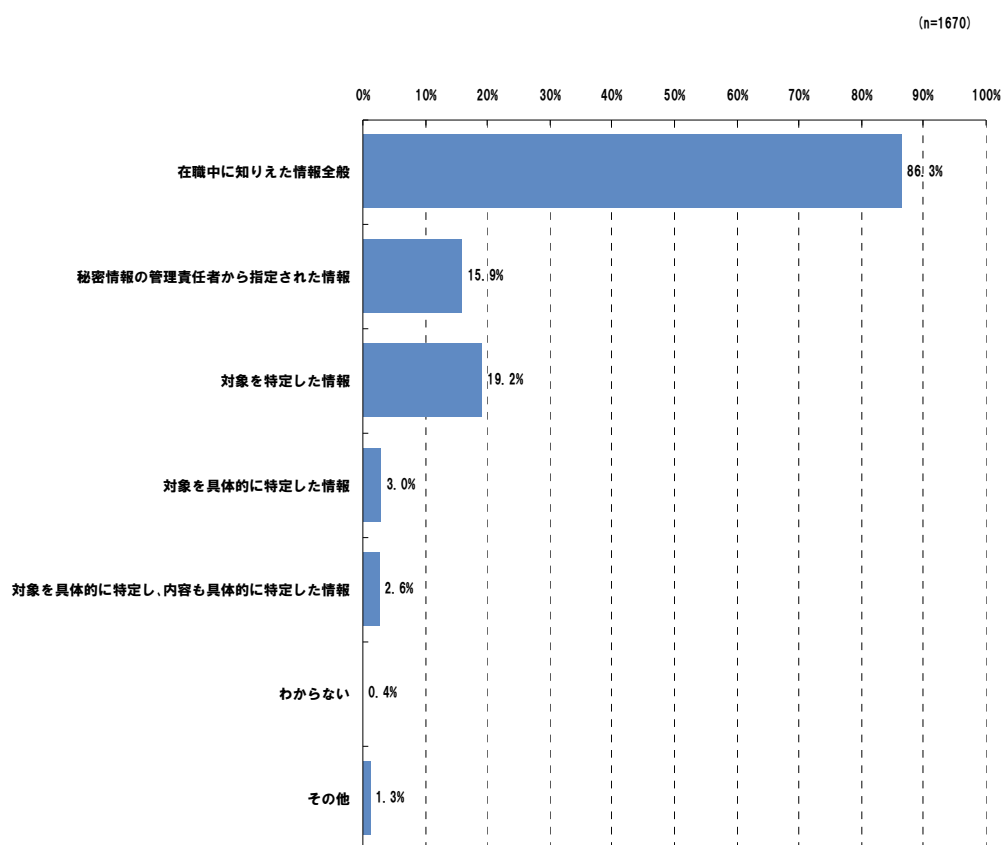
【以下の問7～問8は、前問で役員と従業員のどちらかまたは両方と秘密保持契約を「締結している（選択肢2～7）」と回答した方のみご回答ください。それ以外の方は問9にお進みください。】

問7 役員または従業員との秘密保持契約における秘密事項は、どのようなレベルで特定されていますか。該当するもの全てに○をお付けください。

役員と従業員のどちらかまたは両方と秘密保持契約を締結していると回答した企業に対して、秘密事項の特定のレベルを尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「在職中に知りえた情報全般」の割合が最も高く 86.3%となっている。次いで、「対象を特定した情報（19.2%）」、「秘密情報の管理責任者から指定された情報（15.9%）」となっている。このように、役員・従業員と秘密保持契約等を締結している企業においても、多くの場合「在職中に知り得た情報一般」という、広範な内容となっており、対象を特定して契約等を交わしている企業は多くない。

業種・規模別の集計結果を見ると、非製造業に比べて製造業のほうが、対象を特定して契約を交わしているケースがやや多い傾向にある。

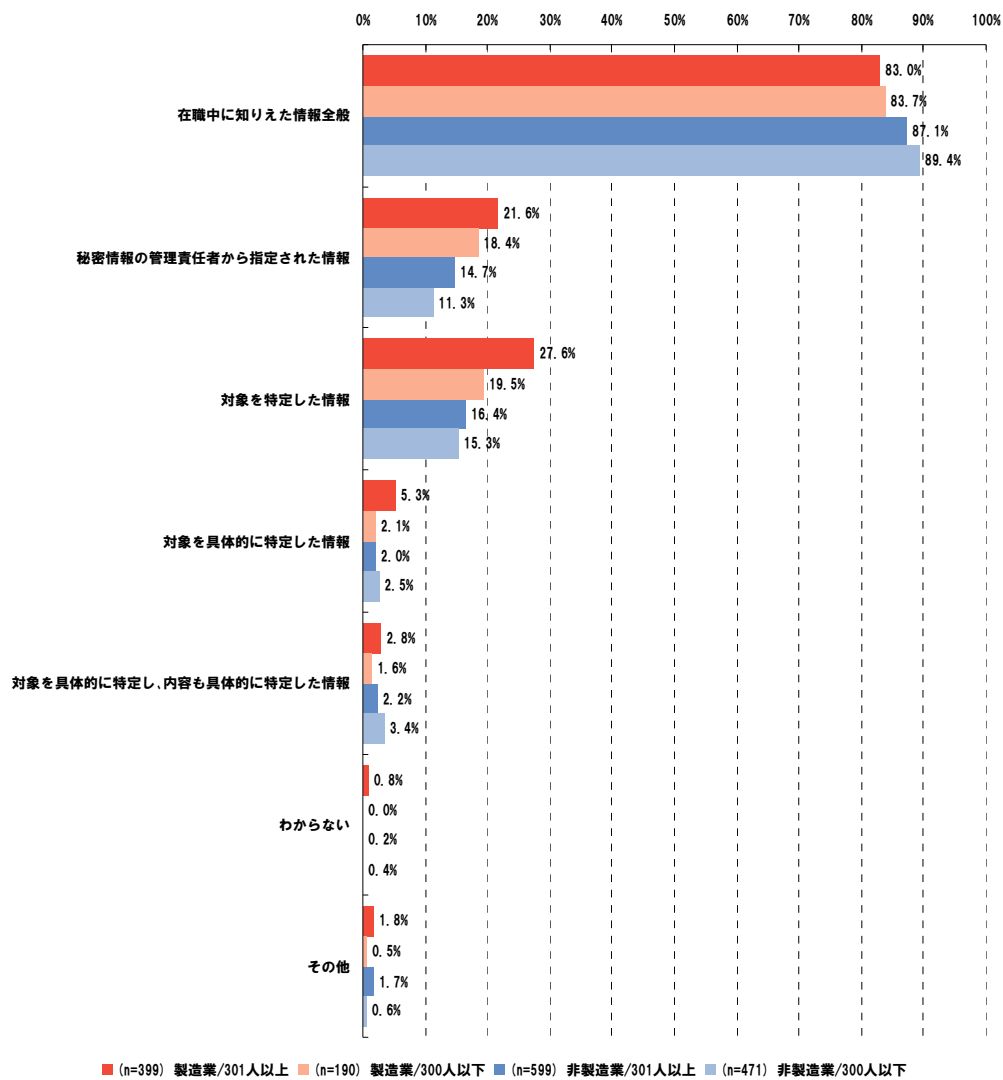
図表 2-7-1 秘密保持契約における秘密事項の特定(問7)【全業種・全規模】



※役員・従業員と秘密保持契約を締結していると回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-7-2 秘密保持契約における秘密事項の特定(問7)【業種・規模別】



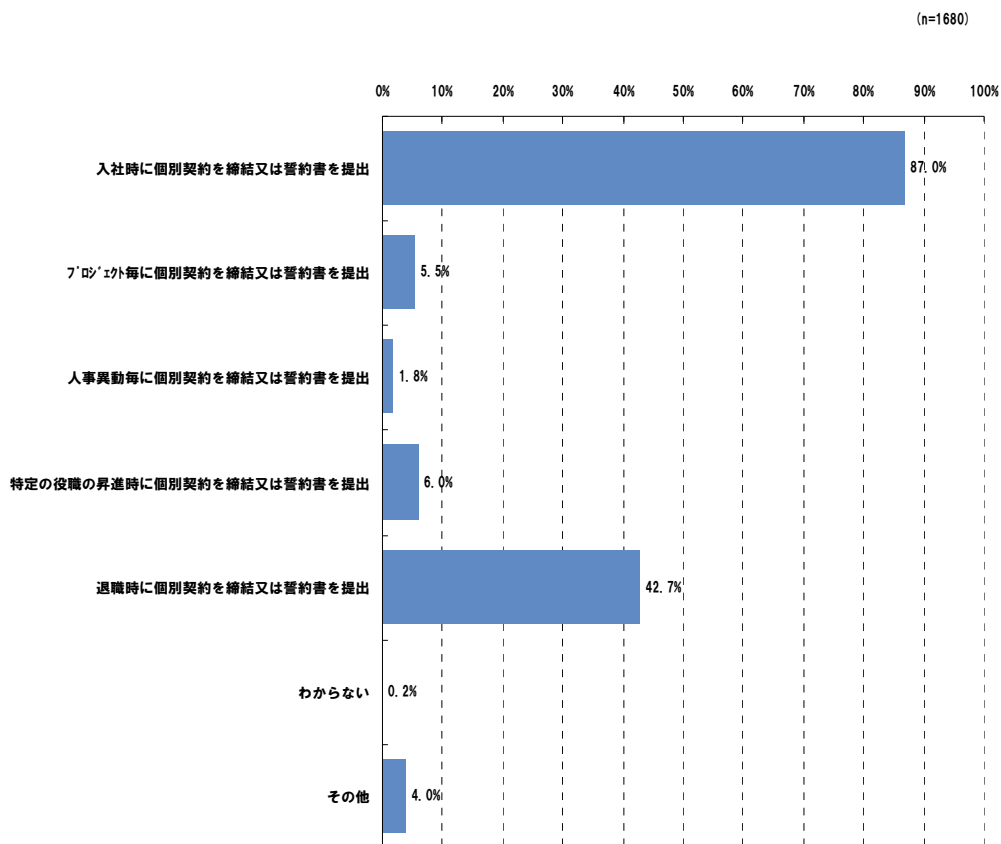
※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

問8 役員または従業員との秘密保持契約の締結のタイミングをお教えてください(該当するもの全てに○)。

役員と従業員のどちらかまたは両方と秘密保持契約を締結していると回答した企業に対して、締結のタイミングを尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「入社時に個別契約を締結又は誓約書を提出」の割合が最も高く 87.0%となっている。次いで、「退職時に個別契約を締結又は誓約書を提出 (42.7%)」となっている。

また、業種・規模別の集計結果では、製造業は非製造業に比べて、「退職時」や「プロジェクト毎」に契約を交わすケースが多い傾向にある。

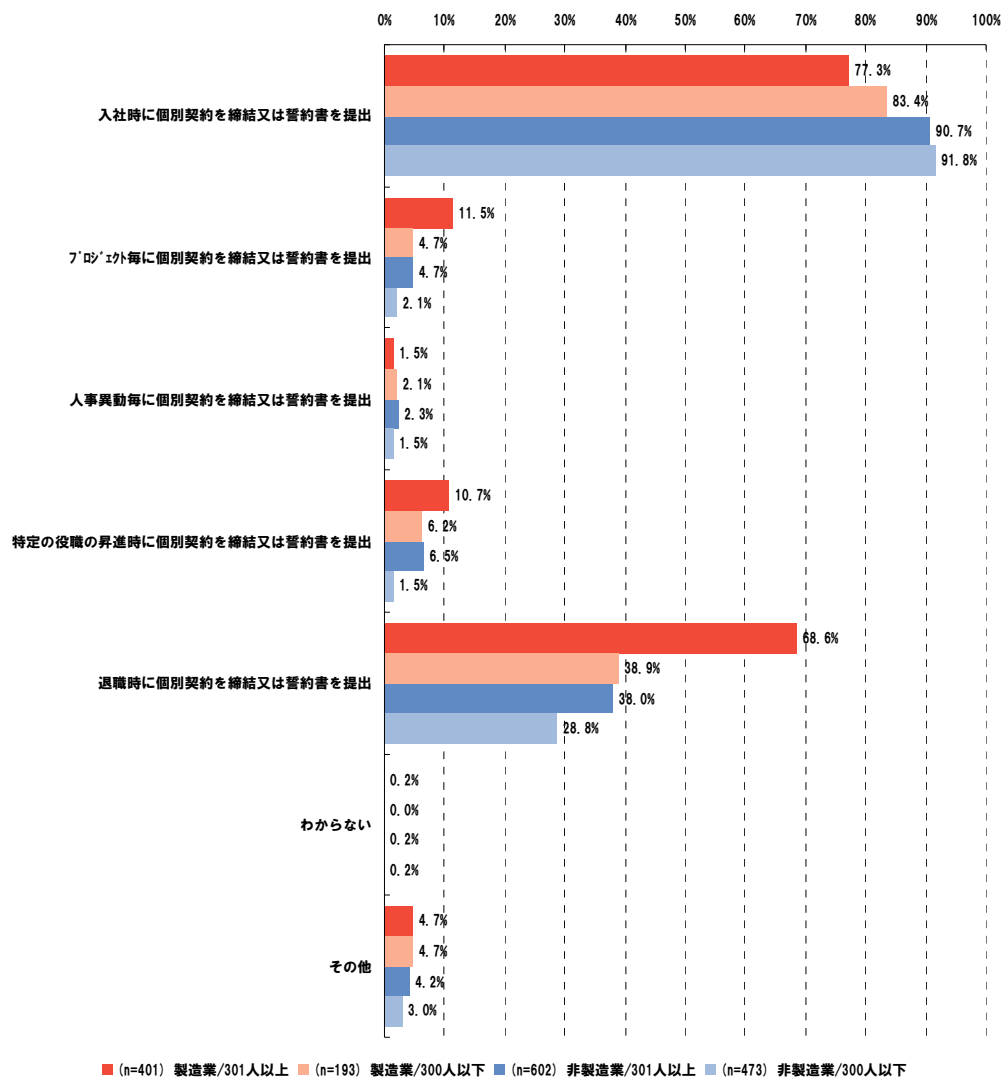
図表 2-8-1 秘密保持契約の締結のタイミング (問8) 【全業種・全規模】



※役員・従業員と秘密保持契約を締結していると回答した企業のみ回答

※複数回答式のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない

図表 2-8-2 秘密保持契約の締結のタイミング（問 8）【業種・規模別】



※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない

【以下の問9は、問6で役員と従業員のどちらかまたは両方と秘密保持契約を「締結していない（選択肢1）」と回答した方のみご回答ください。それ以外の方は問10にお進みください。】

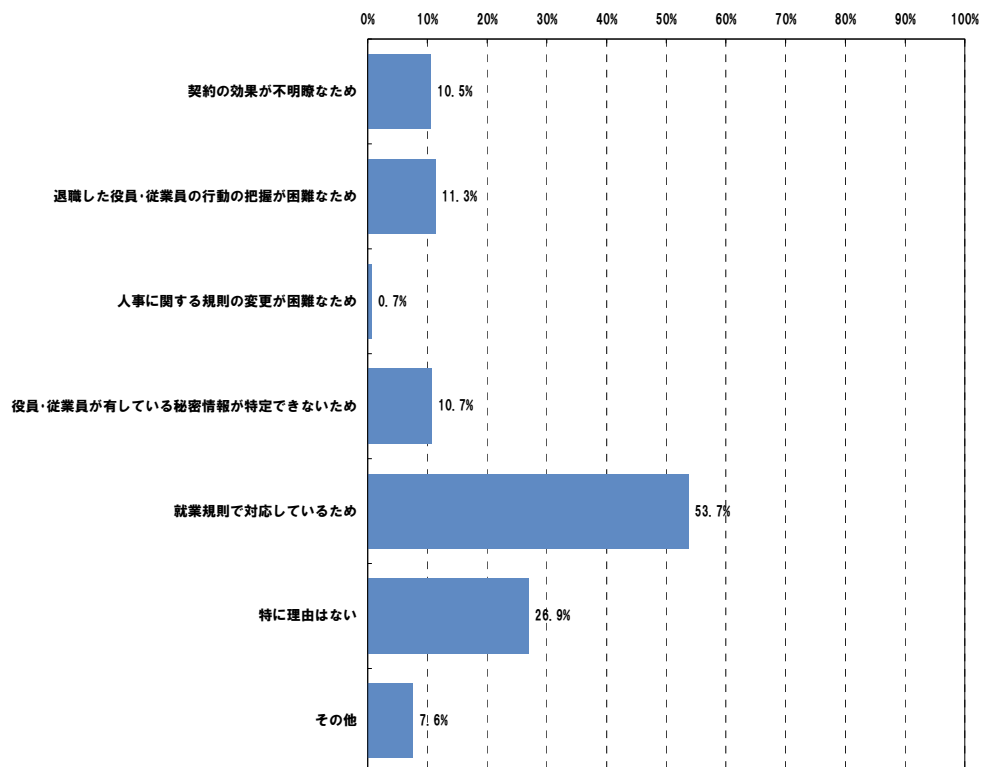
問9 役員・従業員との秘密保持契約を締結していないのは、どのようなことが理由となっているからですか。該当するもの全てに○をお付けください。

役員と従業員のどちらかまたは両方と秘密保持契約を締結していないと回答した企業に対して、その理由を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「就業規則で対応しているため」の割合が最も高く53.7%となっている。次いで、「特に理由はない（26.9%）」、「退職した役員・従業員の行動の把握が困難なため（11.3%）」となっている。

業種・規模別の集計では、大規模企業は中小規模企業に比べて「就業規則で対応しているため」と回答する割合が高い。また、「役員・従業員が有している秘密情報を特定できないため」や、「特に理由がない」との回答は、逆に中小規模企業の割合が大きくなっている。

図表 2-9-1 秘密保持契約を締結していない理由(問9)【全業種・全規模】

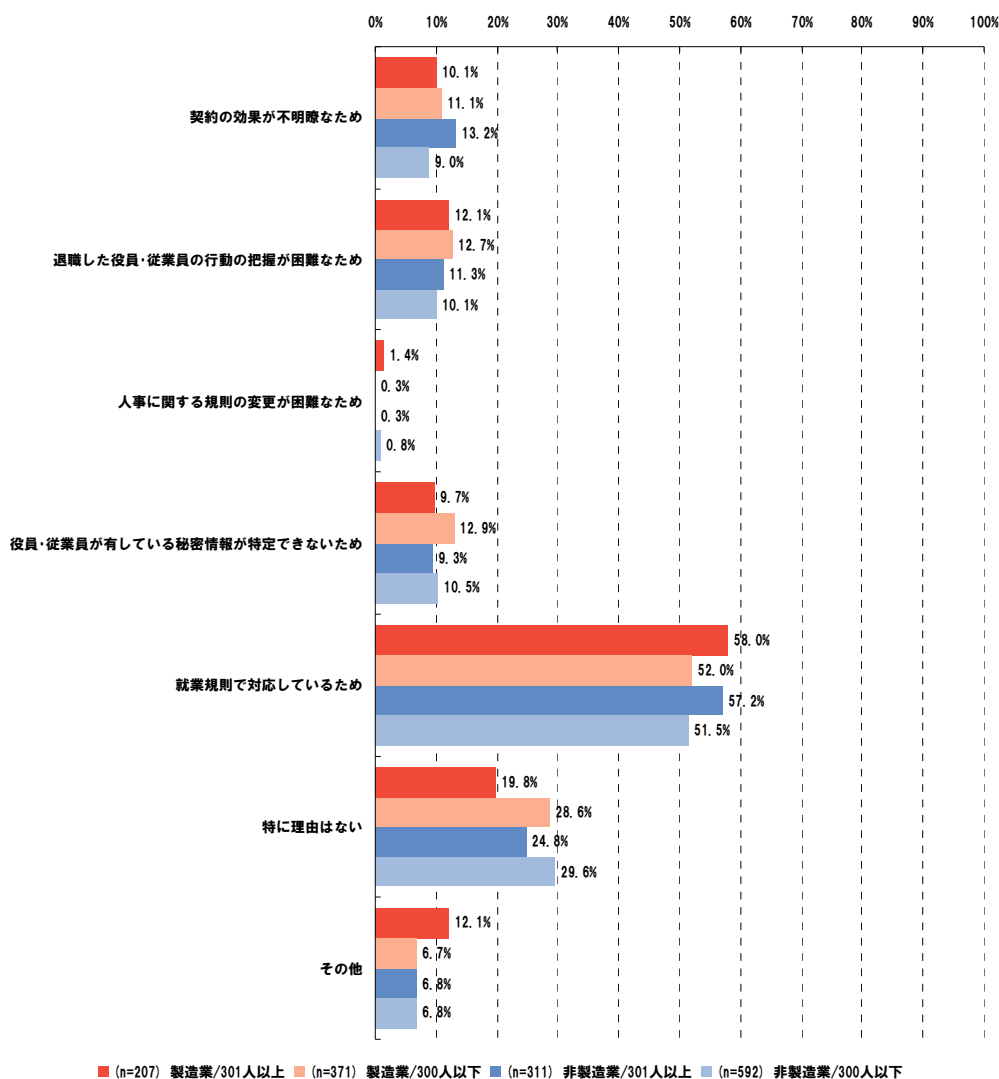
(n=1490)



※役員・従業員と秘密保持契約を締結していない企業と回答したのみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-9-2 秘密保持契約を締結していない理由(問9)【業種・規模別】



※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

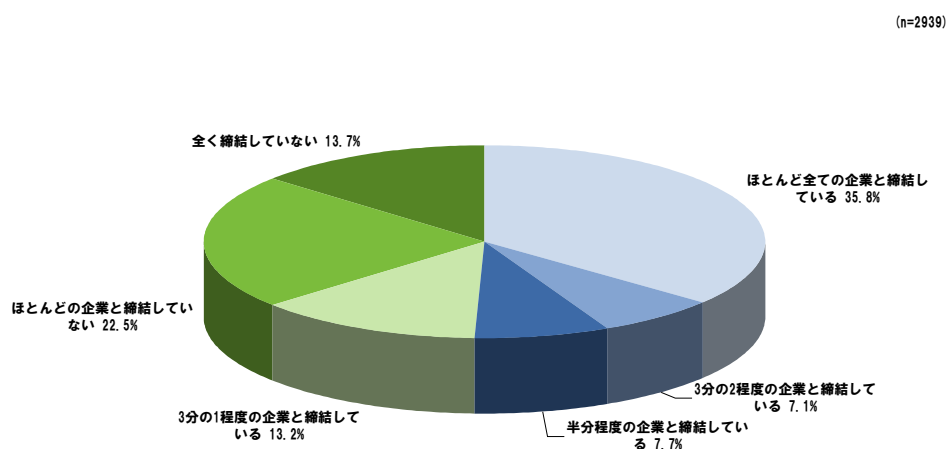
(3) 取引先企業との秘密保持契約について

問 10 貴社では取引先企業のうちどの程度の割合の企業と秘密保持契約を締結していますか。
(1つに〇)

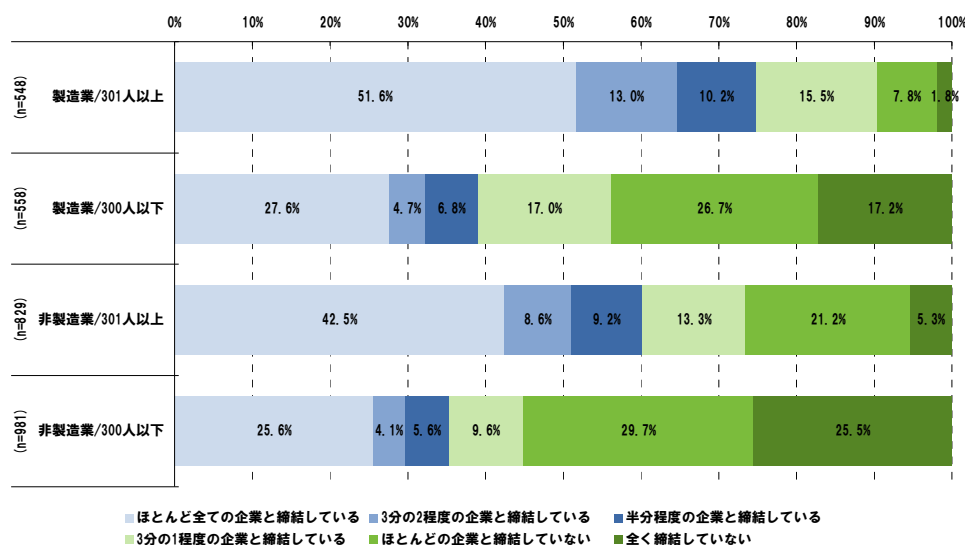
秘密保持契約を締結している取引先の割合を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「半分程度」以上の企業と締結している企業が 50.6%、「3分の1程度」以下の企業と締結している企業が 35.7%、「全く締結していない」企業が 13.7%となっている。

業種別・規模別の集計結果では、大規模企業では中小規模企業よりも、多くの割合の取引先企業と秘密保持契約を締結する傾向にある。また、製造業は非製造業よりも多くの割合の取引先企業と秘密保持契約を締結する傾向にある。

図表 2-10-1 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合(問 10)【全業種・全規模】



図表 2-10-2 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合(問 10)【業種・規模別】



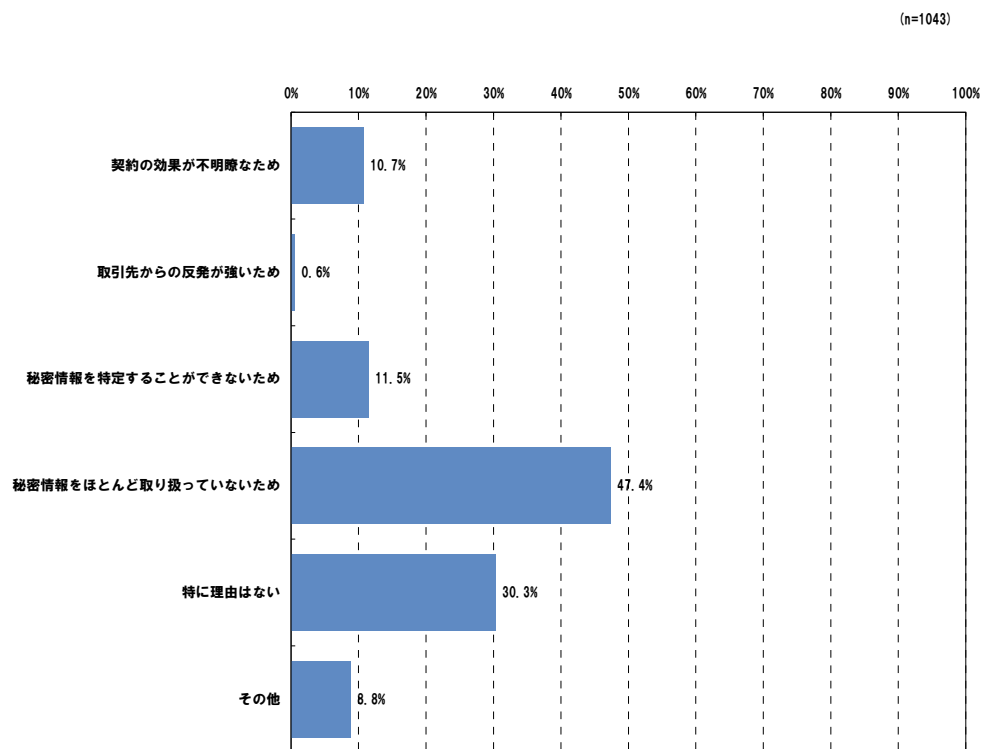
【以下の問 11 は、前問で取引先企業と秘密保持契約を「ほとんどの企業と締結していない(選択肢 5)」
「全く締結していない(選択肢 6)」と回答した方のみご回答ください。それ以外の方は問 12 にお進
みください。】

問 11 取引先企業との間で、秘密保持契約を締結していないのは、どのようなことが理由となっ
ているからですか。(該当するもの全てに○)

取引先企業と秘密保持契約を「ほとんど」または「全く」締結していないと回答した企業に対
して、その理由を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「秘密情報をほとんど取り扱っ
ていないため」の割合が最も高く 47.4%となっている。次いで、「特に理由はない(30.3%)」、「秘
密情報を特定することができないため(11.5%)」となっている。

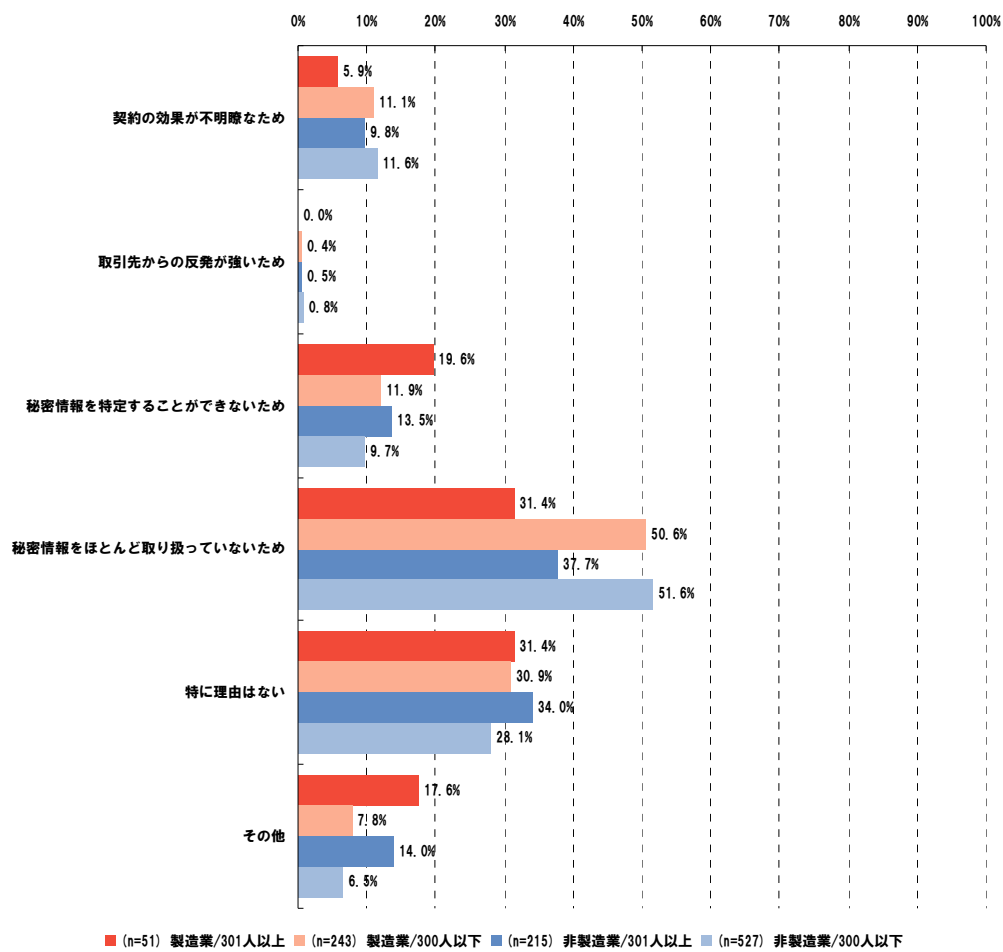
業種別・規模別の集計結果では、大規模企業よりも中小規模企業で「秘密情報をほとんど取り
扱っていないため」と回答する割合が大きくなっている。

図表 2-11-1 取引先企業と秘密保持契約を締結していない理由(問 11)【全業種・全規模】



※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない (と回答した企業のみ回答)

図表 2-11-2 取引先企業と秘密保持契約を締結していない理由(問 11)【業種・規模別】



※取引先企業と秘密保持契約を「ほとんど」または「全く」締結していないと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

(4) 役員・従業員との競業避止義務契約について

問 12 役員・従業員と競業避止義務契約（それに準じるような誓約書を含む）を締結していますか。締結している場合は、競業避止の期間についてもお答えください。

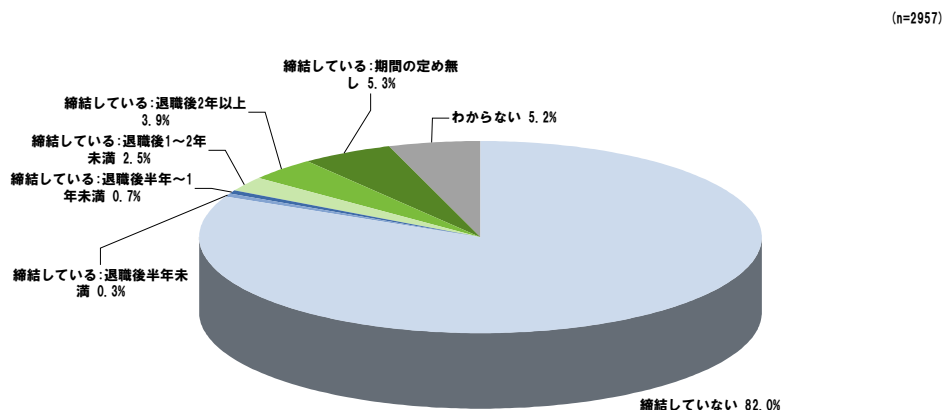
なお、就業規則のみで対応している場合は「1. 締結していない」を選択ください。

○競業避止義務契約の締結：役員

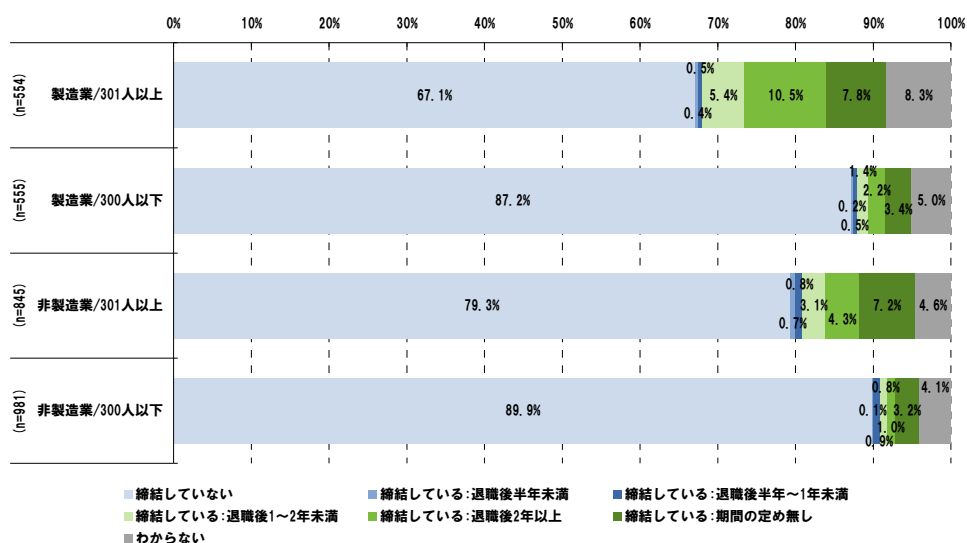
役員との競業避止義務契約の締結状況に関して尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「締結していない」企業が 82.0%、「締結している」企業が 12.7%となっている。また、「締結している」企業のうち、期間を定めた競業避止義務契約を交わしている企業は 7.4%(全体に対する割合)となっている。

業種・規模別の集計結果を見ると、中小規模企業で競業避止義務契約を交わしている企業は製造業で 7.8%、非製造業で 6.0%と、さらに限定される。また、大規模の製造業では、他の業種、規模の企業に比べて、役員との競業避止義務契約を交わす企業の割合が大きくなっている。

図表 2-12-1 競業避止義務契約の締結：役員(問 12-1)【全業種・全規模】



図表 2-12-2 競業避止義務契約の締結：役員(問 12-1)【業種・規模別】



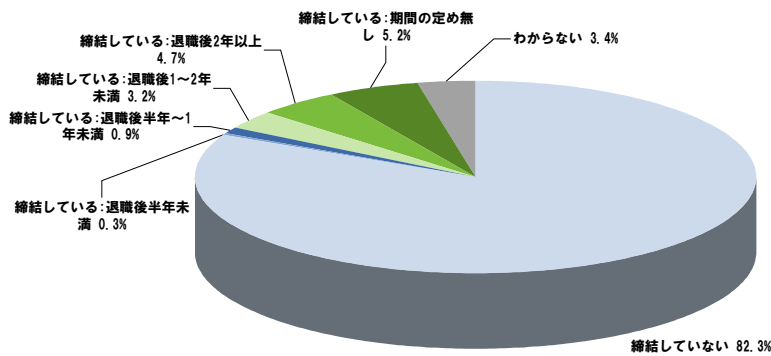
○競業避止義務契約の締結：従業員

従業員との競業避止義務契約の締結状況に関して尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「締結していない」企業が82.3%、「締結している」企業が14.3%となっている。また、「締結している」企業のうち、期間を定めた競業避止義務契約を交わしている企業は9.1%(全体に対する割合)となっている。

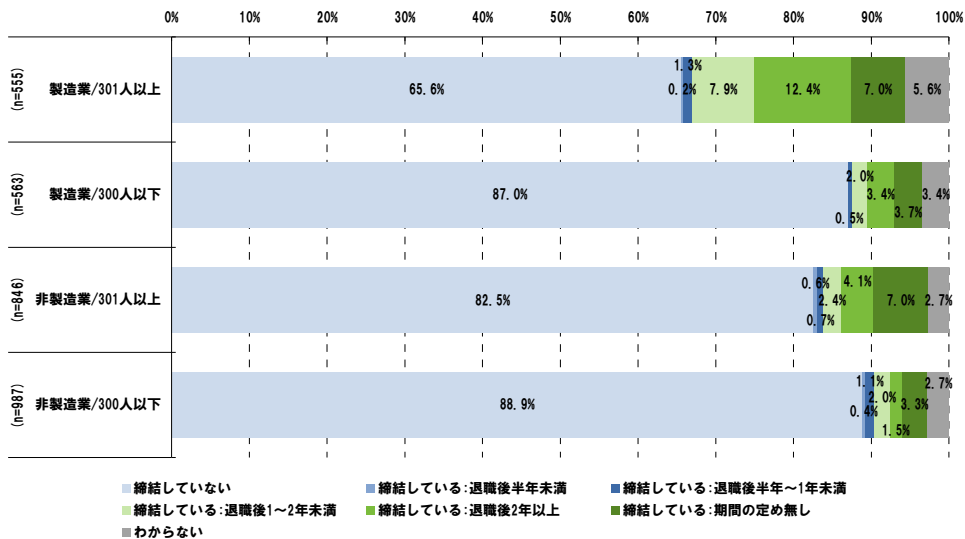
業種別・規模別の集計結果を見ると、役員との競業避止義務契約と同じく、製造業の大規模企業は比較的多くの企業において従業員との競業避止義務契約が交わされている。

図表 2-12-3 競業避止義務契約の締結：従業員(問 12-2)【全業種・全規模】

(n=2972)



図表 2-12-4 競業避止義務契約の締結：従業員(問 12-2)【業種・規模別】



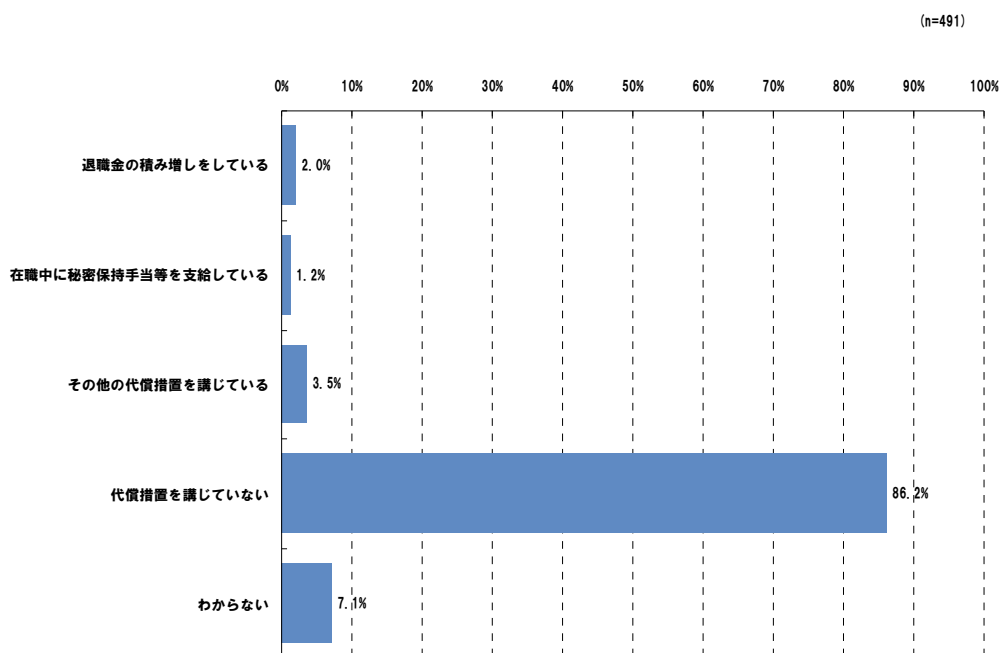
【以下の問 13～問 16 は、前問で役員と従業員のどちらかまたは両方と競業避止義務契約を「締結している(選択肢 2～6)」と回答した方のみご回答ください。それ以外の方は問 17 にお進みください。】

問 13 裁判において競業避止義務契約の有効性が認められるためには、当該契約によって役員・従業員が被るであろう経済的な損失を補てんするだけの「代償措置」を講じていることが求められるケースがあります。貴社では、役員・従業員との競業避止義務契約において下記のような「代償措置」を講じていますか。(該当するもの全てに○)

役員と従業員のどちらかまたは両方と競業避止義務契約を締結していると回答した企業に対して、代償措置の有無を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「代償措置を講じていない」企業が 86.2%、何らかの代償措置を講じている企業は 6.7%（「退職金の積み増し」、「在職中の秘密保持手当」、「その他の代償措置」のいずれかに○をつけた企業）であり、役員・従業員と競業避止義務契約を交わしている企業においても、代償措置まで講じている企業は少ない。

業種別または規模別で見ても、大きな違いは見られず、どの業種・規模の企業においても、競業避止義務契約における代償措置はあまり講じられていない状況にある。

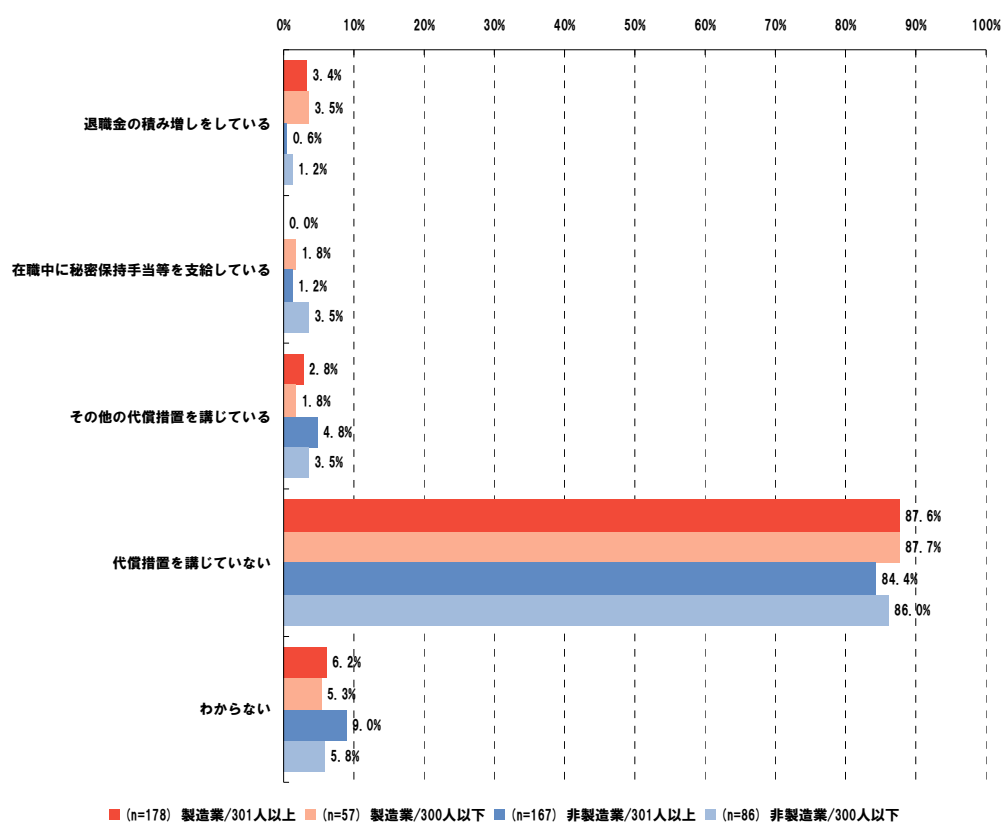
図表 2-13-1 競業避止義務契約において講じている代償措置 (問 13) 【全業種・全規模】



※役員と従業員のどちらかまたは両方と競業避止義務契約を締結していると回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない

図表 2-13-2 競業禁止義務契約において講じている代償措置(問 13)【業種・規模別】



※役員と従業員のどちらかまたは両方と競業禁止義務契約を締結していると回答した企業のみ回答

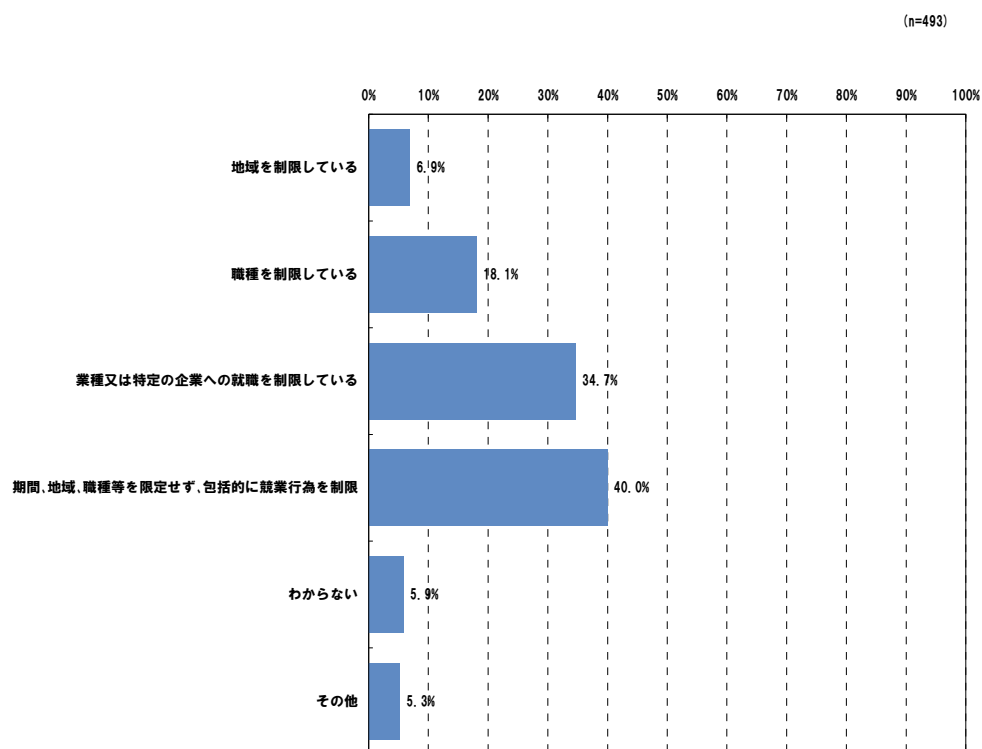
※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

問 14 役員・従業員との競業避止義務契約において競業の範囲をどの程度のレベルで制限されていますか。(該当するもの全てに○)

役員と従業員のどちらかまたは両方と競業避止義務契約を締結していると回答した企業に対して、競業の範囲を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「期間、地域、職種等を限定せず、包括的に競業行為を制限」の割合が最も高く 40.0%となっている。次いで、「業種又は特定の企業への就職を制限している (34.7%)」、「職種を制限している (18.1%)」となっている。

回答企業数が限られているため断定は難しいものの、業種別・規模別の集計結果を見ると、製造業の大規模企業は他の業種・規模の企業と比べて「業種または特定の企業への就職」を制限している割合が高く、非製造業の中小規模企業は「地域」と「職種」を制限している割合が高い。また、製造業の中小規模企業は、「包括的」に制限している割合が高くなっている。

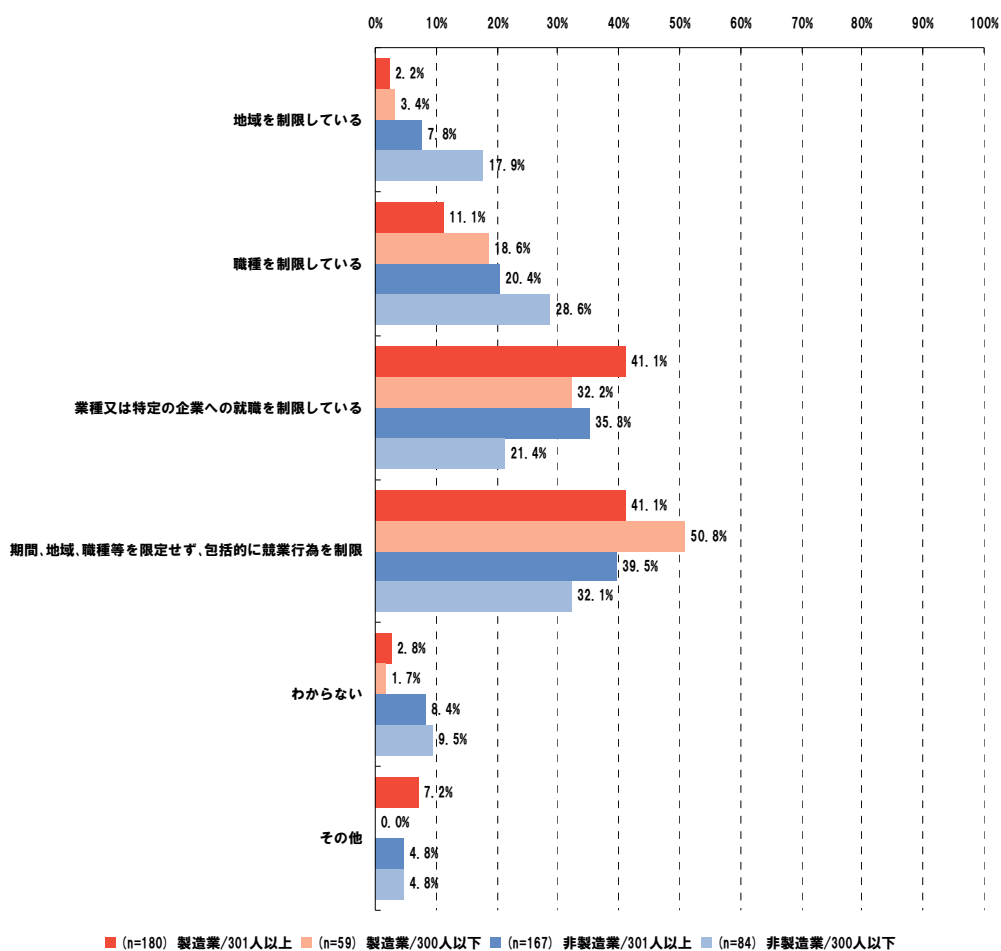
図表 2-14-1 競業避止義務契約における競業の範囲 (問 14) 【全業種・全規模】



※役員と従業員のどちらかまたは両方と競業避止義務契約を締結していると回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない

図表 2-14-2 競業禁止義務契約における競業の範囲（問 14）【業種・規模別】



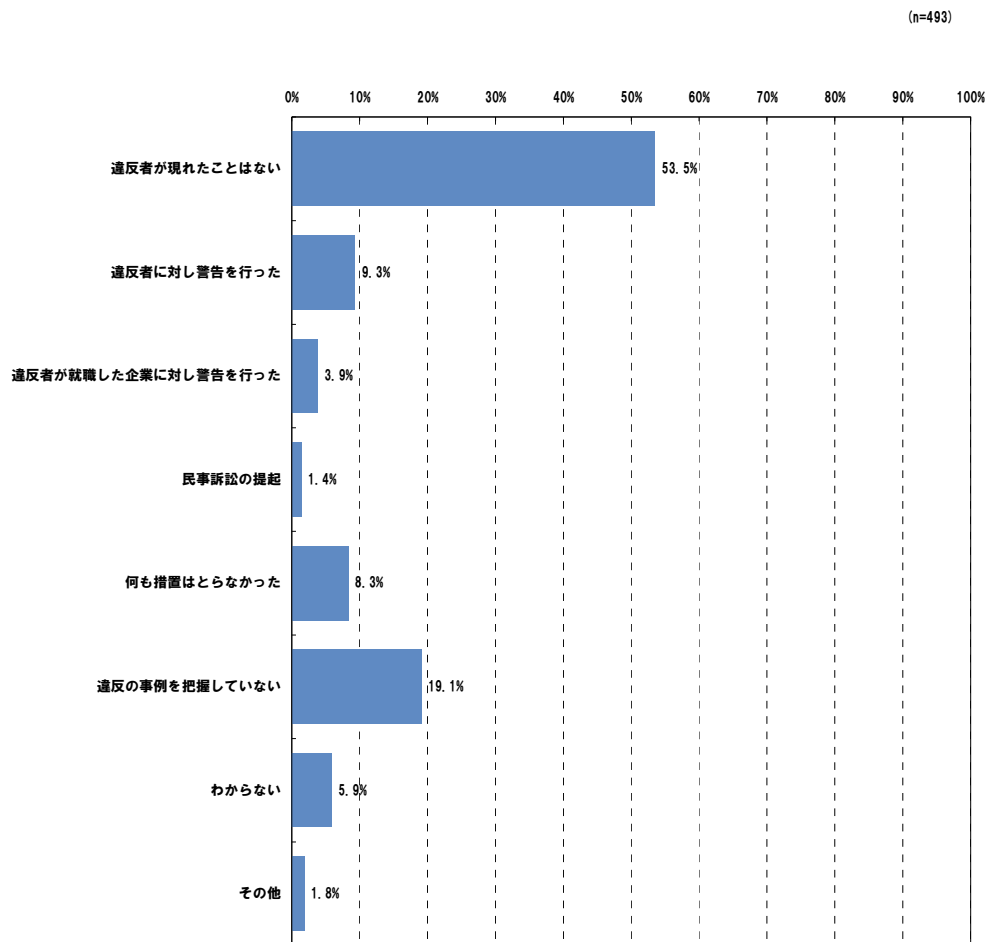
※役員と従業員のどちらかまたは両方と競業禁止義務契約を締結していると回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない

問 15 競業禁止義務に違反した役員・従業員に対してどのような対応をとりましたか。
 (該当するもの全てに○)

役員と従業員のどちらかまたは両方と競業禁止義務契約を締結していると回答した企業に対して、違反事例への対応を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「違反者が現れたことはない」の割合が最も高く 53.5%となっている。次いで、「違反の事例を把握していない (19.1%)」、「違反者に対し警告を行った (9.3%)」となっている。

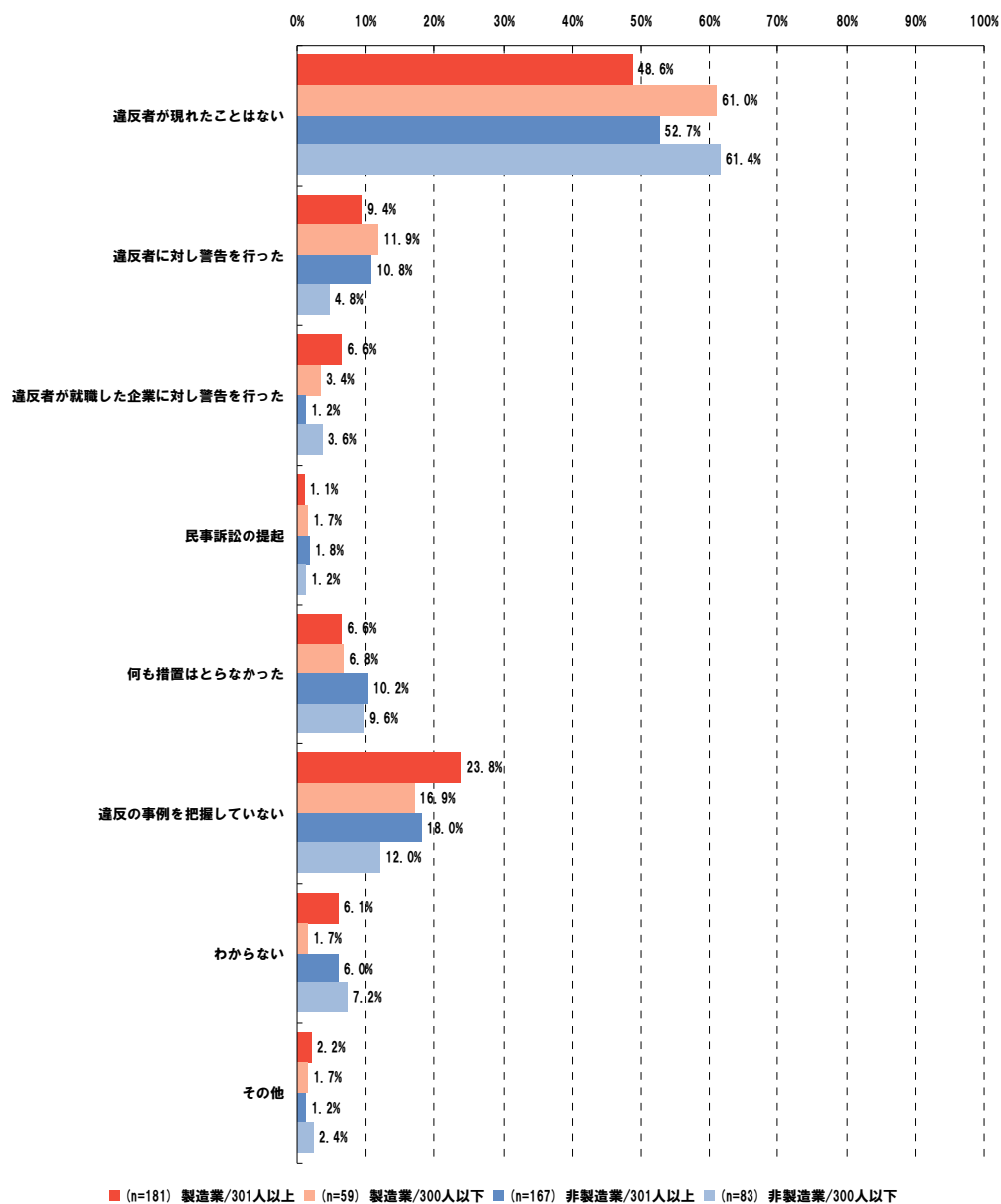
図表 2-15-1 競業禁止義務違反に対する対応(問 15)【全業種・全規模】



※役員と従業員のどちらかまたは両方と競業禁止義務契約を締結していると回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない

図表 2-15-2 競業禁止義務違反に対する対応(問 15)【業種・規模別】



※複数回答式の設定のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない。と回答した企業のみ回答

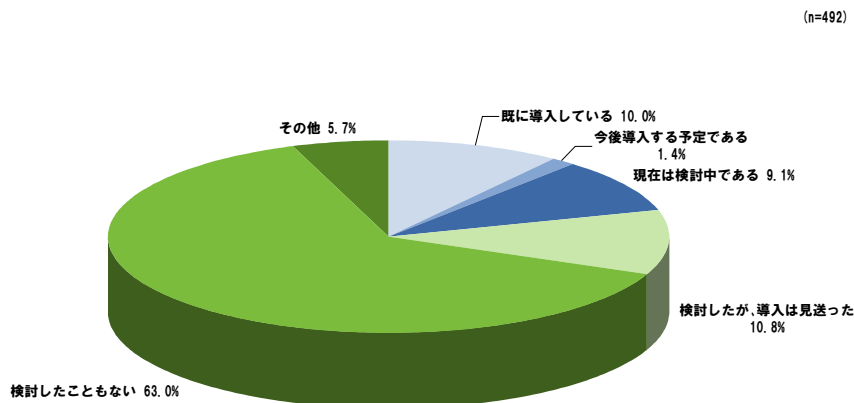
問 16 競業禁止義務契約を実効性のあるものにするため、退職者が契約に違反して競業他社に再就職した際に、退職給付を減額することを契約書上に明記しているケースも見受けられません。貴社ではこのような規定を契約書上に設けていますか。(1つに○)

役員と従業員のどちらかまたは両方と競業禁止義務契約を締結していると回答した企業に対して、退職給付の減額規定の導入状況を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「検討したこともない」の割合が最も高く 63.0%となっている。次いで、「検討したが、導入は見送った(10.8%)」、「既に導入している(10.0%)」となっている。

「導入予定(1.4%)」及び「検討中(9.1%)」を含めると、全体の2割程度が退職給付の減額を導入または検討しており、問13の代償措置に比べると多くの企業が取り入れていると回答している。

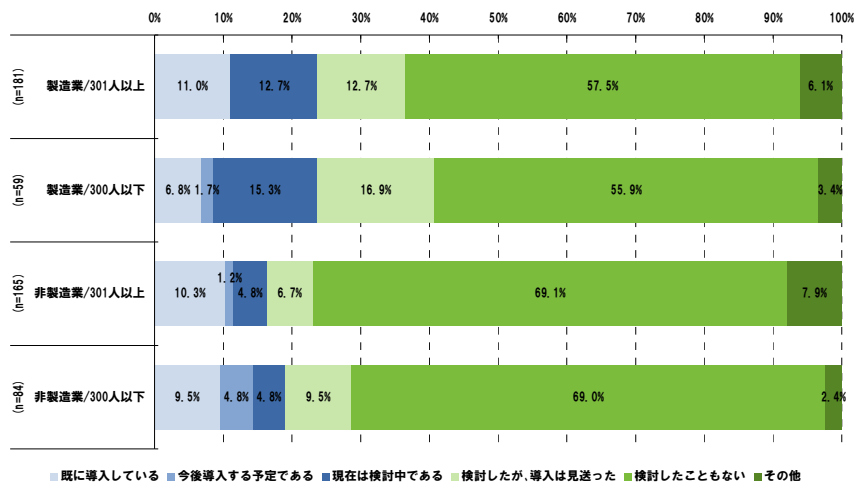
業種別・規模別の集計結果を見ると、「検討中」まで含めれば、製造業が非製造業に比べて高い割合となっている。

図表 2-16-1 競業他社に再就職した際の退職給付減額の規定(問16)【全業種・全規模】



※役員と従業員のどちらかまたは両方と競業禁止義務契約を締結していると回答した企業のみ回答

図表 2-16-2 競業他社に再就職した際の退職給付減額の規定(問16)【業種・規模別】



※役員と従業員のどちらかまたは両方と競業禁止義務契約を締結していると回答した企業のみ回答

【以下の問 17 は、問 12 で役員と従業員のうちまたは両方と競業避止義務契約を「締結していない（選択肢 1）」と回答した方のみご回答ください。それ以外の方は問 18 にお進みください。】

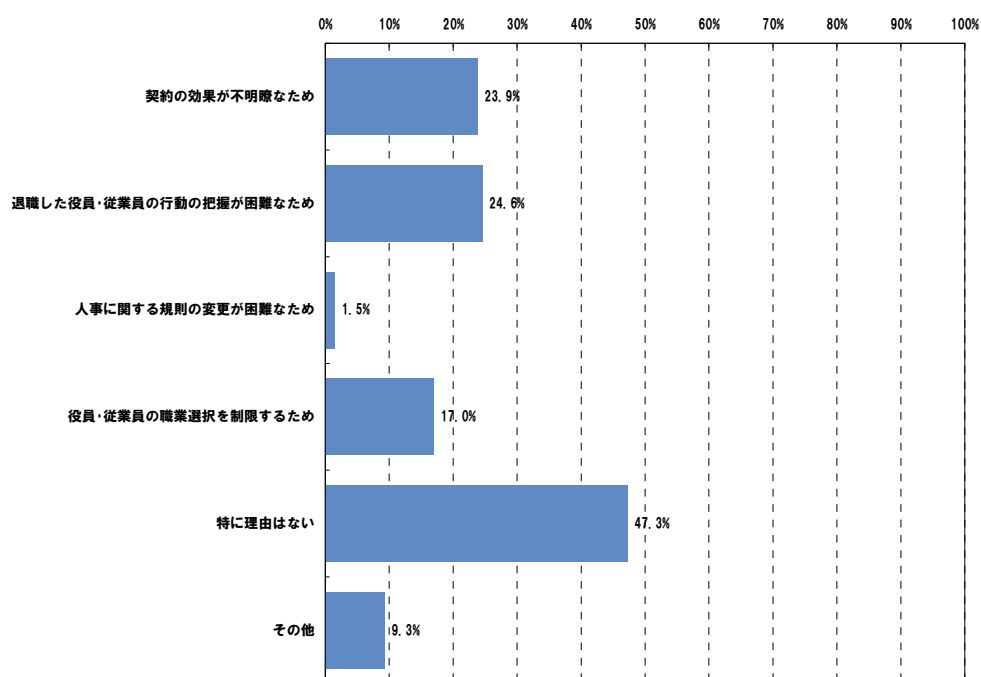
問 17 役員又は従業員と競業避止義務契約を締結していないのは、どのようなことが理由となっているからですか。（該当するもの全てに○）

役員と従業員のうちまたは両方と競業避止義務契約を締結していないと回答した企業に対して、その理由を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「特に理由はない」の割合が最も高く 47.3%となっている。次いで、「退職した役員・従業員の行動の把握が困難なため（24.6%）」、「契約の効果が不明瞭なため（23.9%）」となっている。

業種別・規模別の集計結果を見ると、中小規模企業では大規模企業に比べて「特に理由はない」と回答する企業が多く、競業避止義務契約について特に意識していない企業が多いものと考えられる。一方で大規模の企業では「退職した役員・従業員の行動の把握が困難なため」、「契約の効果が不明瞭なため」、「役員・従業員の職業選択を制限するため」など、具体的な理由を挙げている企業が比較的多い。

図表 2-17-1 競業避止義務契約を締結していない理由（問 17）【全業種・全規模】

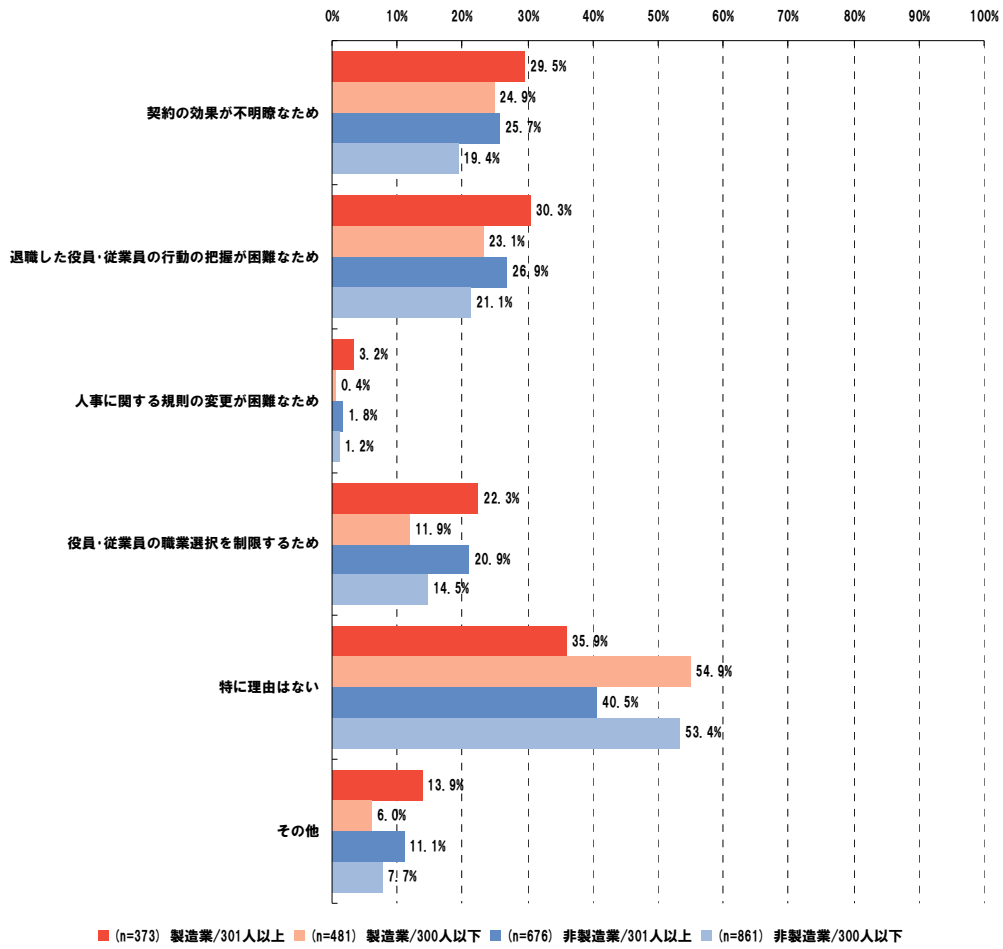
(n=2406)



※役員と従業員のうちまたは両方と競業避止義務契約を締結していないと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない

図表 2-17-2 競業避止義務契約を締結していない理由(問 17)【業種・規模別】



※役員と従業員のどちらかまたは両方と競業避止義務契約を締結していないと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

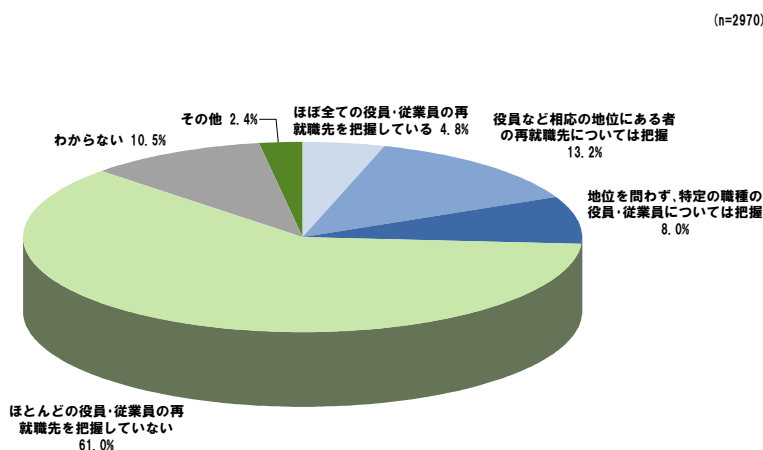
(5) 退職した役員・従業員の把握等について

問 18 貴社では、退職者（雇用契約の期間が満了した者及び定年退職者を含む）の再就職先をどの程度把握していますか。（1つに○）

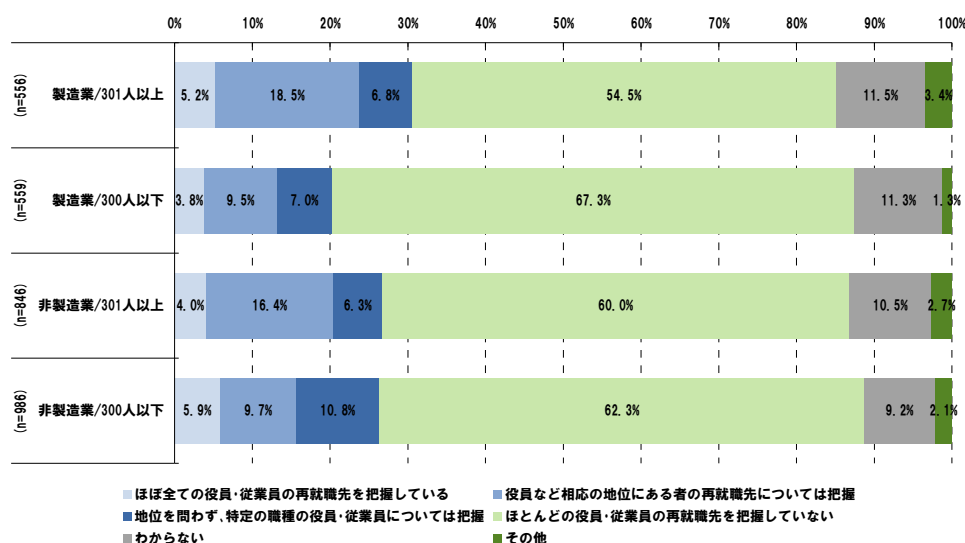
再就職の把握状況について尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「ほとんどの役員・従業員の再就職先を把握していない」の割合が最も高く 61.0%となっている。次いで、「役員など相応の地位にある者の再就職先については把握（13.2%）」、「わからない（10.5%）」となっている。このように、6割以上（「わからない」を含めれば7割以上）の企業では、退職者の再就職先についてほとんど把握していない。

業種別・規模別で見ると、大規模企業は中小規模企業に比べて、退職者の再就職先を把握している割合がやや高くなっている。

図表 2-18-1 退職者の再就職先の把握(問 18)【全業種・全規模】



図表 2-18-2 退職者の再就職先の把握(問 18)【業種・規模別】



【以下の問 19～問 22 は、前問で選択肢 1～3 を選択した方のみお答えください。それ以外の方は問 23 にお進みください。】

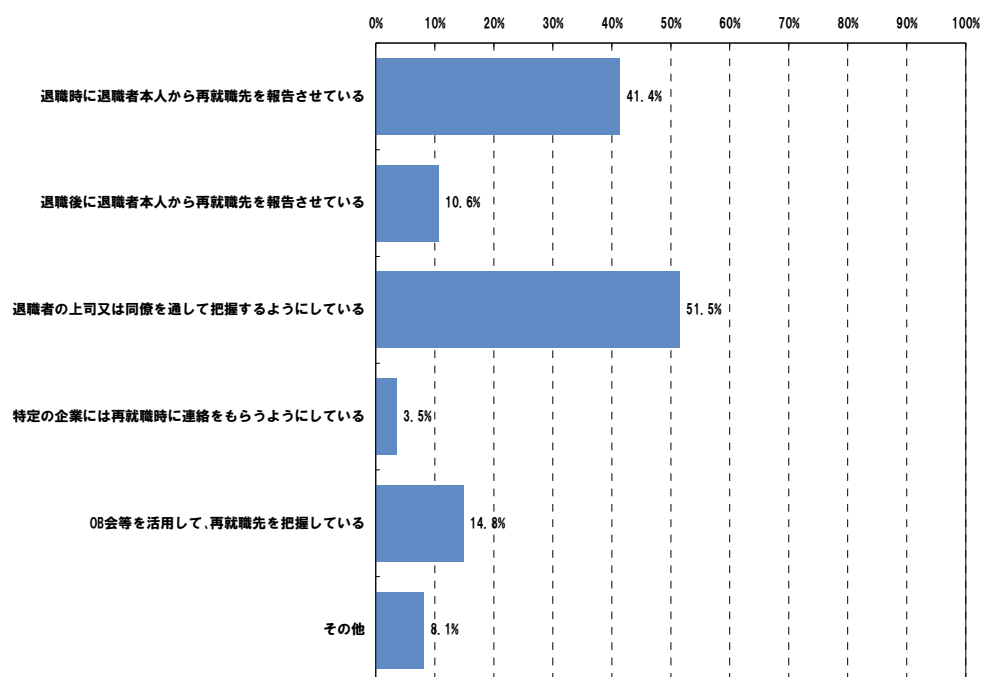
問 19 どのような方法で退職者（雇用契約の期間が満了した者及び定年退職者を含む）の再就職先の把握を行っていますか。（該当するもの全てに○）

退職者の再就職先を把握していると回答した企業（「ほぼ全ての役員・従業員の再就職先を把握している」、「役員など相応の地位にある者の再就職先については把握」、「地位を問わず、特定の職種の役員・従業員については把握」と回答した企業）に対して、退職者の再就職先の把握方法について尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「退職者の上司又は同僚を通して把握するようにしている」の割合が最も高く 51.5%となっている。次いで、「退職時に退職者本人から再就職先を報告させている（41.4%）」、「OB 会等を活用して、再就職先を把握している（14.8%）」となっている。

業種別・規模別の集計結果では、大規模企業は中小規模企業に比べて「退職時に退職者本人から再就職先を報告させている」や、「OB 会等を活用して再就職先を把握している」と回答する割合が高くなっている。

図表 2-19-1 退職者の再就職先の把握を行う方法（問 19）【全業種・全規模】

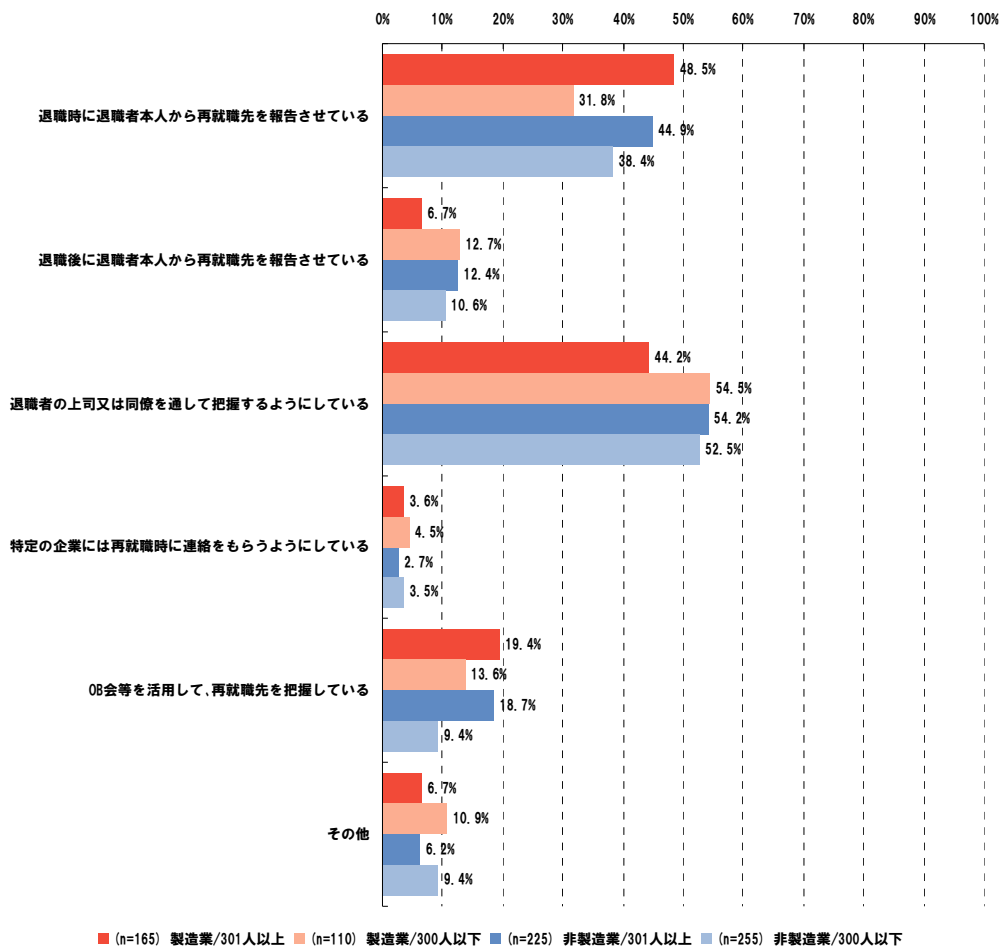
(n=761)



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない

図表 2-19-2 退職者の再就職先の把握を行う方法(問 19)【業種・規模別】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない

問 20 営業秘密に接する機会があった日本人の役員・正規社員（期間の定めがない従業員）及び外国人の役員・正規社員が、中途退職後に競業関係にある外国企業に再就職する割合はどれくらいですか。

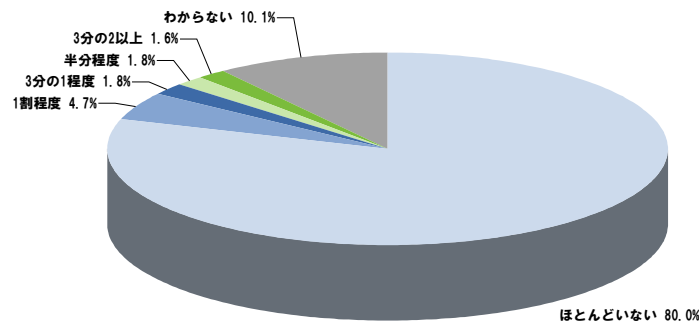
退職者の再就職先を把握していると回答した企業に対して、日本人の役員・正規社員が中途退職後に競業関係にある外国企業に再就職する割合を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「1割程度」以上と回答する企業は、正規社員等の全体を対象にした質問では9.9%、技術系人材を対象にした質問でも8.8%であり、中途退職者が競業外国企業に一定程度の規模で再就職していることを認識している企業は少なからず存在している。

外国人の役員・正規社員が競業外国企業へ再就職する割合は、日本人の役員・正規社員よりも割合が低く出ているものの、一方で「わからない」との回答が多くなっている。

また、業種別・規模別の集計結果を見ると、日本人と外国人の区別および、全体と技術系人材の区別を問わず、大規模企業では「わからない」と回答する企業の割合が中小規模企業と比較して高い。

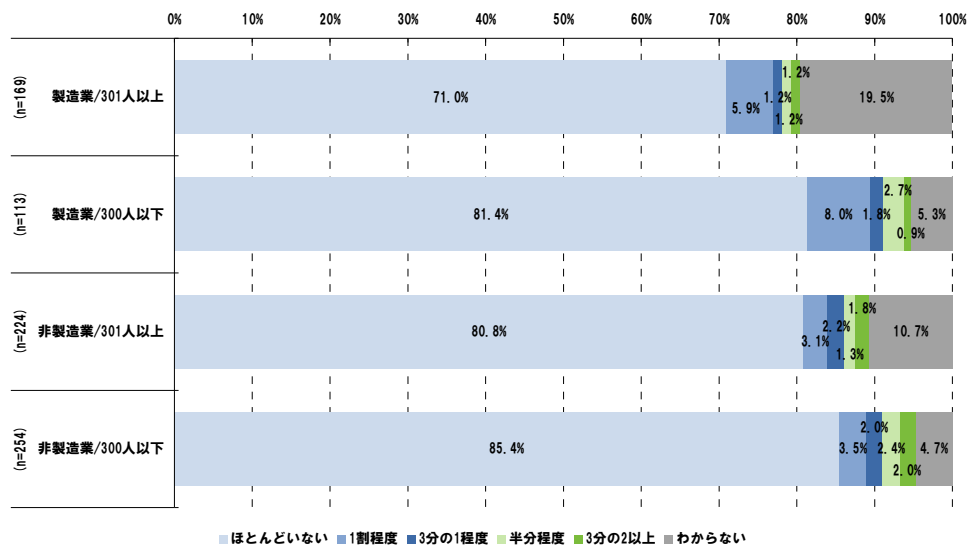
図表 2-20-1 役員・正規社員が競業外国企業に再就職する割合：日本人_全体(問 20-1)【全業種・全規模】

(n=766)



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

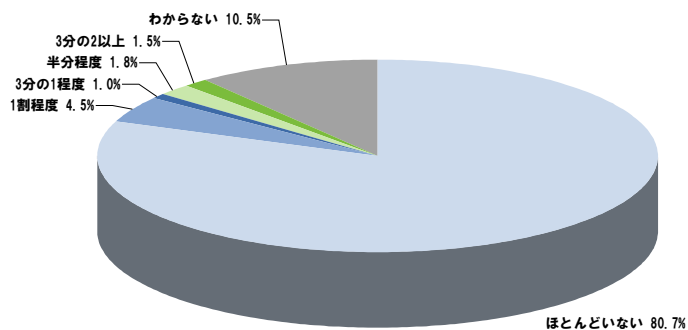
図表 2-20-2 役員・正規社員が競業外国企業に再就職する割合：日本人_全体(問 20-1)【業種・規模別】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

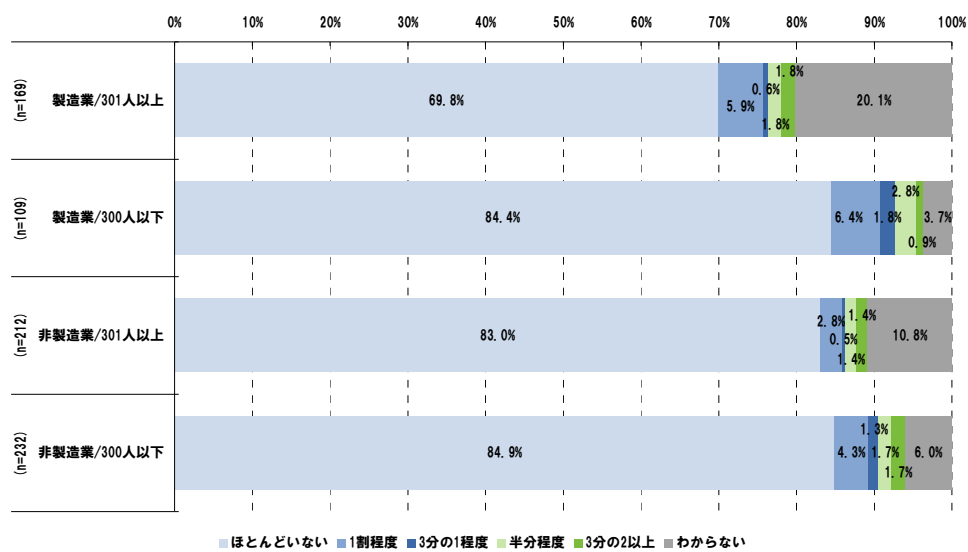
図表 2-20-3 役員・正規社員が競業外国企業に再就職する割合：日本人_技術系(問 20-2)【全業種・全規模】

(n=727)



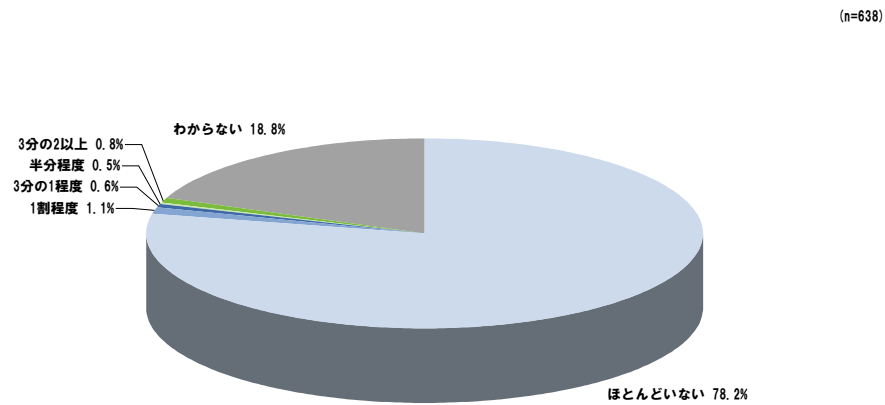
※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

図表 2-20-4 役員・正規社員が競業外国企業に再就職する割合：日本人_技術系(問 20-2)【業種・規模別】



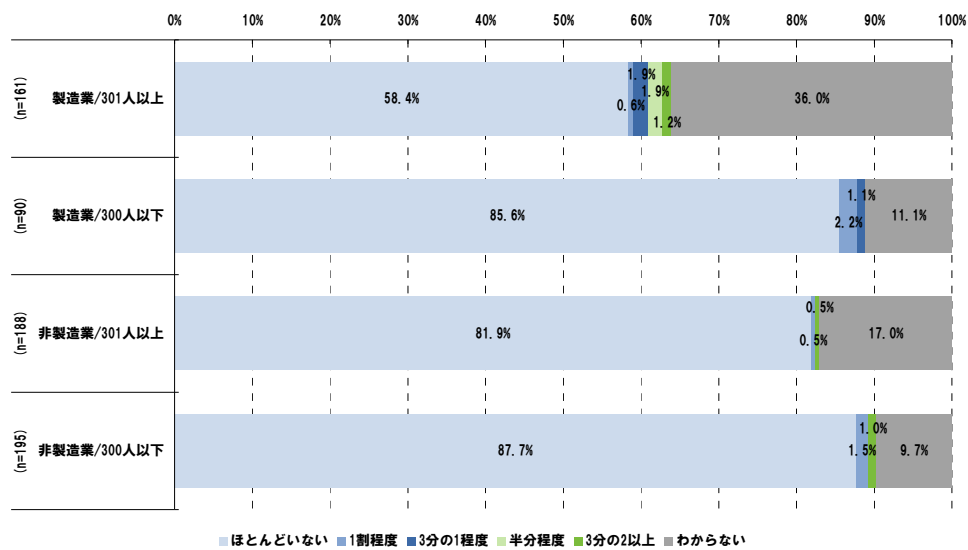
※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

図表 2-20-5 役員・正規社員が競業外国企業に再就職する割合：外国人_全体(問 20-3)【全業種・全規模】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

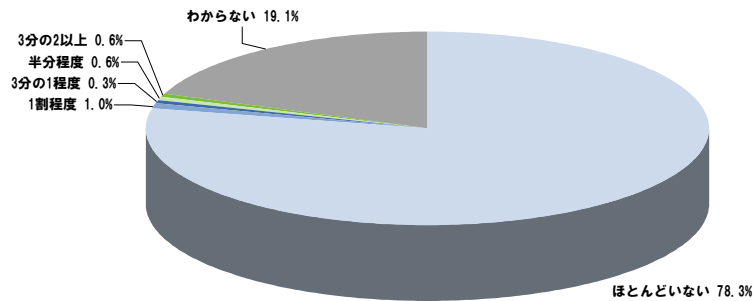
図表 2-20-6 役員・正規社員が競業外国企業に再就職する割合：外国人_全体(問 20-3)【業種・規模別】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

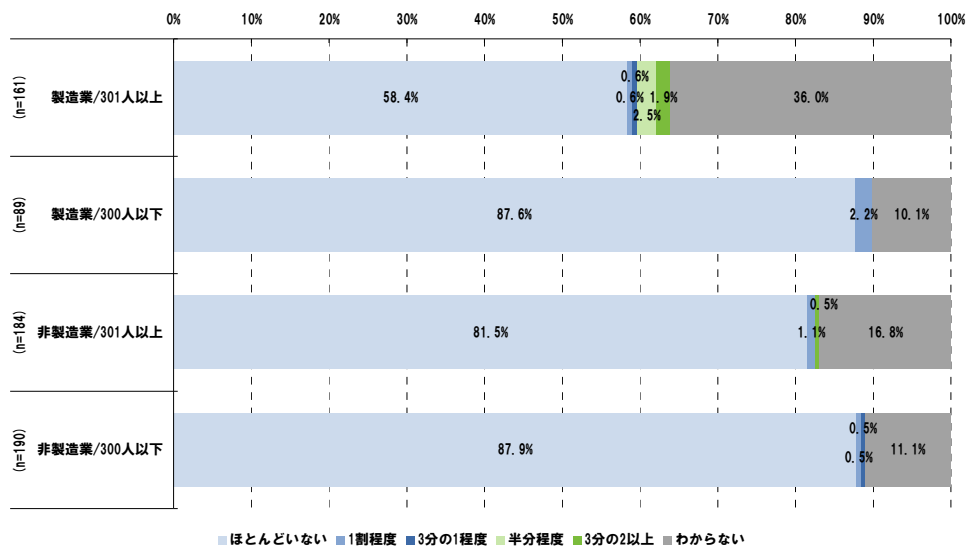
図表 2-20-7 役員・正規社員が競業外国企業に再就職する割合：外国人_技術系(問 20-4)
【全業種・全規模】

(n=628)



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

図表 2-20-8 役員・正規社員が競業外国企業に再就職する割合：外国人_技術系(問 20-4) 【業種・規模別】

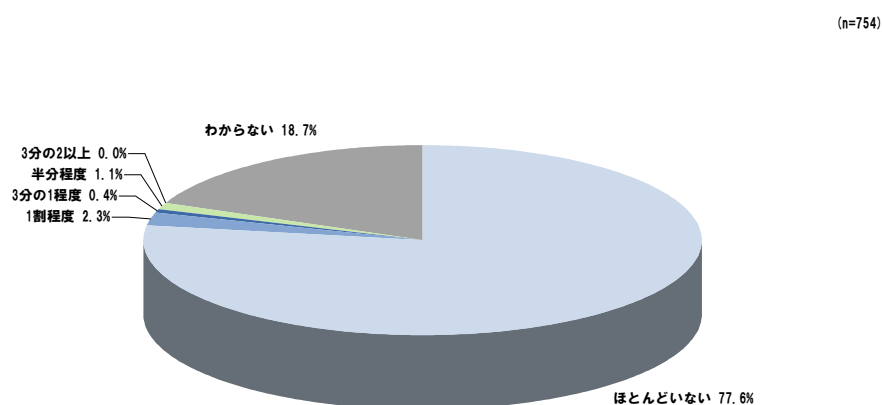


※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

問 21 営業秘密に接する機会があった契約社員（期間の定めのある従業員）の再就職先として、競業関係にある外国企業に再就職する割合はどれくらいですか。（各行の 1～6 のいずれか 1 つに○）

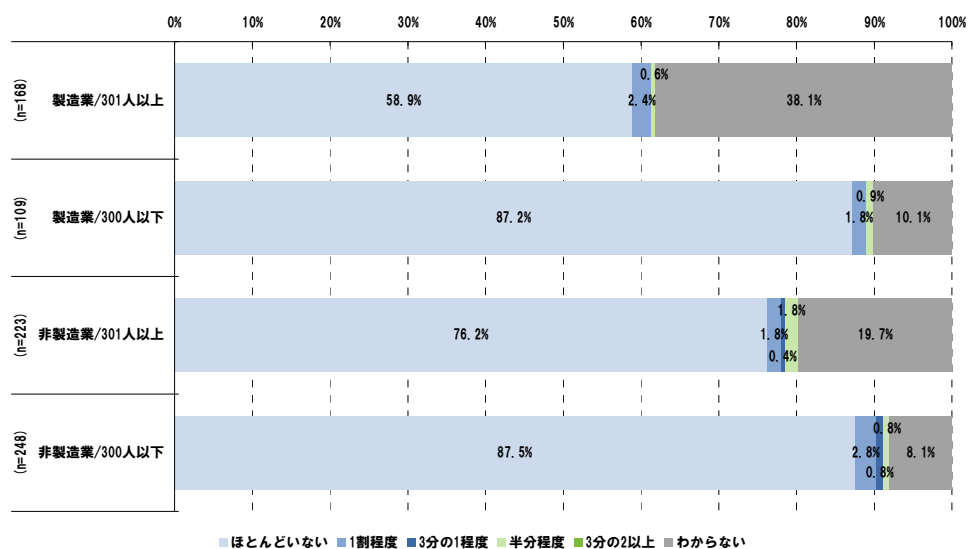
退職者の再就職先を把握していると回答した企業に対して、契約社員が競業外国企業へ再就職する割合を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、役員・正規社員の集計結果よりも「1割程度」以上と回答している割合は低い。一方「わからない」との回答が多く、契約社員の再就職先の把握は、役員・正規社員よりも十分に行われていない可能性がある。

図表 2-21-1 契約社員が競業外国企業に再就職する割合：日本人_全体（問 21-1）【全業種・全規模】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

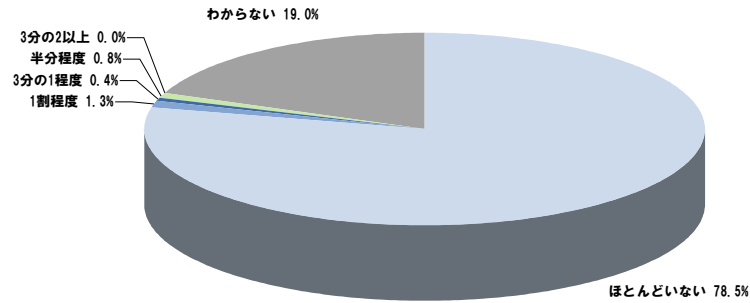
図表 2-21-2 契約社員が競業外国企業に再就職する割合：日本人_全体（問 21-1）【業種・規模別】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

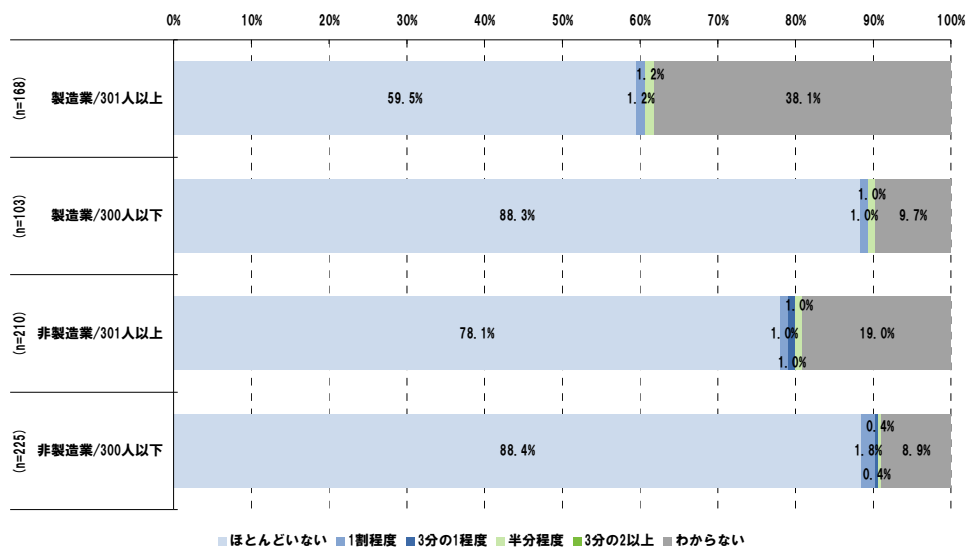
図表 2-21-3 契約社員が競業外国企業に再就職する割合：日本人_技術系(問 21-2) 【全業種・全規模】

(n=711)



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

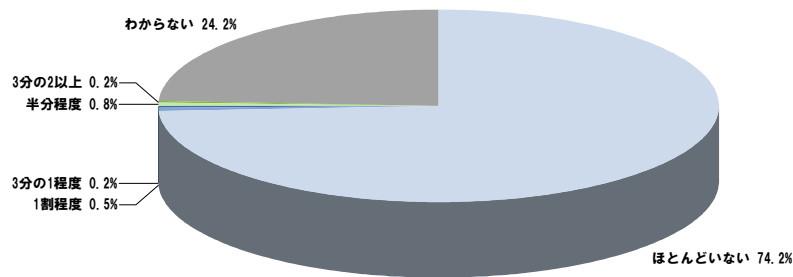
図表 2-21-4 契約社員が競業外国企業に再就職する割合：日本人_技術系(問 21-2) 【業種・規模別】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

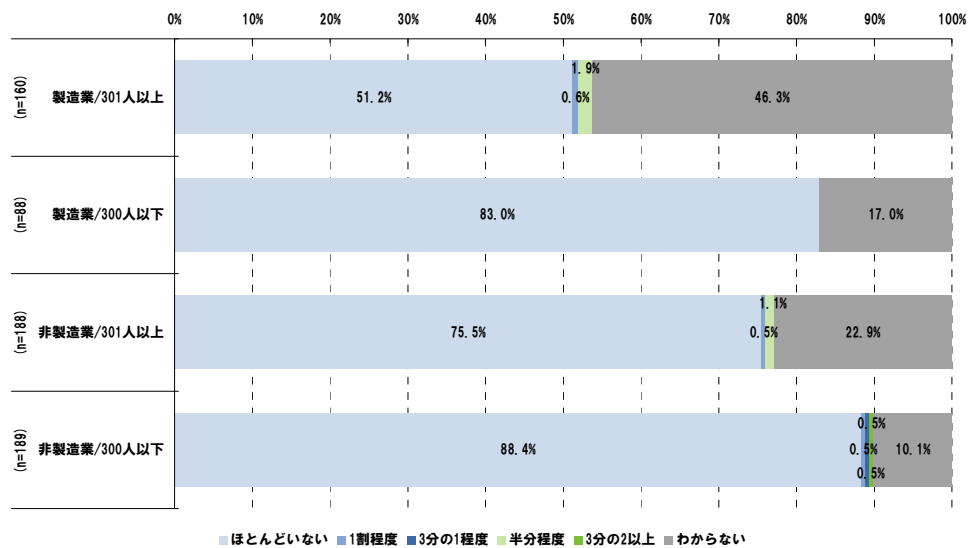
図表 2-21-5 契約社員が競業外国企業に再就職する割合：外国人_全体(問 21-3)【全業種・全規模】

(n=629)



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

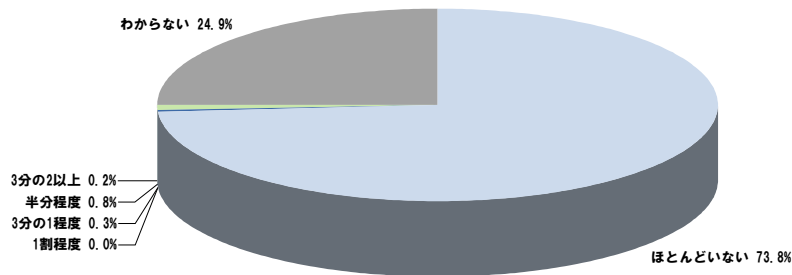
図表 2-21-6 契約社員が競業外国企業に再就職する割合：外国人_全体(問 21-3)【業種・規模別】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

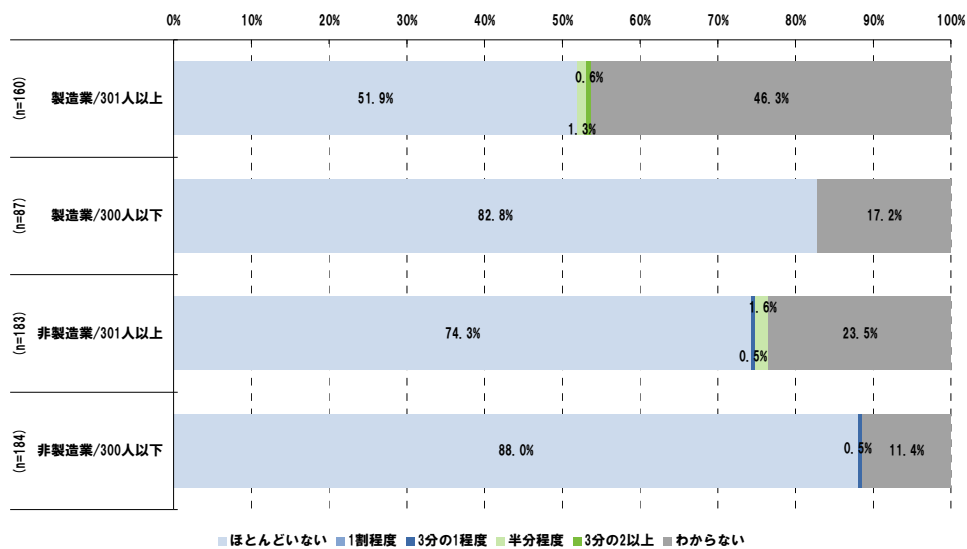
図表 2-21-7 契約社員が競業外国企業に再就職する割合：外国人_技術系(問 21-4)【全業種・全規模】

(n=618)



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

図表 2-21-8 契約社員が競業外国企業に再就職する割合：外国人_技術系(問 21-4)【業種・規模別】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

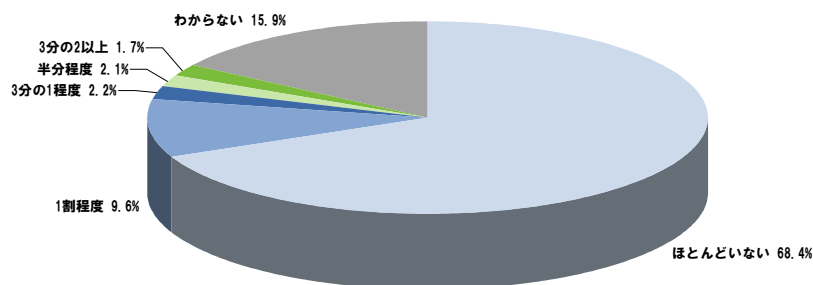
問 22 定年退職した従業員のうち、競業他社（国内外を問わない）に再就職する割合はどれくらいですか。

退職者の再就職先を把握している企業に対し、定年退職した従業員が競業他社(国内外を問わない)に再就職する割合について尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「1割程度」以上と回答した企業は、日本人定年退職者全体を対象にした質問では 15.6%、日本人技術者を対象にした質問では 13.6%となっている。

また、外国人の定年退職者が競業他社に再就職する割合では、「わからない」との回答が日本人と比べて多く、外国人従業員の再就職先は、日本人従業員の再就職先よりも十分に把握されていない可能性がある。

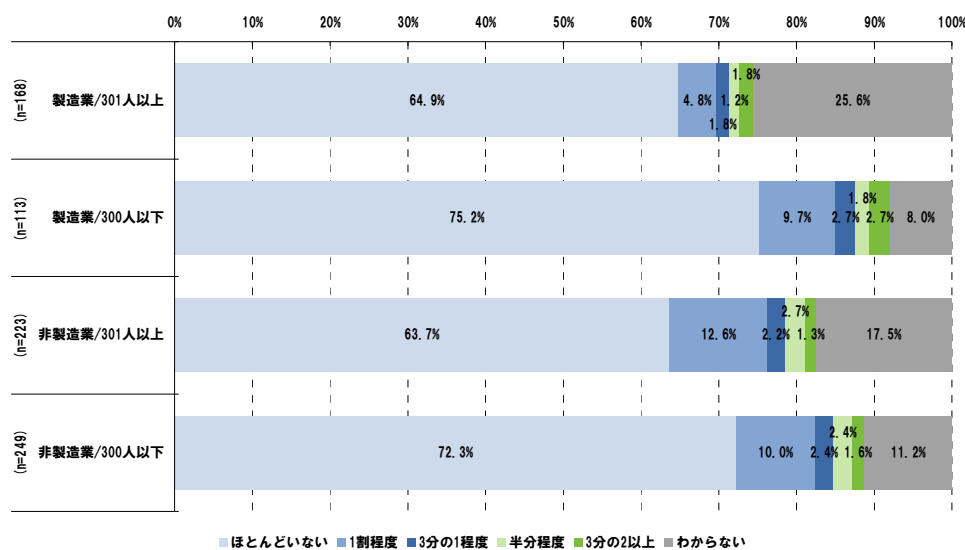
図表 2-22-1 定年退職者が競業他社に再就職する割合：日本人_全体(問 22-1)【全業種・全規模】

(n=759)



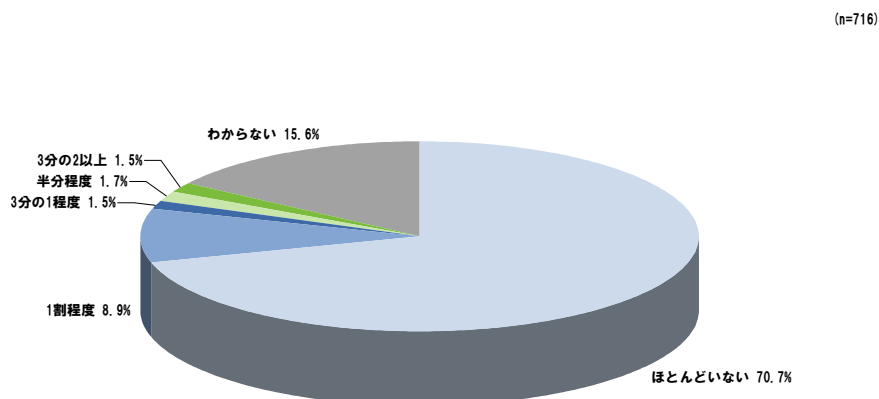
※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

図表 2-22-2 定年退職者が競業他社に再就職する割合：日本人_全体(問 22-1)【業種・規模別】



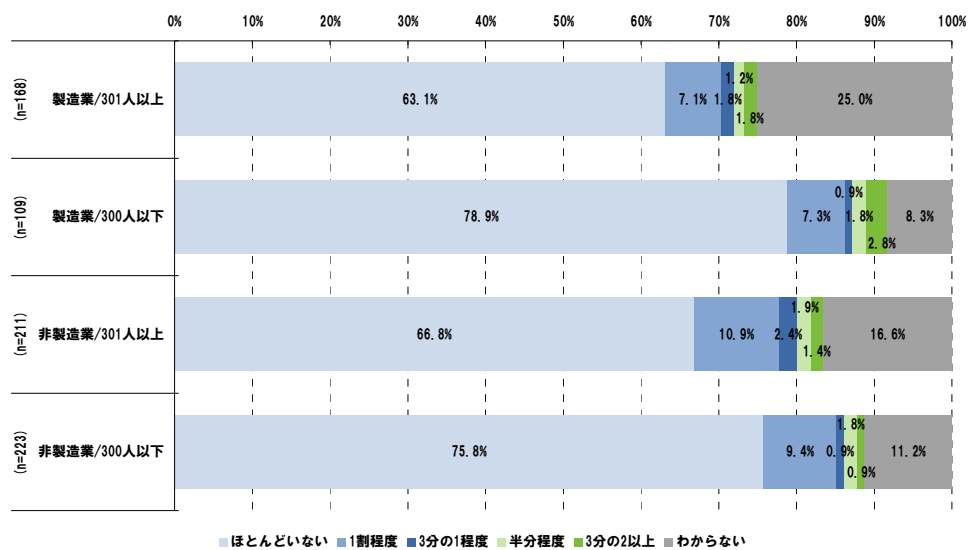
※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

図表 2-22-3 定年退職者が競業他社に再就職する割合：日本人_技術系(問 22-2)【全業種・全規模】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

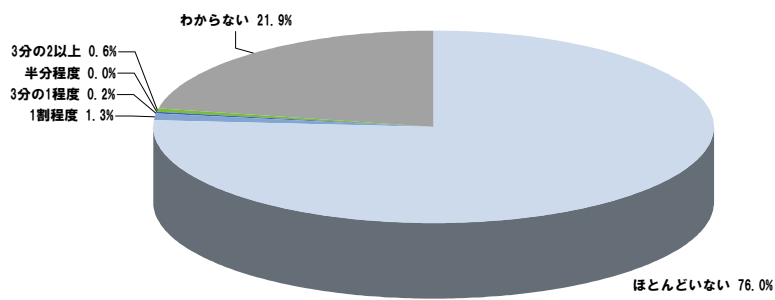
図表 2-22-4 定年退職者が競業他社に再就職する割合：日本人_技術系(問 22-2)【業種・規模別】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

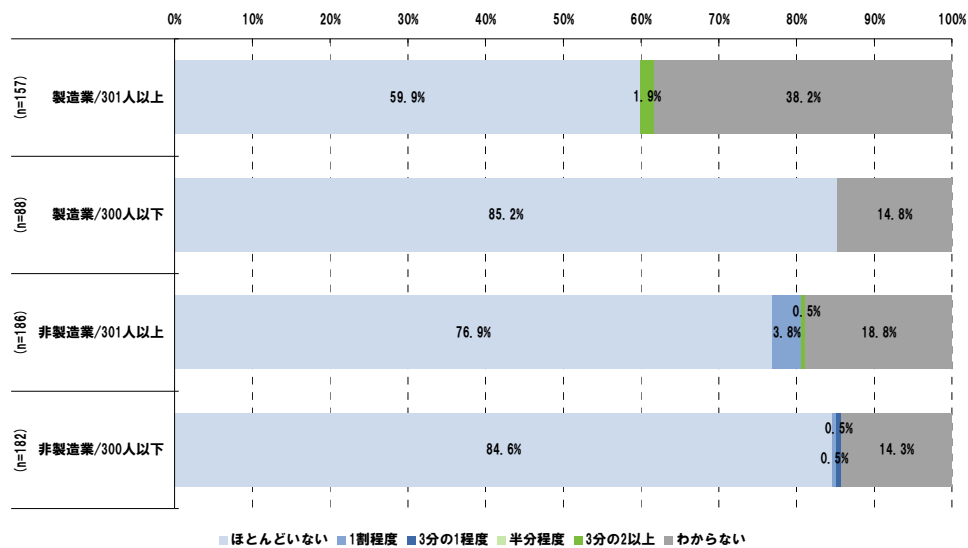
図表 2-22-5 定年退職者が競業他社に再就職する割合：外国人_全体(問 22-3)【全業種・全規模】

(n=617)



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

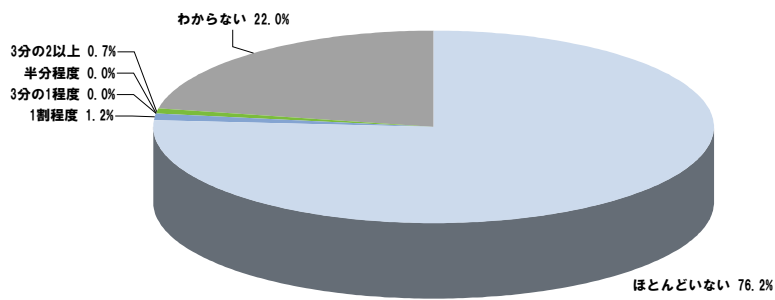
図表 2-22-6 定年退職者が競業他社に再就職する割合：外国人_全体(問 22-3)【業種・規模別】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

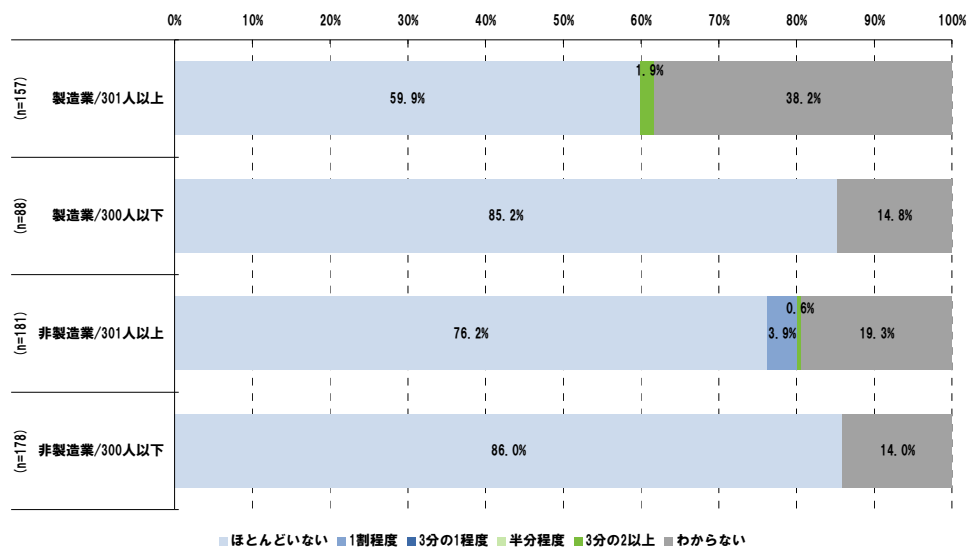
図表 2-22-7 定年退職者が競業他社に再就職する割合：外国人_技術系(問 22-4)【全業種・全規模】

(n=608)



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

図表 2-22-8 定年退職者が競業他社に再就職する割合：外国人_技術系(問 22-4)【業種・規模別】



※退職者の再就職先を把握していると回答した企業のみ回答

【以下の問 23 は、全ての方がお答えください。】

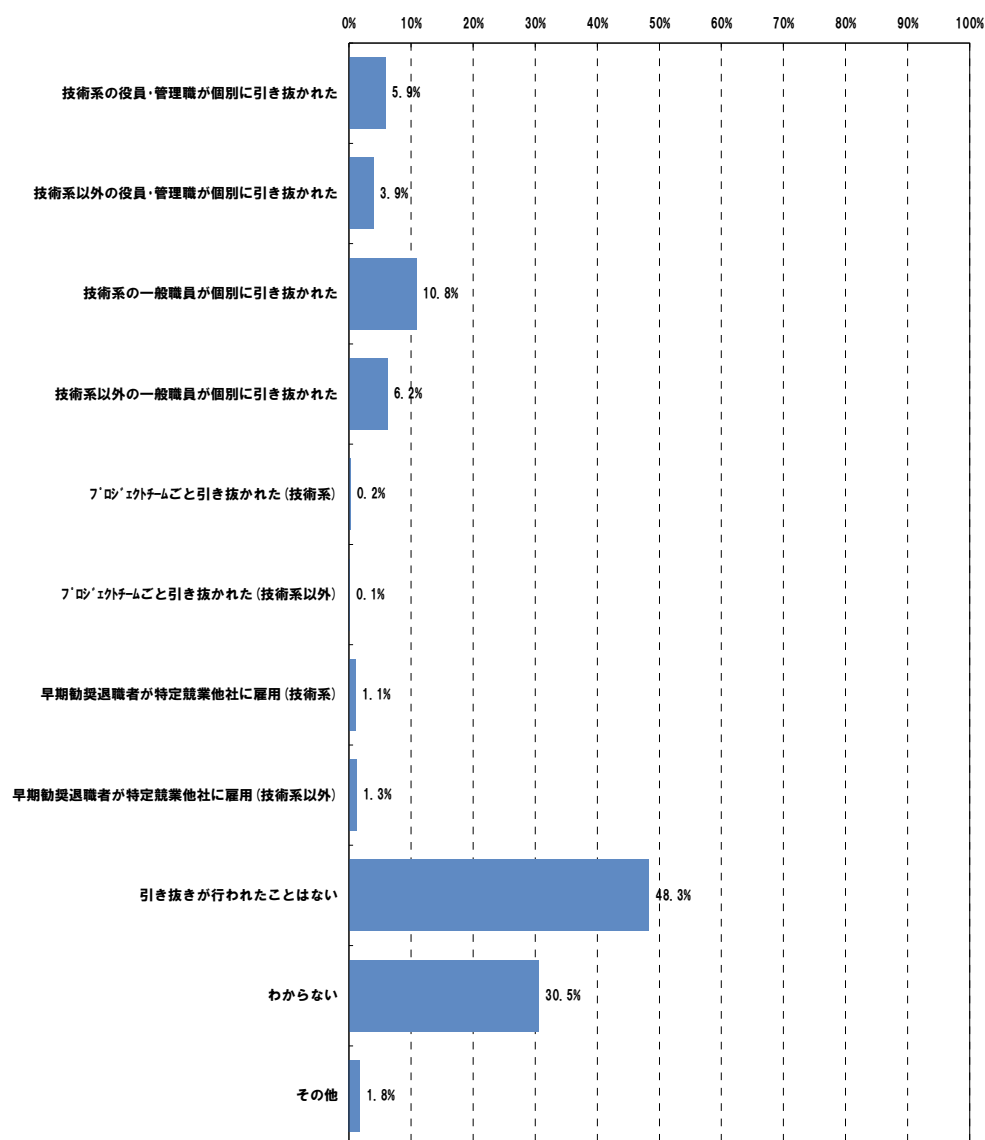
問 23 貴社の役員・従業員に対し、競業他社から引き抜きなどが行われたことはありますか。
 (該当するもの全てに○)

競業他社からの引き抜きの有無について尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「引き抜きが行われたことはない」の割合が最も高く 48.3%となっている。次いで、「わからない(30.5%)」、「技術系の一般職員が個別に引き抜かれた(10.8%)」となっている。また、「プロジェクトチームごと引き抜かれた」ケースも、技術系で 0.2%(6 件)、技術系以外で 0.1%(3 件)と、少数ではあるが確認された。

業種別・規模別の集計結果では、大規模企業は中小規模企業に比べて「わからない」と回答する割合が大きく、また、「引き抜きが行われたことはない」との回答の割合が小さい。

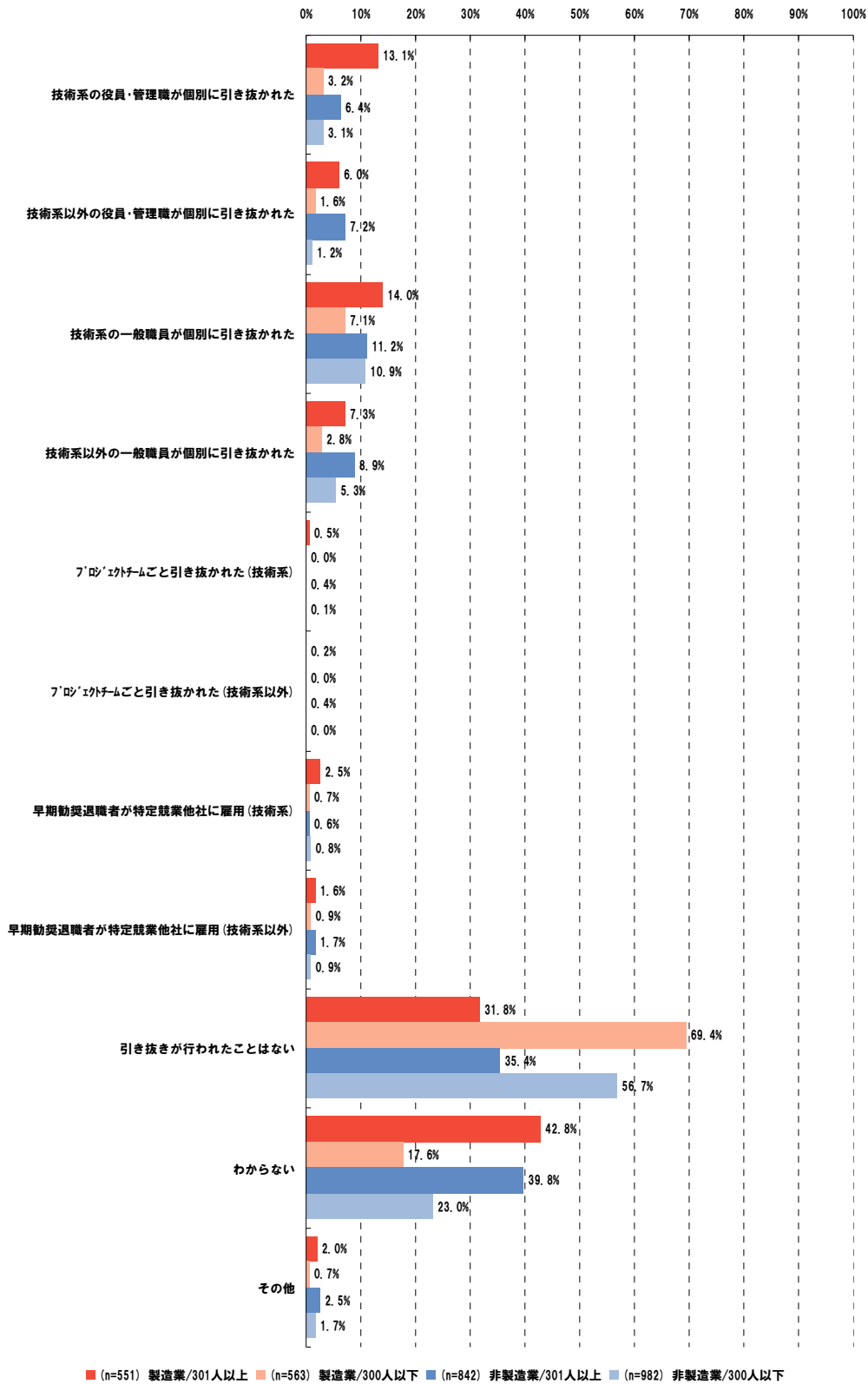
図表 2-23-1 競業他社からの引き抜きについて(問 23)【全業種・全規模】

(n=2960)



※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は 100%にならない

図表 2-23-2 競業他社からの引き抜きについて(問 23)【業種・規模別】



※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

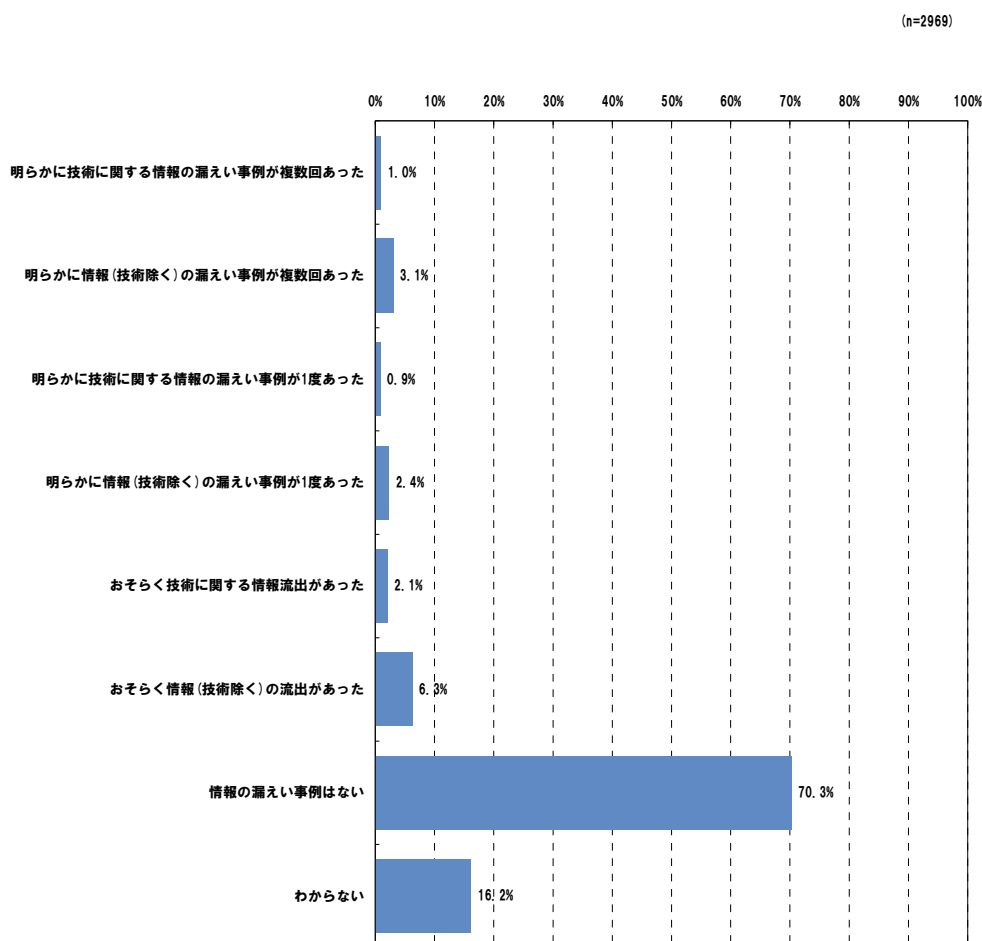
(6) 人材を通じた情報の漏えい事例について

問 24 貴社において、過去5年間で営業秘密の漏えい事例（役員、従業員、転退職者、取引先、派遣社員等、人を通じた漏えいに限る）はありましたか。（該当するもの全てに○）

過去5年間での営業秘密の漏えい事例の有無を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「情報の漏えい事例はない（70.3%）」と「わからない（16.2%）」を除いた、13.5%の企業が、何らかの営業秘密の漏えいを経験していると回答している（「おそらく情報の流出があった」企業を含む）。なお、そのうち「明らかな」情報漏えい事例があったと回答した企業は6.6%（回答した全企業に対する割合）であった。

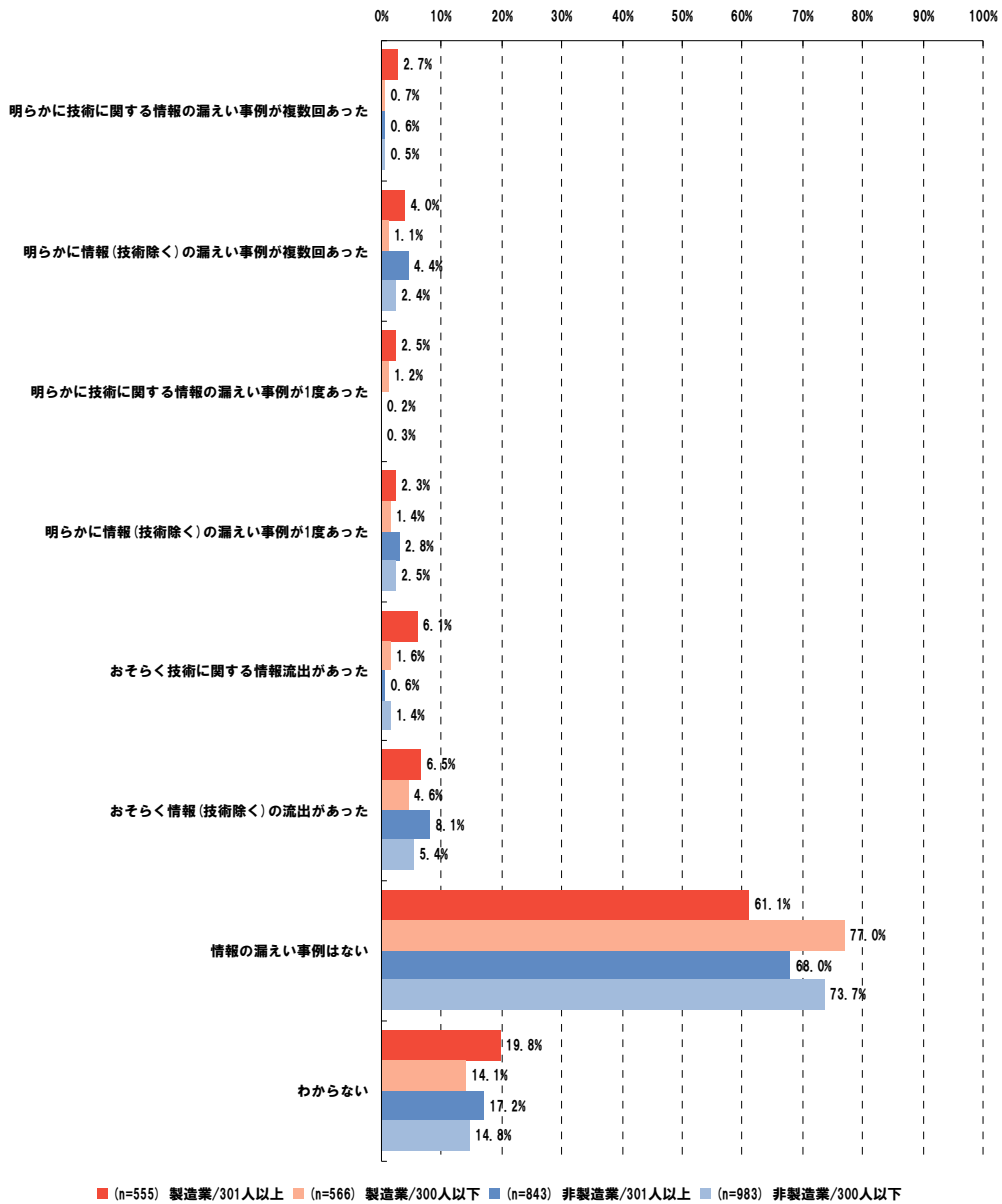
業種別・規模別の集計結果では、大規模企業は中小規模企業に比べて営業秘密の漏えいを経験している割合が高くなっている。

図表 2-24-1 過去5年間での営業秘密の漏えい事例(問 24) 【全業種・全規模】



※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-24-2 過去5年間の営業秘密の漏えい事例(問24)【業種・規模別】



※複数回答式の設定のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

【以下の問 25～問 31 は、前問において選択肢 1～4 を選択した方のみご回答ください。選択肢 7 を選択した方は問 32 へ、それ以外の方は問 33 へお進みください。】

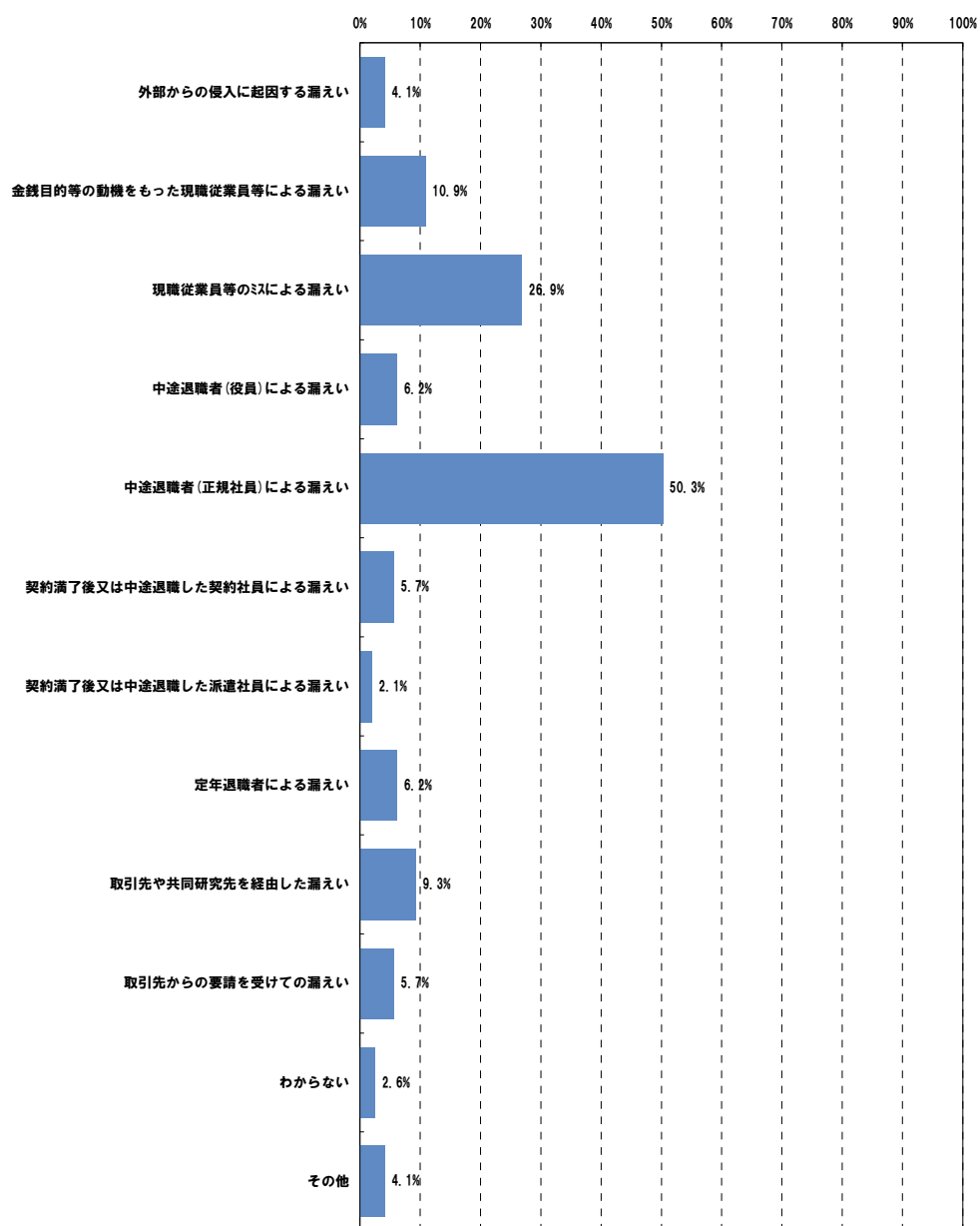
問 25 どのような立場の者によって、営業秘密の漏えい事例が発生しましたか。(該当するもの全てに○)

過去5年間で「明らかな漏えい事例」が1回以上あったと回答した企業に対して、漏えいの経路について尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、漏えい事例に「中途退職者(正規社員)による漏えい」が含まれていると回答している割合が最も高く50.3%となっている。次いで、「現職従業員等のミスによる漏えい(26.9%)」、「金銭目的等の動機をもった現職従業員等による漏えい(10.9%)」となっている。

また、回答企業数が限られているため断定は難しいものの、業種別・規模別の集計結果を見ると、製造業の大規模企業では「金銭目的等の動機をもった現職従業員等による漏えい」や「現職従業員等(派遣社員含む)のミスによる漏えい」、「取引先や共同研究先を經由した漏えい」が他の業種・規模の企業に比べて高い割合となっている。同様に製造業の中小規模企業では「定年退職者による漏えい」や「取引先からの要請を受けての漏えい」が、非製造業企業では「中途退職者による漏えい」が、他の業種・規模の企業に比べて高い割合となっている。

図表 2-25-1 営業秘密の漏えい者(問 25)【全業種・全規模】

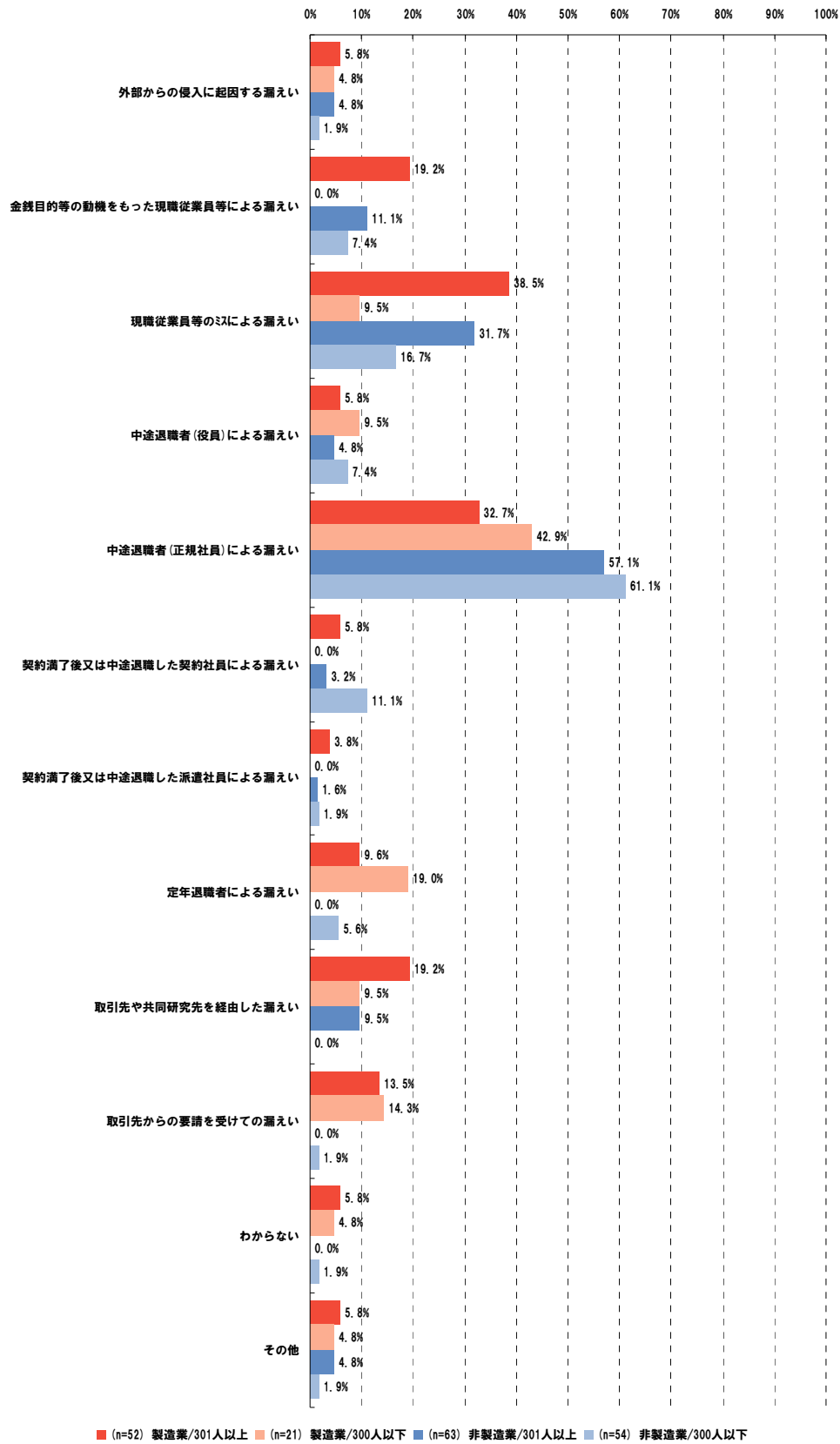
(n=193)



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかであったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-25-2 営業秘密の漏えい者(問 25)【業種・規模別】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかであったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

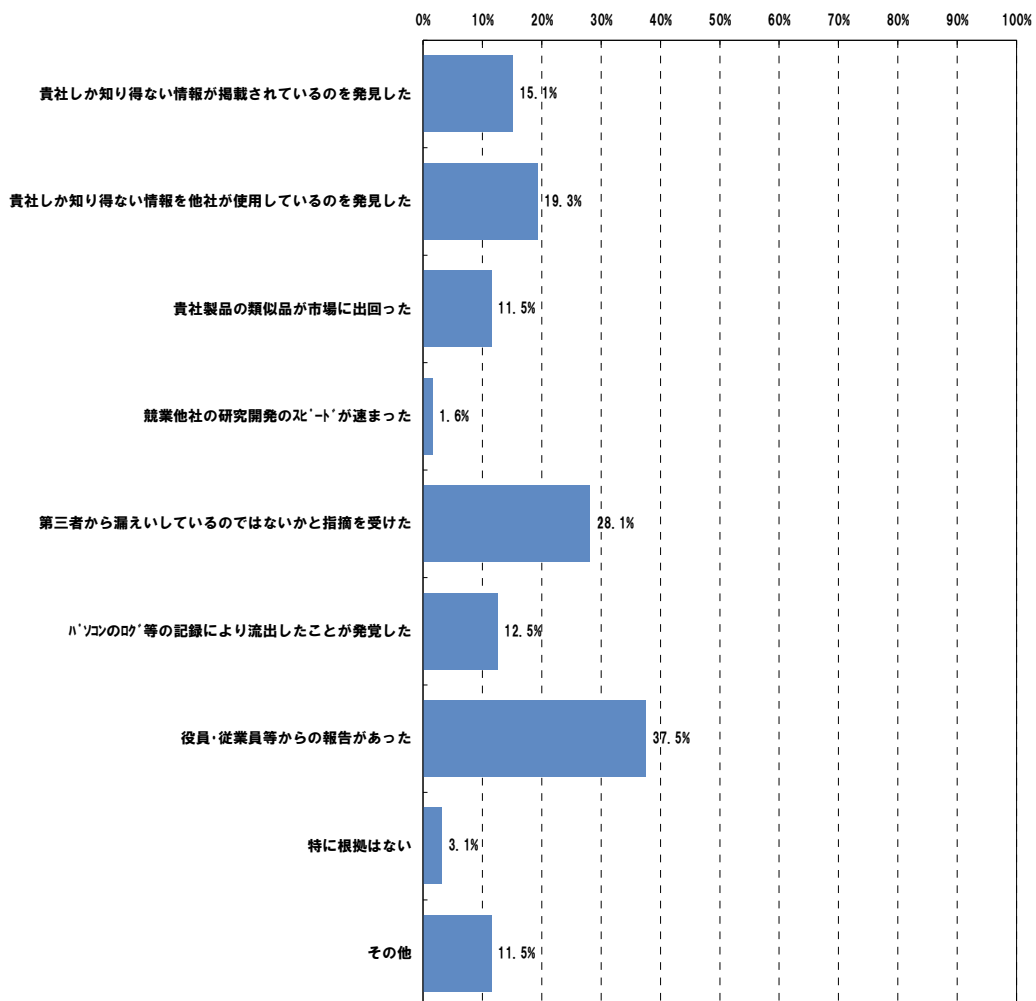
問 26 どのようなことから漏えい事例を認識しましたか。(該当するもの全てに○)

過去5年間で「明らかな漏えい事例」が1回以上あったと回答した企業に対して、漏えい事例を把握した経緯を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「役員・従業員等からの報告があった」の割合が最も高く37.5%となっている。次いで、「第三者から漏えいしているのではないかと指摘を受けた(28.1%)」、「貴社しか知り得ない情報を他社が発見した(19.3%)」となっている。

また、回答企業数が限られているため断定は難しいものの、業種別・規模別の集計結果を見ると、製造業の大規模企業では「情報がインターネット等に掲載されているのを発見」や「パソコンのログ等の記録」によって発覚したケースが多くなっている。また、製造業の中小規模企業では「類似品が市場に出回った」ことで、非製造業の大規模企業では「第三者からの指摘」や「役員や従業員からの報告」によって、非製造業の中小規模企業では「貴社しか知り得ない情報を他社が発見した」ことで発覚しているケースが、他の規模・業種の企業よりも多くなっている。

図表 2-26-1 営業秘密の漏えいを認識したきっかけ(問26)【全業種・全規模】

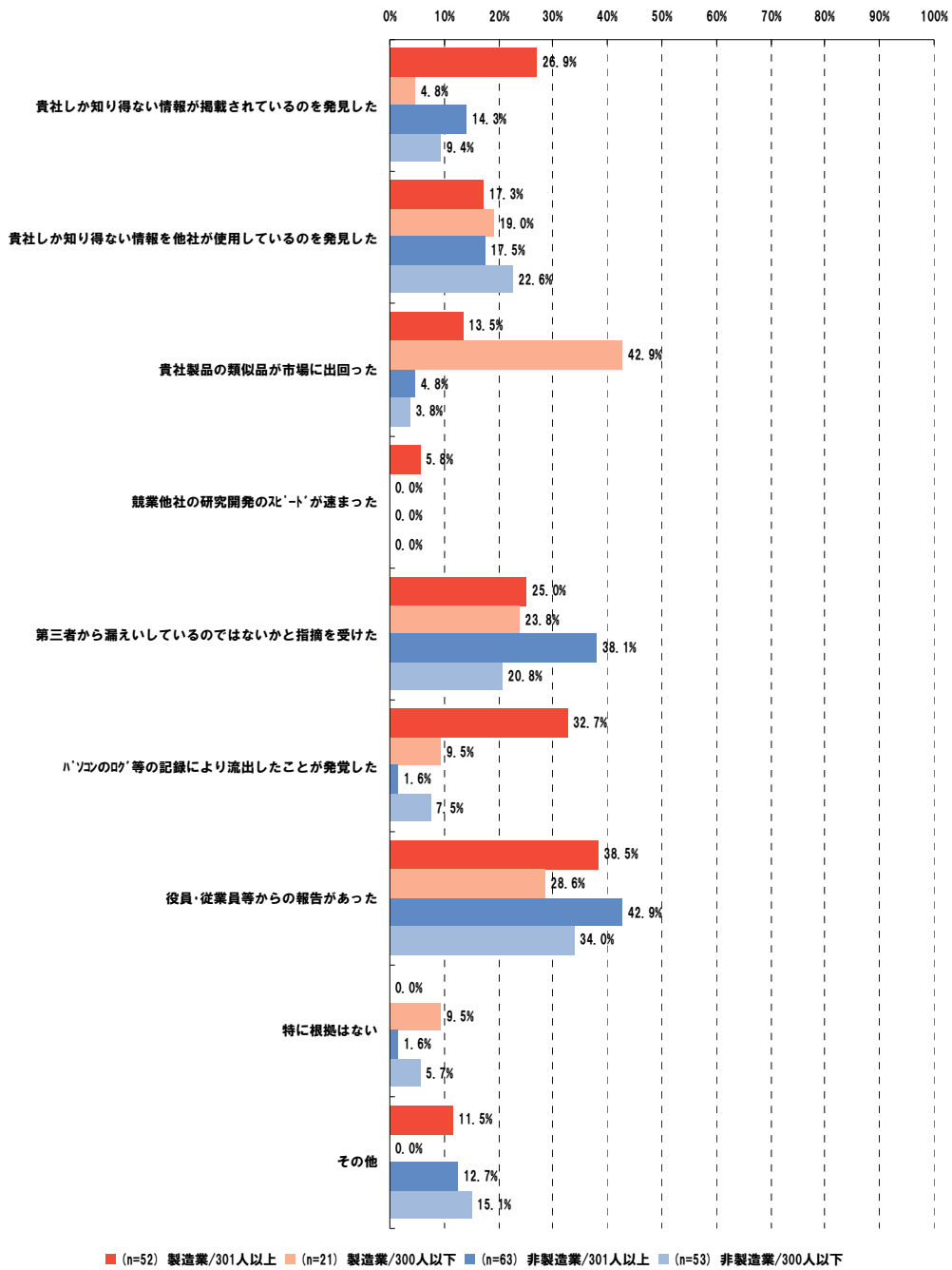
(n=192)



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかにあったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-26-2 営業秘密の漏えいを認識したきっかけ(問 26)【業種・規模別】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかであったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

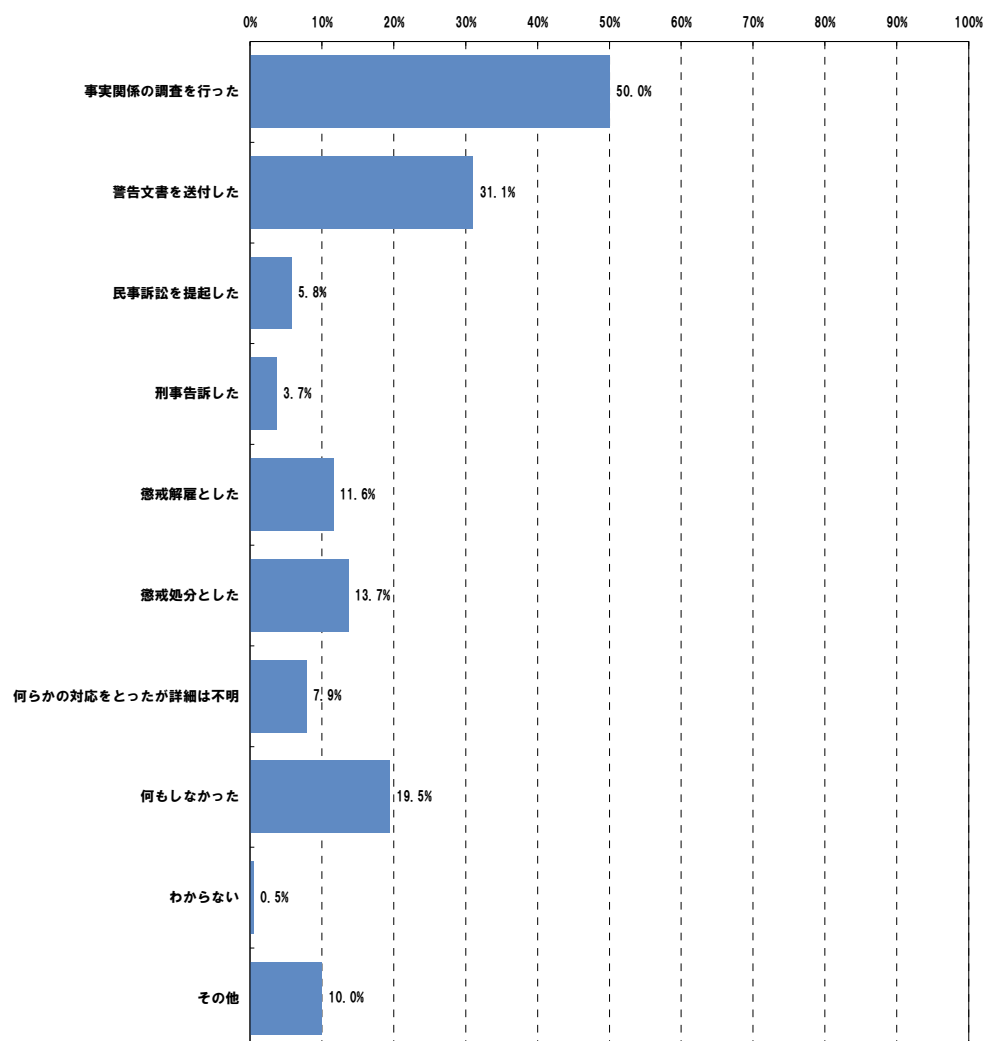
問 27 営業秘密の侵害行為を行った行為者・企業に対してどのような対応をとりましたか。(該当するもの全てに○)

過去5年間で「明らかな漏えい事例」が1回以上あったと回答した企業に対して、侵害行為を行った者などへの対応を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「事実関係の調査を行った」の割合が最も高く 50.0%となっている。次いで、「警告文書を送付した (31.1%)」、「何もしなかった (19.5%)」となっている。

また、回答企業数が限られているため断定は難しいものの、業種別・規模別の集計結果を見ると、大規模企業は中小規模企業に比べて、「何もしなかった」の割合が低く、「事実関係の調査」をはじめ、何らかの対応を取ったことのある割合が高くなっている。

図表 2-27-1 営業秘密の侵害行為の行為者・企業に対する対応(問 27) 【全業種・全規模】

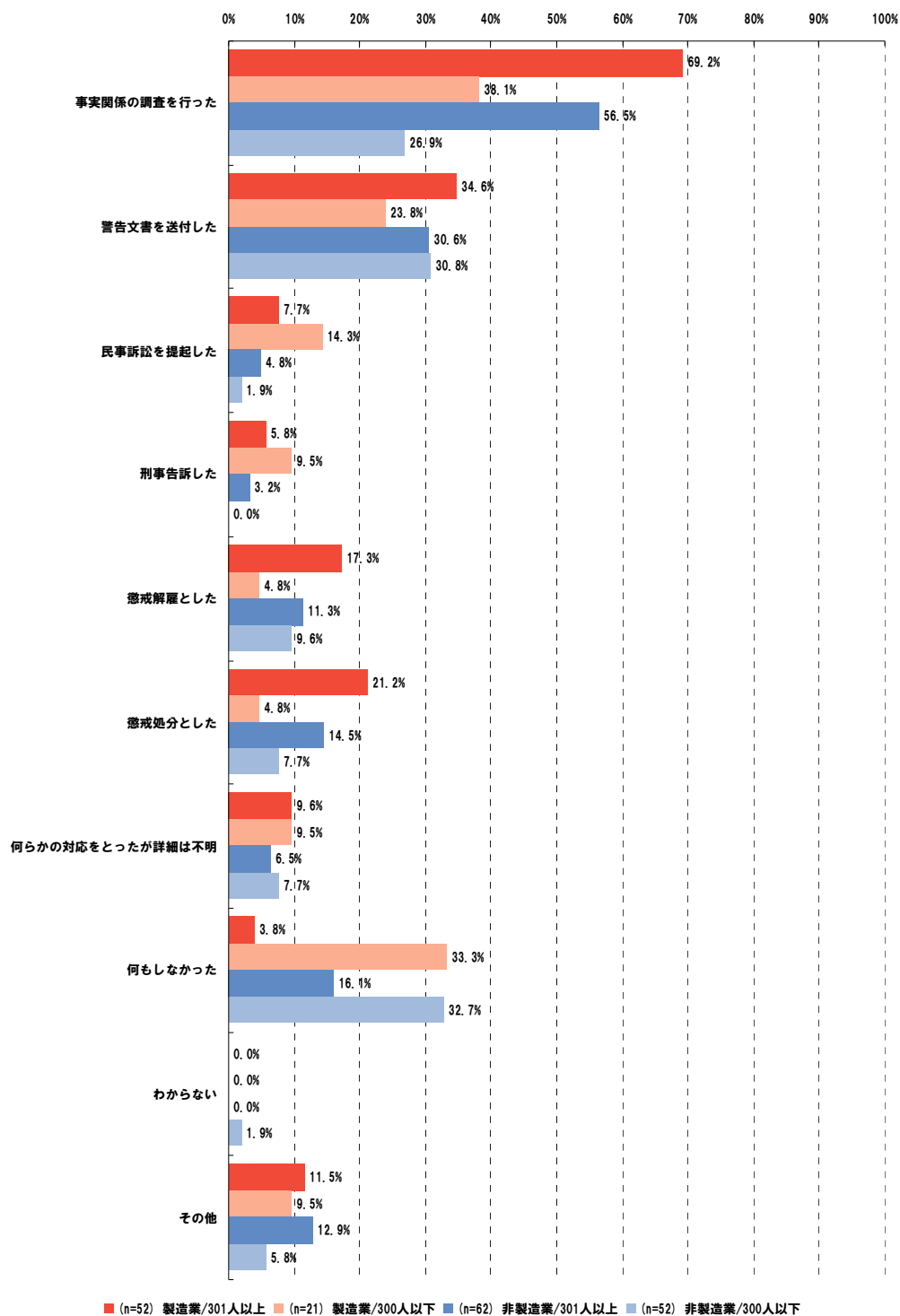
(n=190)



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかにあったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設定のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-27-2 営業秘密の侵害行為の行為者・企業に対する対応(問 27)【業種・規模別】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかであったと回答した企業のみ回答

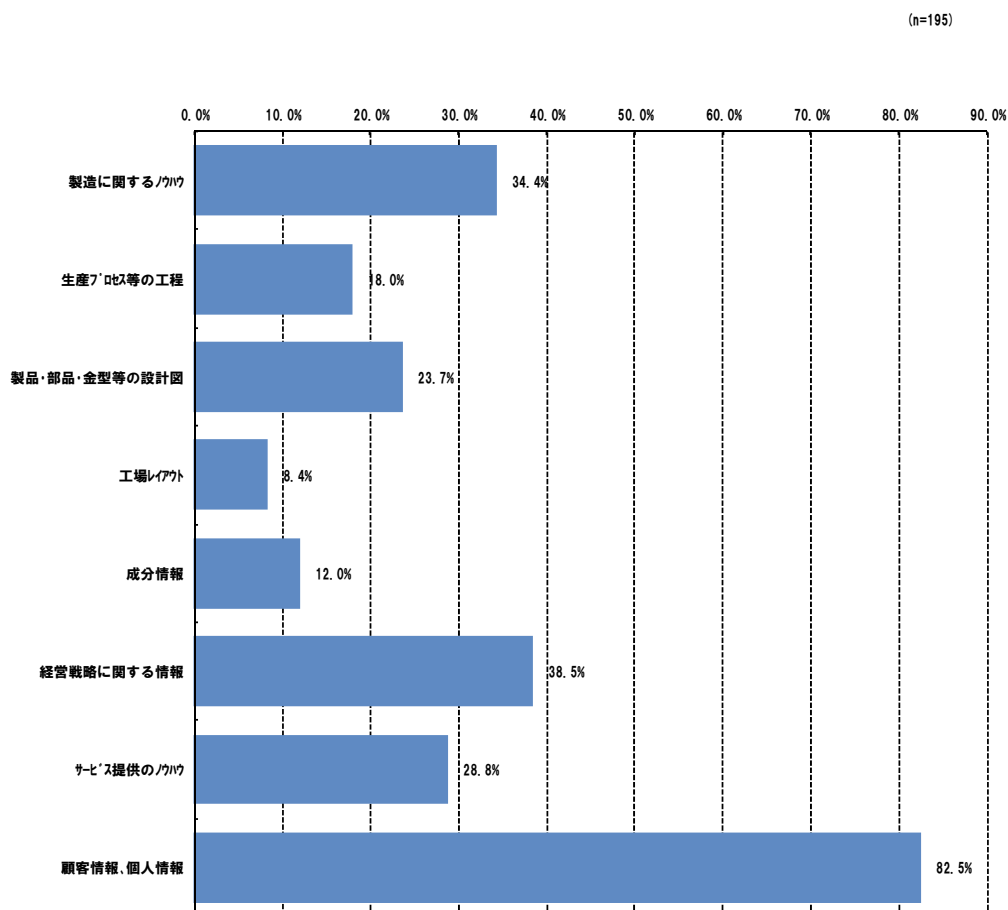
※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

問 28 人を通じて漏えいした営業秘密は、具体的にどのようなものでしたか。(有、無どちらかに○) また、流出したそれぞれの営業秘密は貴社の事業においてどの程度重要な情報でしたか。複数流出している場合は、最も重要な情報について記載してください。(1～4のいずれか1つに○)

過去5年間で「明らかな漏えい事例」が1回以上あったと回答した企業に対して、漏えいした情報の内容等を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、流出した情報に「顧客情報・個人情報」が含まれていたと回答する企業が多く82.5%、次いで「経営戦略に関する情報(38.5%)」、「製造に関するノウハウ(34.4%)」となっている。

また、流出した情報の重要性については、重要性の高い情報が流出しているケースが相当程度あることが確認された。

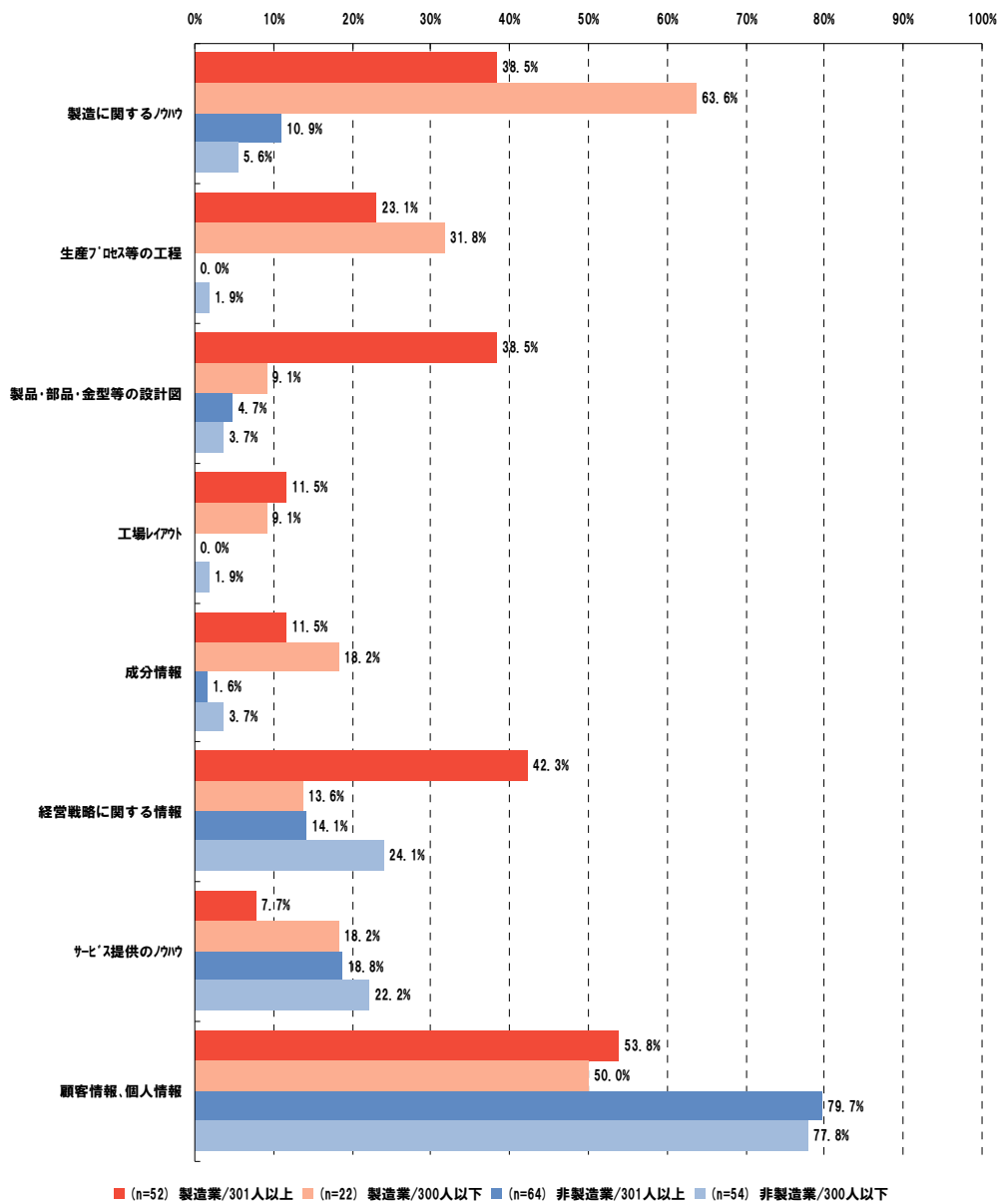
図表 2-28-1 流出した情報の種類(問 28-1)【全業種・全規模】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかであったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

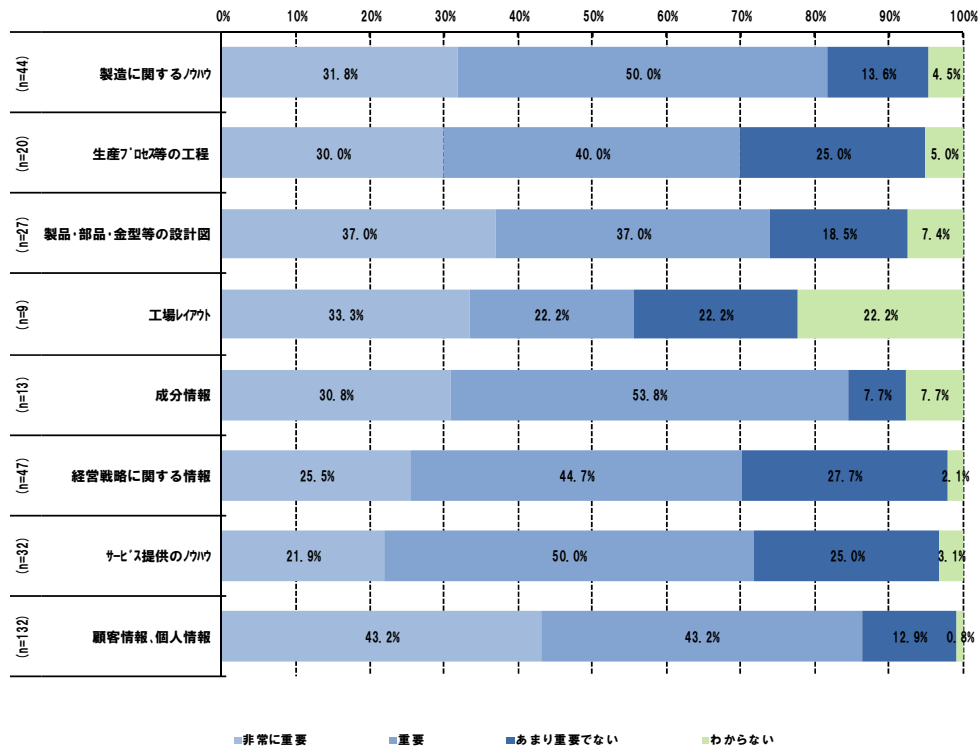
図表 2-28-2 流出した情報の種類(問 28-1)【業種・規模別】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかであったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-28-3 流出した情報の重要性(問 28-2)【全業種・全規模】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかであったと回答した企業のみ回答

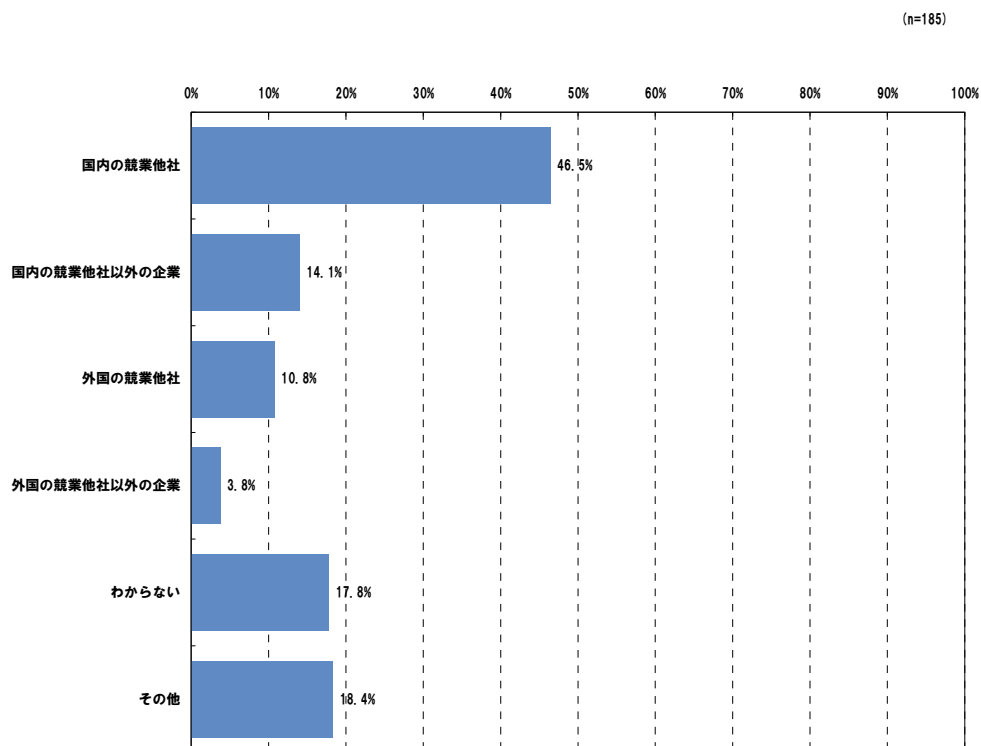
※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

問 29 営業秘密は人を通じてどこに漏えいしましたか（したと思いますか）。（該当するもの全てに○）

過去5年間で「明らかな漏えい事例」が1回以上あったと回答した企業に対して、流出先を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「国内の競業他社」が最も多く46.5%、「国内の競業他社以外の企業」が14.1%、「外国の競業他社」が10.8%となっている。

業種別・規模別の集計結果を見ると、「外国の競業他社」への漏えいのほとんどは製造業で起きていることがわかる。

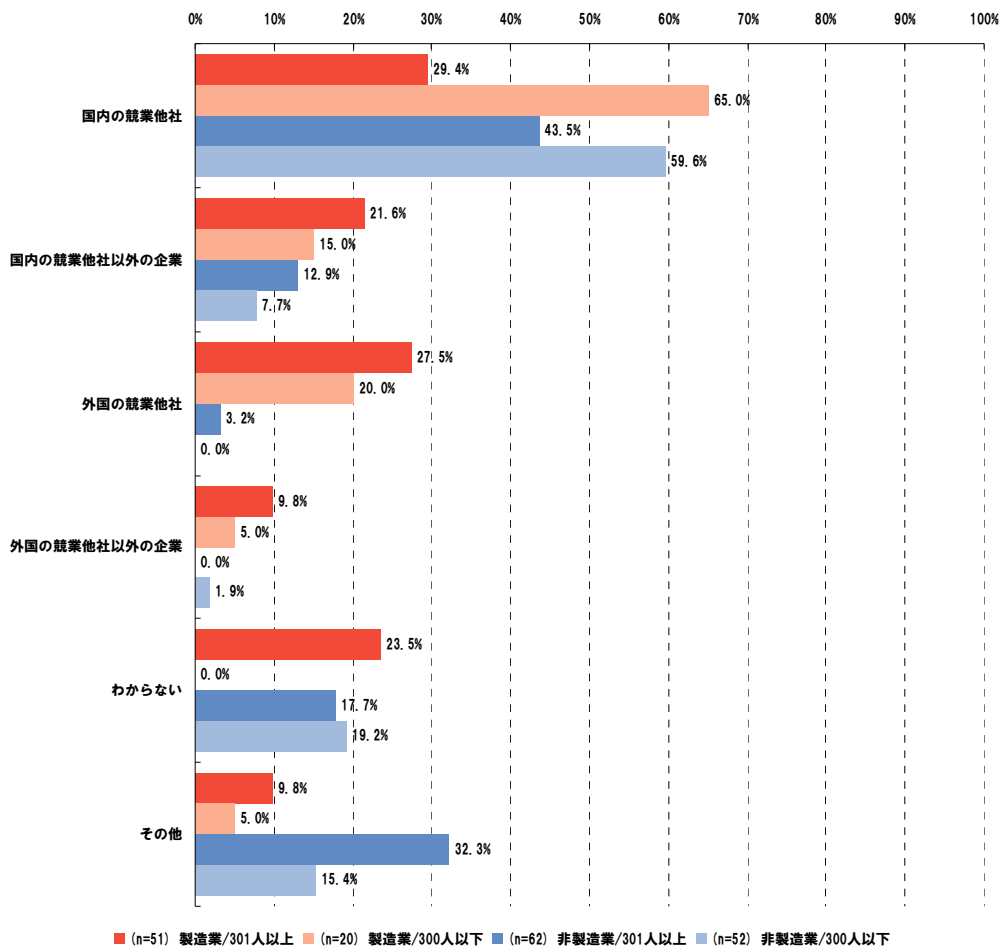
図表 2-29-1 営業秘密の漏えい先(問 29) 【全業種・全規模】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかにあったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-29-2 営業秘密の漏えい先(問 29)【業種・規模別】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかであったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

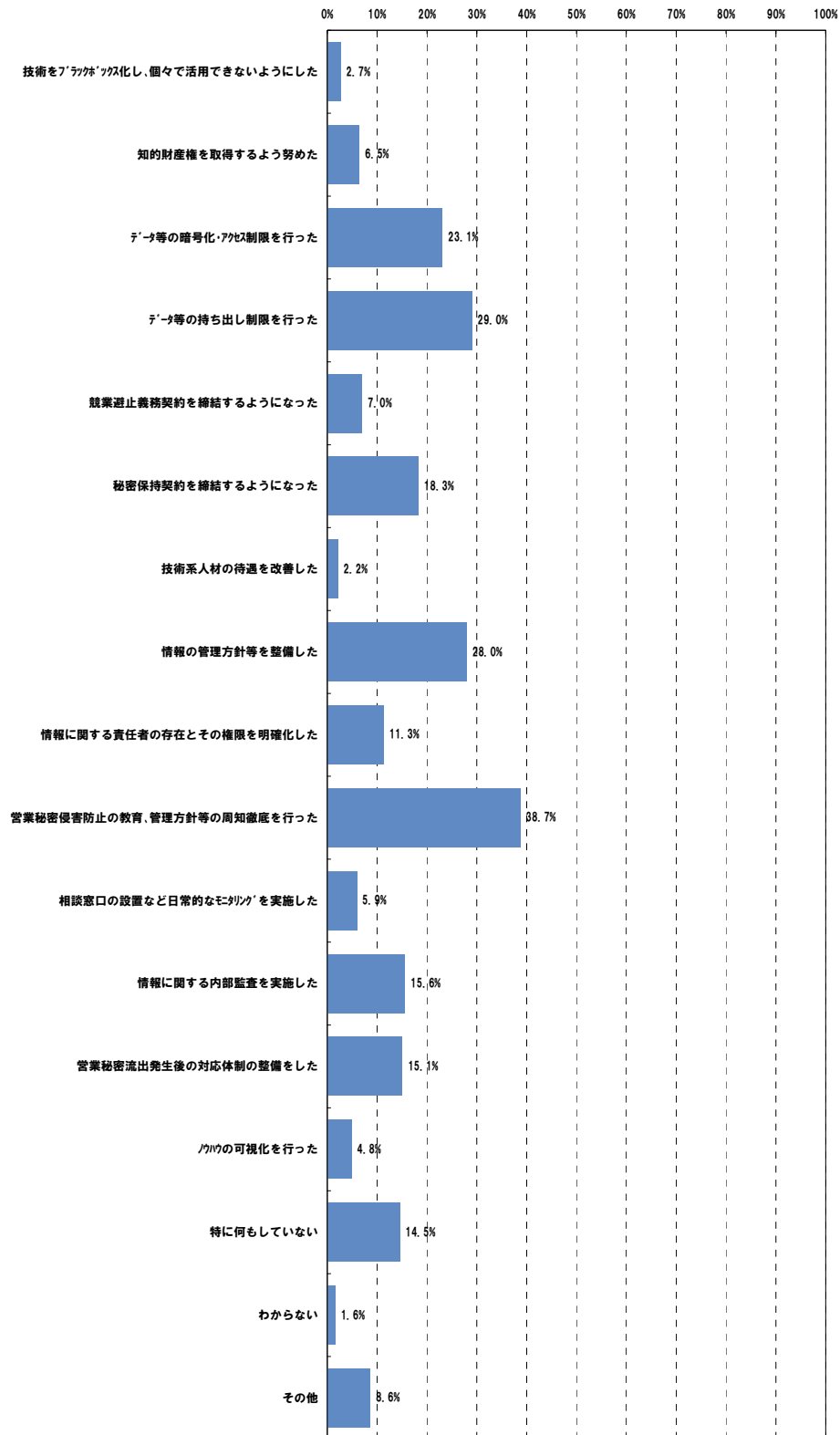
問 30 人を通じた営業秘密の漏えいが生じた後に、その再発を防止する対策として強化したこと又は新たに導入したことはありますか。(該当するもの全てに○)

過去5年間で「明らかな漏えい事例」が1回以上あったと回答した企業に対して、再発防止策として導入・強化した内容について尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「営業秘密侵害防止の教育、管理方針等の周知徹底を行った」の割合が最も高く 38.7%となっている。次いで、「データ等の持ち出し制限を行った (29.0%)」、「情報の管理方針等を整備した (28.0%)」となっている。

また、業種別・規模別の集計結果では、製造業の大規模企業において「特に何もしていない」と回答している企業が特に少なく、漏えい事例発覚後に何らかの対策を講じていることがわかる。

図表 2-30-1 営業秘密漏えいの再発防止策として強化・新たに導入したこと (問 30) 【全業種・全規模】

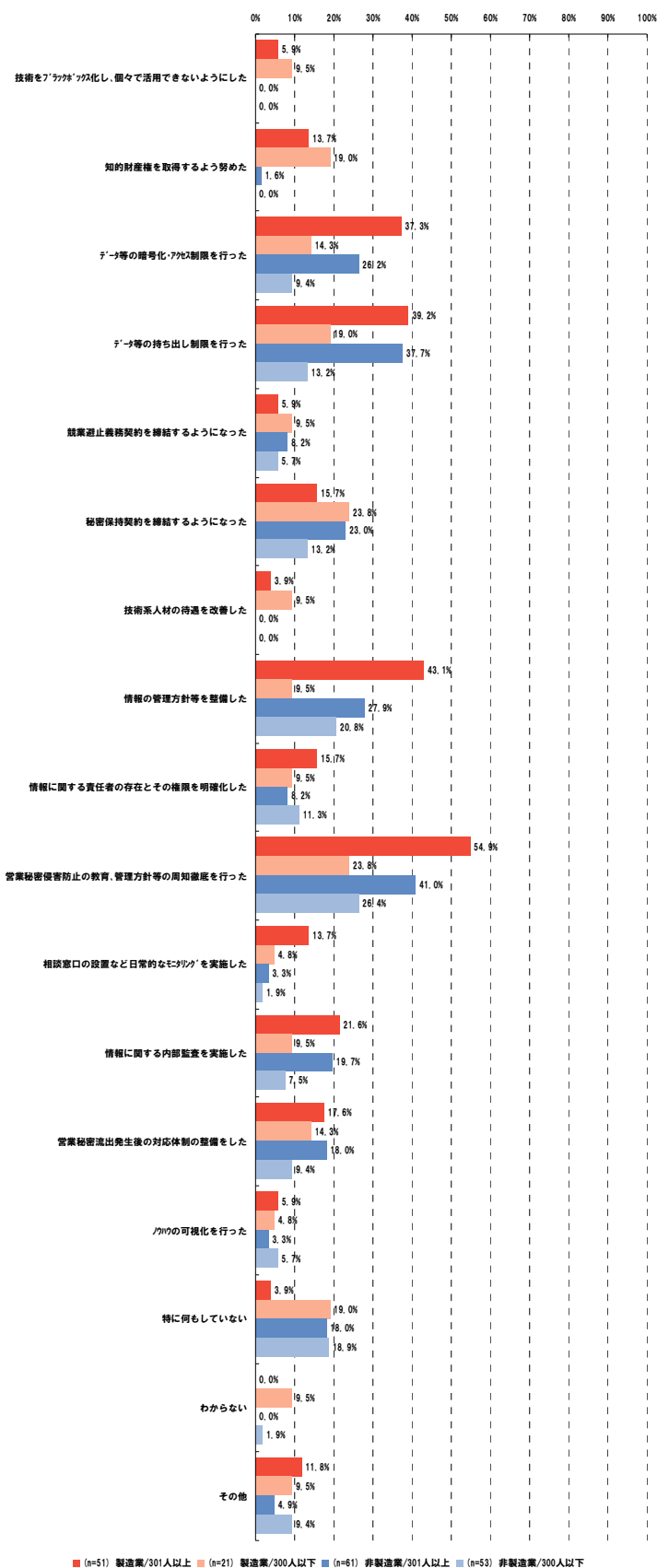
(n=186)



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかにあったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-30-2 営業秘密漏えいの再発防止策として強化・新たに導入したこと(問30)【業種・規模別】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかにあったと回答した企業のみ回答

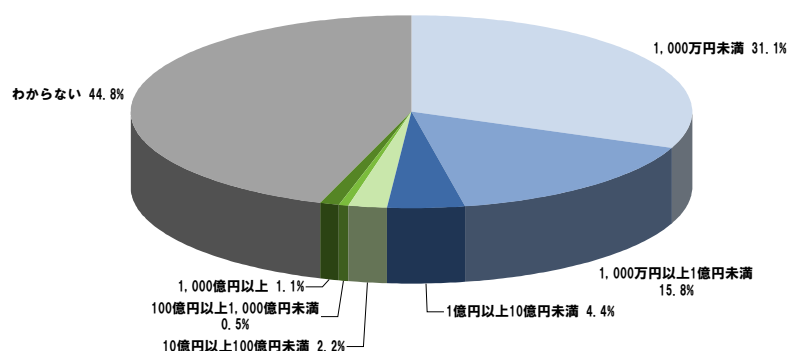
※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

問 31 人を通じた営業秘密の漏えいによって、どの程度の損害（2回以上流出している場合はその合計）が生じていると考えていますか（大まかな推定で構いません）。（1つに○）

過去5年間で「明らかな漏えい事例」が1回以上あったと回答した企業に対して、損害の規模を尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「わからない」を除けば「1,000万円未満」の割合が最も高く31.1%となっている。次いで、「1,000万円以上1億円未満（15.8）」、「1億円以上10億円未満（4.4）」となっている。なお、損害が1億円を超える漏えいが生じていると回答した企業は15社であった。業種別・規模別の集計結果を見ると、10億円以上の損害金額の大きな事例はいずれも製造業の企業で起こっていることがわかる。

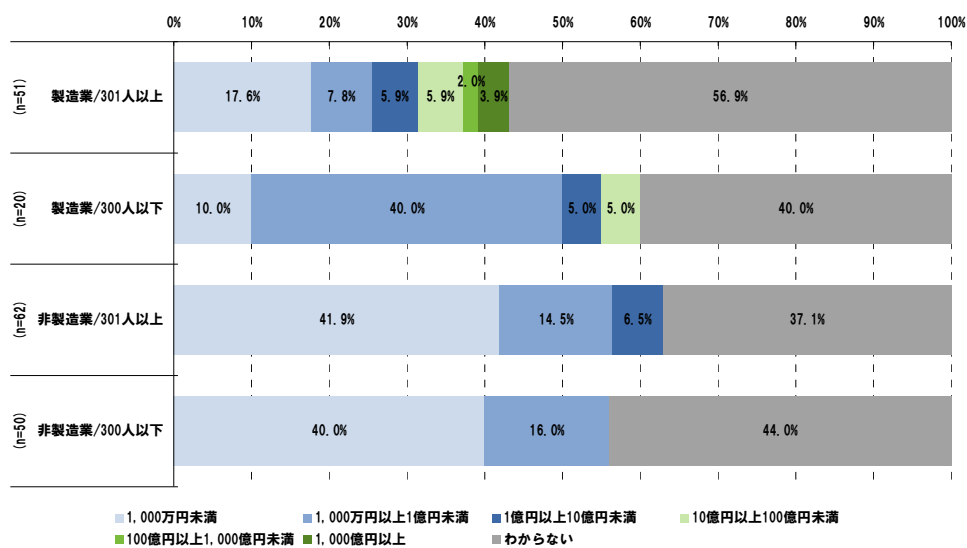
図表 2-31-1 営業秘密の漏えいによる損害(問 31)【全業種・全規模】

(n=183)



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例があった企業のみ回答

図表 2-31-2 営業秘密の漏えいによる損害(問 31)【業種・規模別】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例が明らかにあったと回答した企業のみ回答

【以下の問 32 は、問 24 において選択肢 7 を選択した方のみご回答ください。それ以外の方は問 33 へお進みください。】

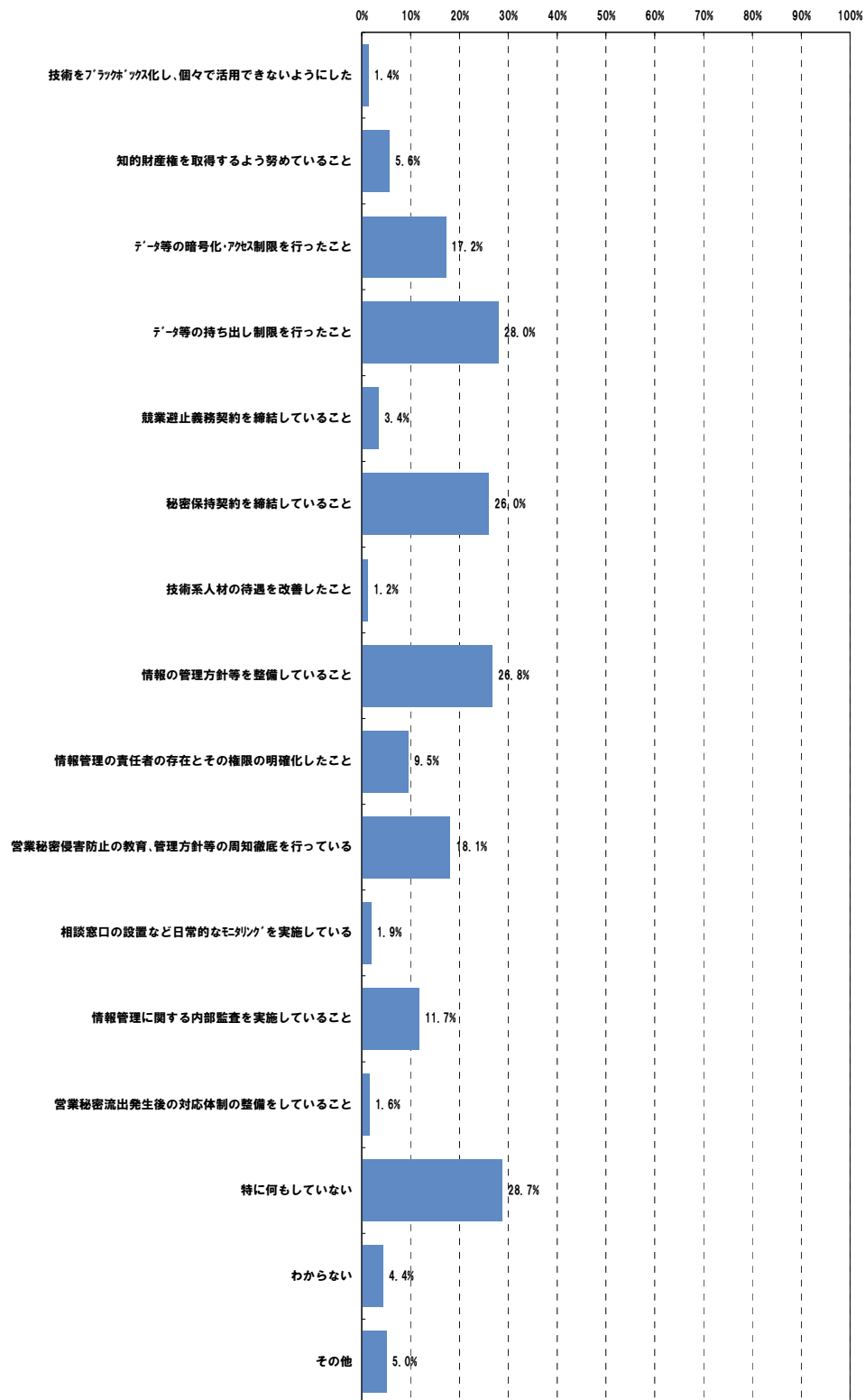
問 32 人を通じた営業秘密の漏えいが起こっていない要因として大きいものを最大 3 つまで選択し○を付けてください。

過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例がなかったと回答した企業に対して、漏えいが行っていない要因として大きいものを尋ねたところ、全規模・全業種の集計結果では、「特に何もしていない (28.7%)」の割合が最も高いが、具体的な取組の中では「データ等の持ち出し制限を行ったこと (28.0%)」、「情報の管理方針等を整備していること (26.8%)」などの割合が高かった。

業種別・規模別の集計結果では、大規模企業は中小規模企業に比べて「特に何もしていない」と回答している割合が低く、具体的な取組を多数挙げていることがわかる。

図表 2-32-1 営業秘密の漏えいが起こっていない要因(問 32)【全業種・全規模】

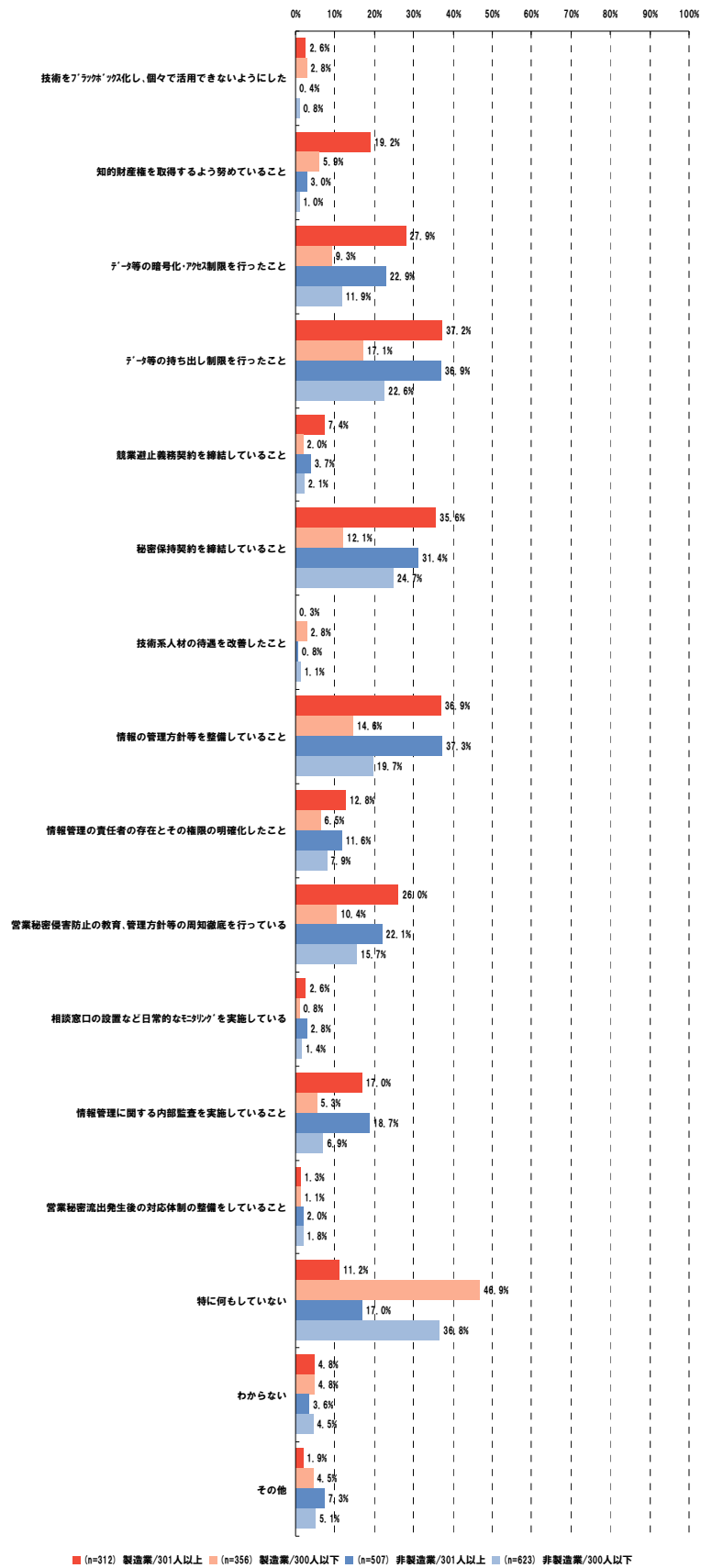
(n=1809)



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例がなかったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設問のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図表 2-32-2 営業秘密の漏えいが起こっていない要因(問 32)【業種・規模別】



※過去5年間で営業秘密の漏えい事例がなかったと回答した企業のみ回答

※複数回答式の設定のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

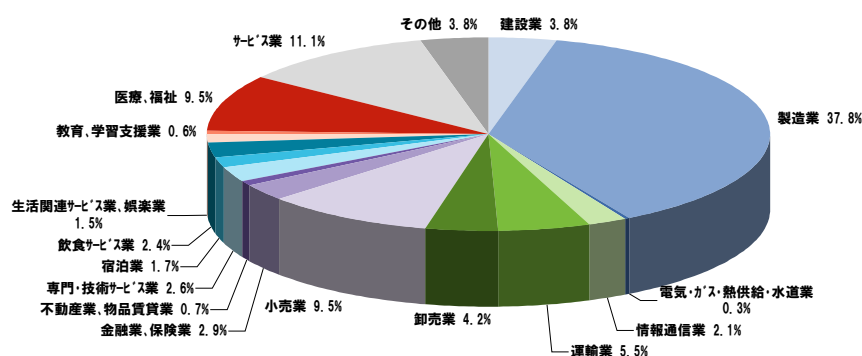
(7) 貴社の概況について

問 33 貴社の主要業種についてお教えてください。なお、複数の事業がある場合は、直近の決算で売上高が最も大きいものをお選び下さい。売上高が等しい場合も、1 事業だけ選んでお答え下さい。(1 つに○)

回答企業の業種（大分類）の内訳は以下の通り。

図表 2-33-1 主要業種(問 33)【全業種・全規模】

(n=2989)



図表 2-33-2 主要業種(問 33)【業種・規模別】

	合計		製造業/ 301人以上		製造業/ 300人以下		非製造業/ 301人以上		非製造業/ 300人以下	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
合計	2989	100.0%	558	100.0%	568	100.0%	852	100.0%	998	100.0%
建設業	115	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	34	4.0%	79	7.9%
製造業	1131	37.8%	558	100.0%	568	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.6%	3	0.3%
情報通信業	63	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	32	3.8%	31	3.1%
運輸業	163	5.5%	0	0.0%	0	0.0%	68	8.0%	94	9.4%
卸売業	126	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	67	7.9%	58	5.8%
小売業	283	9.5%	0	0.0%	0	0.0%	169	19.8%	114	11.4%
金融業、保険業	87	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	70	8.2%	17	1.7%
不動産業、物品賃貸業	21	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	12	1.4%	9	0.9%
専門・技術サービス業	78	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	31	3.6%	47	4.7%
宿泊業	50	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	18	2.1%	32	3.2%
飲食サービス業	73	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	38	4.5%	35	3.5%
生活関連サービス業、娯楽業	46	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	22	2.6%	24	2.4%
教育、学習支援業	17	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.6%	12	1.2%
医療、福祉	283	9.5%	0	0.0%	0	0.0%	97	11.4%	186	18.6%
サービス業	331	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	151	17.7%	177	17.7%
その他	114	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	33	3.9%	80	8.0%

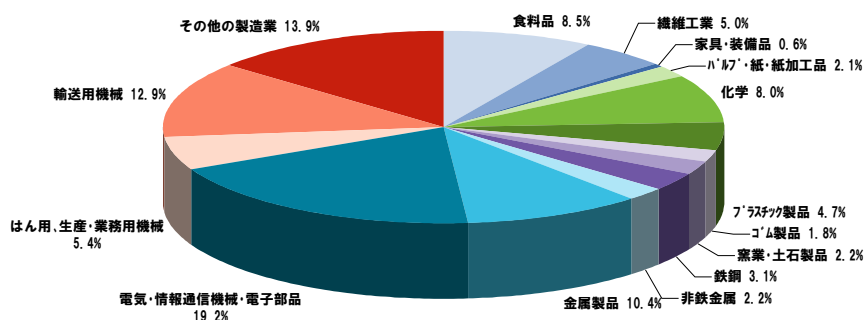
【以下の設問は全ての方がお答えください。】

問 34 貴社の主要業種(中分類)についてお教えてください。売上高が等しい場合も、1 事業だけ選んでお答え下さい。(1 つに○)

回答企業の業種の内訳(中分類)は以下の通り。

図表 2-34-1 製造業:主要業種(中分類)(問 34)【全業種・全規模】

(n=1127)



図表 2-34-2 製造業:主要業種(中分類)(問 34)【業種・規模別】

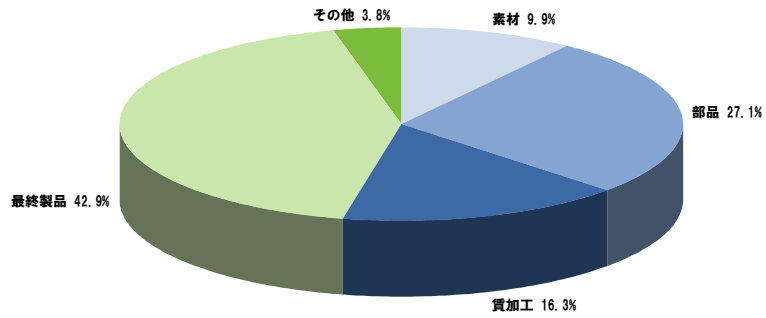
	合計		製造業/ 301人以上		製造業/ 300人以下		非製造業/ 301人以上		非製造業/ 300人以下	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
合計	1127	100.0%	556	100.0%	567	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
食料品	96	8.5%	51	9.2%	45	7.9%	0	0.0%	0	0.0%
繊維工業	56	5.0%	7	1.3%	49	8.6%	0	0.0%	0	0.0%
家具・装備品	7	0.6%	3	0.5%	4	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
パルプ・紙・紙加工品	24	2.1%	13	2.3%	11	1.9%	0	0.0%	0	0.0%
化学	90	8.0%	72	12.9%	17	3.0%	0	0.0%	0	0.0%
プラスチック製品	53	4.7%	16	2.9%	37	6.5%	0	0.0%	0	0.0%
ゴム製品	20	1.8%	11	2.0%	9	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
窯業・土石製品	25	2.2%	10	1.8%	14	2.5%	0	0.0%	0	0.0%
鉄鋼	35	3.1%	15	2.7%	20	3.5%	0	0.0%	0	0.0%
非鉄金属	25	2.2%	14	2.5%	11	1.9%	0	0.0%	0	0.0%
金属製品	117	10.4%	35	6.3%	82	14.5%	0	0.0%	0	0.0%
電気・情報通信機械・電子部品	216	19.2%	127	22.8%	88	15.5%	0	0.0%	0	0.0%
はん用・生産・業務用機械	61	5.4%	30	5.4%	31	5.5%	0	0.0%	0	0.0%
輸送用機械	145	12.9%	76	13.7%	68	12.0%	0	0.0%	0	0.0%
他の製造業	157	13.9%	76	13.7%	81	14.3%	0	0.0%	0	0.0%

問 35 貴社の主力製品について教えてください。(1つに○)

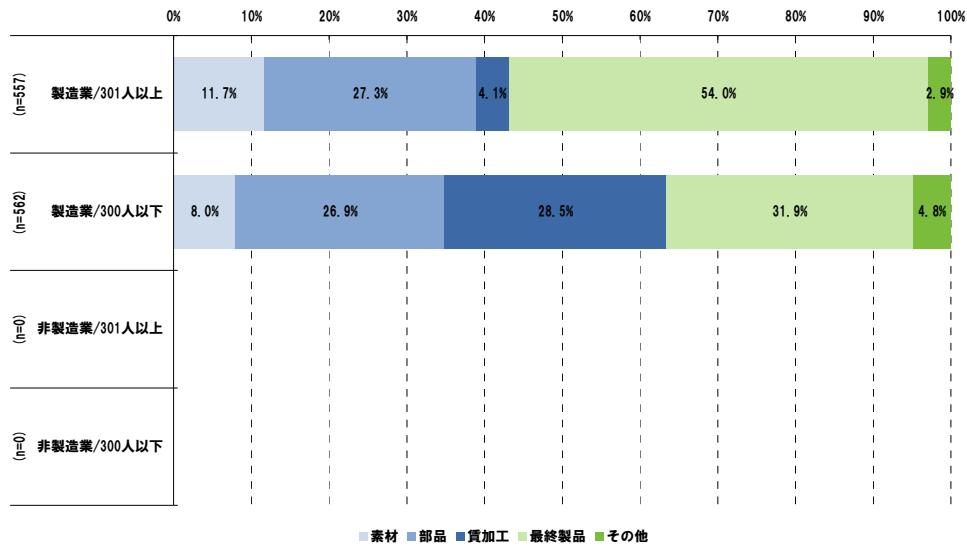
回答企業（製造業）の主力製品については以下の通り。

図表 2-35-1 製造業:主力商品(問 35)【全業種・全規模】

(n=1122)



図表 2-35-2 製造業:主力商品(問 35)【業種・規模別】



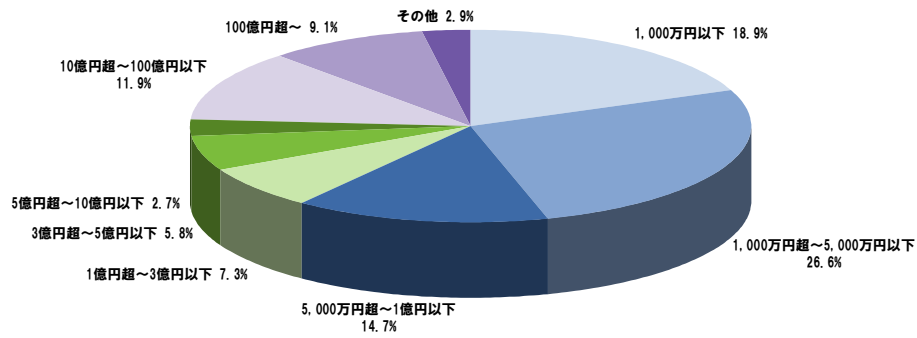
【以下の設問は全ての方がお答えください。】

問 36 貴社の資本金について教えてください。(1つに○)

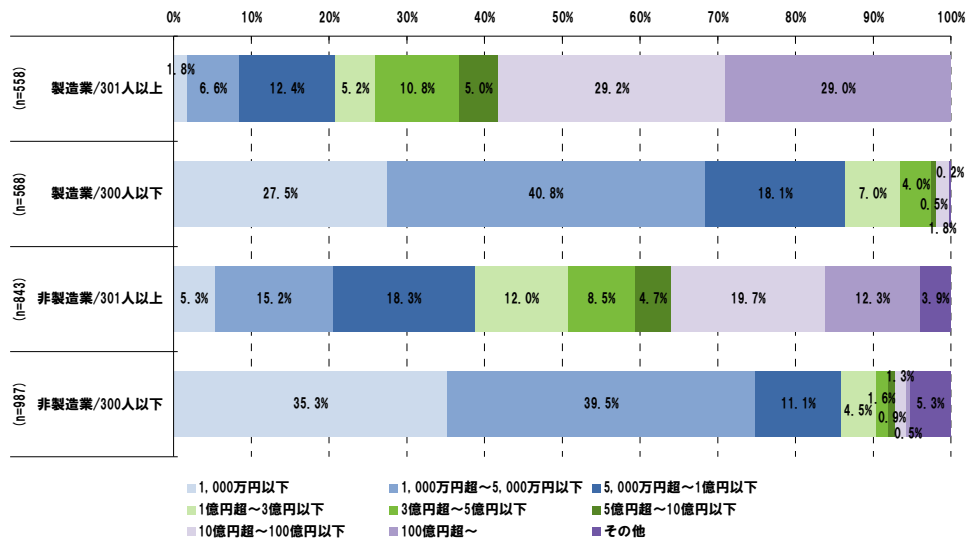
回答企業の資本金については以下の通り。

図表 2-36-1 資本金(問 36) 【全業種・全規模】

(n=2967)



図表 2-36-2 資本金(問 36) 【業種・規模別】

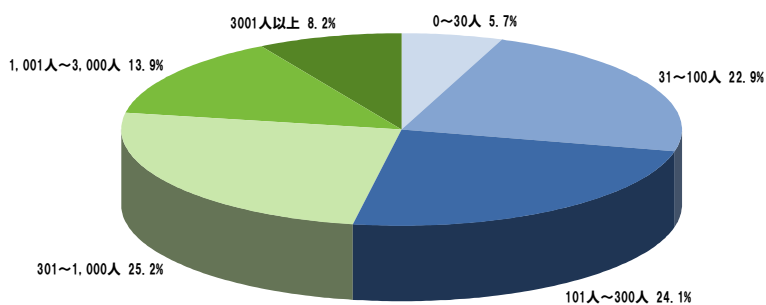


問 37 貴社の従業員数について教えてください。(1つに○)

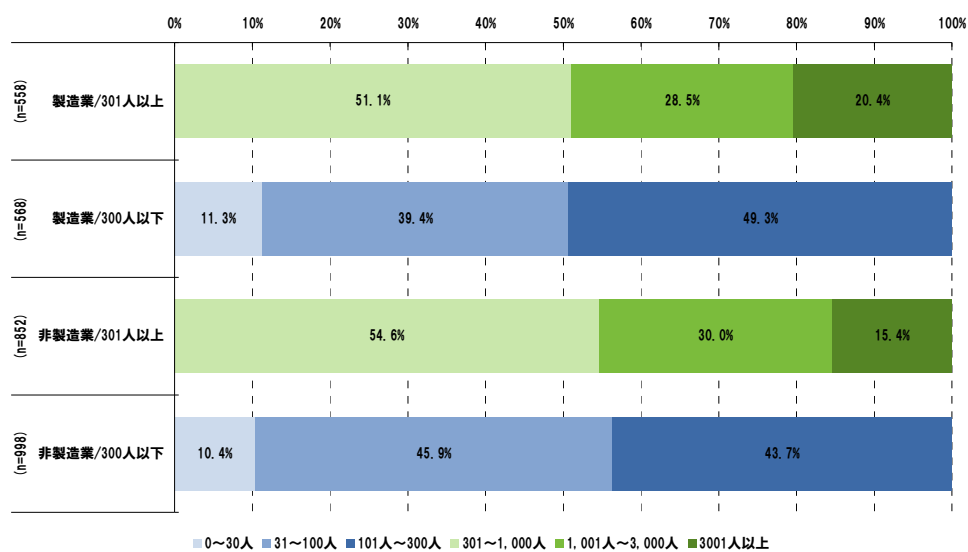
回答企業の従業員数については以下の通り。

図表 2-37-1 従業員数(問 37)【全業種・全規模】

(n=2984)



図表 2-37-2 従業員数(問 37)【業種・規模別】

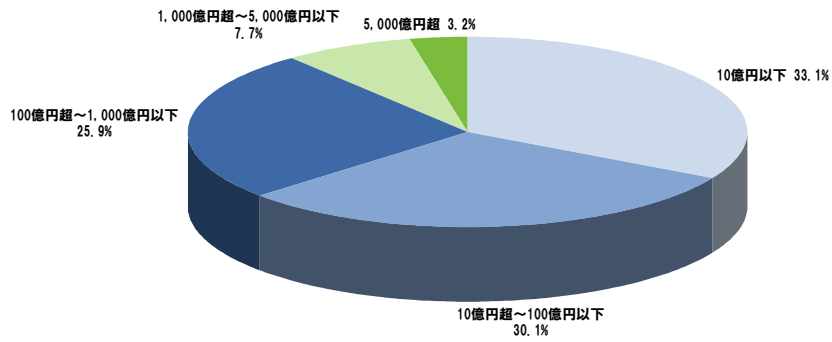


問 38 貴社の売上高（2011 年度末）についてお教えてください。（1つに○）

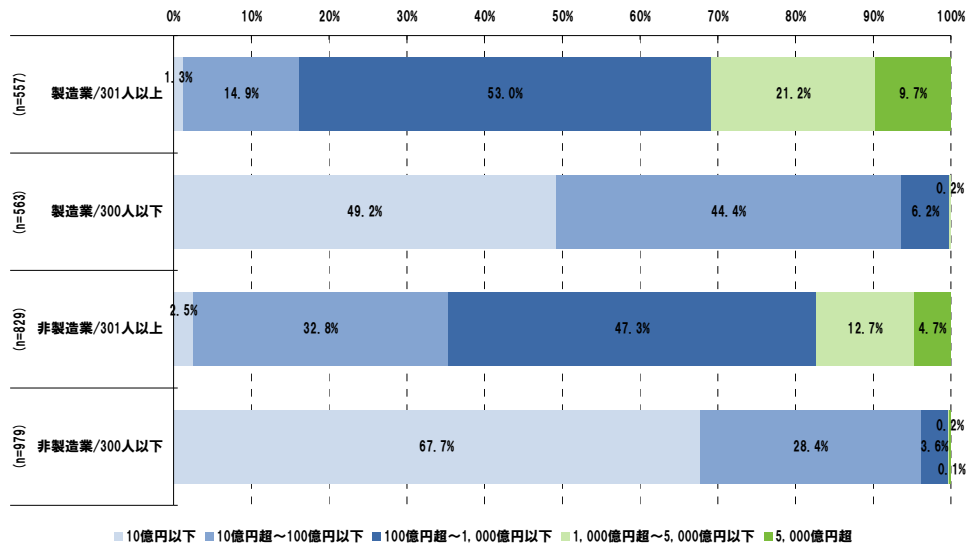
回答企業の売上高（2011 年度末）は以下の通り。

図表 2-38-1 売上高(2011 年度末) (問 38) 【全業種・全規模】

(n=2937)



図表 2-38-2 売上高(2011 年度末) (問 38) 【業種・規模別】

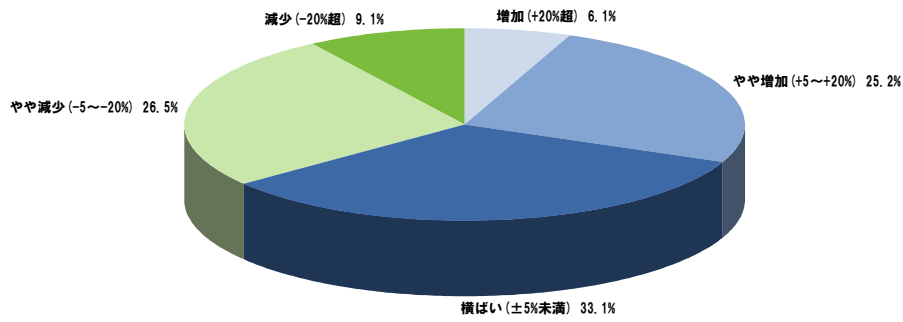


問 39 貴社の、直近5年間における業績の推移について教えてください。(1つに○)

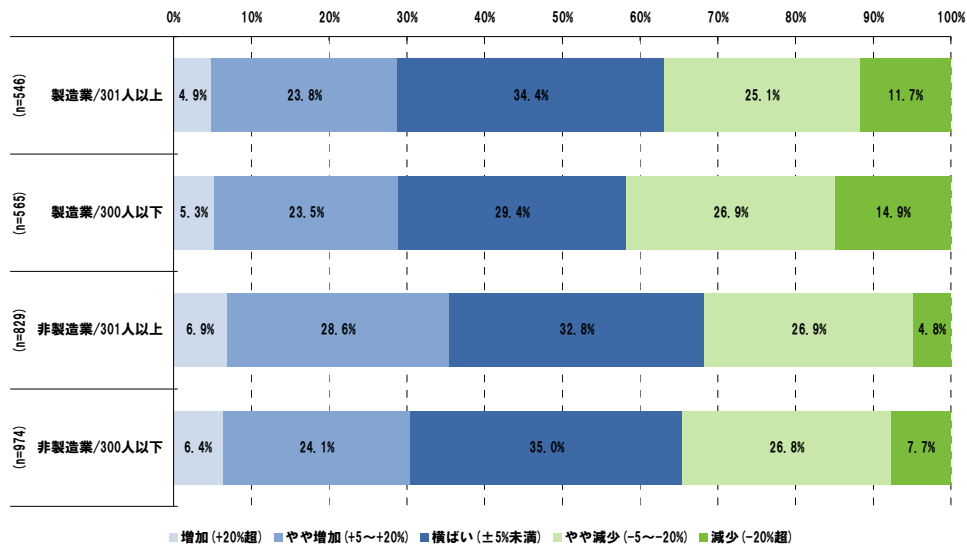
回答企業の業績推移については以下の通り。

図表 2-39-1 直近5年間における業績の推移:売上高(問 39-1)【全業種・全規模】

(n=2924)

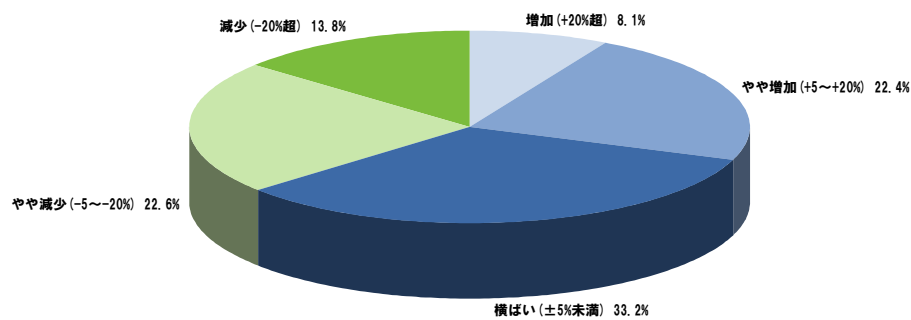


図表 2-39-2 直近5年間における業績の推移:売上高(問 39-1)【業種・規模別】

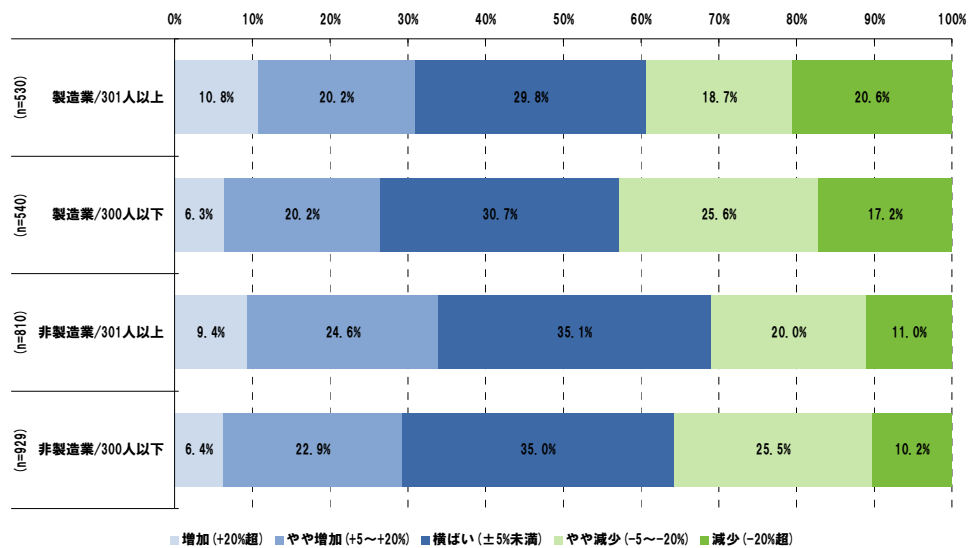


図表 2-39-3 直近 5 年間における業績の推移: 営業利益 (問 39-2) 【全業種・全規模】

(n=2817)



図表 2-39-4 直近 5 年間における業績の推移: 営業利益 (問 39-2) 【業種・規模別】



3. 詳細結果

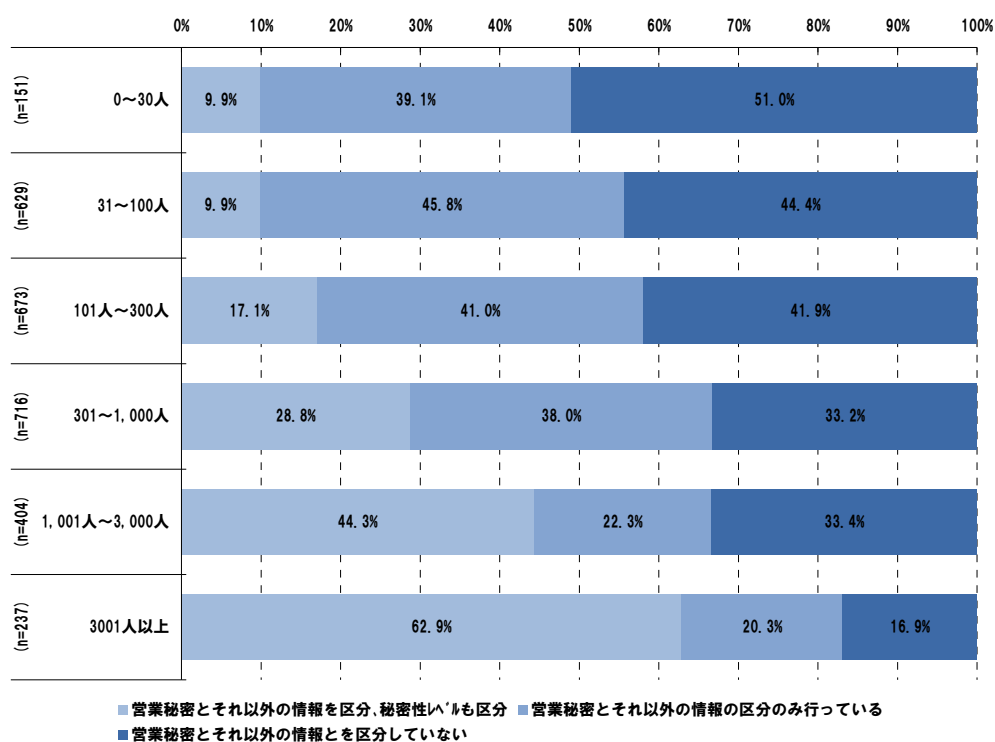
(1) 「営業秘密管理に関する各種取組」に関する分析

① 「営業秘密管理に関する各種取組」等と「従業員数」の関係

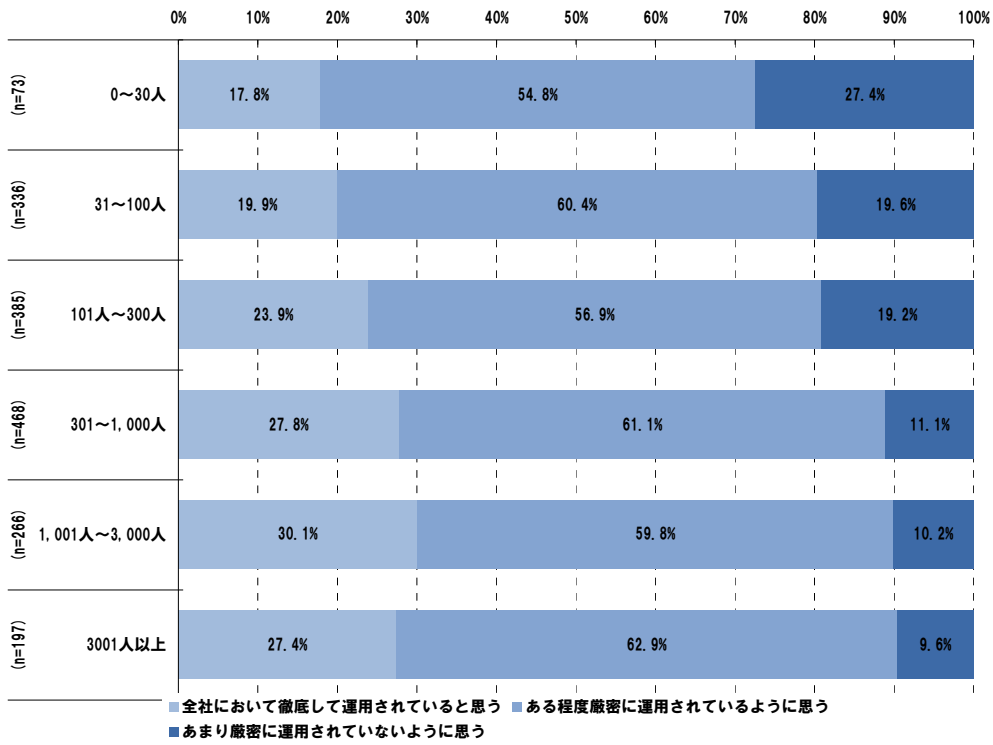
図表 3-1～7 は、「営業秘密の取り扱いと運用状況（問 1、2、3）」や「営業秘密管理の各種取組（問 5、6、10、12）」と、「問 37 従業員規模」の関係を示すものである。これらの図表から、規模が大きい企業ほど、営業秘密の取扱いと運用を厳密に行っており、営業秘密管理手法を数多く取り入れている傾向があるといえる。

図表 3-1 「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分と秘密性レベルに応じた格付け」 ×

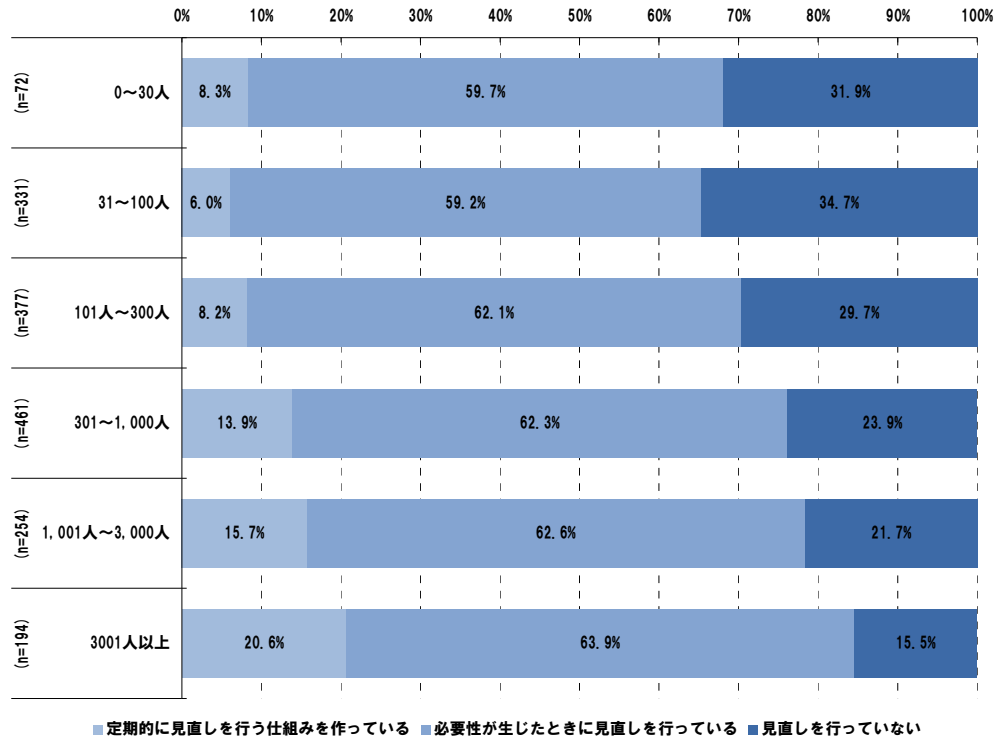
「問 37 従業員数」



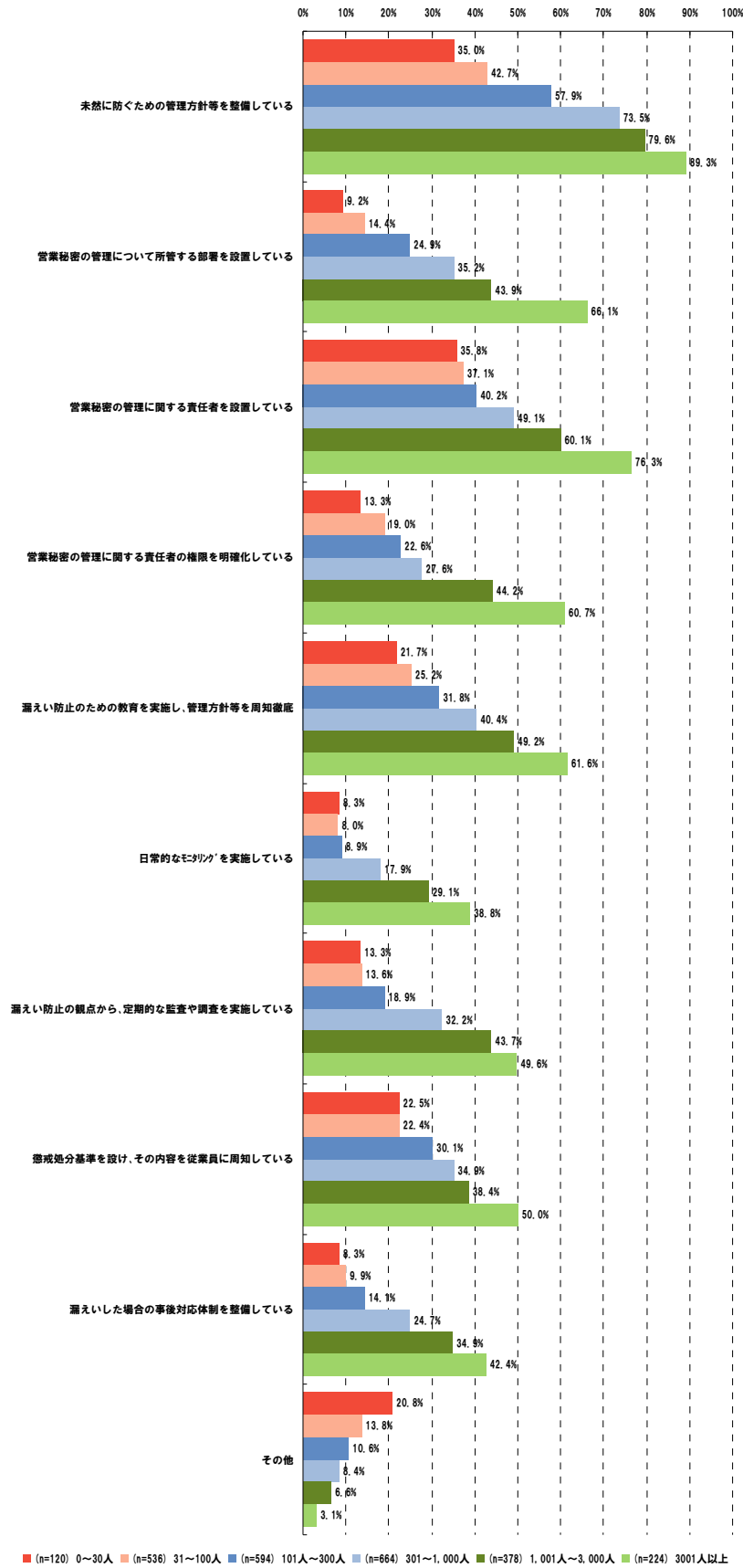
図表 3-2 「問 2 営業秘密の管理ルールの運用」 × 「問 37 従業員数」



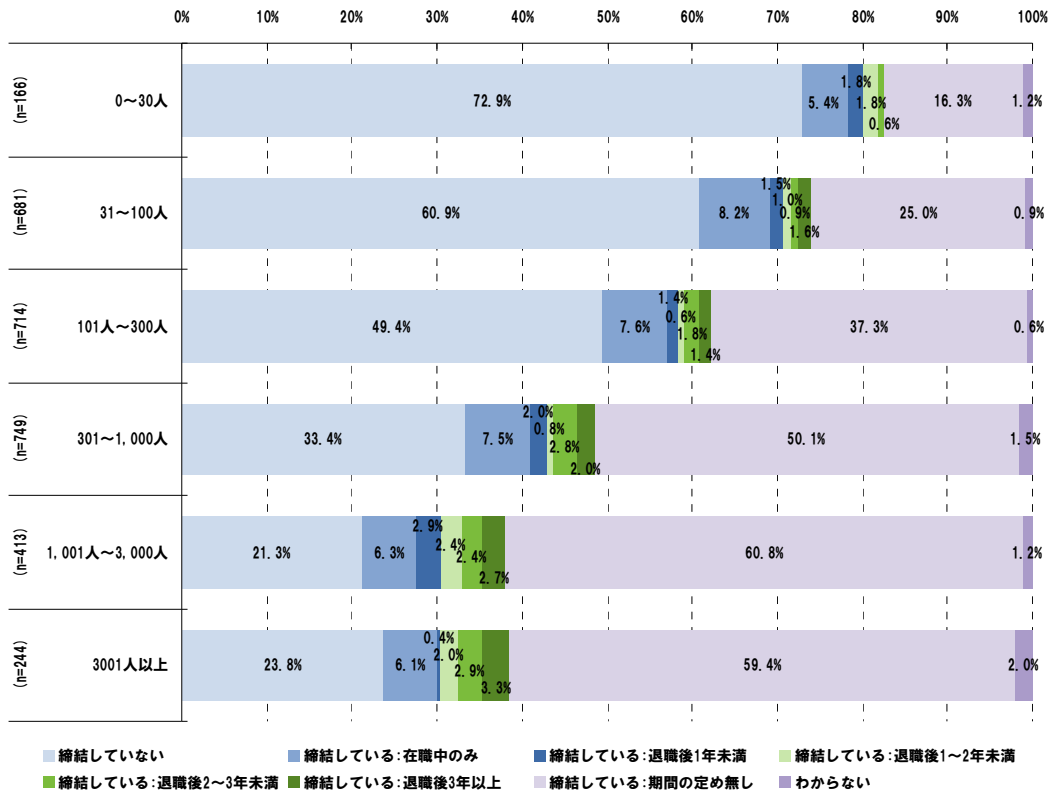
図表 3-3 「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」 × 「問 37 従業員数」



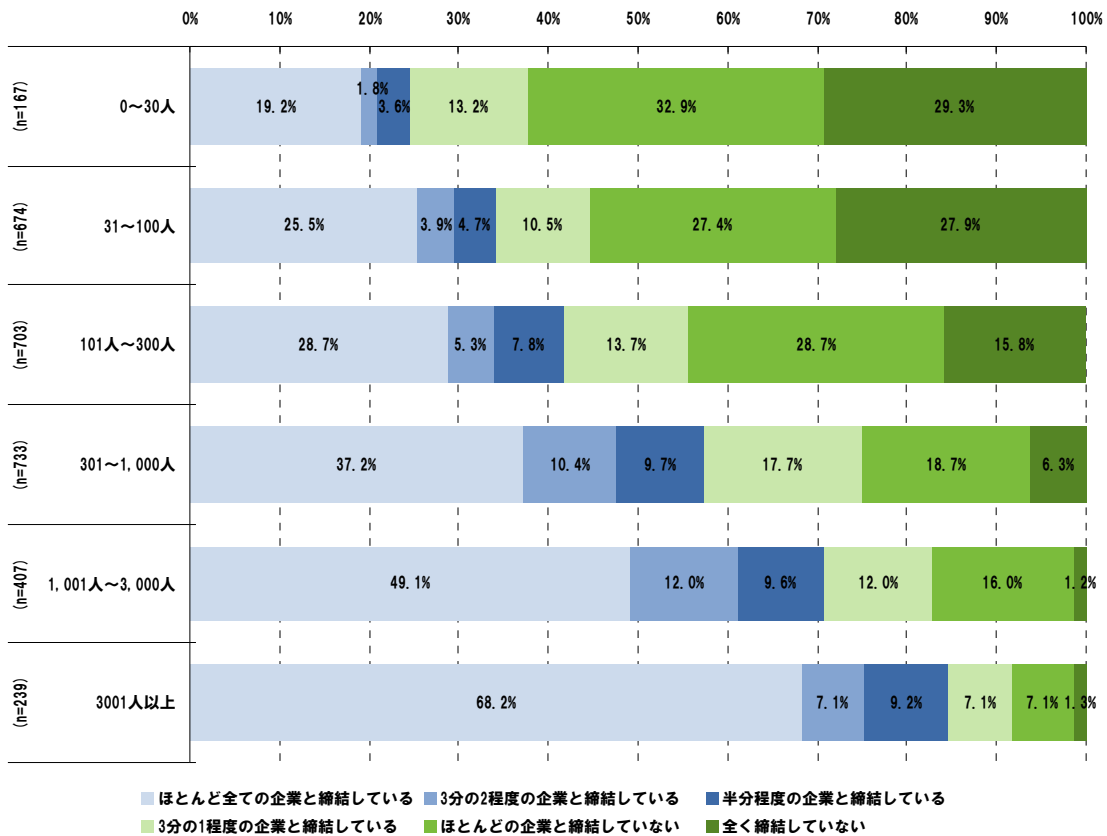
図表 3-4 「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×「問37 従業員数」



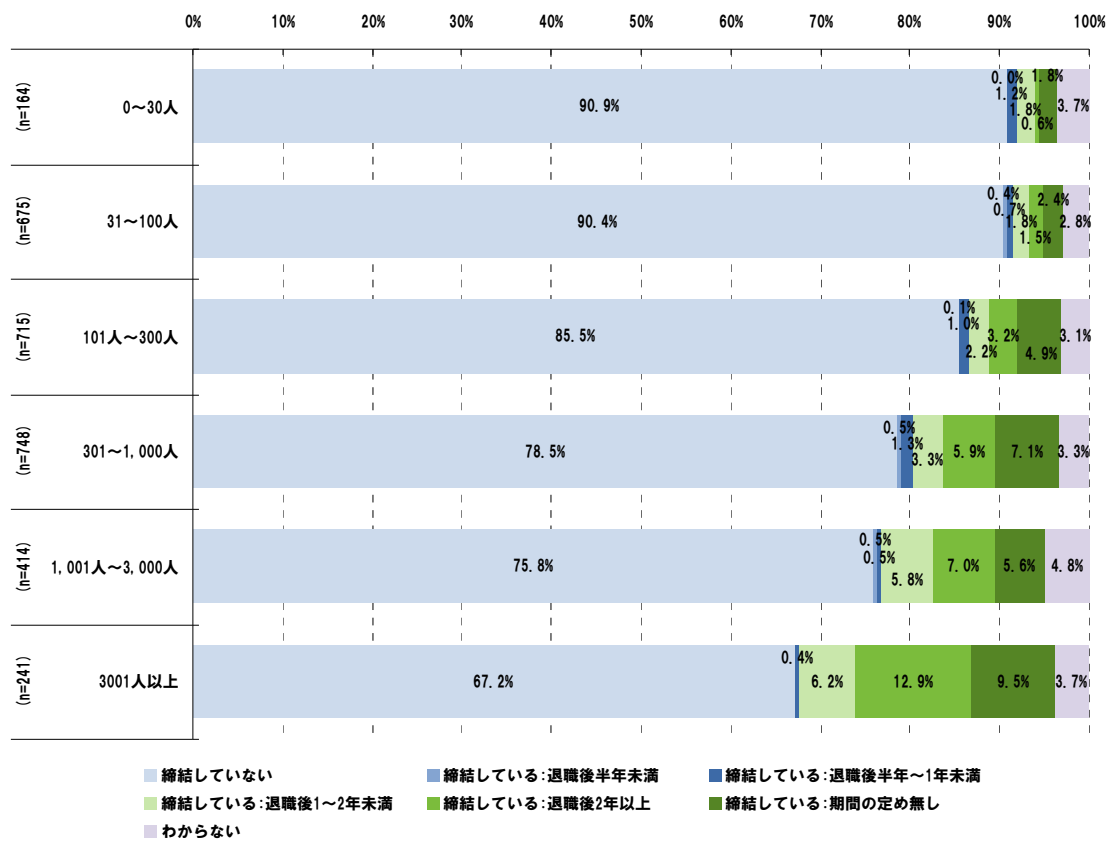
図表 3-5 「問 6 秘密保持契約の締結:従業員」 × 「問 37 従業員数」



図表 3-6 「問 10 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合」 × 「問 37 従業員数」



図表 3-7 「問 12-1 競業禁止義務契約の締結:従業員」 × 「問 37 従業員数」



②「営業秘密管理に関する各種取組」と「営業秘密とそれ以外の情報の区分」の関係

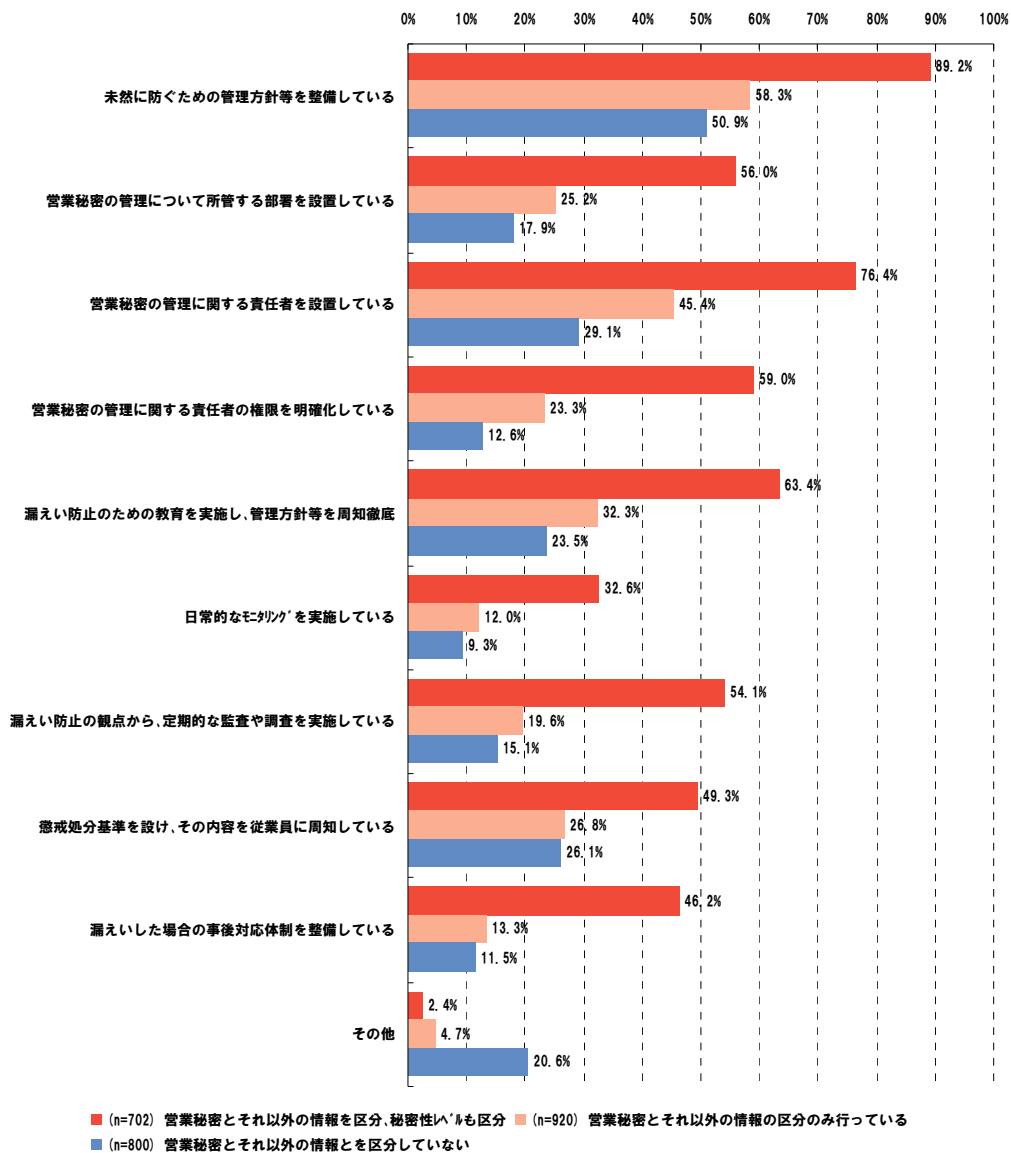
図表 3-8～23 は、「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」と、「営業秘密管理に関する各種取組（問 5、6、10、12）」との関係を示したものである。これらの図表からは、従業員規模の影響を取り除いても、「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分および秘密性のレベルに応じた格付け」を行っている企業は、営業秘密管理に関するその他の取組（秘密保持契約や競業避止契約も含む）も充実している傾向にあるといえる。

特に、秘密性のレベルに応じた格付けまで導入している企業は、それ以外の企業との差が顕著である。

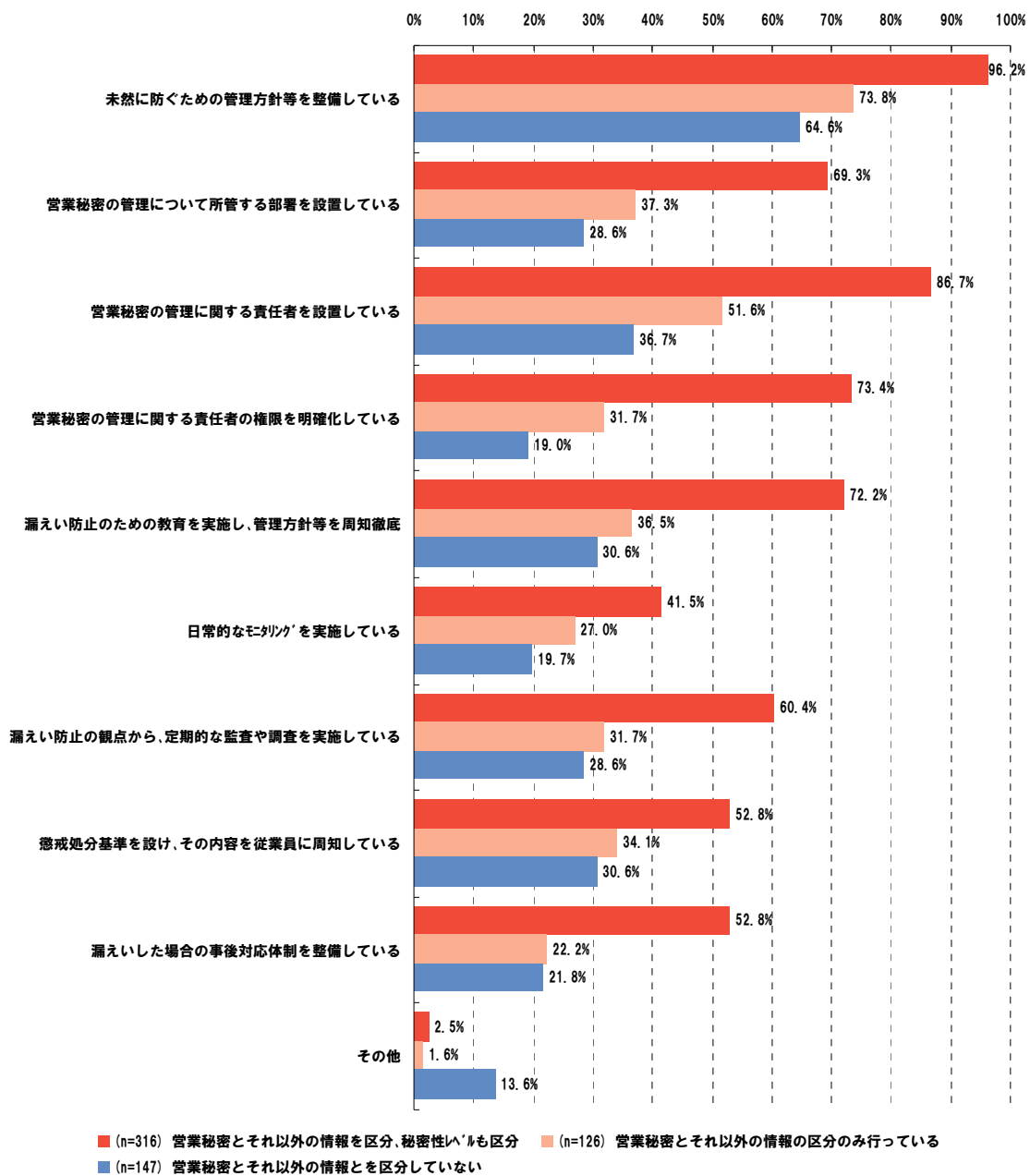
なお、以下において【企業規模：大】と表示されている図表は従業員数 1001 人以上の企業について、【企業規模：中】は従業員数 101 人以上 1000 人未満の企業について、【企業規模：小】は従業員数 100 人以下の企業について、それぞれ集計したものであり、【全規模】と表示されている図表は、それら全ての企業について集計したものである。

図表 3-8【全規模】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×

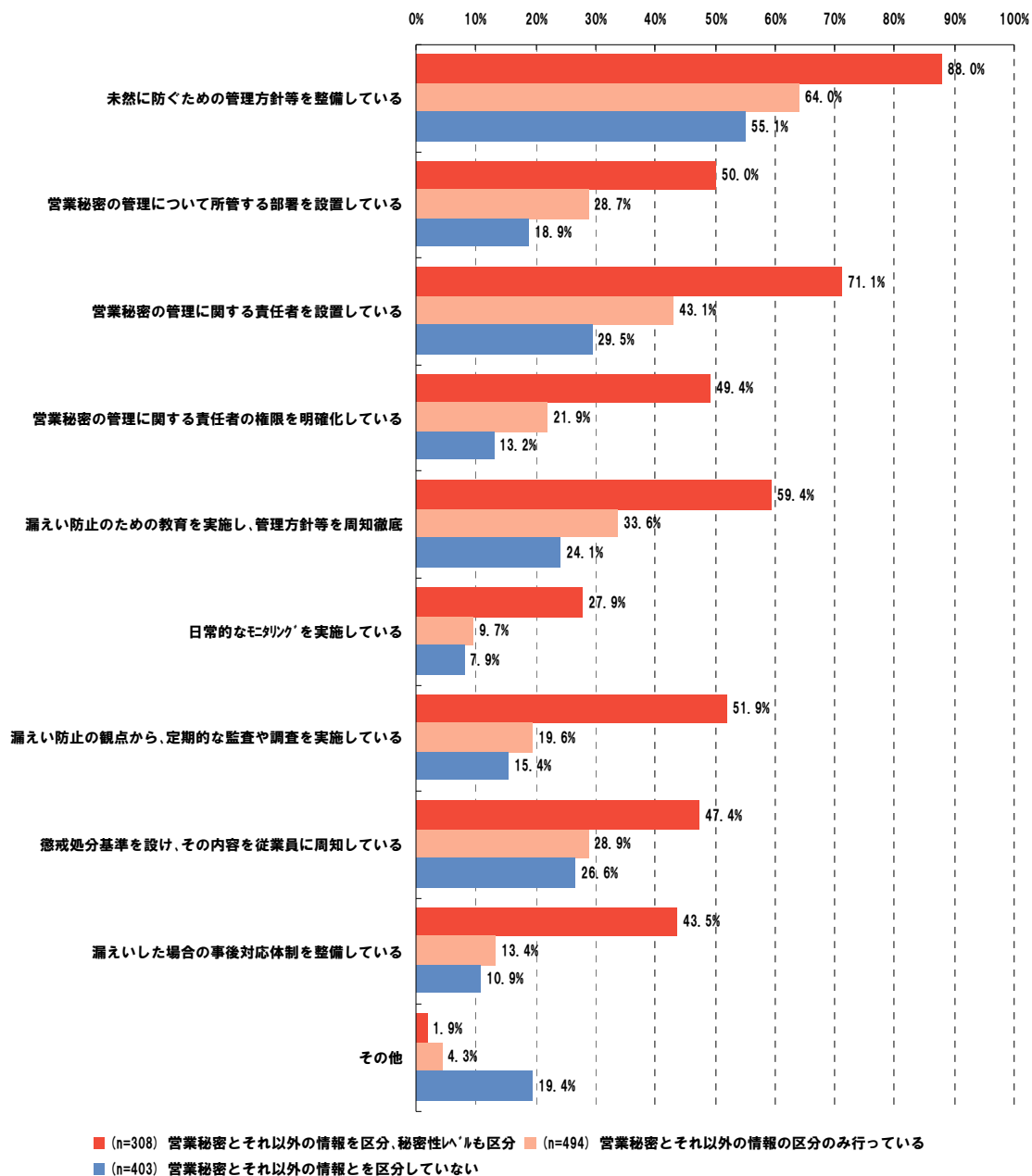
「問1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



図表 3-9 【企業規模：大】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」

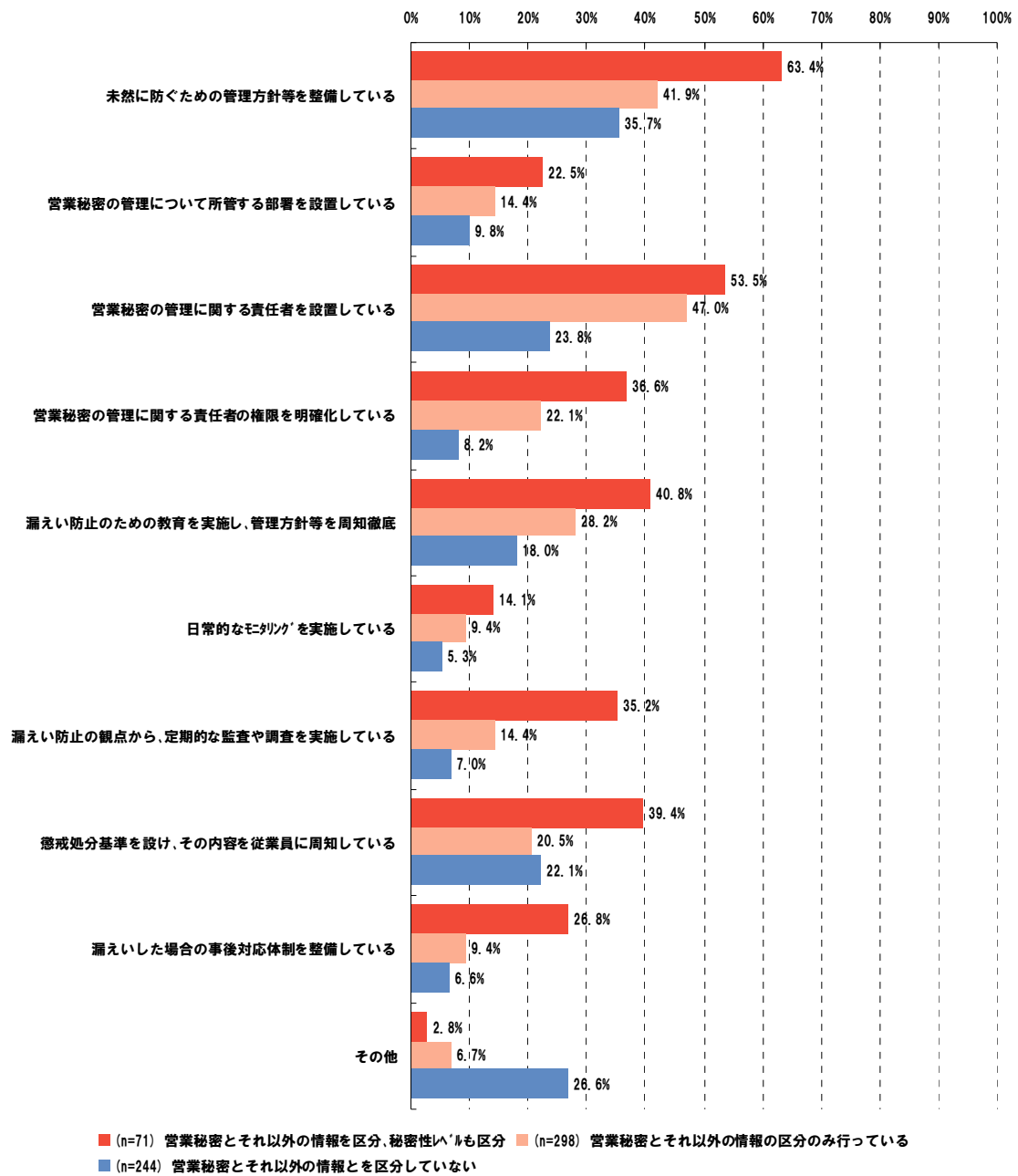


図表 3-10 【企業規模：中】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



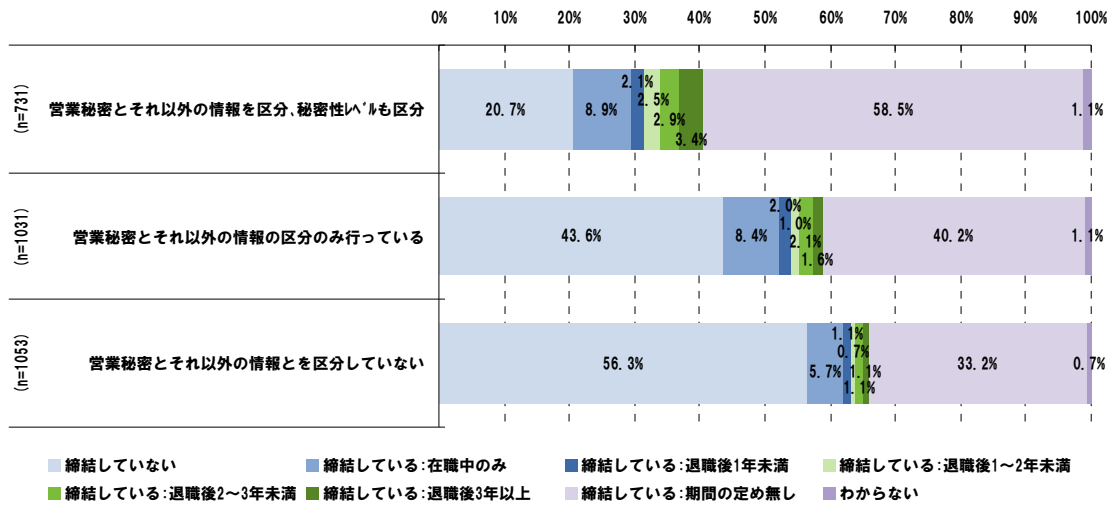
図表 3-11 【企業規模：小】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×

「問1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



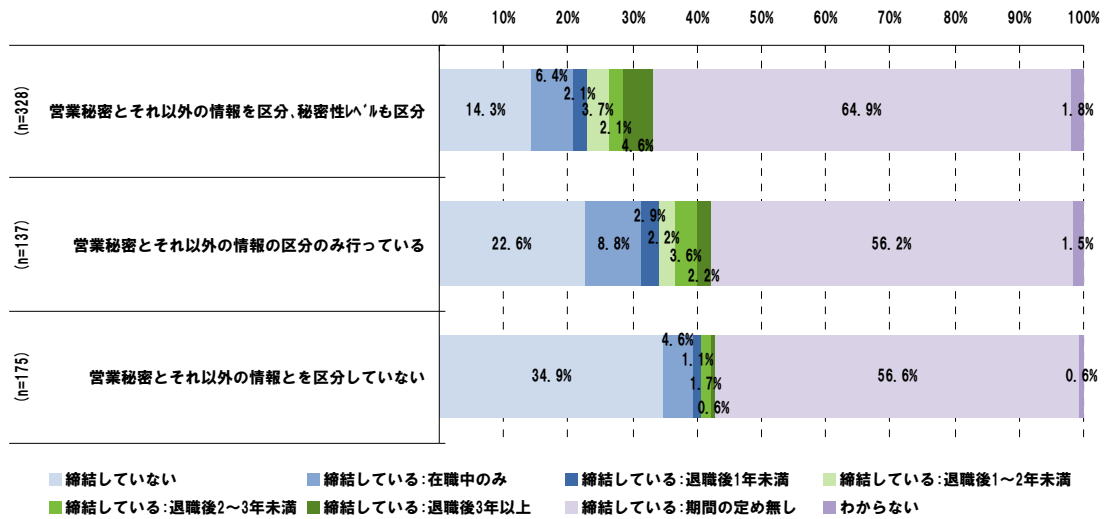
図表 3-12 【全規模】「問 6 秘密保持契約の締結状況：従業員」 ×

「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



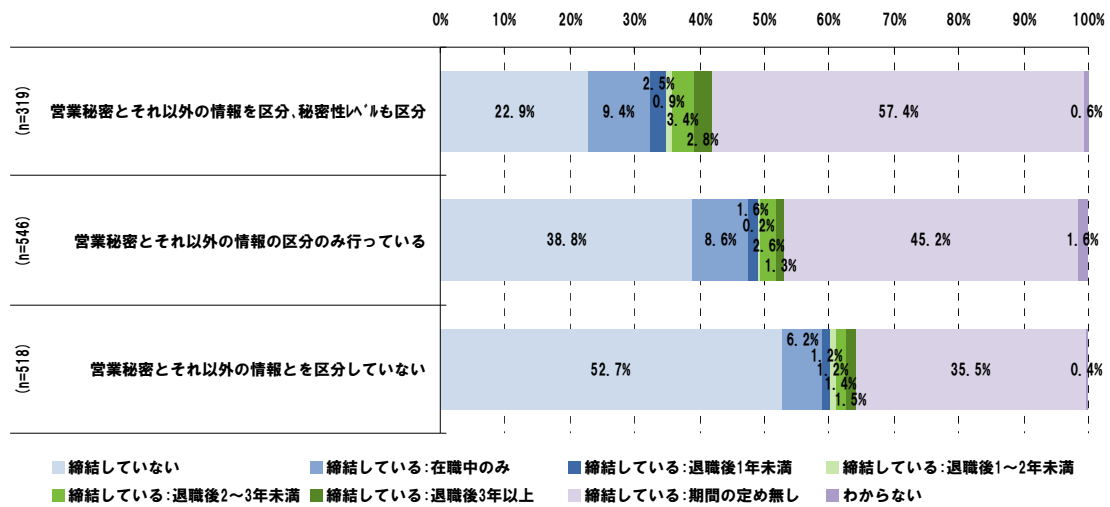
図表 3- 13 【企業規模：大】「問 6 秘密保持契約の締結状況：従業員」 ×

「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



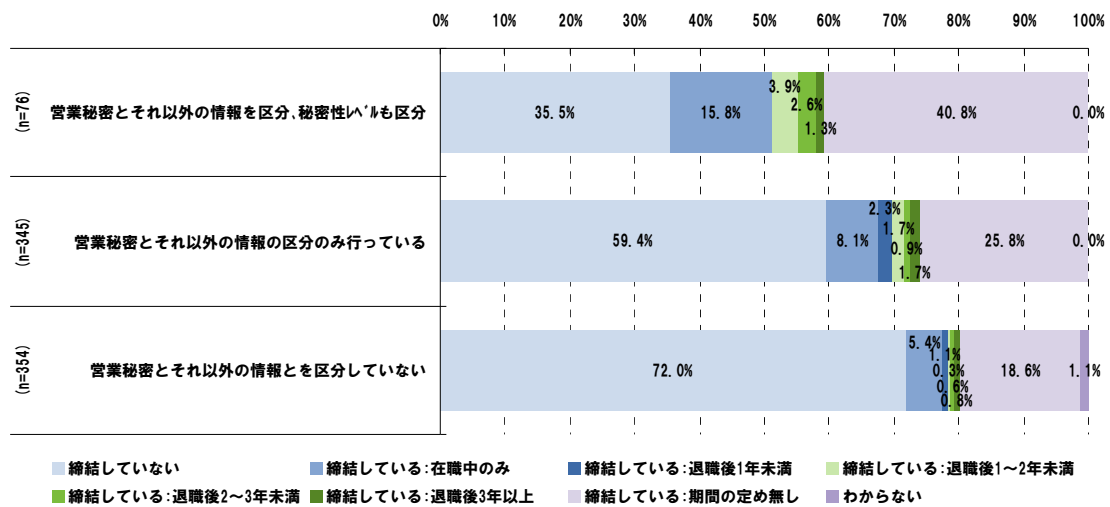
図表 3-14 【企業規模：中】「問 6 秘密保持契約の締結状況：従業員」×

「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



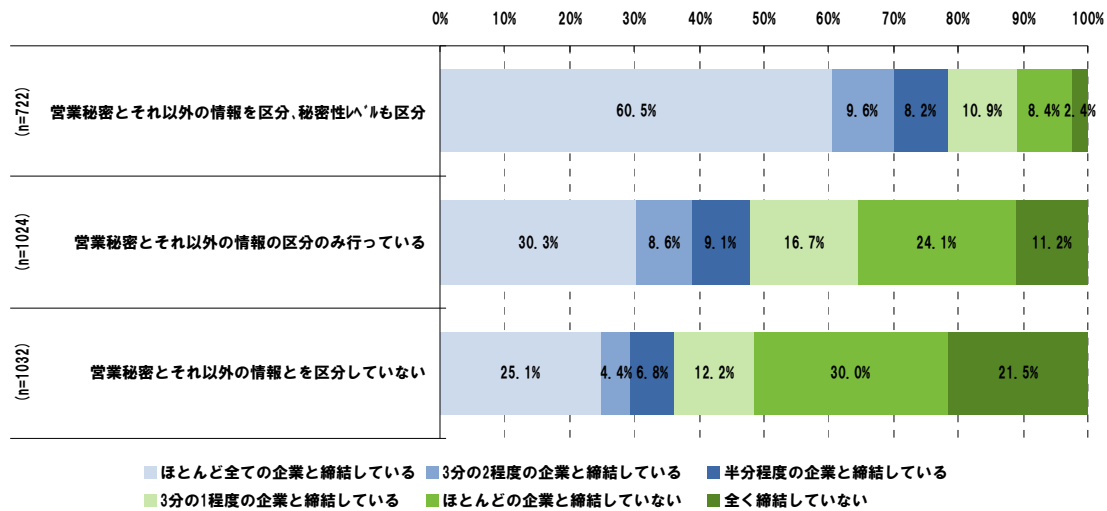
図表 3-15 【企業規模：小】「問 6 秘密保持契約の締結状況：従業員」×

「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



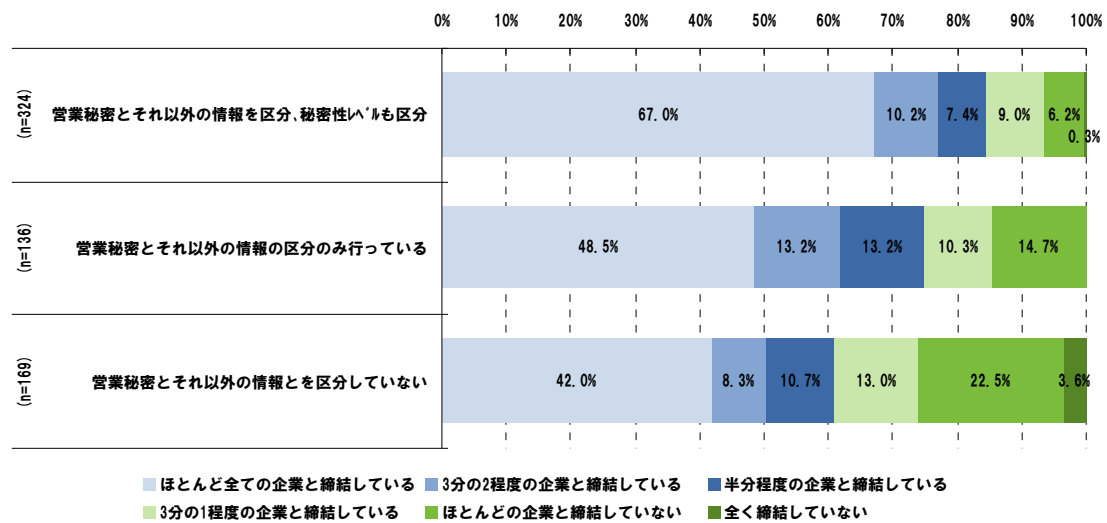
図表 3-16 【全規模】「問 10 取引先企業との秘密保持契約締結状況」 ×

「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」

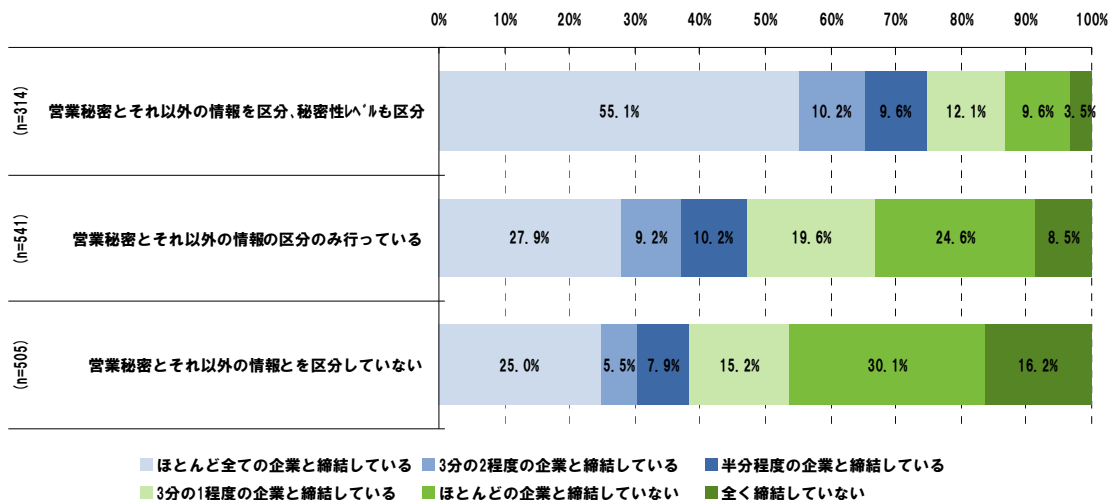


図表 3-17 【企業規模：大】「問 10 取引先企業との秘密保持契約締結状況」 ×

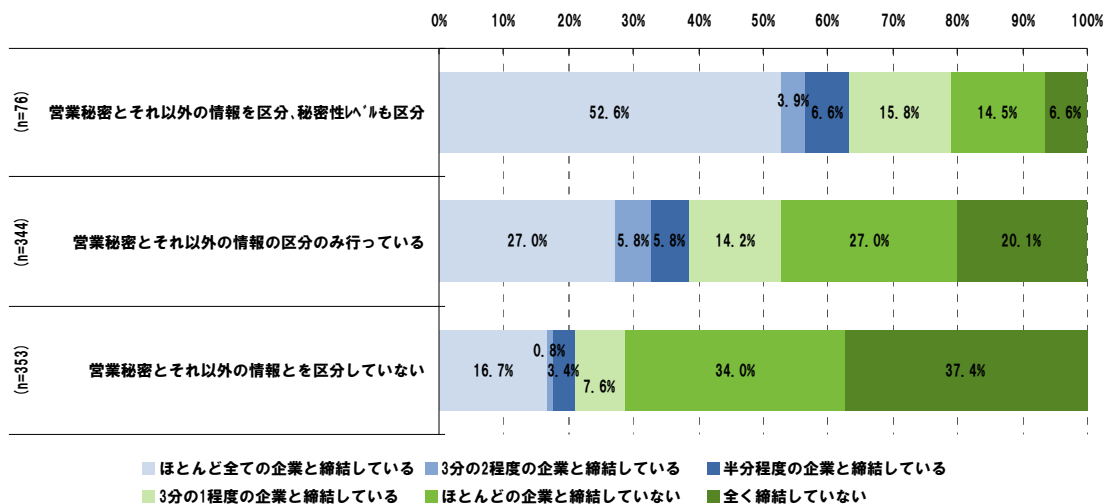
「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



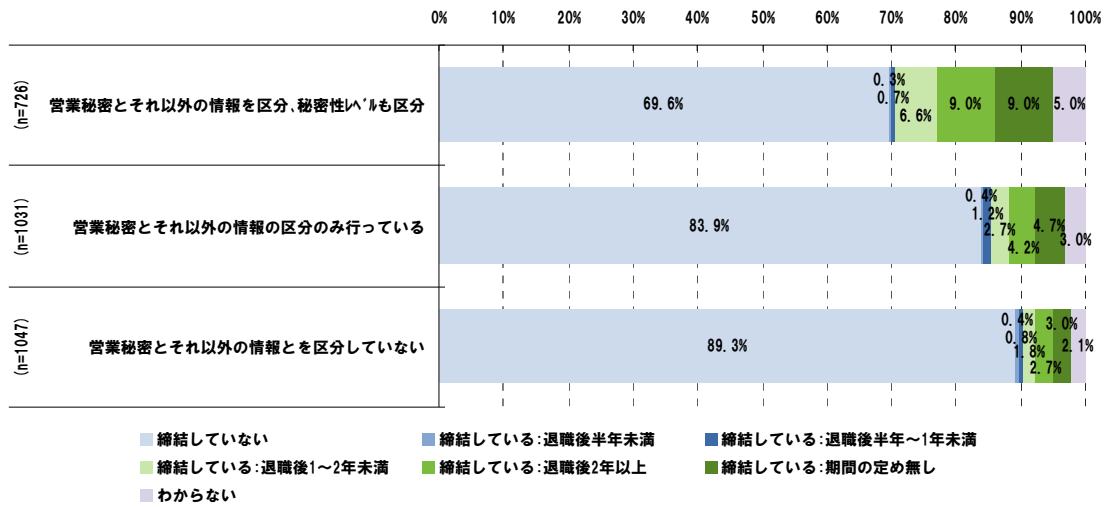
図表 3-18 【企業規模：中】「問10 取引先企業との秘密保持契約締結状況」 × 「問1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



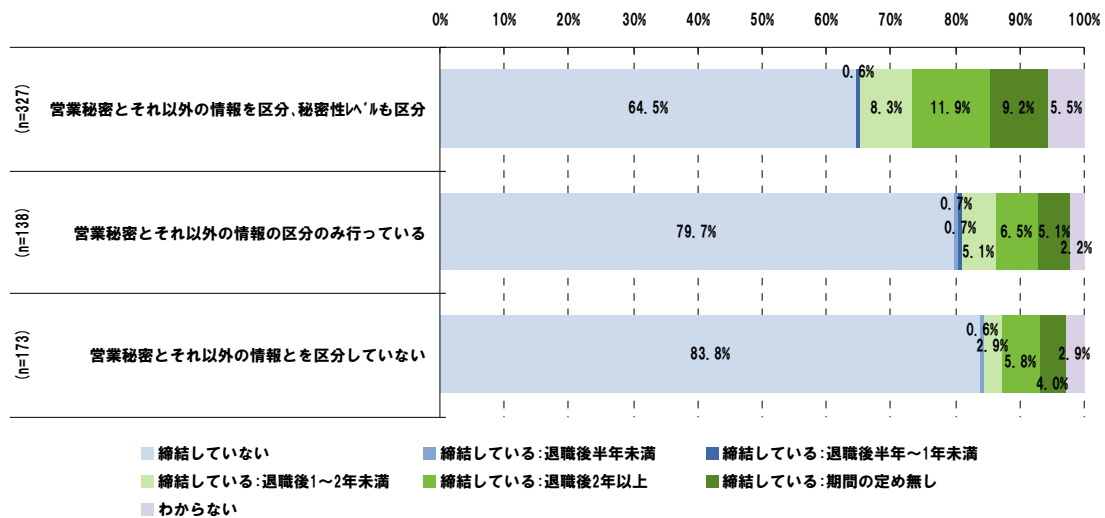
図表 3-19 【企業規模：小】「問10 取引先企業との秘密保持契約締結状況」 × 「問1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



図表 3-20 【全規模】「問 12 競業禁止義務契約の締結状況:従業員」 ×
「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」

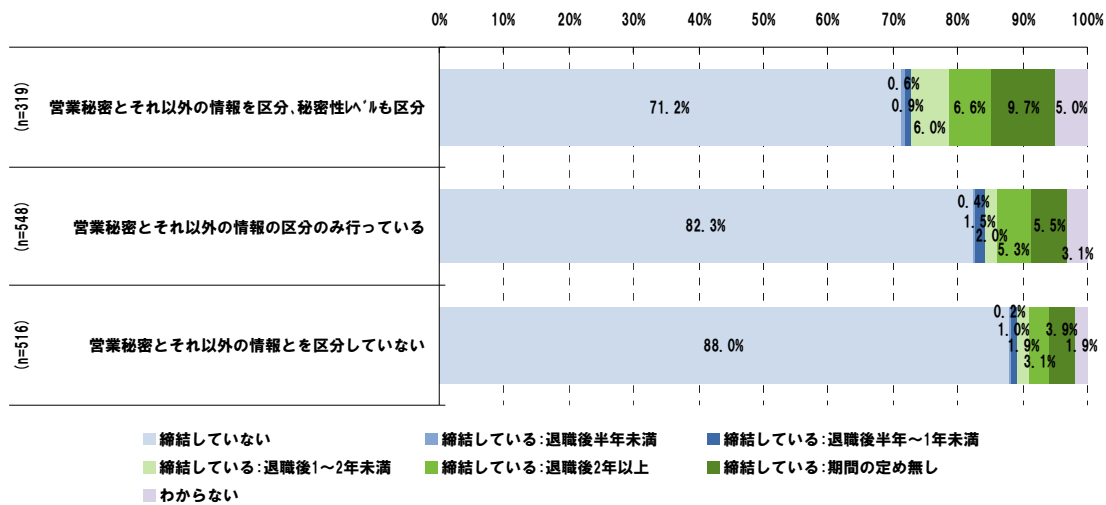


図表 3-21 【企業規模:大】「問 12 競業禁止義務契約の締結状況:従業員」 ×
「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



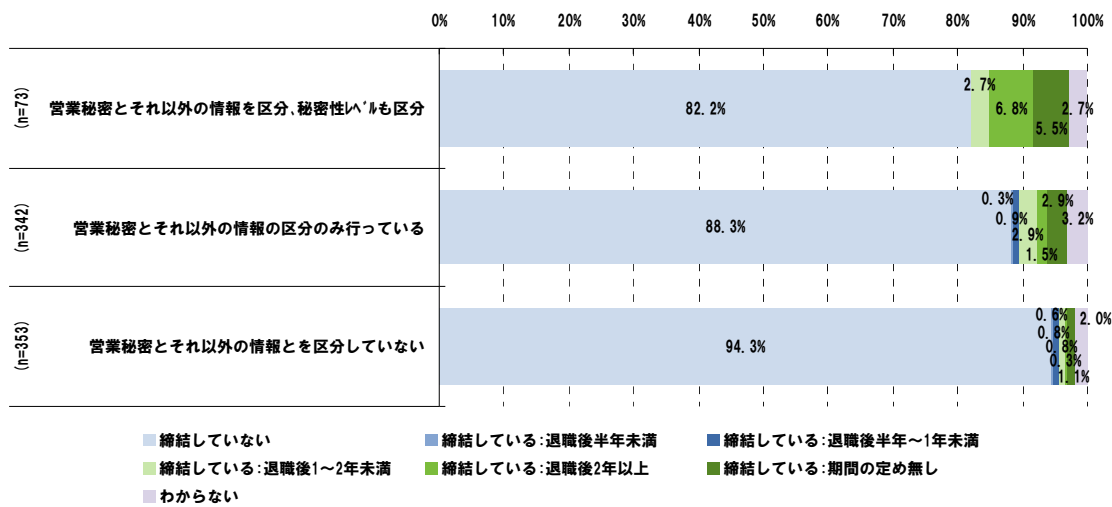
図表 3-22 【企業規模：中】「問 12 競業禁止義務契約の締結状況：従業員」 ×

「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



図表 3-23 【企業規模：小】「問 12 競業禁止義務契約の締結状況：従業員」 ×

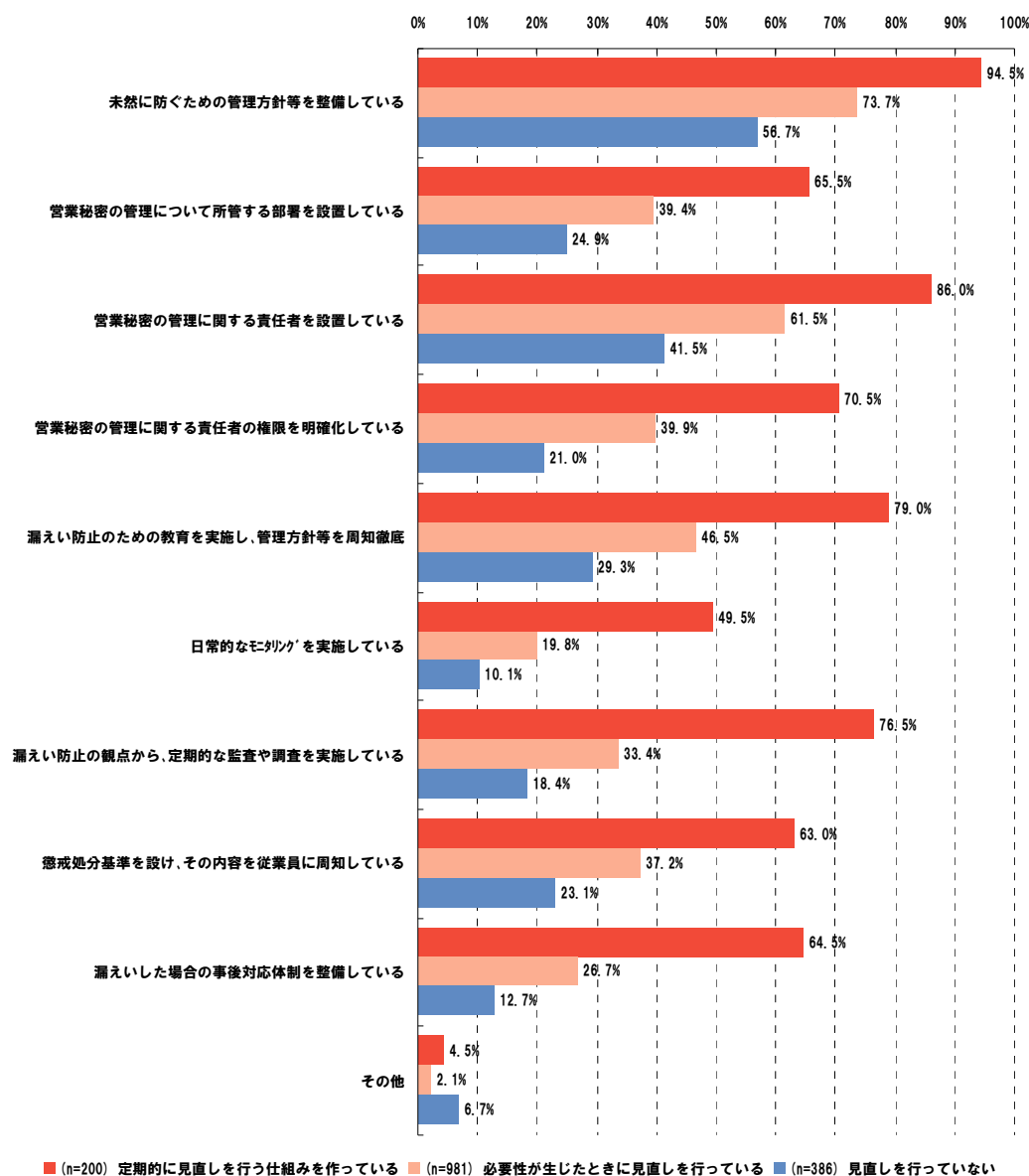
「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分」



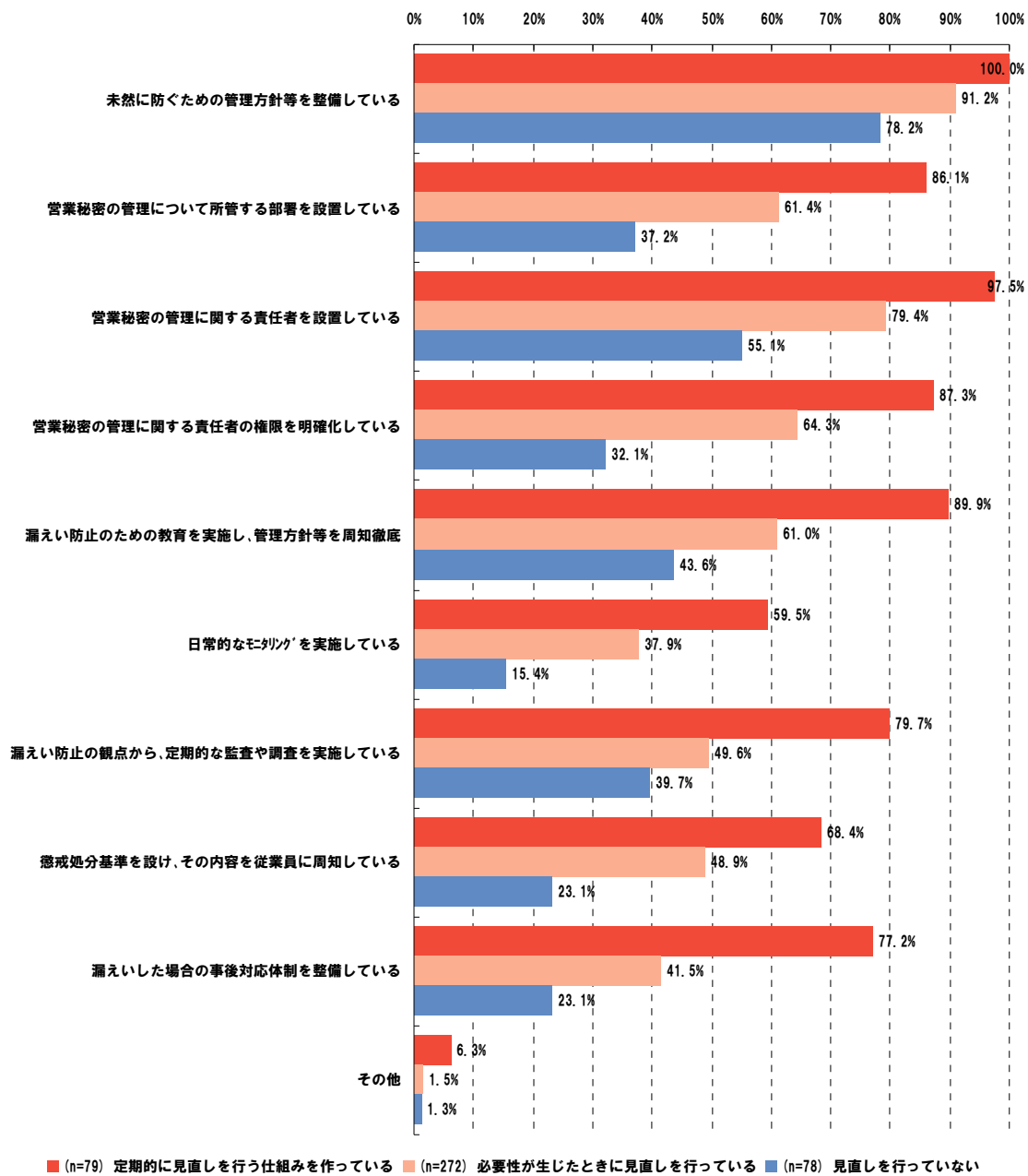
③「営業秘密管理に関する各種取組」と「営業秘密の区分と格付けの見直し」の関係

図表 3-24～39 は、「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」と、「営業秘密管理に関する各種取組（問 5、6、10、12）」との関係を示したものである。これらの図表からは、上述した「営業秘密とそれ以外の情報の区分」と「営業秘密管理に関する各種取組」との関係と同様に、営業秘密の区分および秘密性の格付け基準の見直しを定期的に行っている企業は、その他の取組も充実している傾向があるといえる。

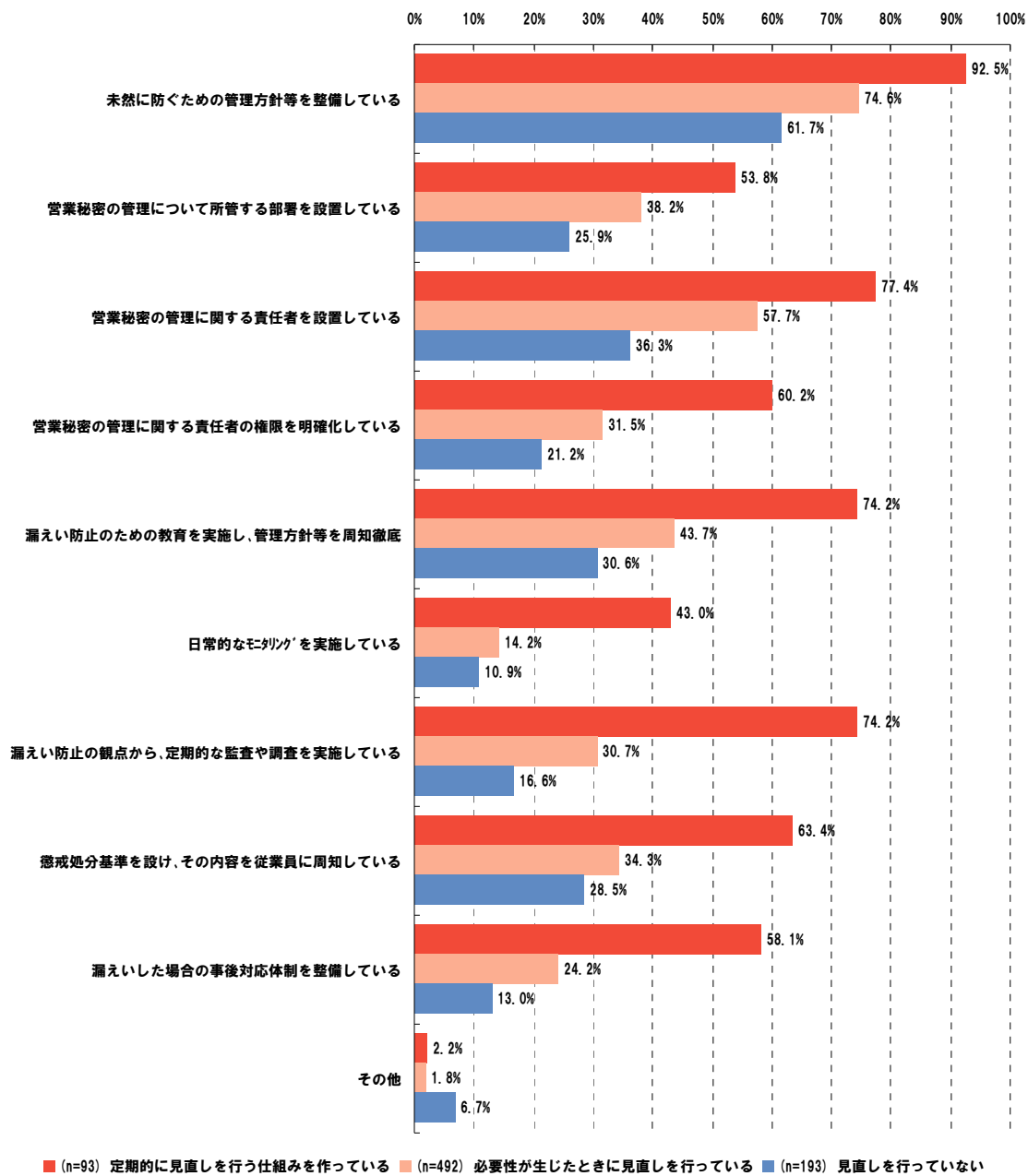
図表 3-24【全規模】「問 5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



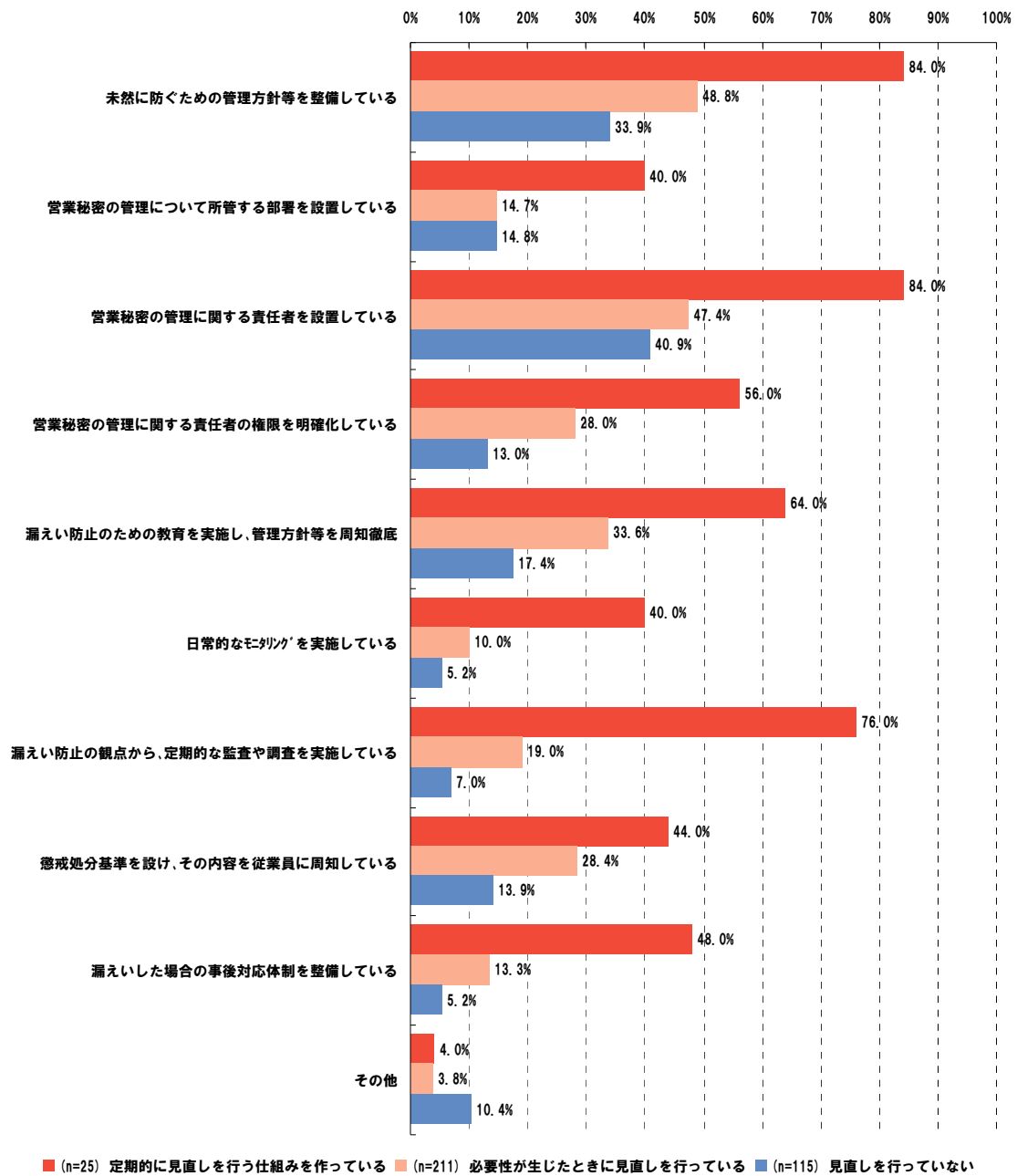
図表 3-25 【企業規模：大】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



図表 3-26 【企業規模：中】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」

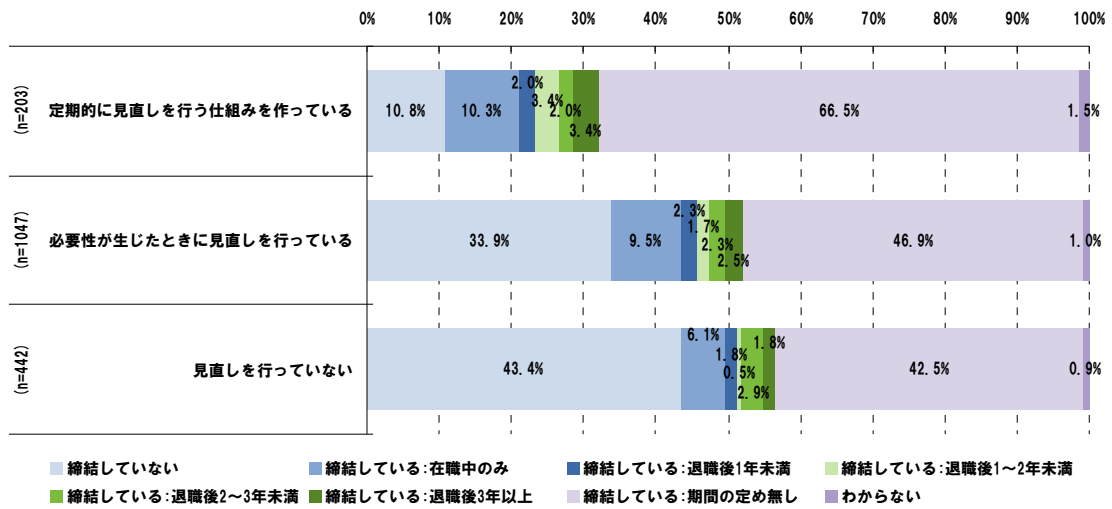


図表 3-27 【企業規模：小】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



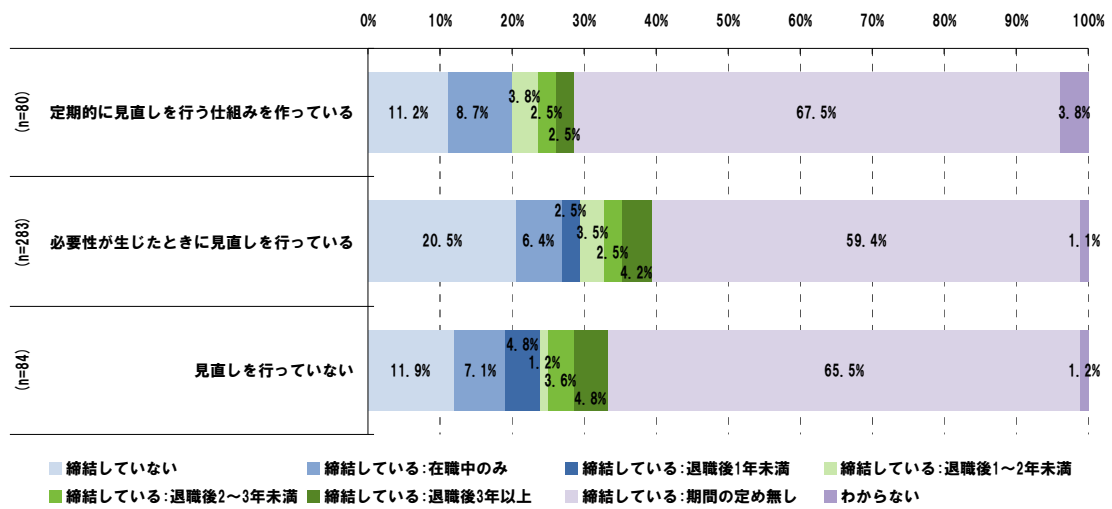
図表 3-28 【全規模】「問 6 秘密保持契約の締結：従業員」 ×

「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」

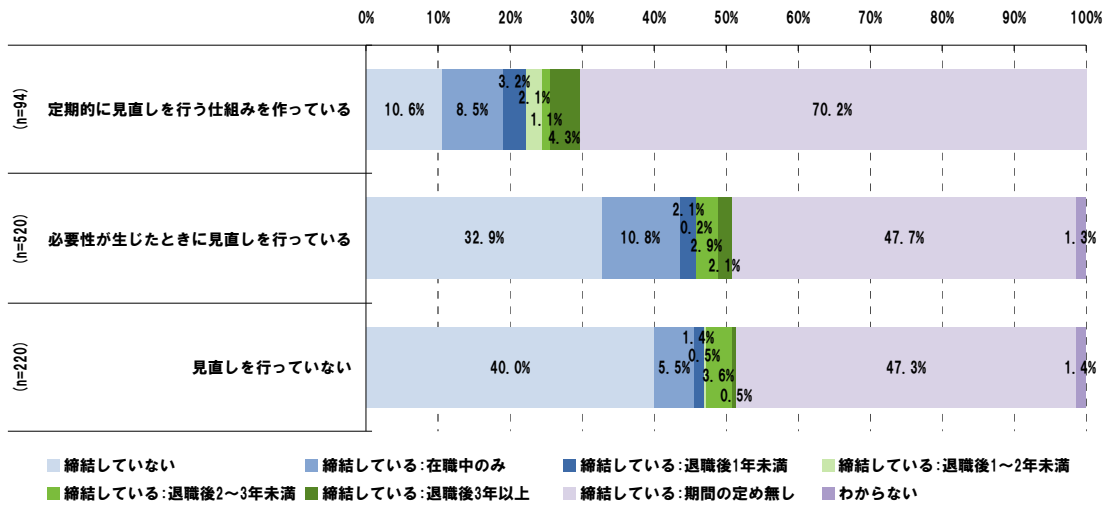


図表 3-29 【企業規模：大】「問 6 秘密保持契約の締結：従業員」 ×

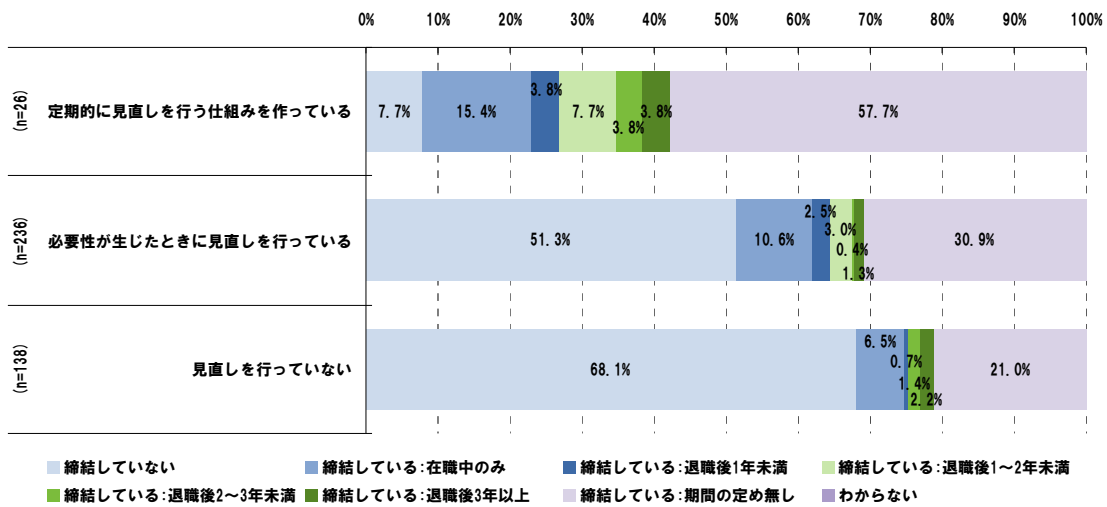
「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



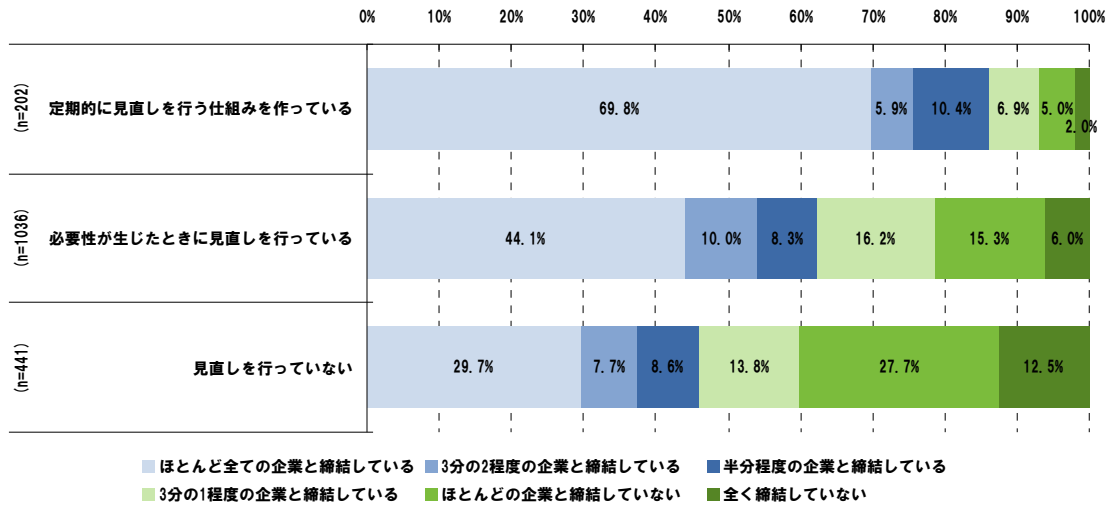
図表 3-30 【企業規模：中】「問6 秘密保持契約の締結：従業員」×
「問3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



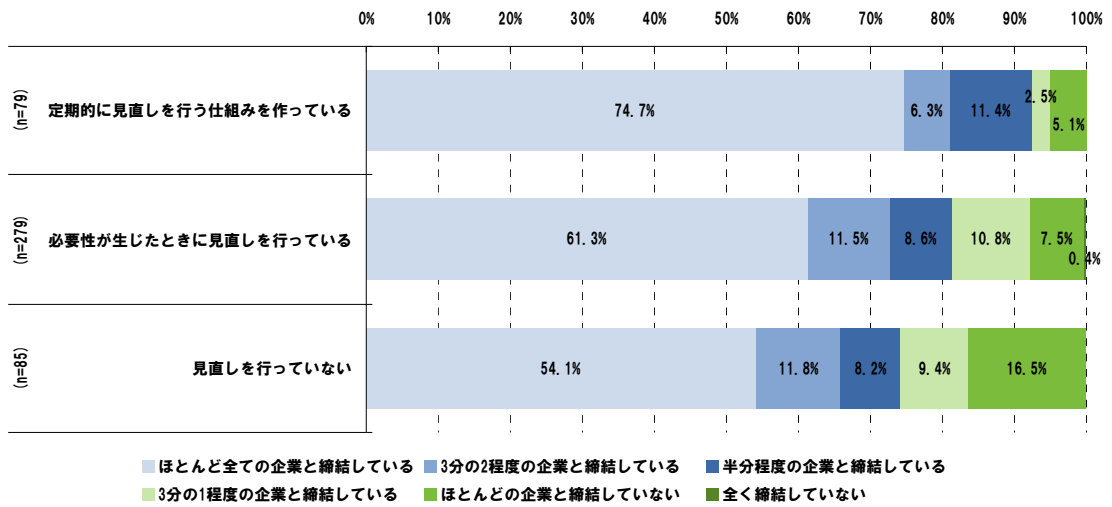
図表 3-31 【企業規模：小】「問6 秘密保持契約の締結：従業員」×
「問3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



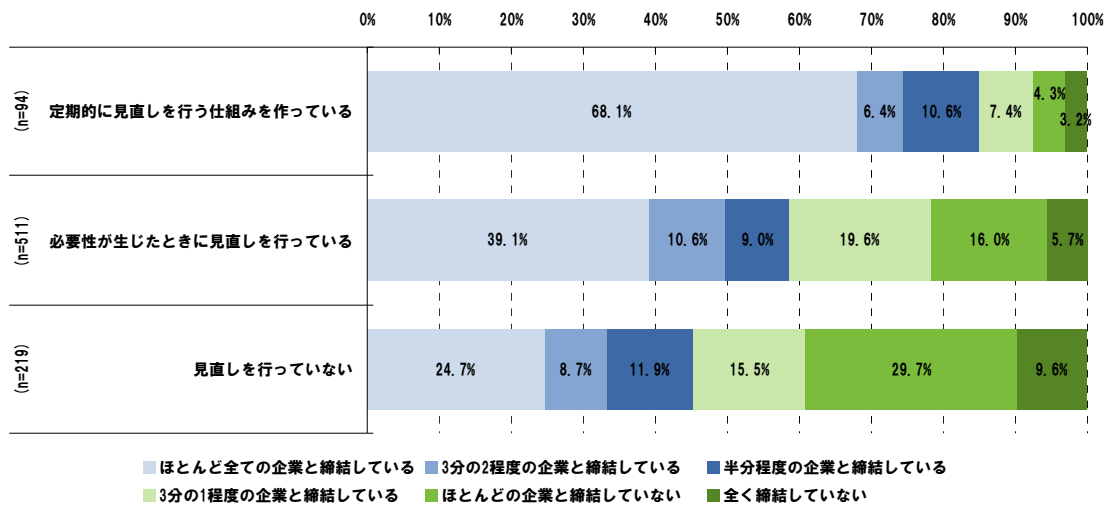
図表 3-32 【全規模】「問 10 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合」 × 「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



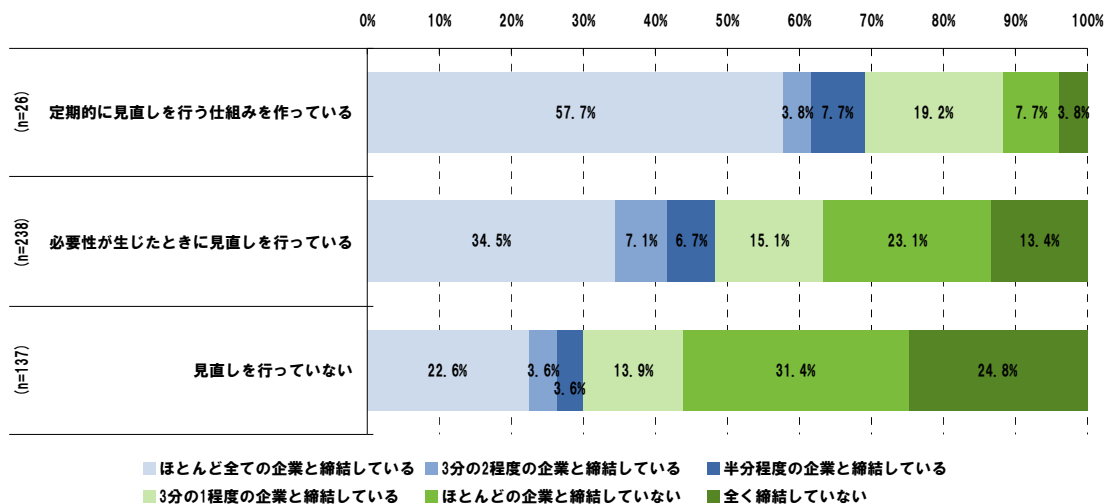
図表 3-33 【企業規模：大】「問 10 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合」 × 「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



図表 3-34 【企業規模：中】「問 10 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合」 × 「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」

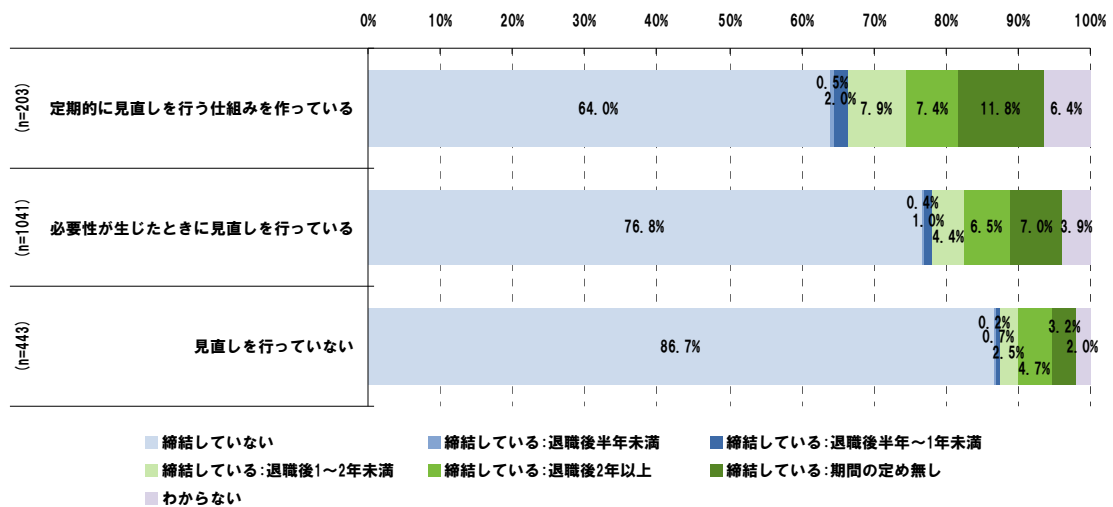


図表 3-35 【企業規模：小】「問 10 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合」 × 「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



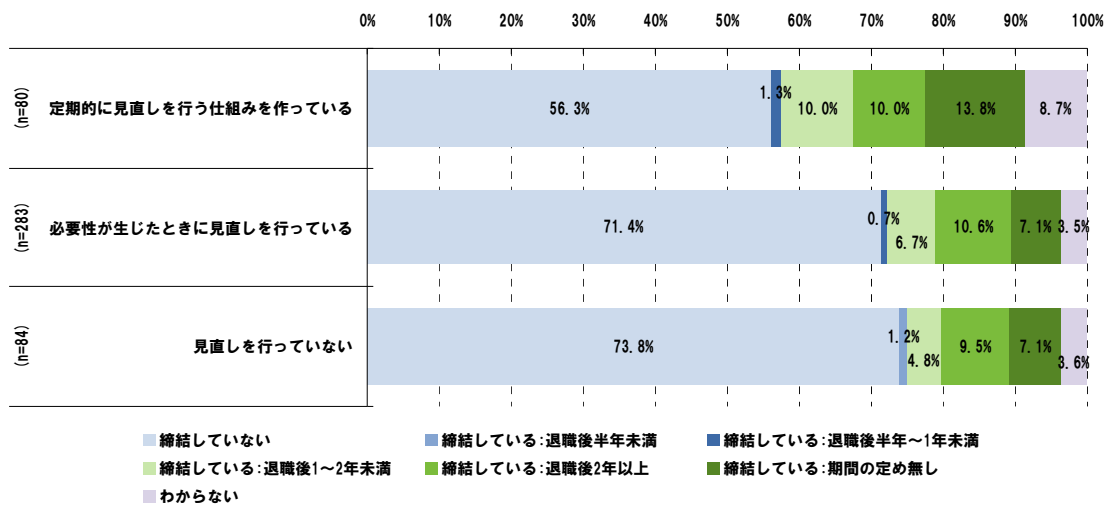
図表 3-36 【全規模】「問 12-1 競業避止義務契約の締結：従業員」 ×

「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」

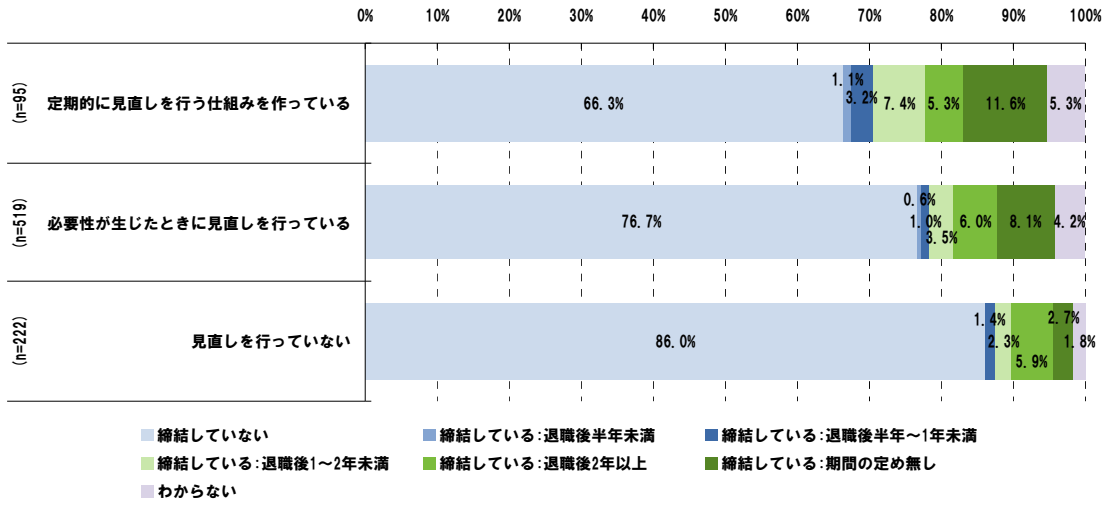


図表 3-37 【企業規模：大】「問 12-1 競業避止義務契約の締結：従業員」 ×

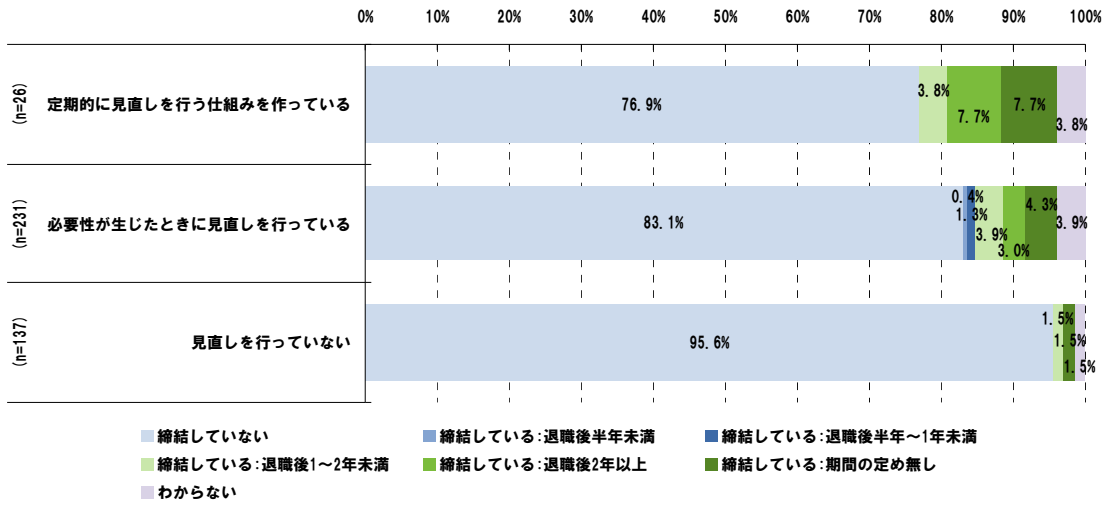
「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



図表 3-38 【企業規模：中】「問 12-1 競業禁止義務契約の締結：従業員」 ×
「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



図表 3-39 【企業規模：小】「問 12-1 競業禁止義務契約の締結：従業員」 ×
「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



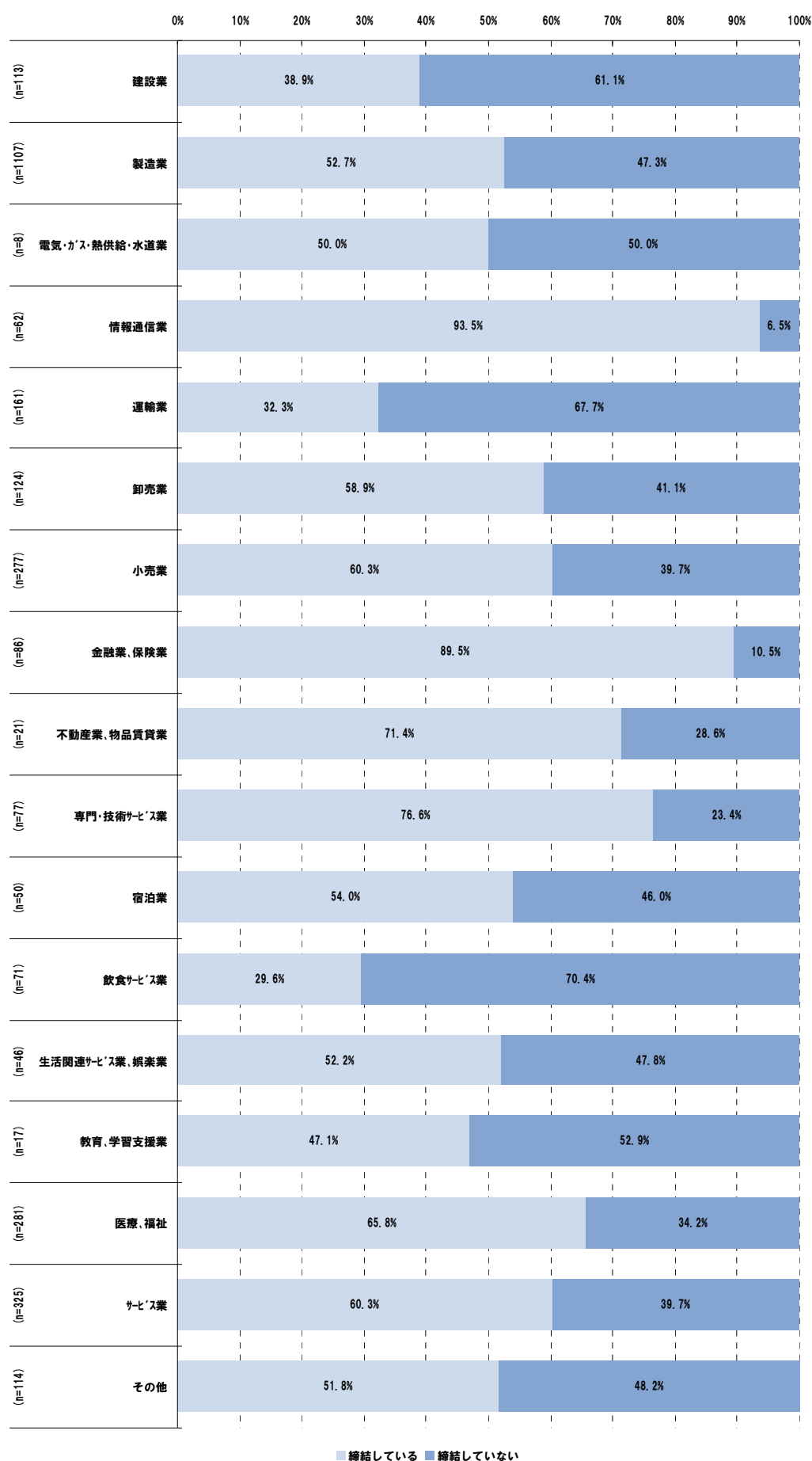
(2) 「秘密保持契約及び競業禁止義務契約」に関する分析

① 「秘密保持契約の締結状況」と「業種」の関係

図表 3-40～42 は、「秘密保持契約の締結状況（問 6）」と業種の関係を示したものである。これらの図表によると、大分類レベルでは、「情報通信業」、「金融業・保険業」において、秘密保持契約を締結している割合が大きくなっている。また、製造業の中分類レベルでは、「化学」、「電気、情報通信機械、電子部品」が大きく、主力商品別で見ると、「素材」および「最終製品」が大きくなっている。

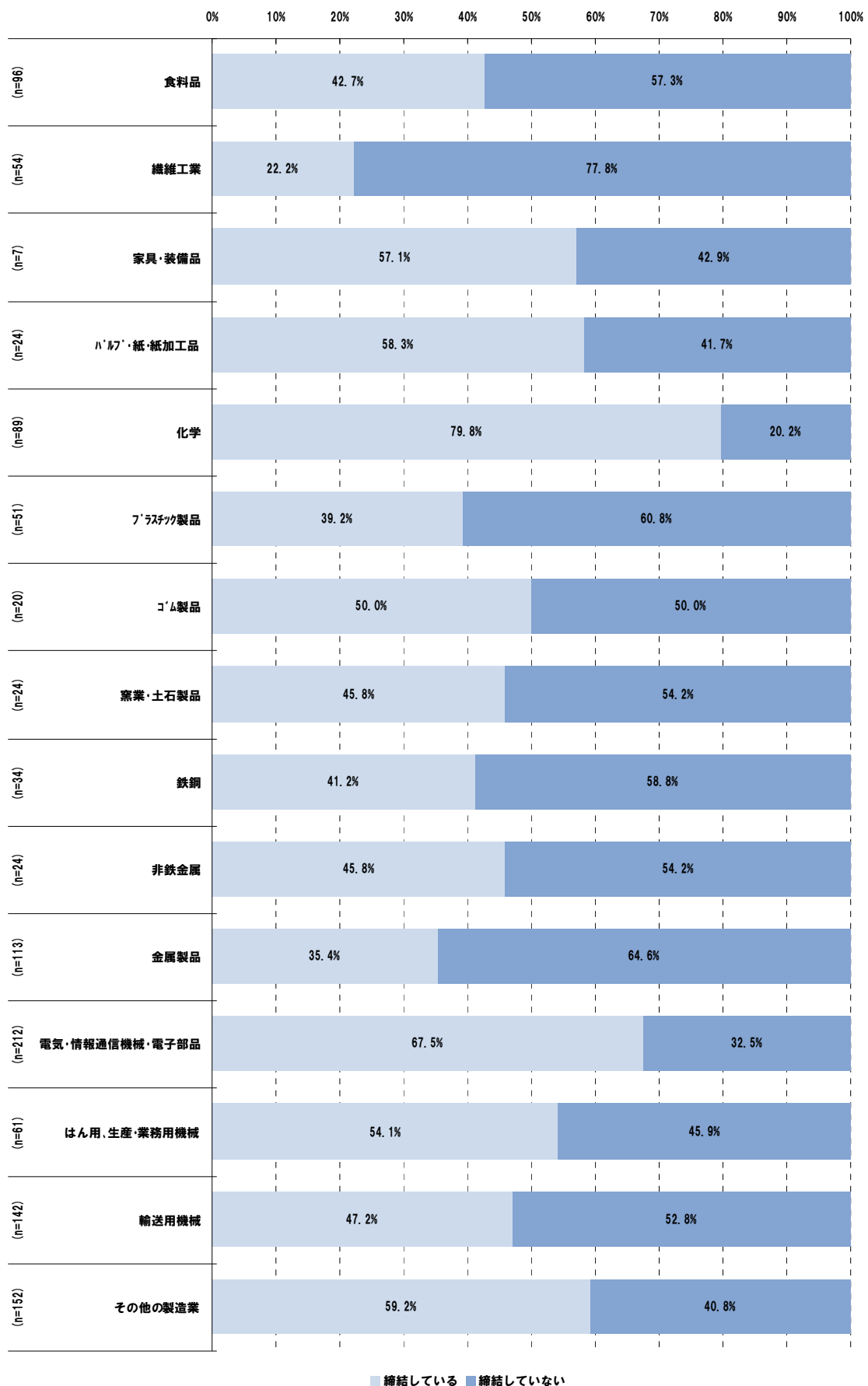
なお、データの利用に当たっては、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「教育、学習支援業」、「不動産業、物品賃貸業」（以上大分類）、「家具・装備品」、「ゴム製品」、「パルプ・紙・紙加工」、「窯業・土石製品」、「非鉄金属」（以上製造業中分類）など回答数が少ない業種があることに留意いただきたい。

図表 3-40 「問 6 秘密保持契約の締結:従業員」 × 「問 33 主要業種」

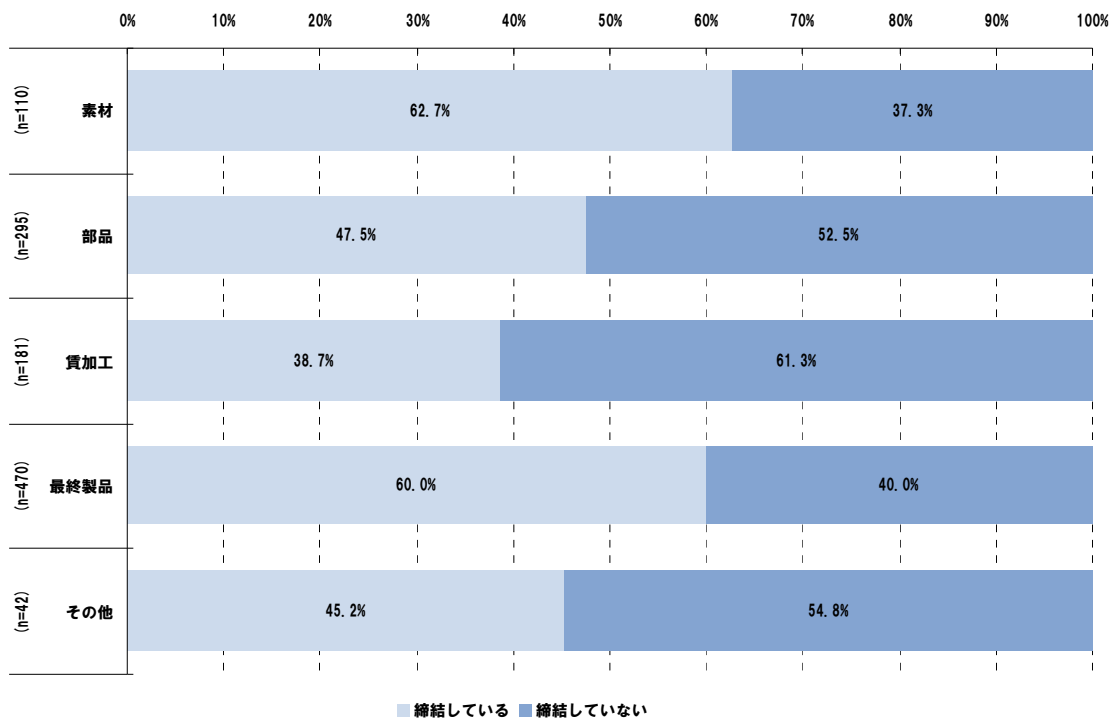


■ 締結している ■ 締結していない

図表 3-41 「問 6 秘密保持契約の締結:従業員」 × 「問 34 製造業:主要業種(中分類)」



図表 3-42 「問 6 秘密保持契約の締結:従業員」 × 「問 35 製造業:主力商品」

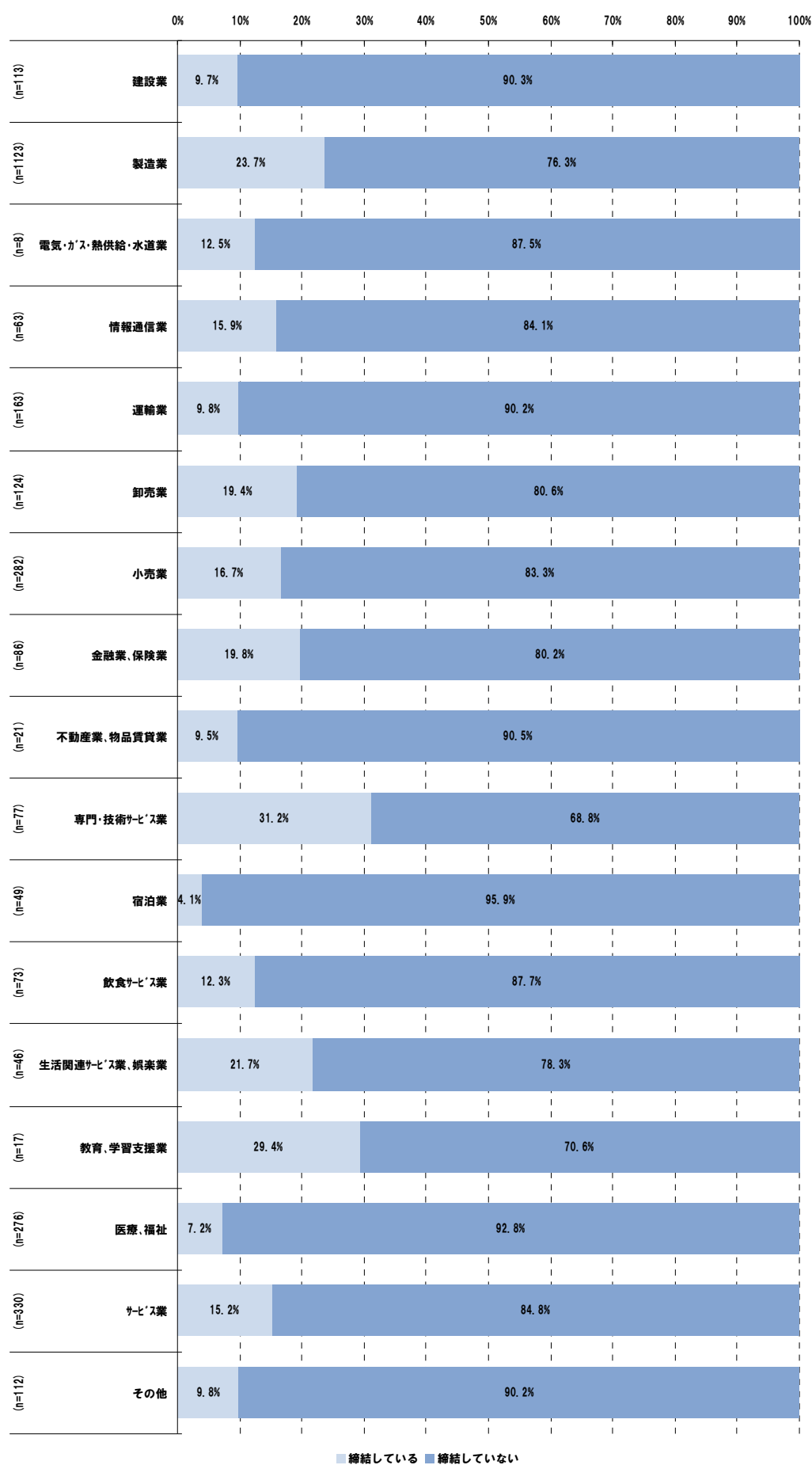


②「競争避止義務契約の締結状況」と「業種」の関係

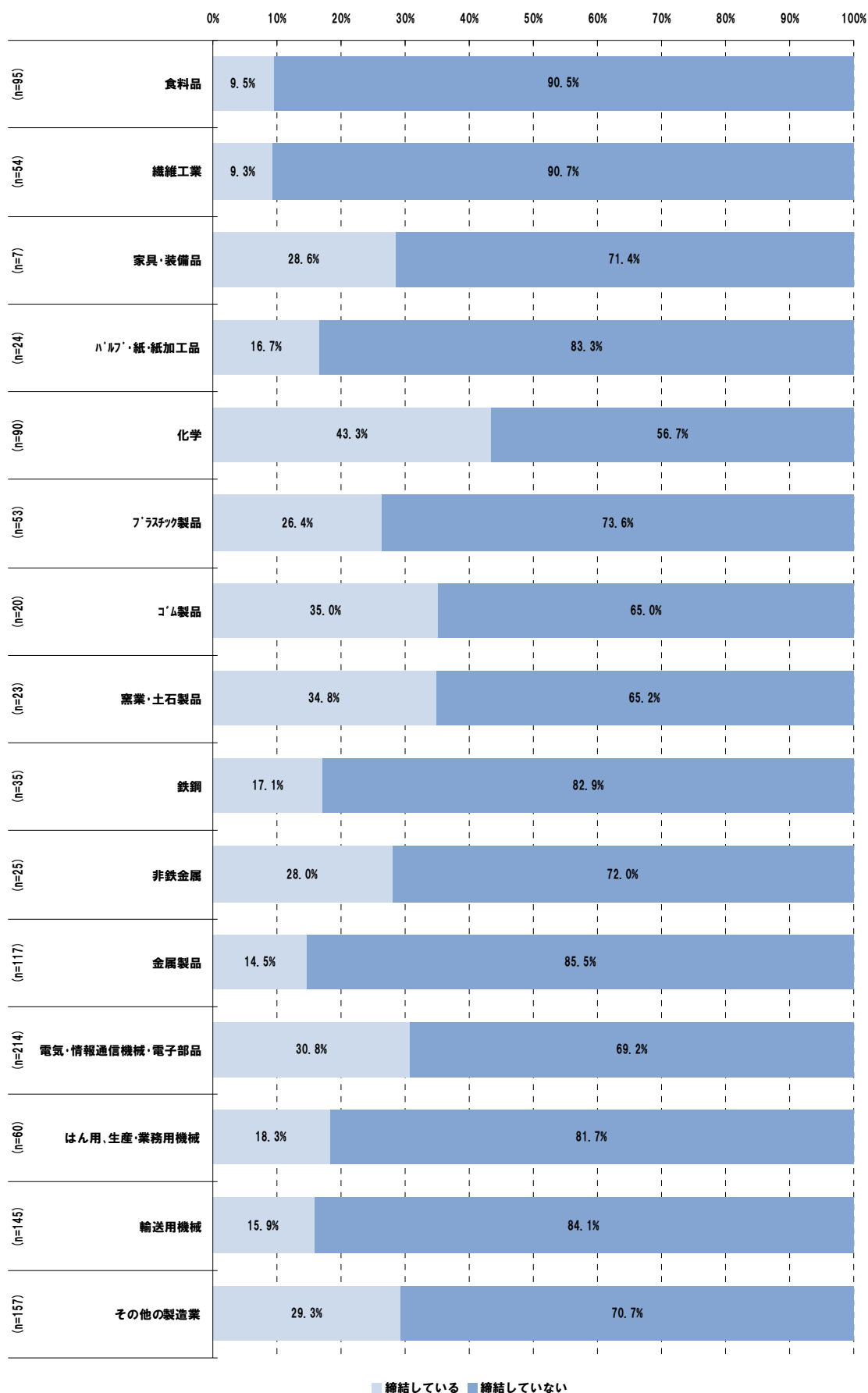
図表 3-43～45 は、「競争避止契約の締結状況(問 12)」と業種の関係を示したものである。競争避止契約については、飛び抜けて締結している割合が高い業種はないものの、「専門・技術サービス業」などで、締結している割合が高い。また、製造業の中分類レベルでは、「化学」が比較的締結している割合が高く、主力商品別で見ると、「素材」および「最終製品」が締結している割合が高くなっている。

なお、データの利用に当たっては、回答数が少ない業種があることに留意いただきたい。

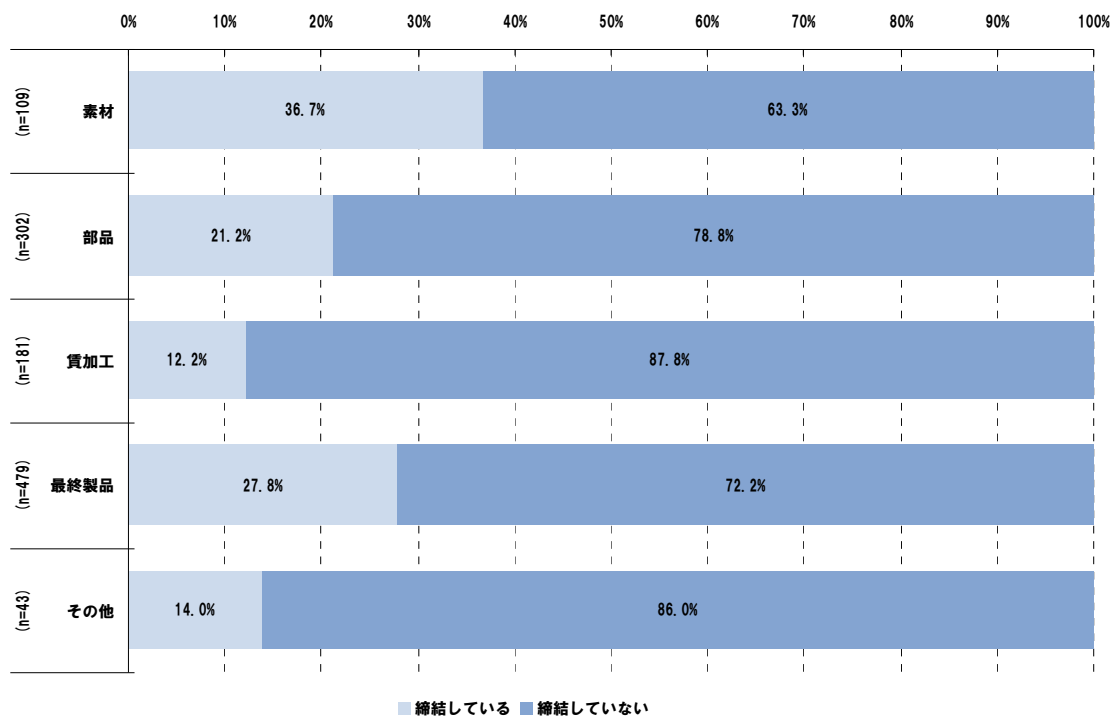
図表 3-43 「問 12 競業禁止義務契約の締結:従業員」 × 「問 33 主要業種」



図表 3-44 「問 12 競業禁止義務契約の締結:従業員」 × 「問 34 製造業:主要業種(中分類)」



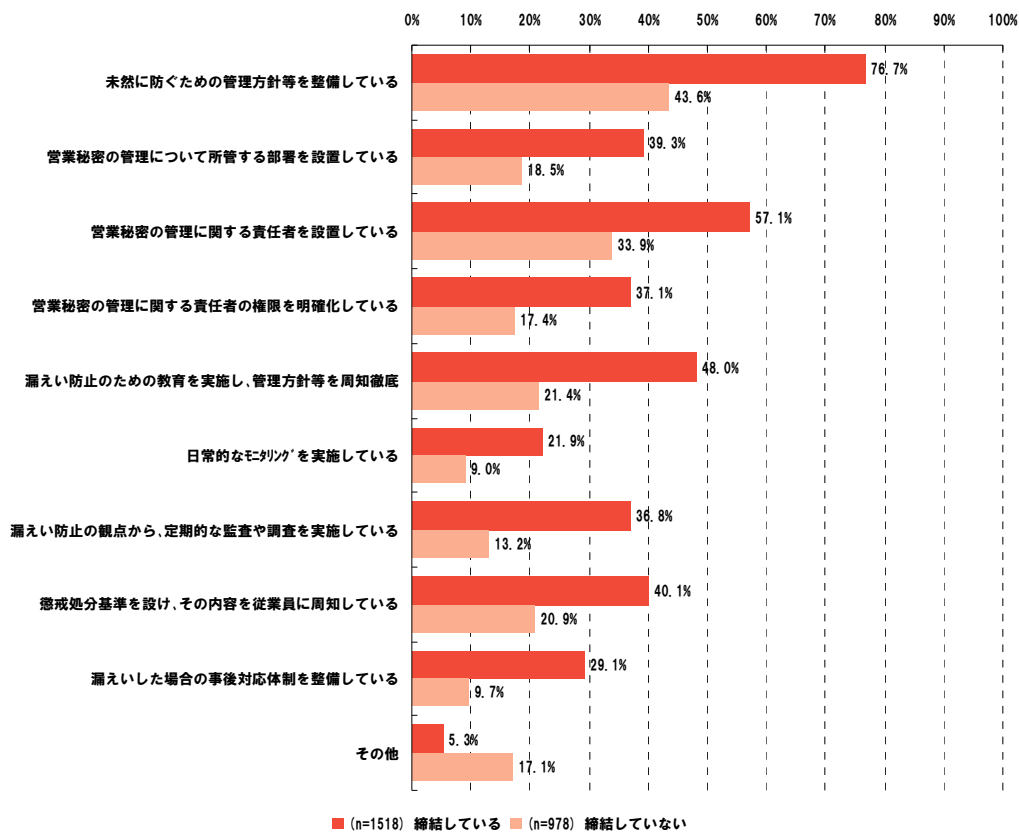
図表 3-45 「問 12 競業避止義務契約の締結:従業員」 × 「問 35 製造業:主力商品」



③「秘密保持契約および競業避止義務契約の締結状況」と「営業秘密の管理に関して実施している取組」の関係

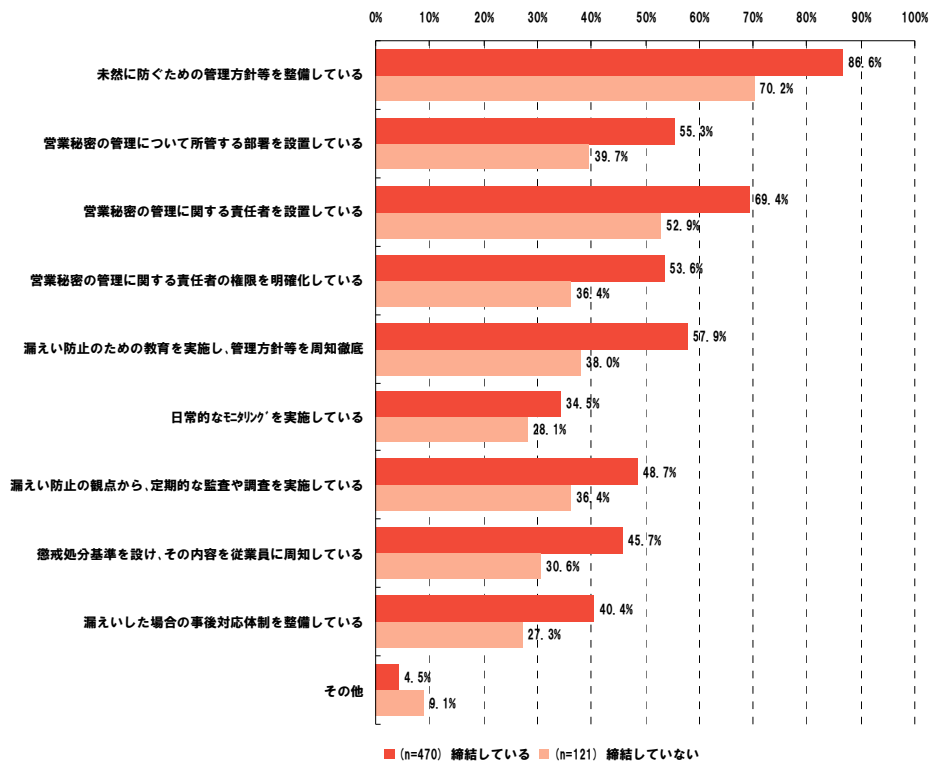
図表 3-46～53 は、「秘密保持契約および競業避止契約の締結状況（問 6、12）」と、「問 5 営業秘密の管理に関して実施している取組」の関係を示したものである。これらの図表からは、企業規模の影響を除いても、秘密保持契約または競業避止契約を締結している企業は、これらの契約を締結していない企業と比較して様々な営業秘密管理の取組を行っている傾向にあるといえる。特に、秘密保持契約の締結の有無の方が競業避止の締結の有無よりも、営業秘密に関する各種の取組の有無との相関関係が強いといえる。

図表 3-46【全規模】「問 5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問 6 秘密保持契約の締結：従業員」



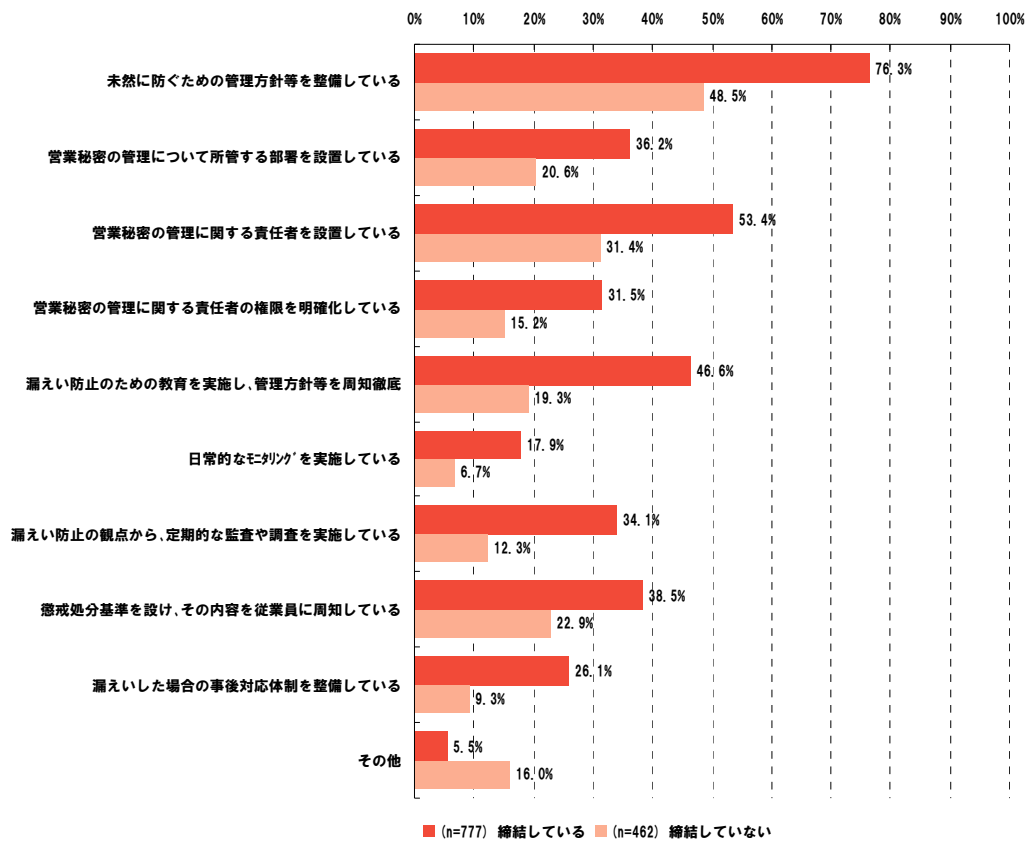
図表 3-47 【企業規模：大】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×

「問6 秘密保持契約の締結：従業員」



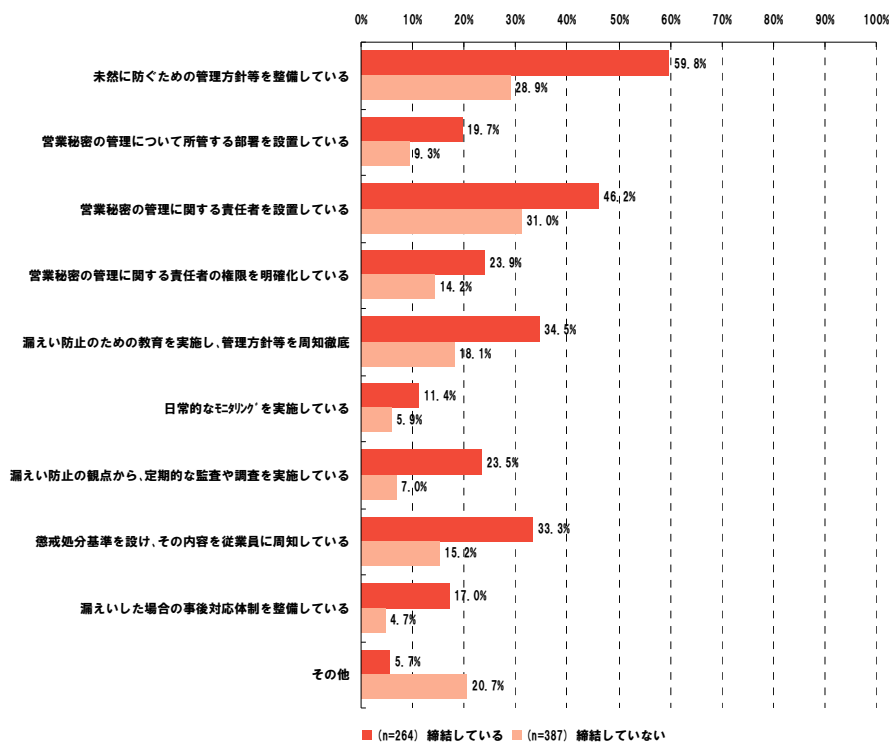
図表 3-48 【企業規模：中】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×

「問6 秘密保持契約の締結：従業員」



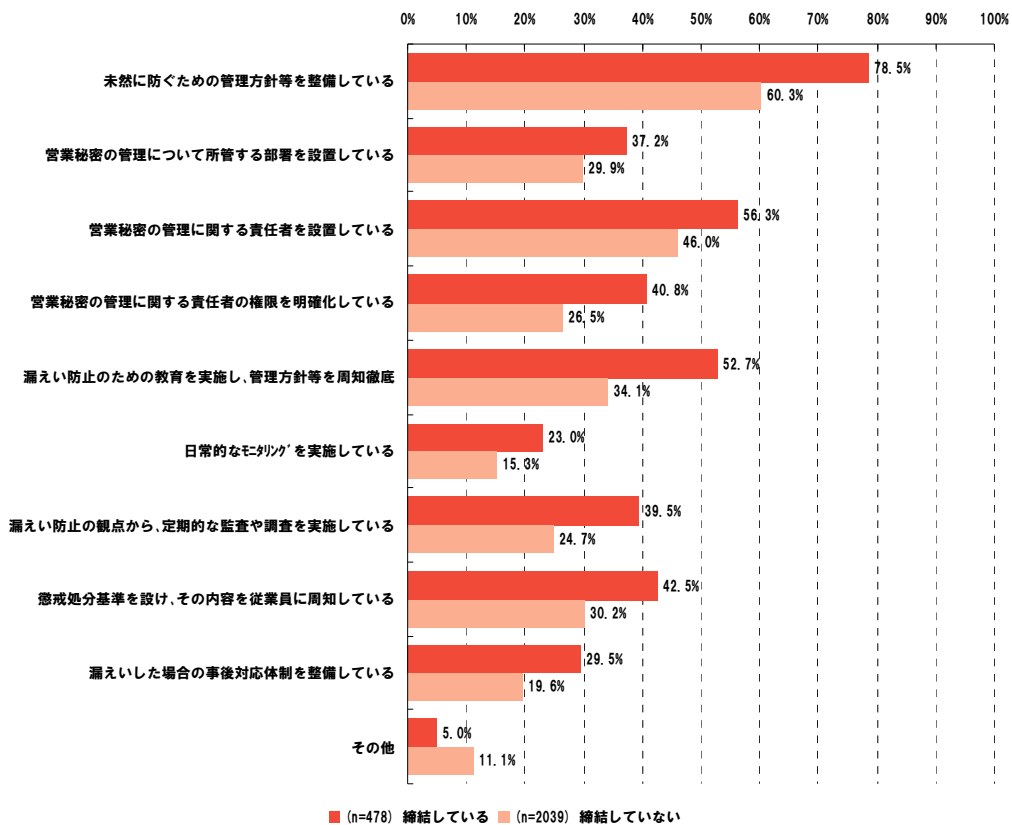
図表 3-49 【企業規模：小】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×

「問6 秘密保持契約の締結：従業員」



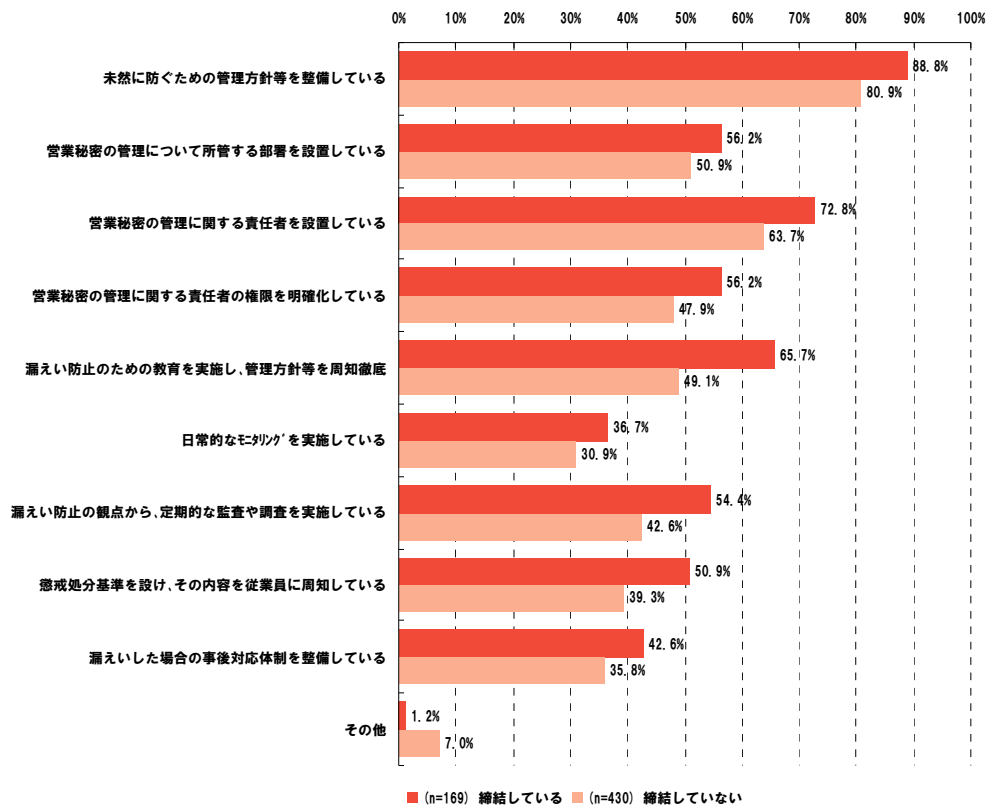
図表 3-50 【全規模】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×

「問12 競業避止義務契約の締結：従業員」



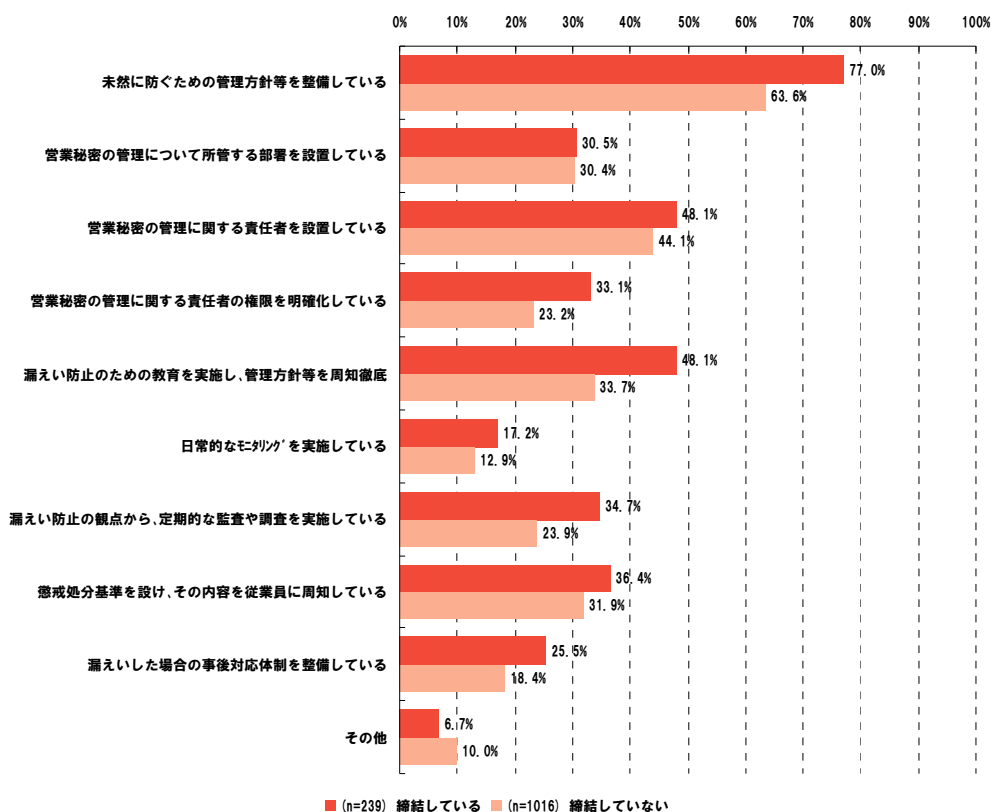
図表 3-51 【企業規模：大】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×

「問12 競業避止義務契約の締結：従業員」



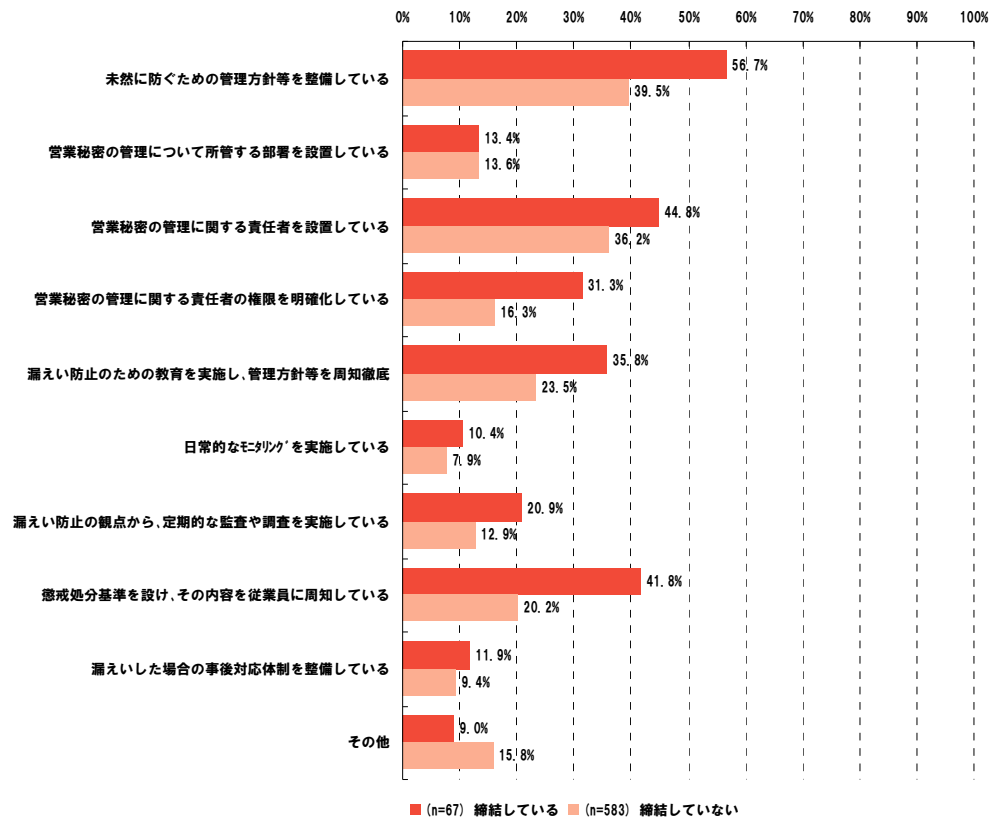
図表 3-52 【企業規模：中】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×

「問12 競業避止義務契約の締結：従業員」



図表 3-53 【企業規模：小】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×

「問12 競業避止義務契約の締結：従業員」

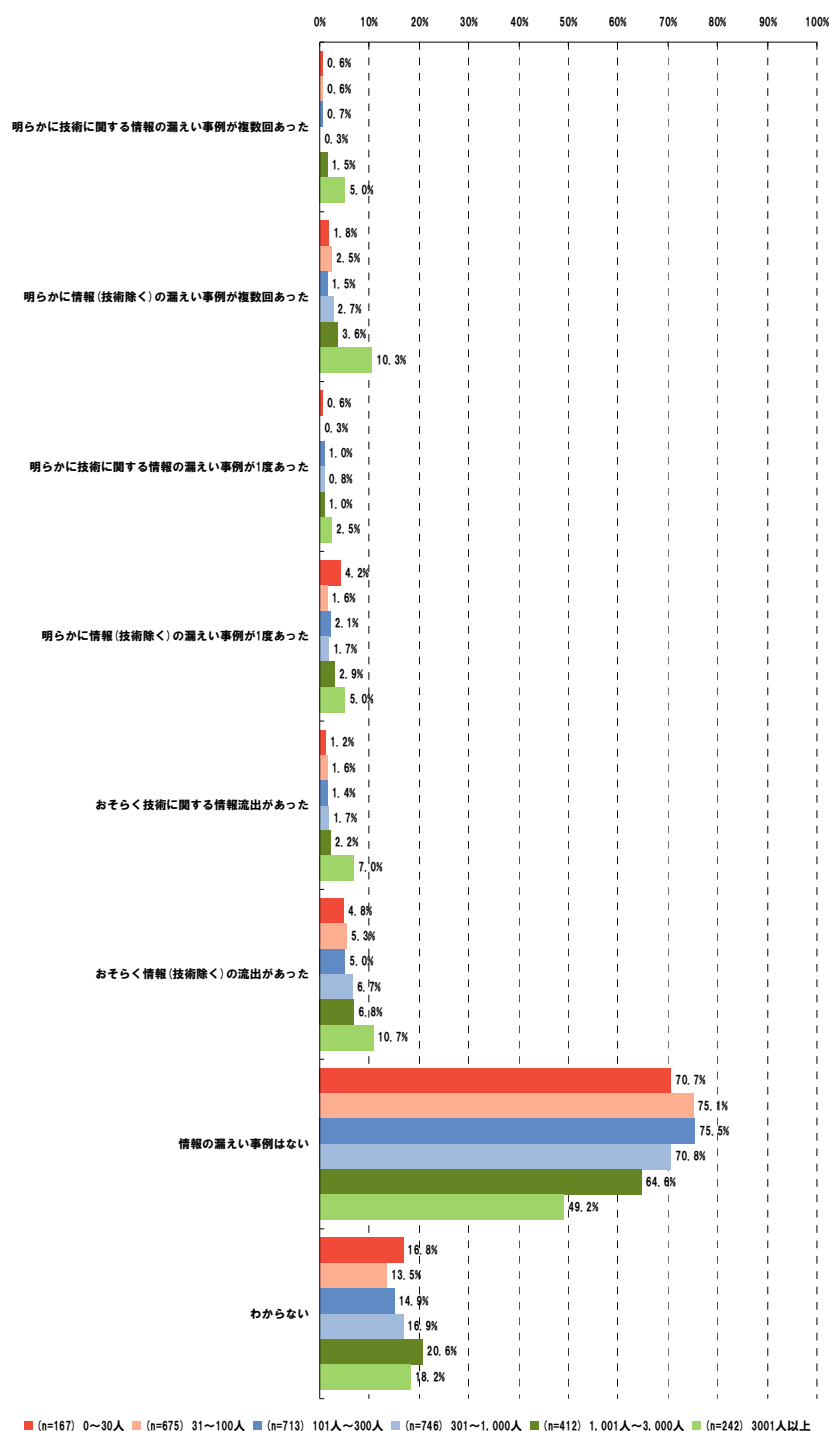


(3) 「営業秘密の漏えい」についての分析

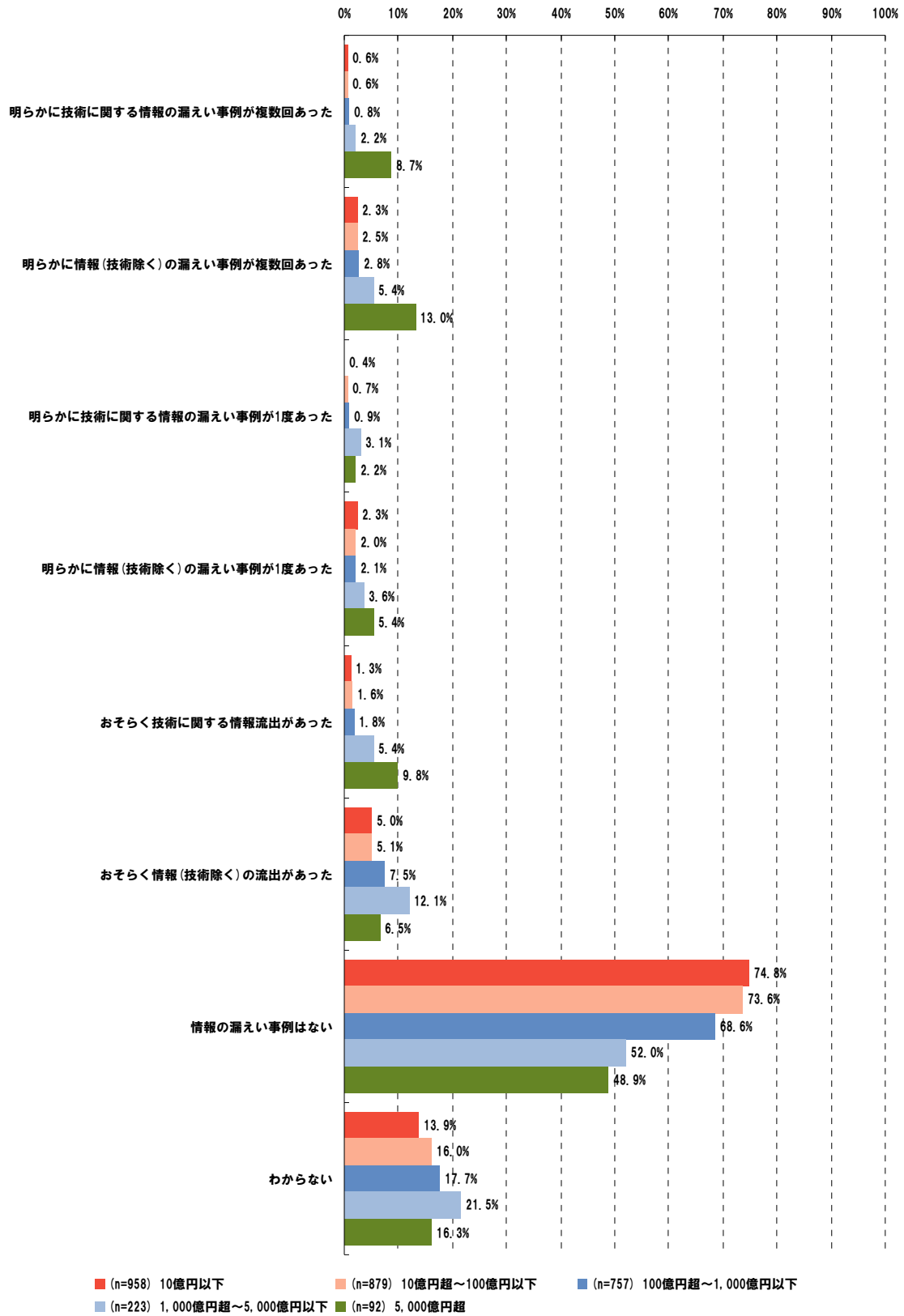
① 「過去5年間で営業秘密の漏えい」と「企業規模(従業員数、売上)」の関係

以下の図表 3-54~55 は、「過去5年間で営業秘密の漏えい事例(問 24)」と「企業規模(従業員数、売上)(問 37、38)」の関係を示したものである。これらの図表からは、規模の大きい企業は小さい企業に比べて、営業秘密の漏えいを経験している割合が高いといえるものの、従業員が3000人以下の企業では漏洩を経験している割合の差はそれほど大きくない。

図表 3-54 「問 24 過去5年間で営業秘密の漏えい事例」×「問 37 従業員数」



図表 3-55 「問 24 過去 5 年間の営業秘密の漏えい事例」 × 「問 38 売上高 (2011 年度末)」

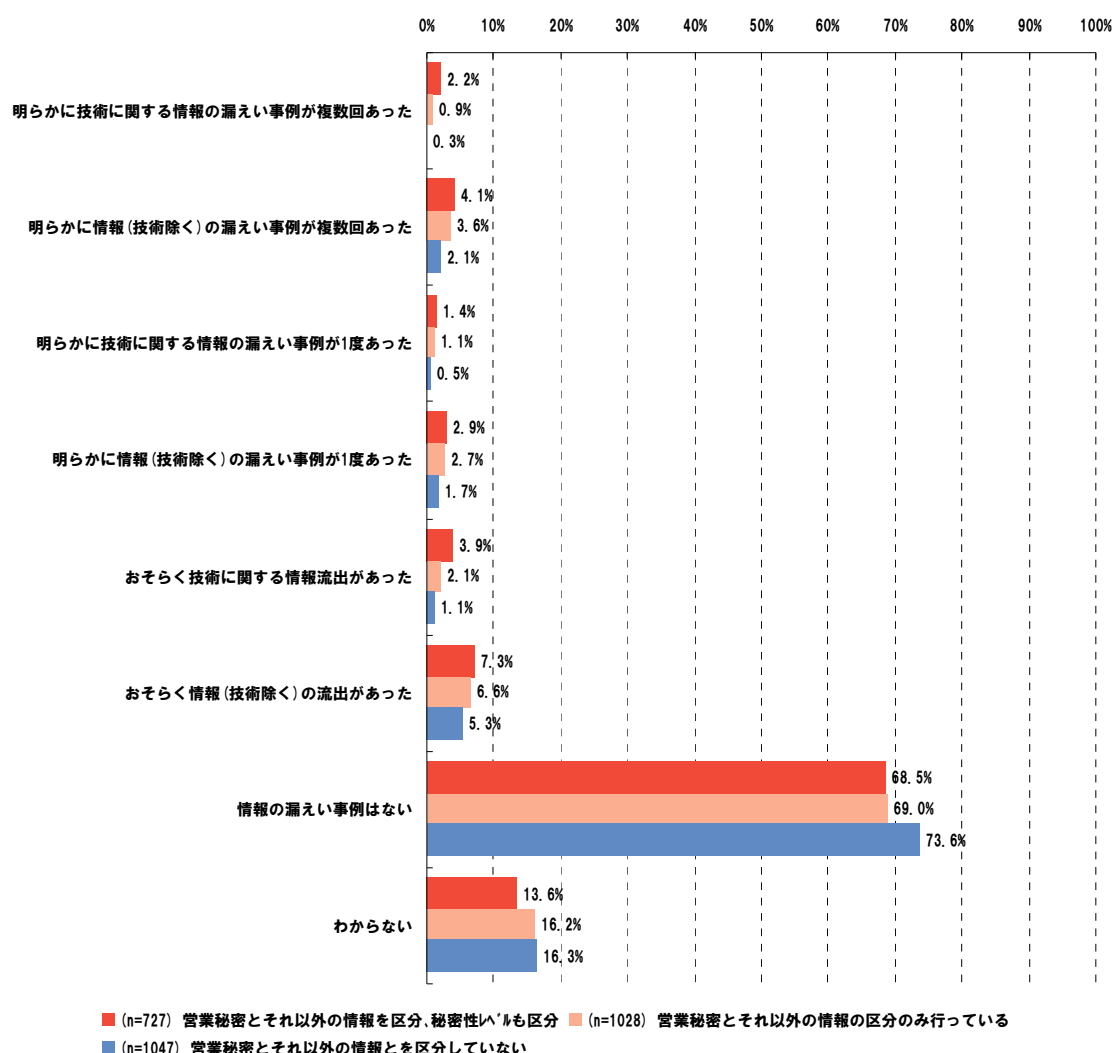


② 「過去5年間での営業秘密の漏えい事例」と「営業秘密の取り扱いと運用状況」の関係

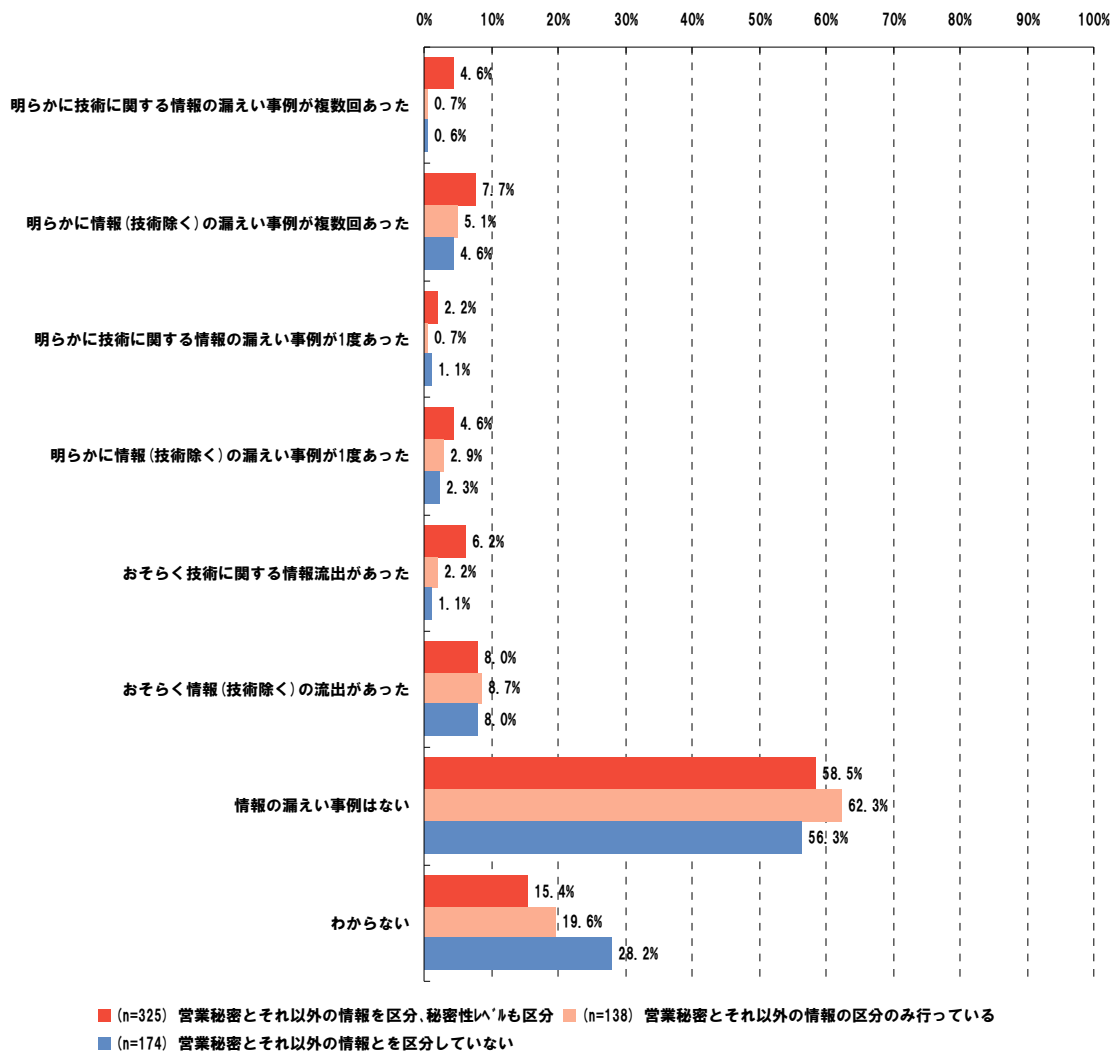
図表 3-56～67 は、「問 24 過去5年間での営業秘密の漏えい事例」と「営業秘密の取り扱いと運用状況（問 1、2、3）」の関係を示したものである。

図表 3-60～63 からは、営業秘密の管理ルールを徹底している企業は、そうでない企業に比べて漏えい事例がない割合が高くなっているといえる。その他の図表からは、「問 24 過去5年間での営業秘密の漏えい事例」と「営業秘密の取り扱い（問 1、3）」の強い相関関係は見られない。

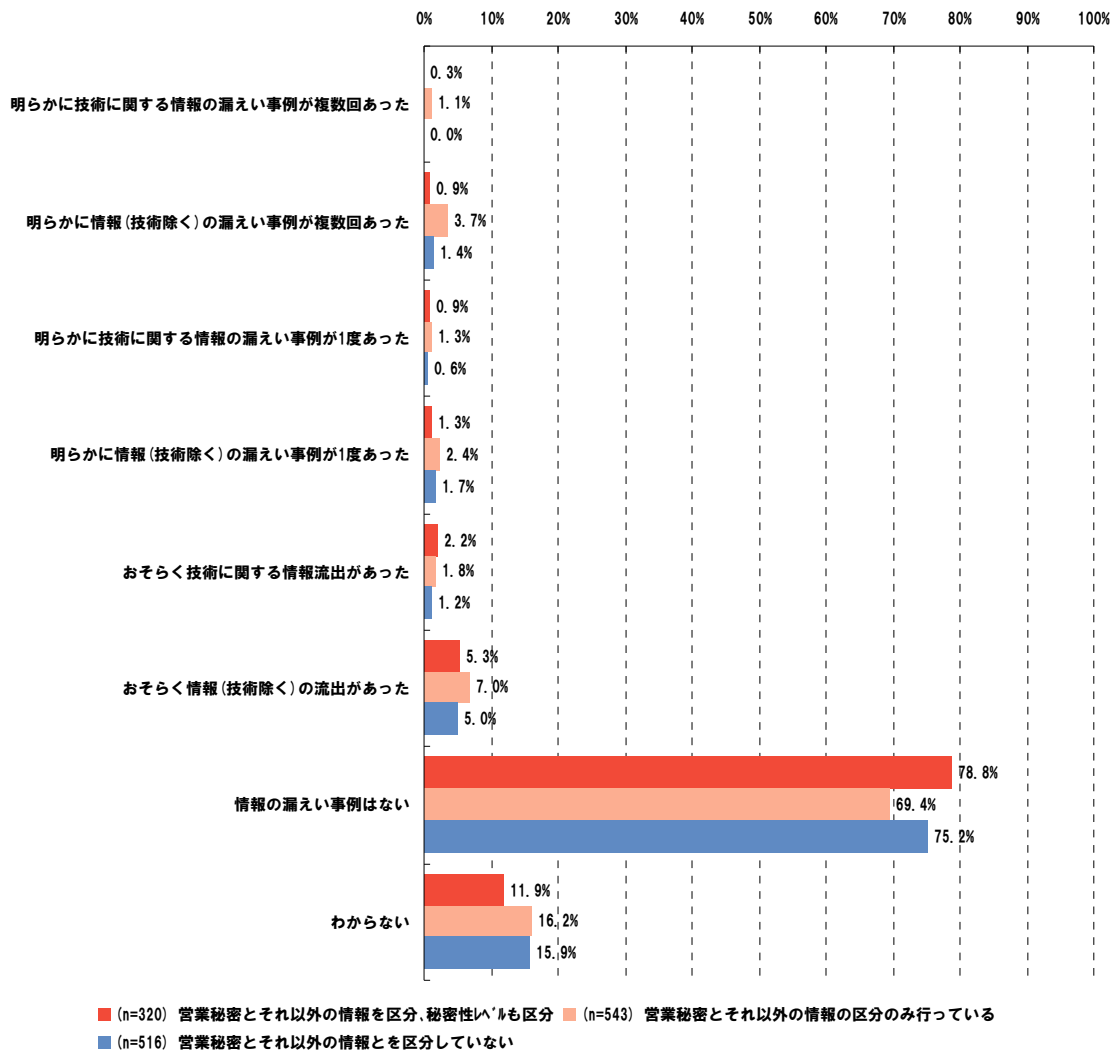
図表 3-56 【全規模】「問 24 過去5年間での営業秘密の漏えい事例」×
「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分と秘密性レベルに応じた格付け」



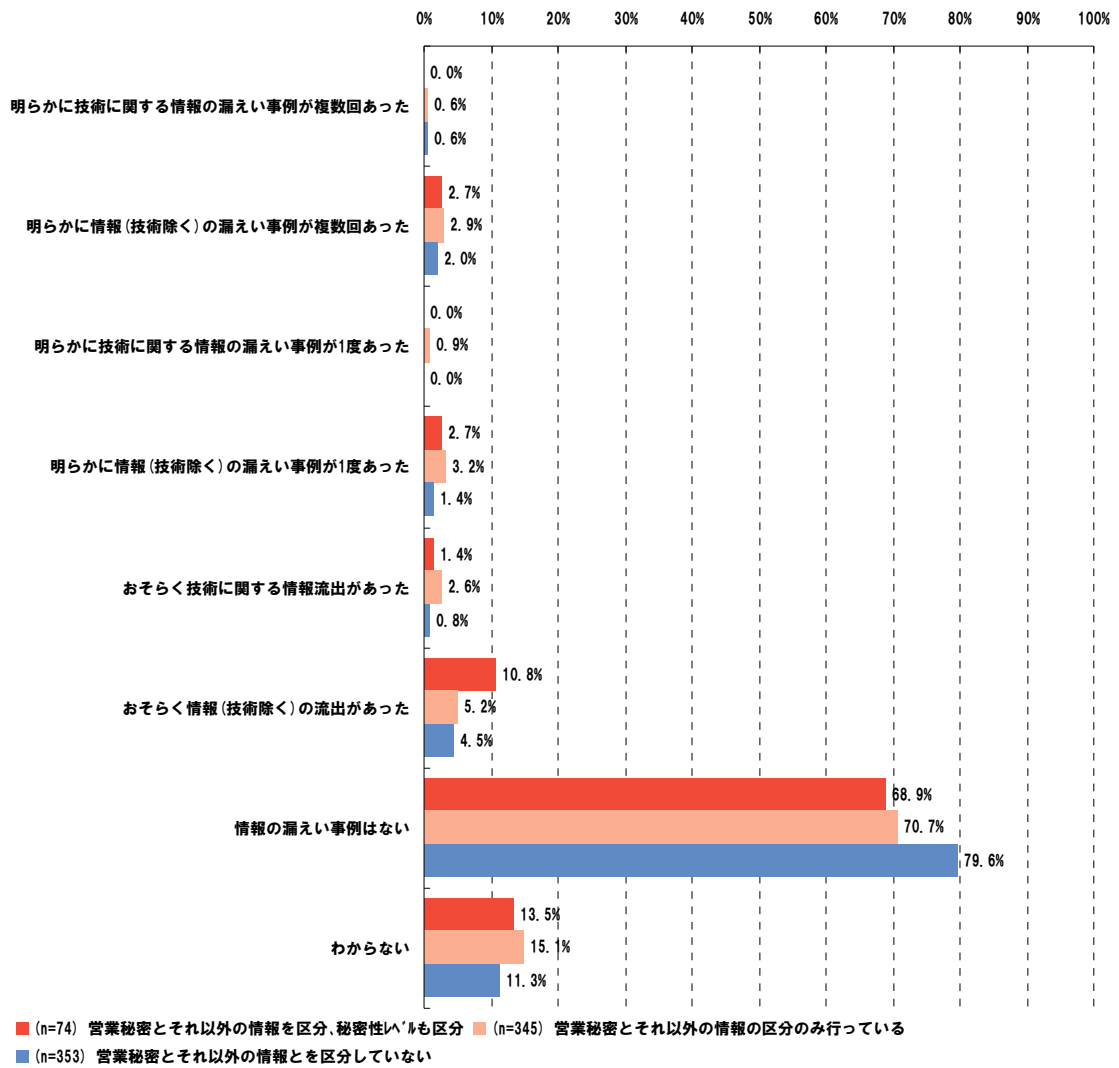
図表 3-57 【企業規模：大】「問 24 過去 5 年間の営業秘密の漏えい事例」 ×
 「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分と秘密性レベルに応じた格付け」



図表 3-58 【企業規模：中】「問 24 過去 5 年間の営業秘密の漏えい事例」 ×
「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分と秘密性レベルに応じた格付け」

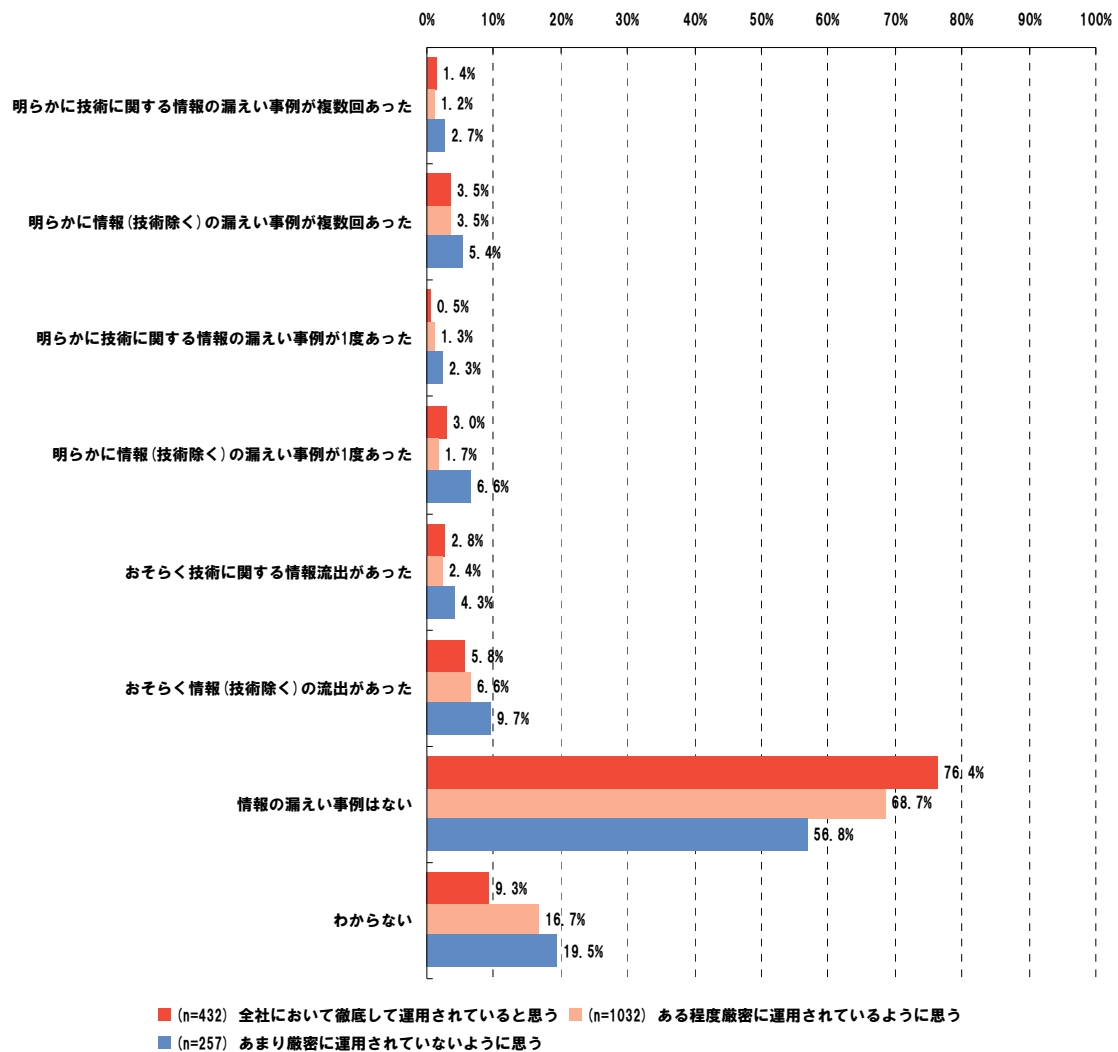


図表 3-59 【企業規模：小】「問 24 過去 5 年間の営業秘密の漏えい事例」 ×
 「問 1 営業秘密とそれ以外の情報の区分と秘密性レベルに応じた格付け」

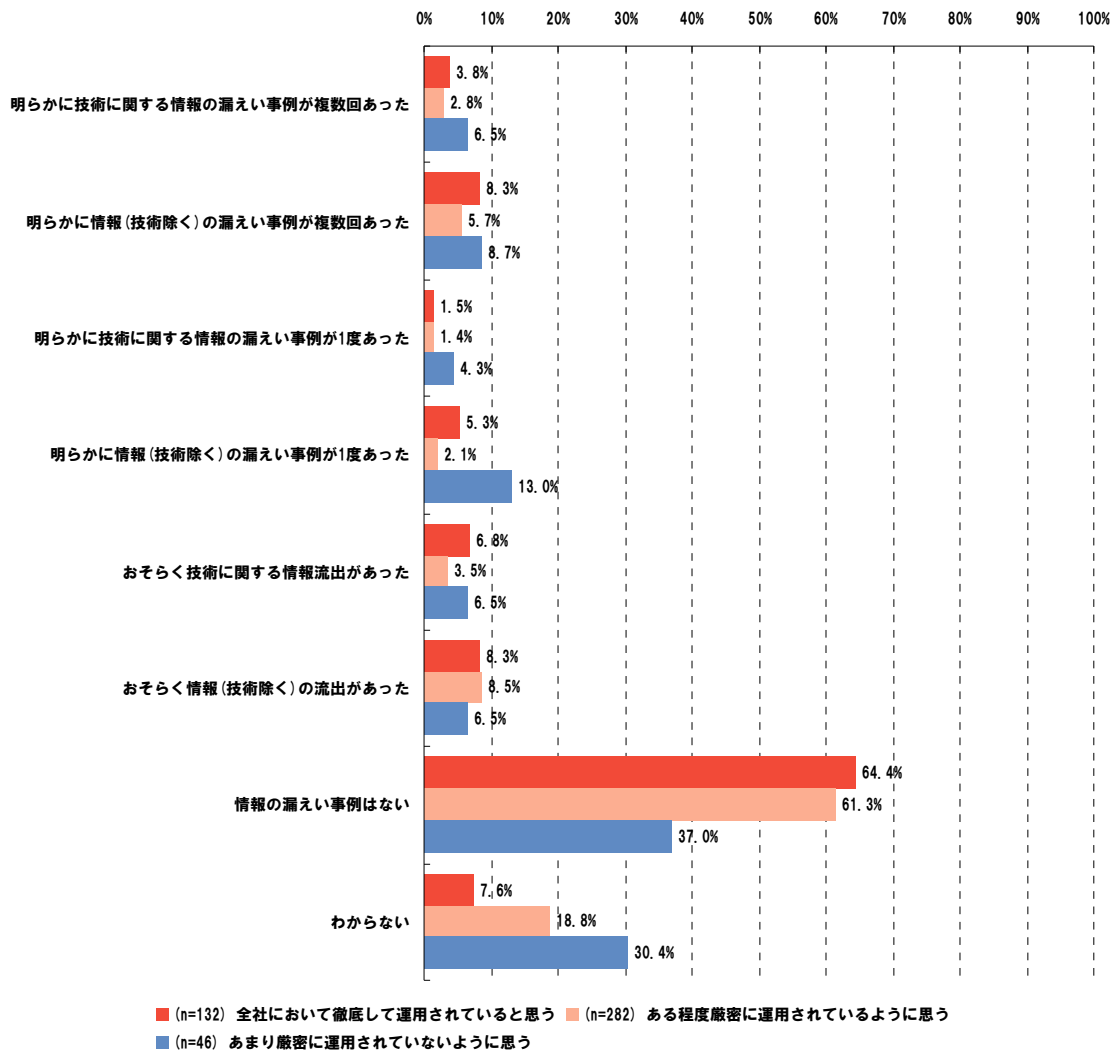


図表 3-60 【全規模】「問 24 過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例」 ×

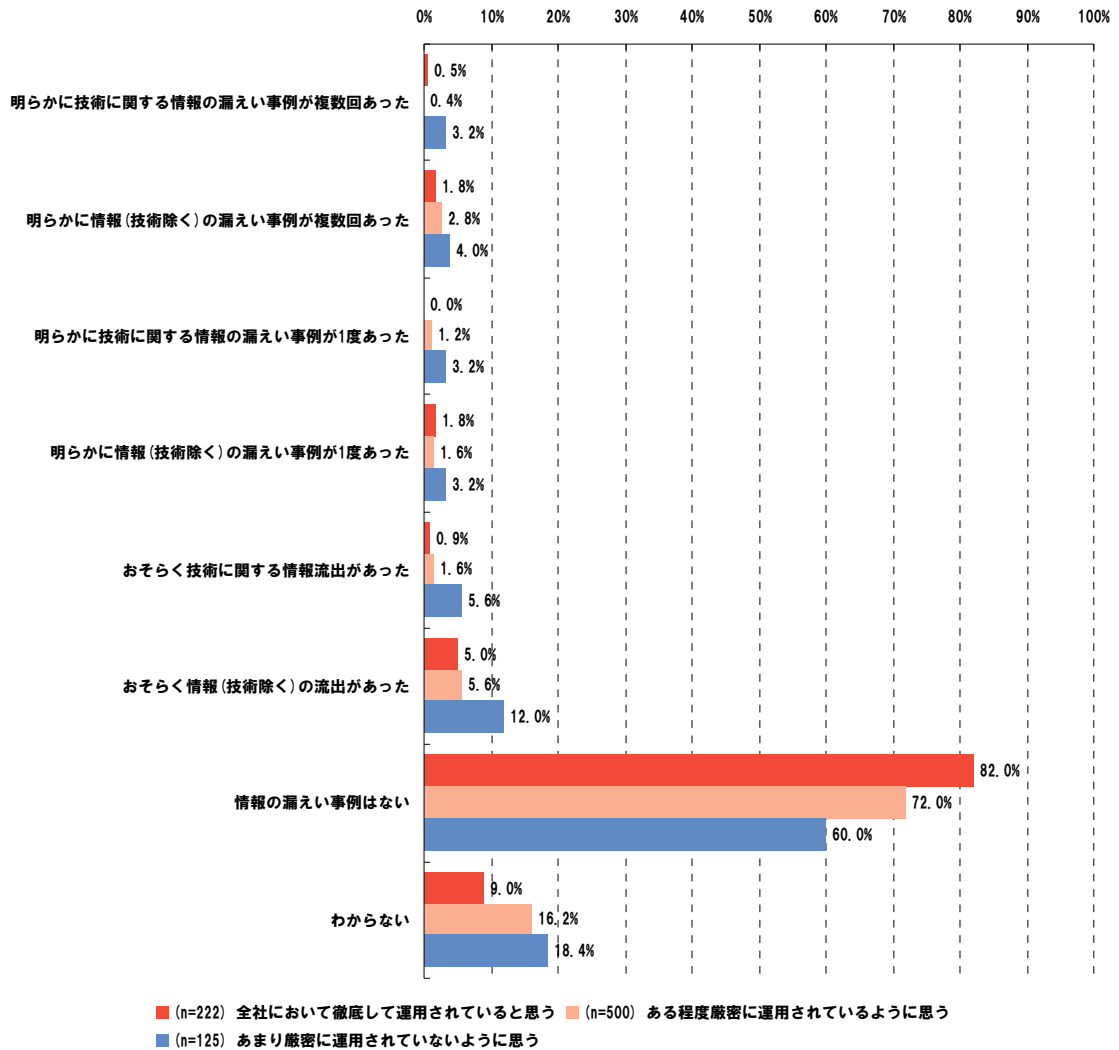
「問 2 営業秘密の管理ルールの運用」



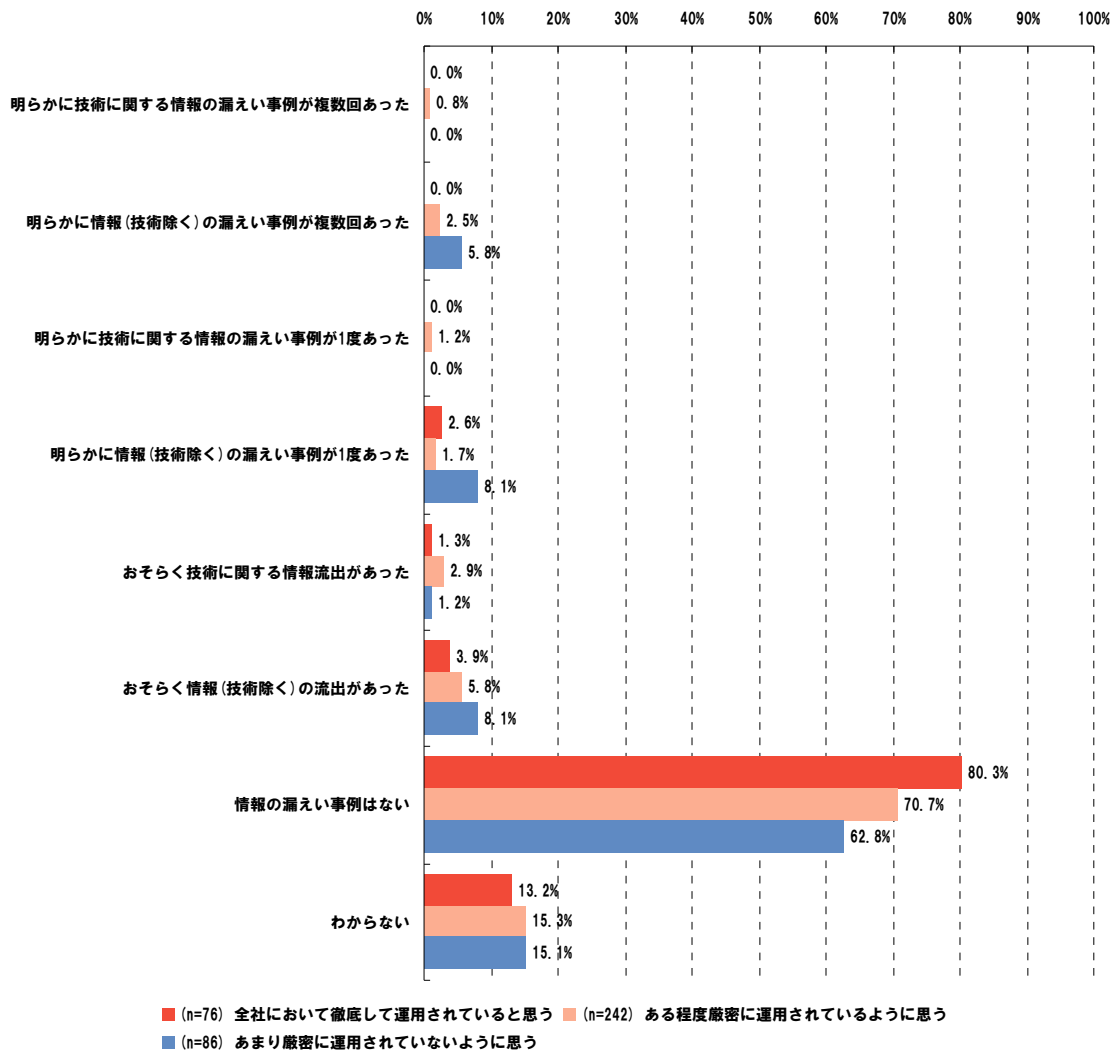
図表 3-61 【大規模】「問 24 過去 5 年間の営業秘密の漏えい事例」 × 「問 2 営業秘密の管理ルールの運用」



図表 3-62 【中規模】「問 24 過去 5 年間の営業秘密の漏えい事例」 × 「問 2 営業秘密の管理ルールの運用」

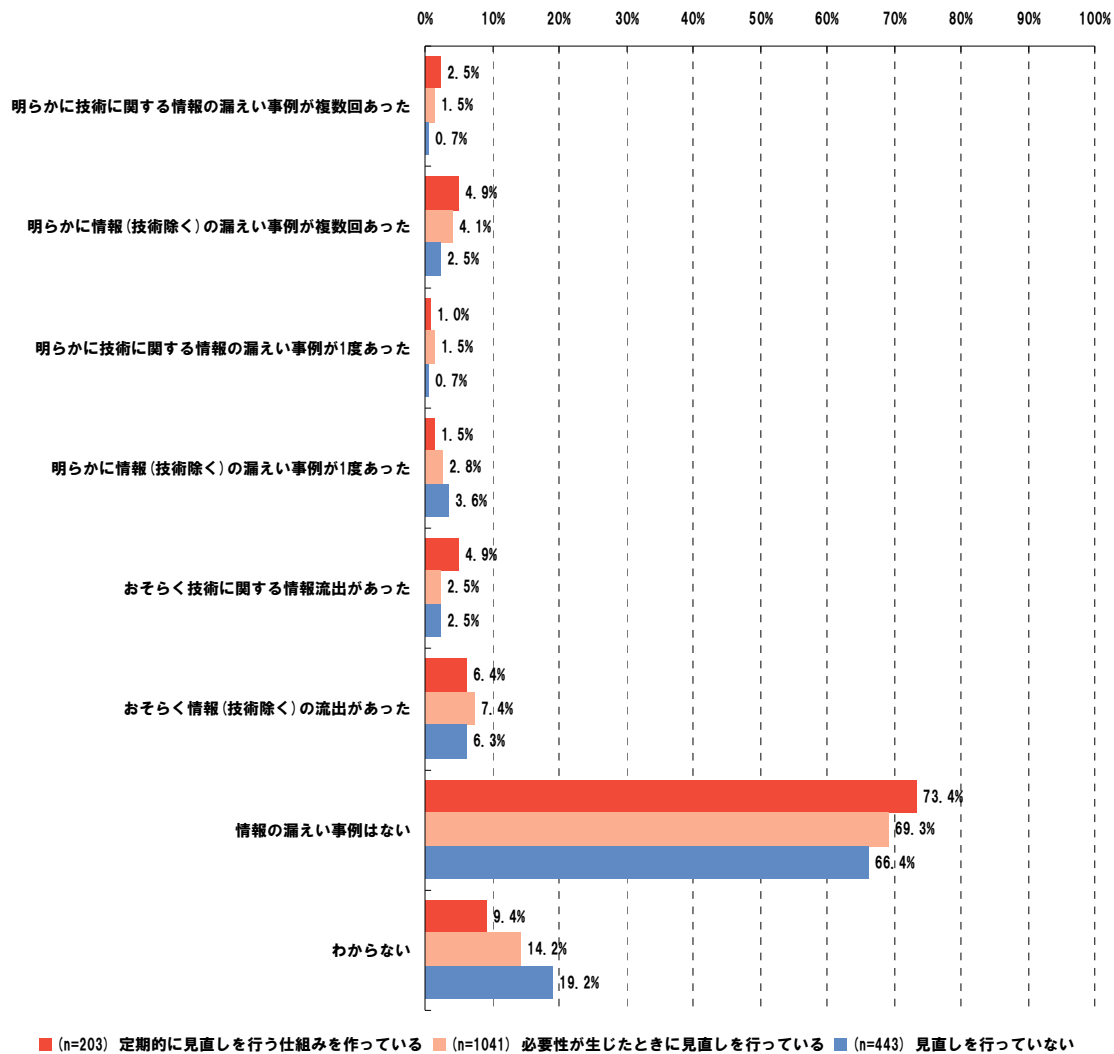


図表 3-63 【小規模】「問 24 過去 5 年間の営業秘密の漏えい事例」 × 「問 2 営業秘密の管理ルールの運用」

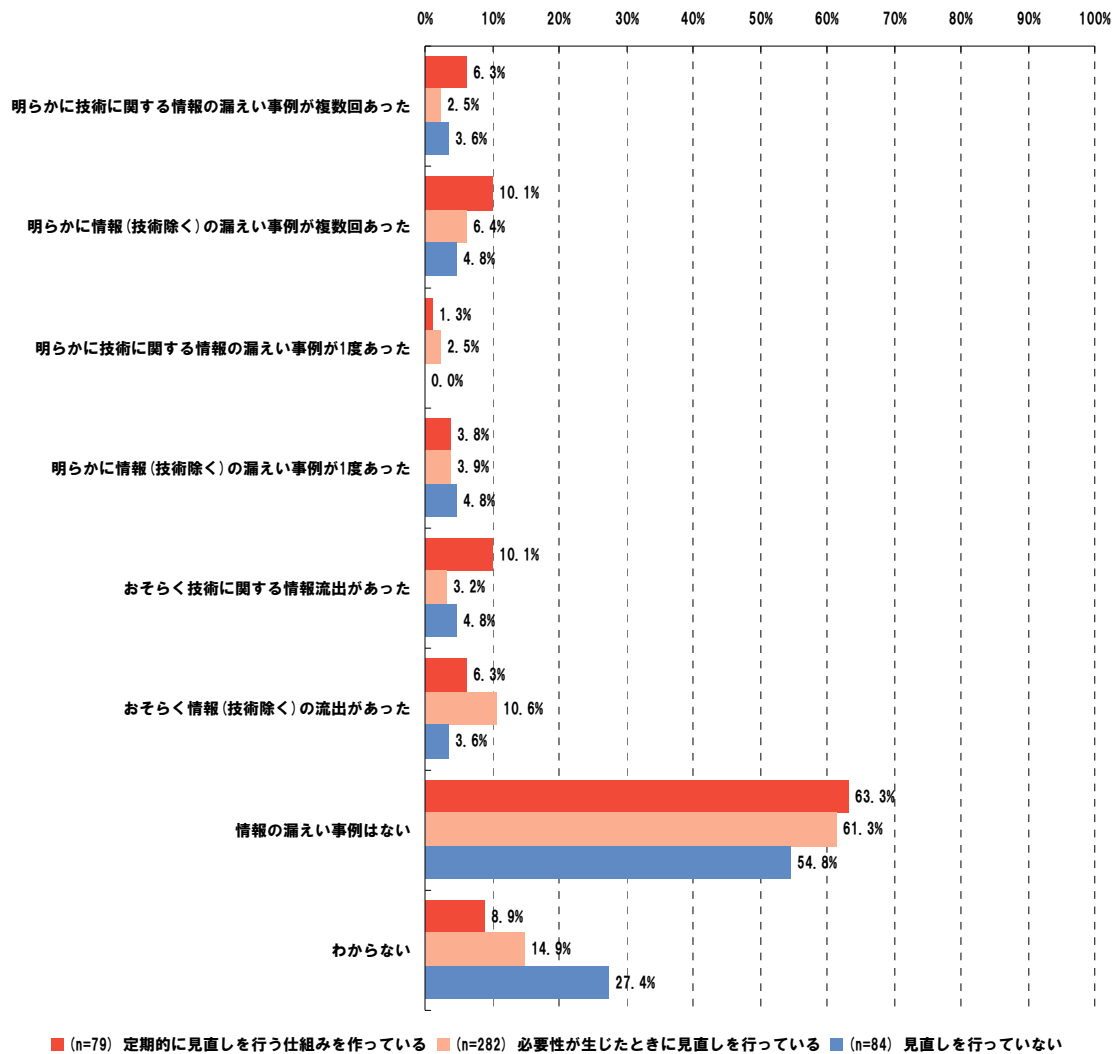


図表 3-64 【全規模】「問 24 過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例」 ×

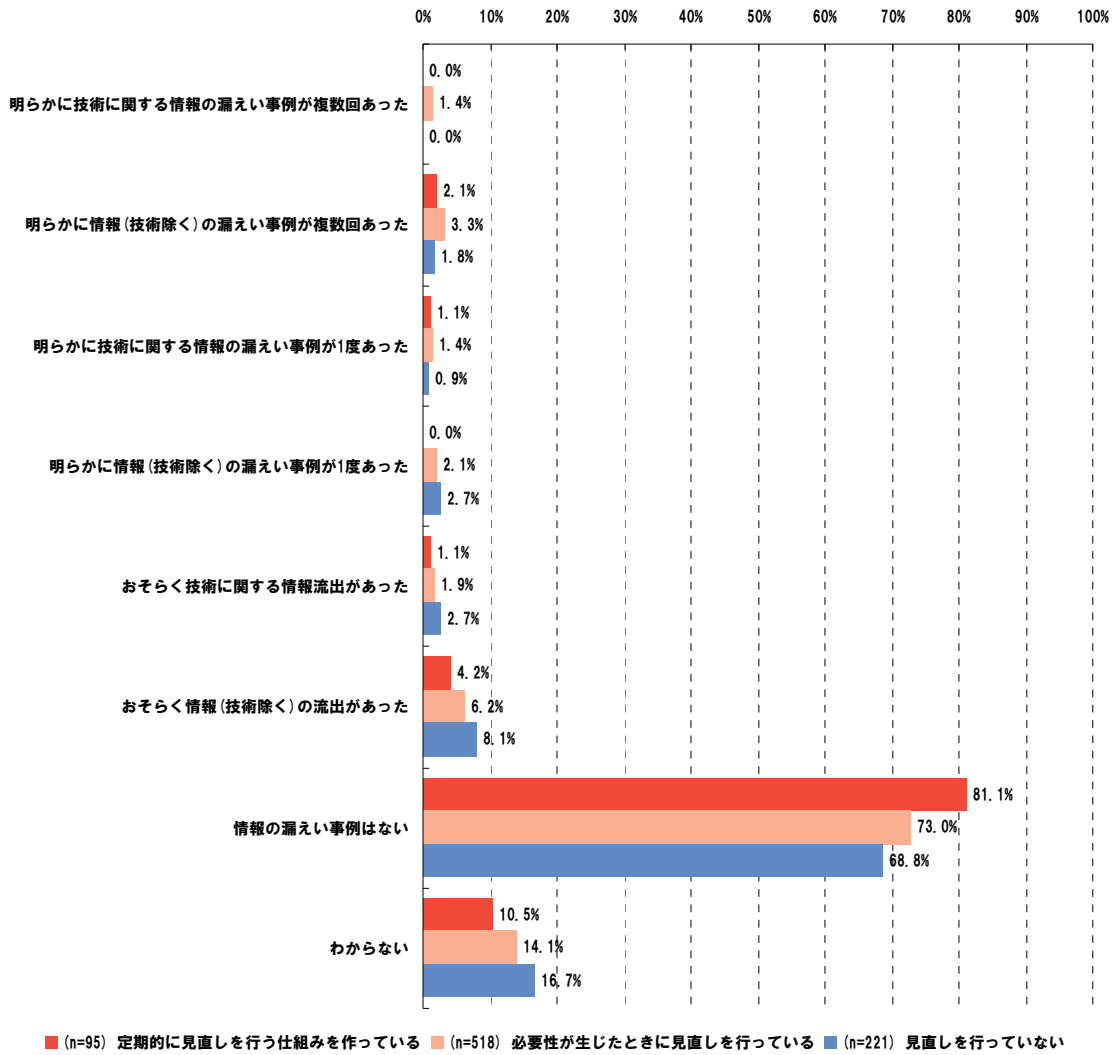
「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



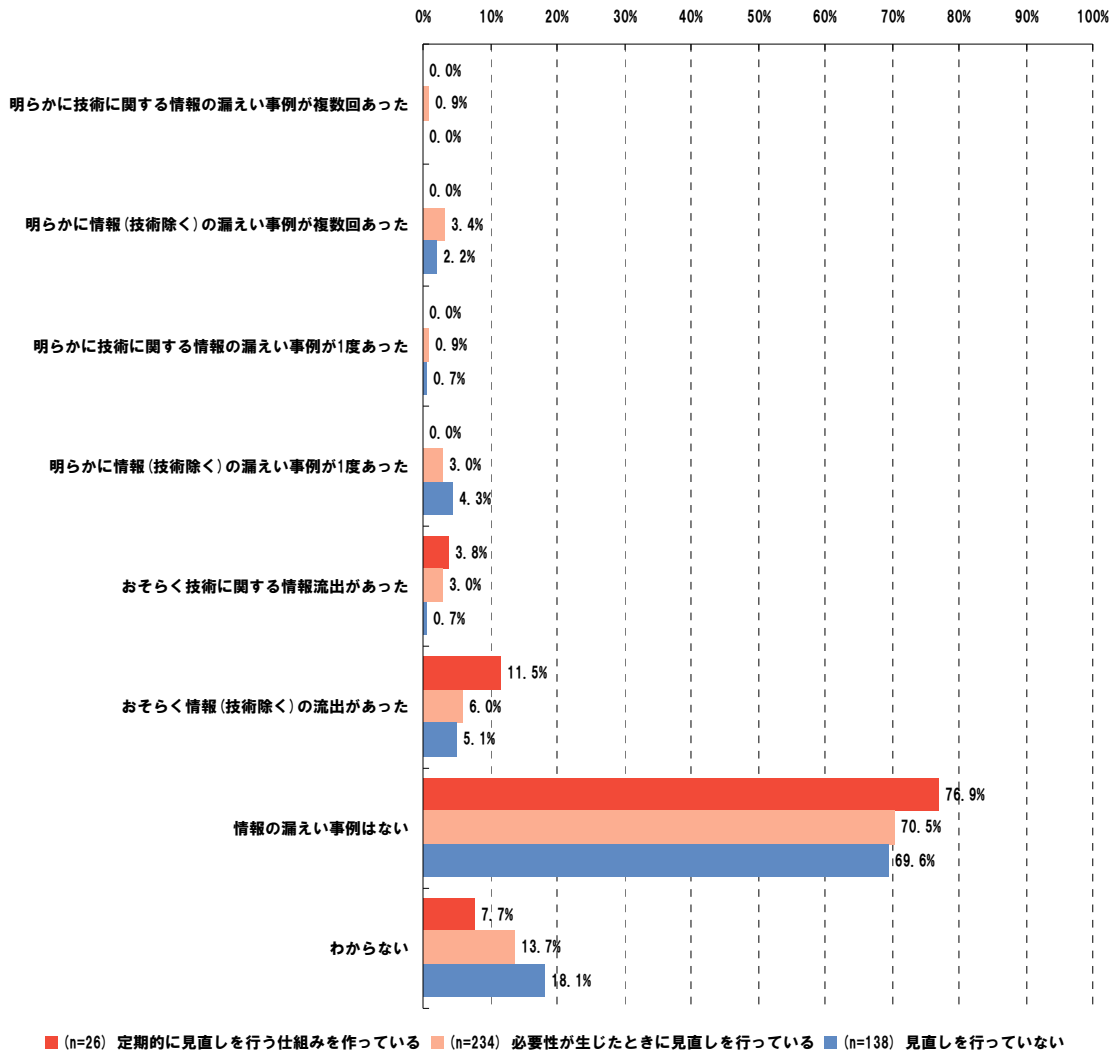
図表 3-65 【企業規模：大】「問 24 過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例」×
「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



図表 3-66 【企業規模：中】「問 24 過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例」 × 「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



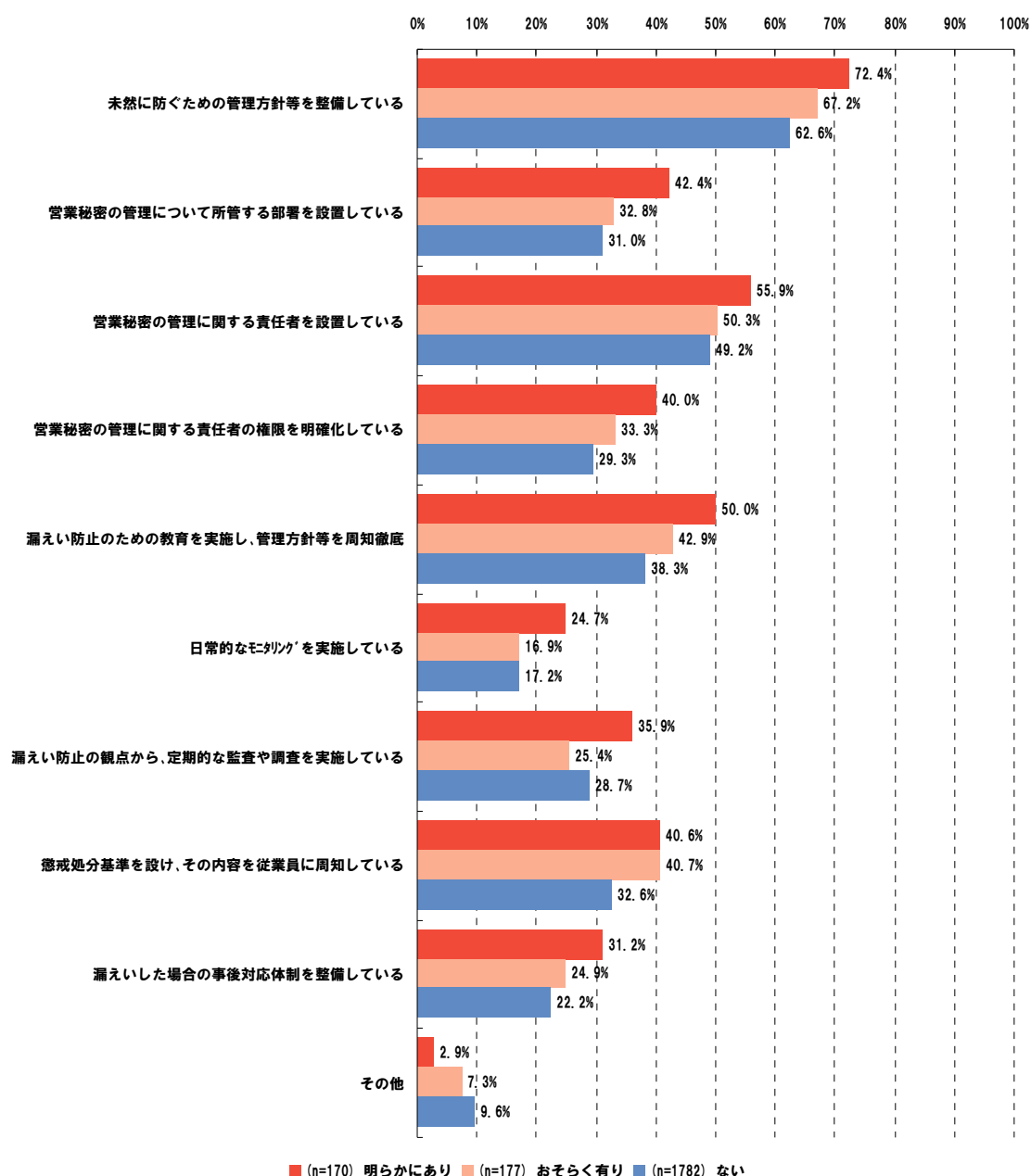
図表 3-67 【企業規模：小】「問 24 過去 5 年間の営業秘密の漏えい事例」×
「問 3 営業秘密の区分と格付けの見直しについて」



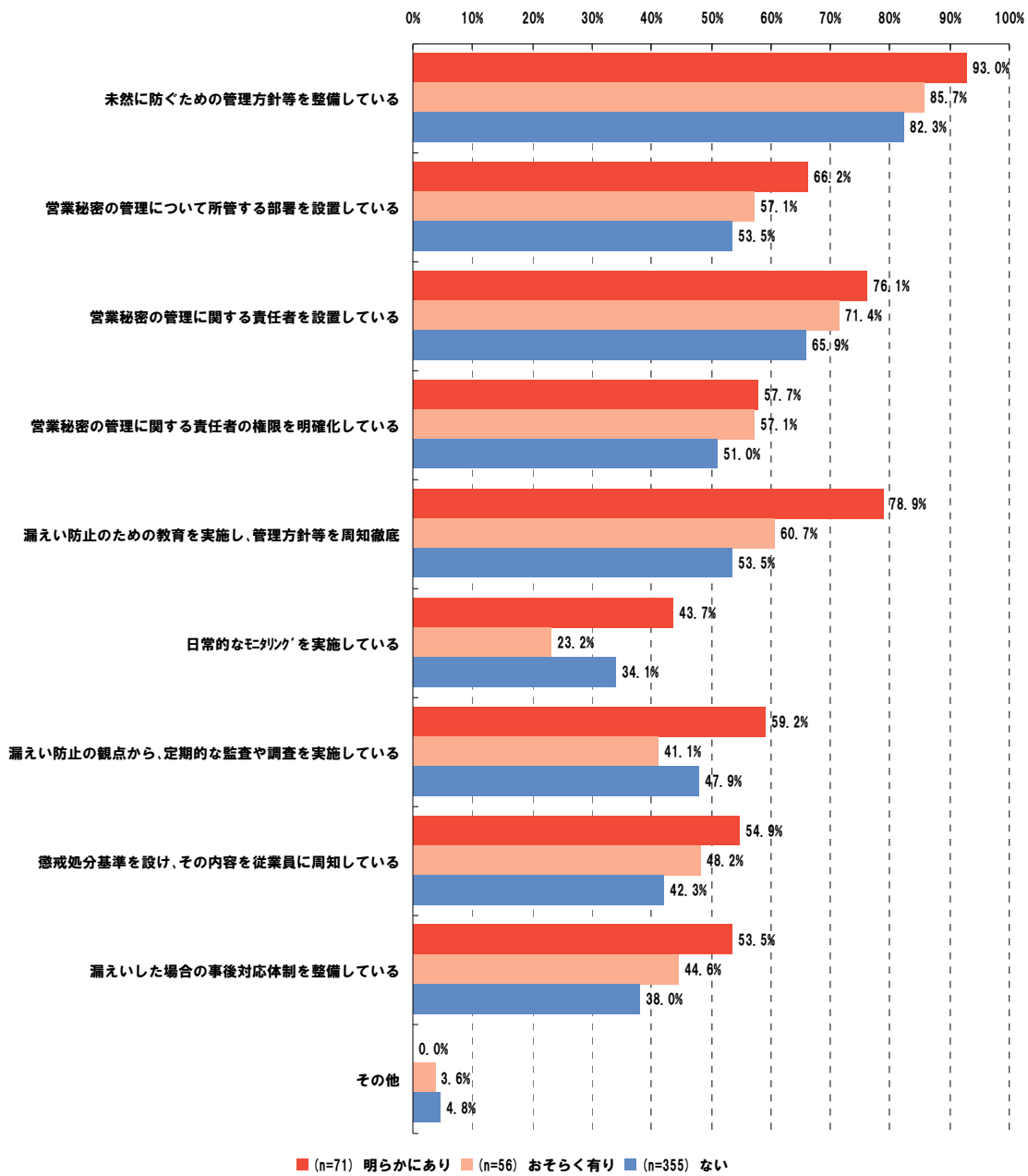
③ 「過去5年間での営業秘密の漏えい事例」と「営業秘密管理に関する取組」の関係

図表 3-68～83 は、「問 24 過去5年間での営業秘密の漏えい事例」と「営業秘密管理の各種取組(問 5、6、10、12)」の関係を示したものである。これらの図表によると、営業秘密管理の取組が充実している企業はそうでない企業と比べて、漏えい事例が起こっている割合が高く、やや違和感がある結果となっているといえる。漏えい事例が起こったために営業秘密管理の取組を強化していることや重要情報を有しているために秘密管理の取組を積極的に行っているがそれでも漏洩してしまっていることなどの理由が推測される。

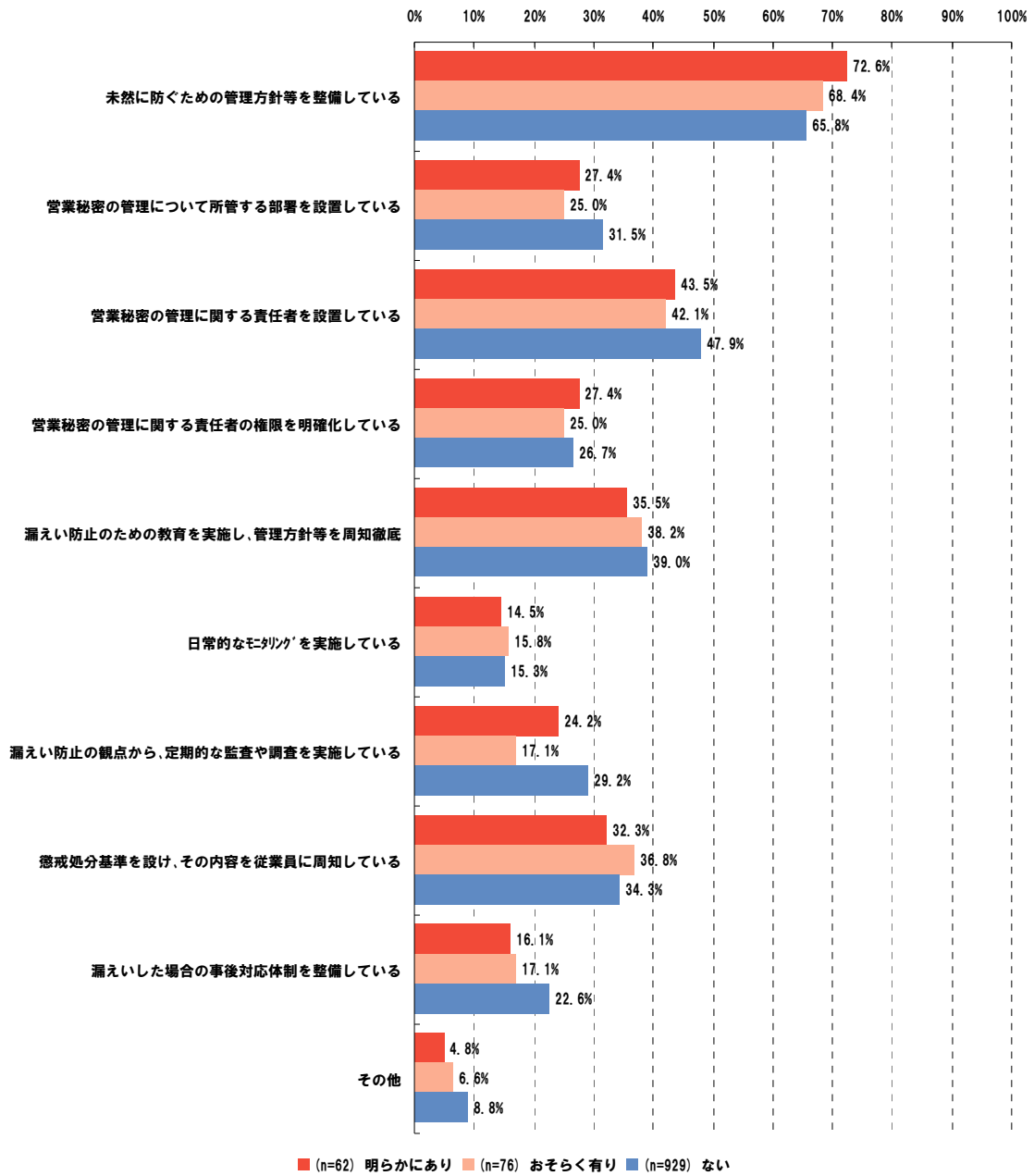
図表 3-68 【全規模】「問 5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問 24 過去5年間での営業秘密の漏えい事例」



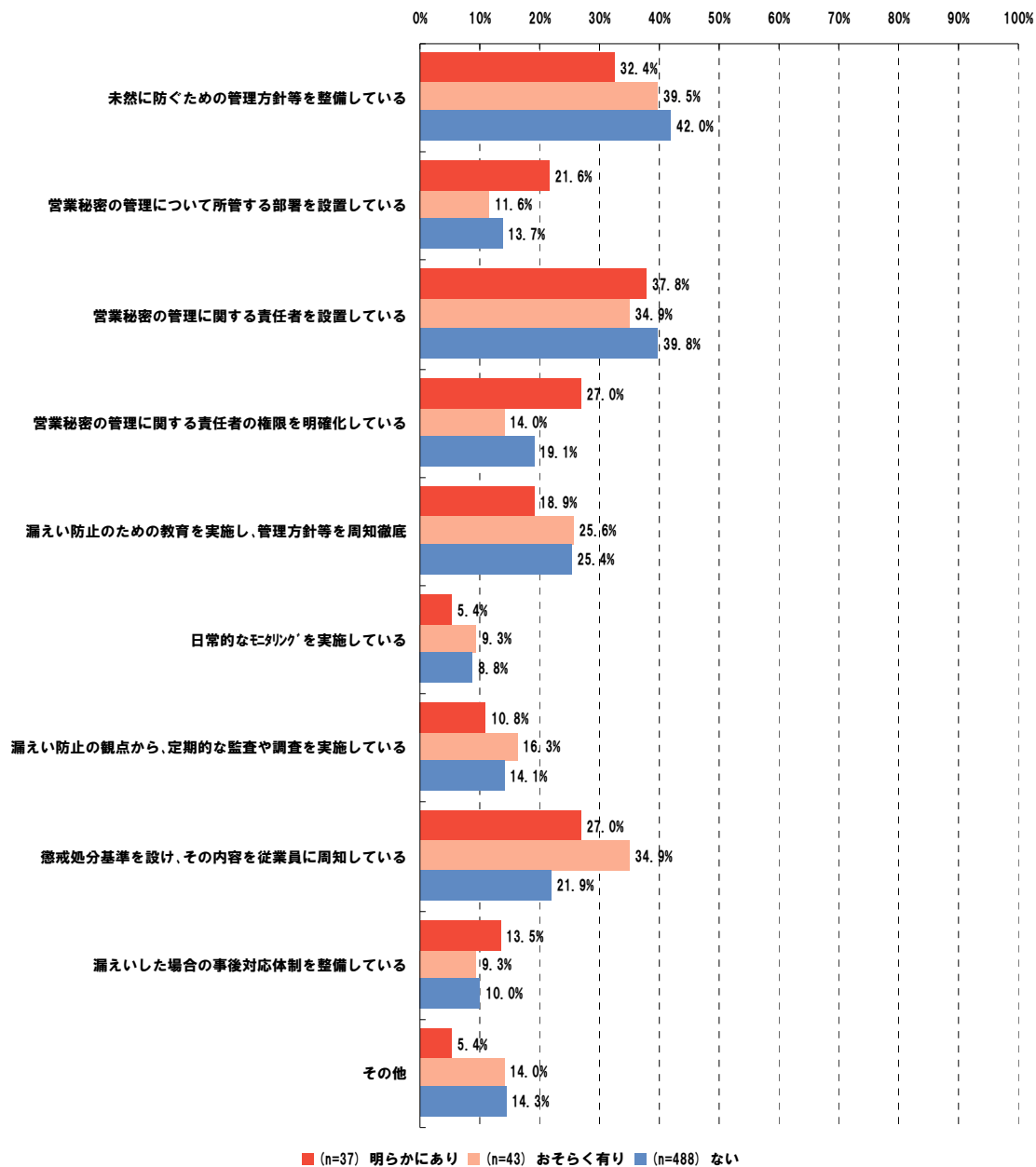
図表 3-69 【企業規模：大】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問24 過去5年間で営業秘密の漏えい事例」



図表 3-70 【企業規模：中】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問24 過去5年間で営業秘密の漏えい事例」

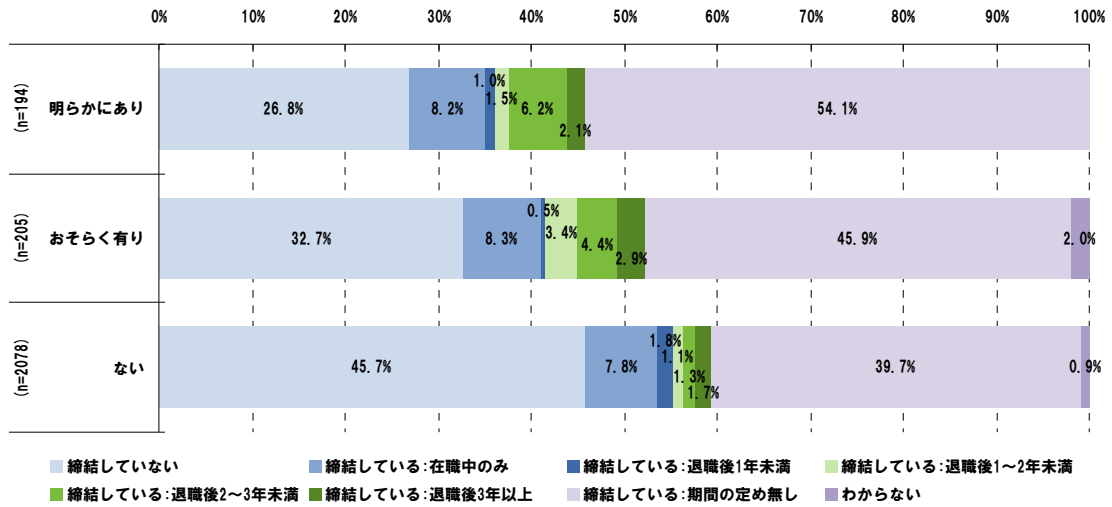


図表 3-71 【企業規模：小】「問5 営業秘密の管理に関して実施している取組」×
「問24 過去5年間で営業秘密の漏えい事例」



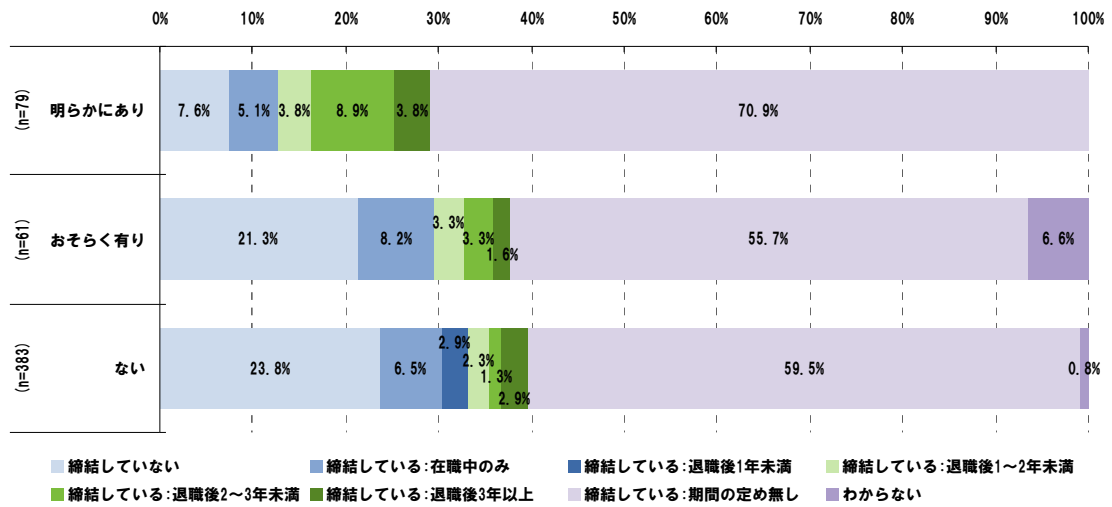
図表 3-72 【全規模】「問 6 秘密保持契約の締結：従業員」 ×

「問 24 過去 5 年間ででの営業秘密の漏えい事例」

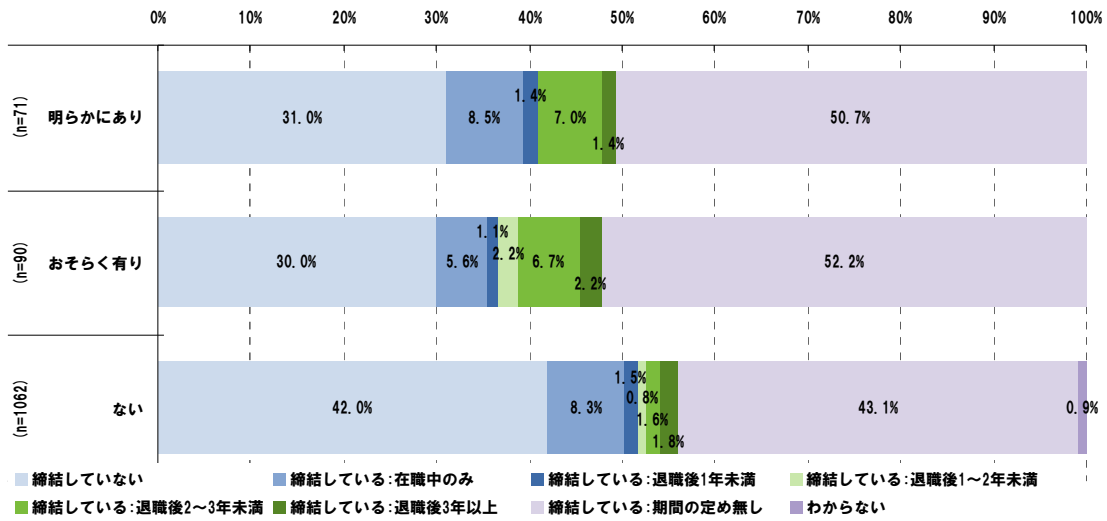


図表 3-73 【企業規模：大】「問 6 秘密保持契約の締結：従業員」 ×

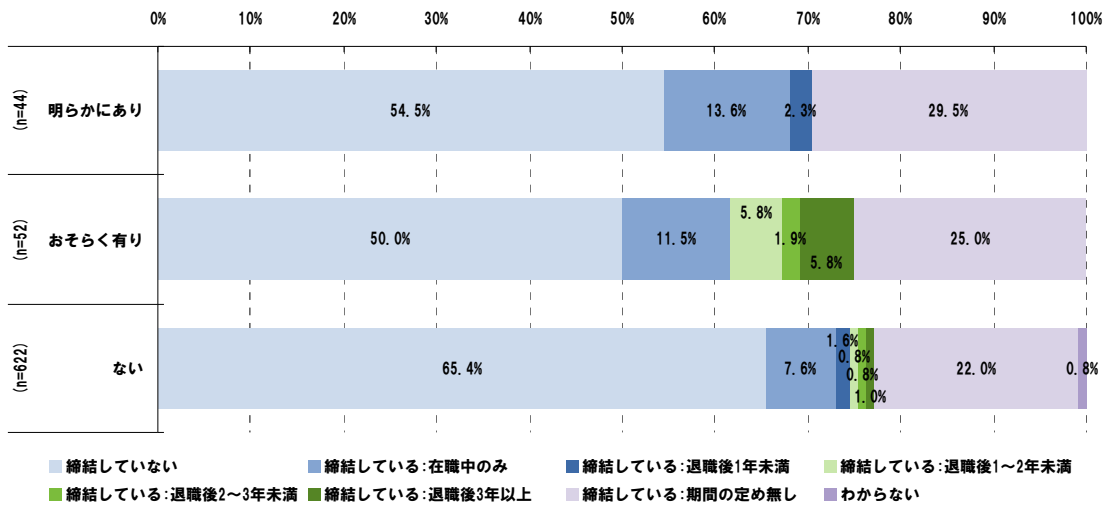
「問 24 過去 5 年間ででの営業秘密の漏えい事例」



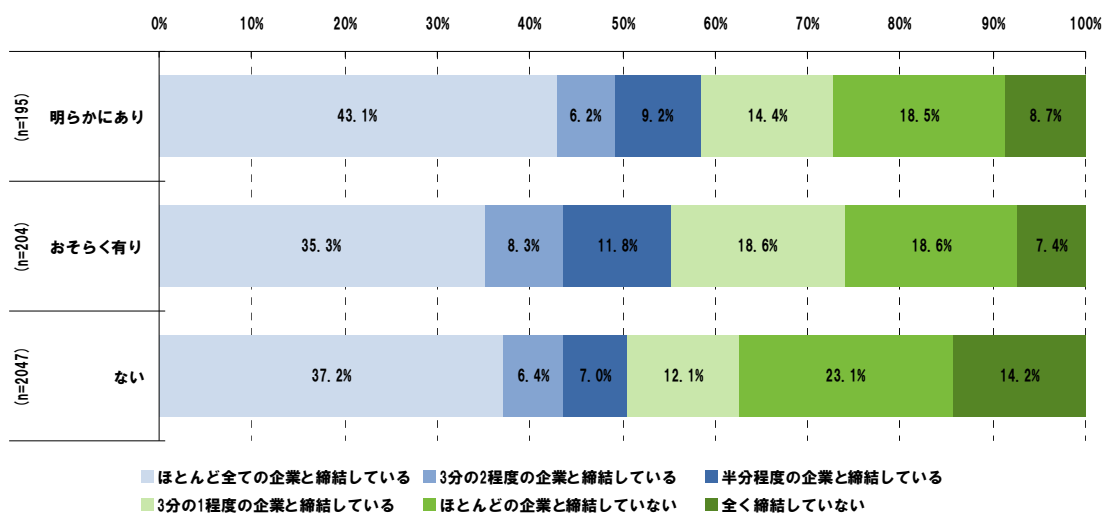
図表 3-74 【企業規模：中】「問 6 秘密保持契約の締結：従業員」 ×
「問 24 過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例」



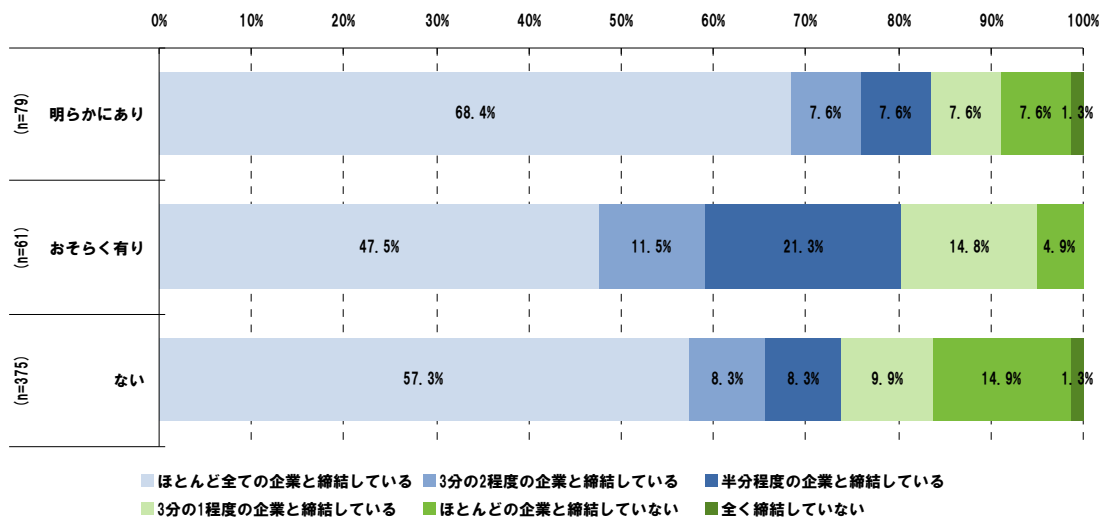
図表 3-75 【企業規模：小】「問 6 秘密保持契約の締結：従業員」 ×
「問 24 過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例」



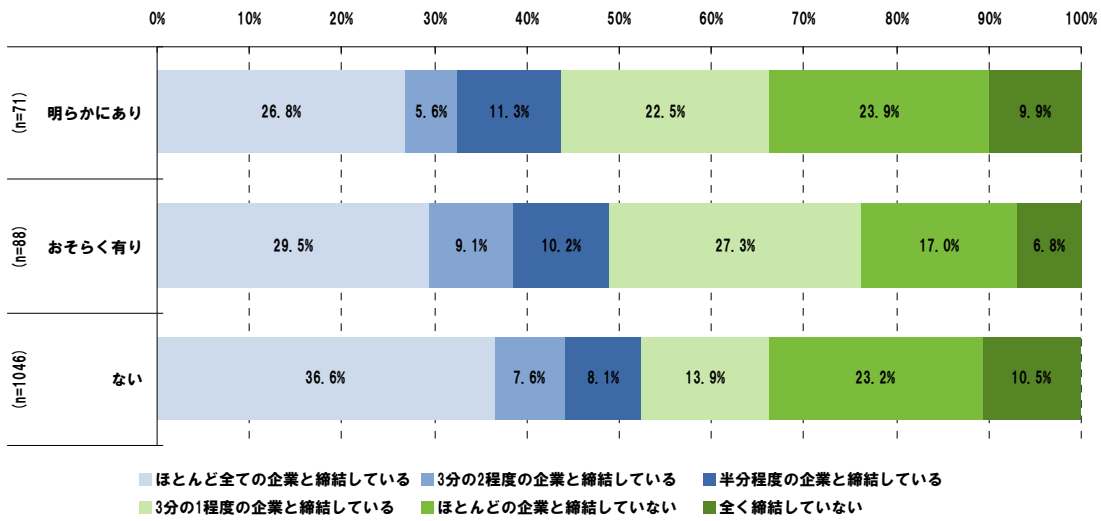
図表 3-76 【全規模】「問 10 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合」 × 「問 24 過去 5 年間で の 営業秘密の漏えい事例」



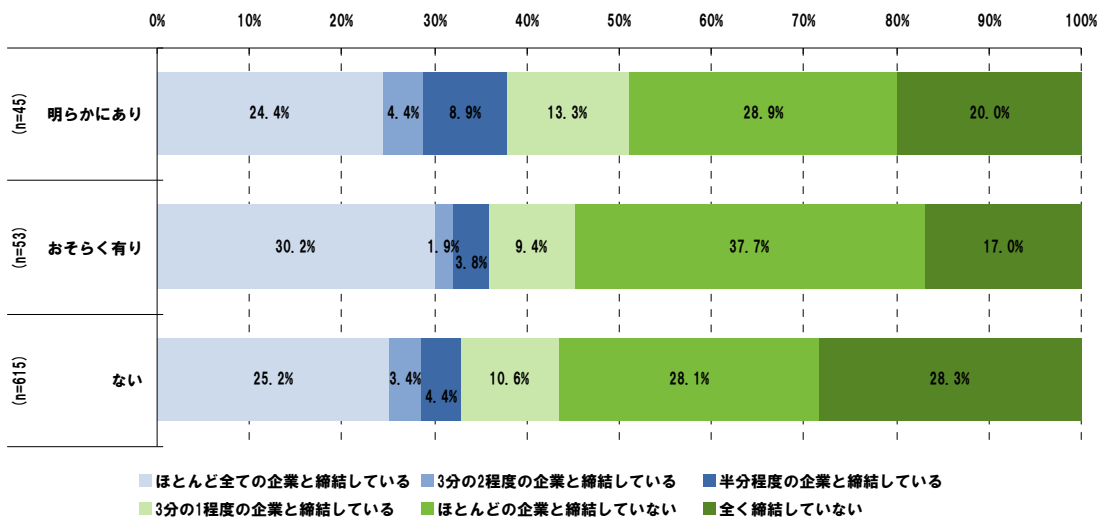
図表 3-77 【企業規模：大】「問 10 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合」 × 「問 24 過去 5 年間で の 営業秘密の漏えい事例」



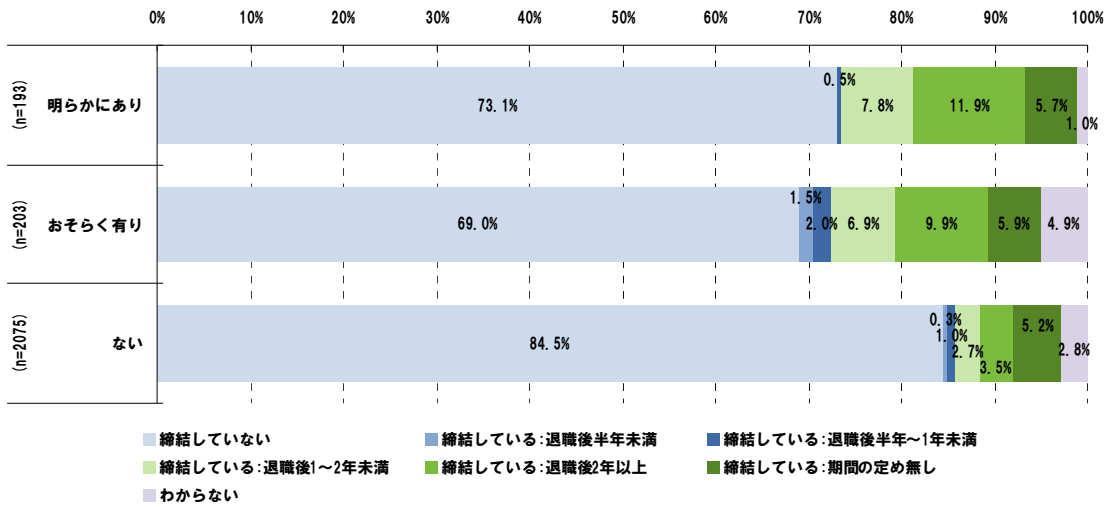
図表 3-78 【企業規模：中】「問 10 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合」 × 「問 24 過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例」



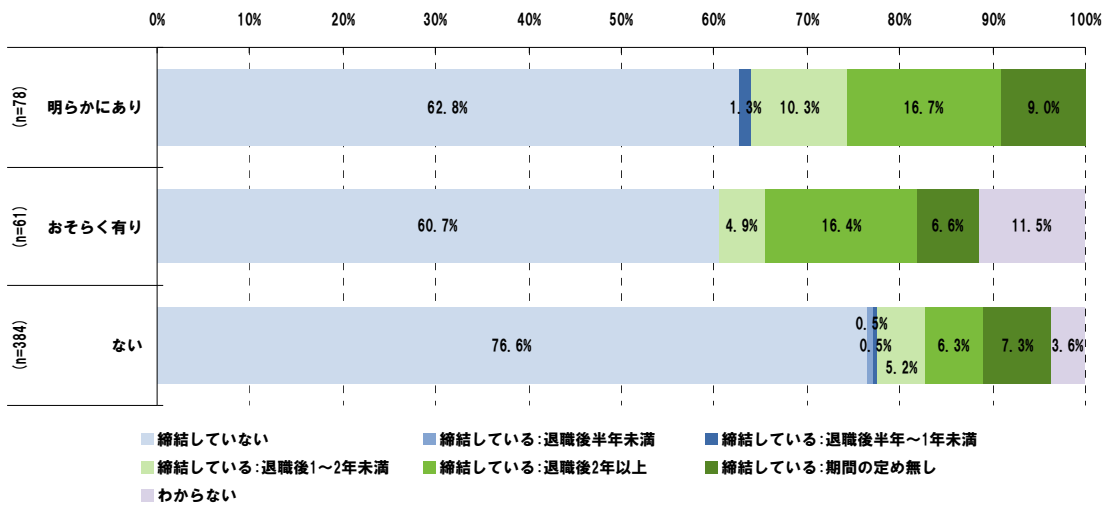
図表 3-79 【企業規模：小】「問 10 取引先企業と秘密保持契約を締結している割合」 × 「問 24 過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例」



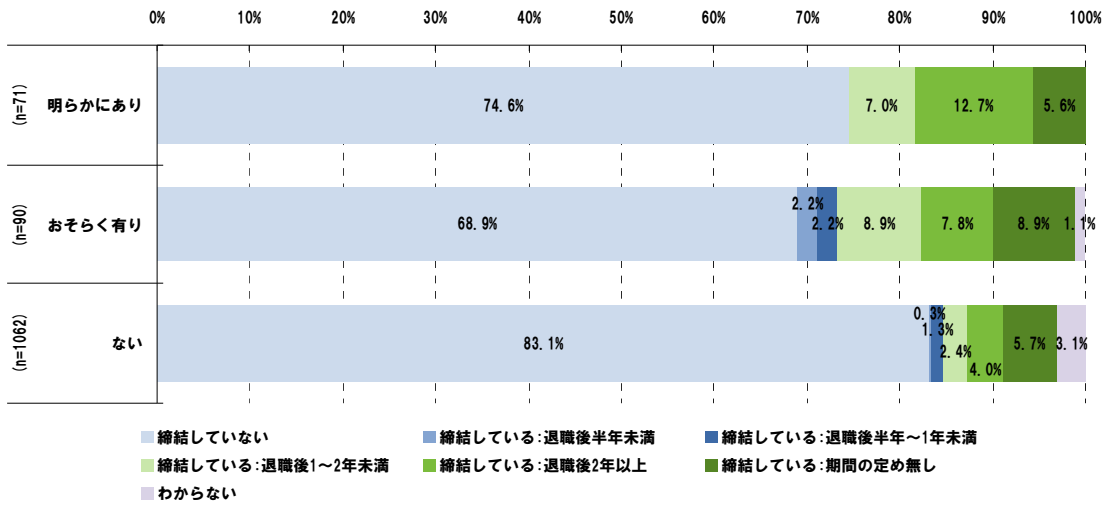
図表 3-80 【全規模】「問 12 競業禁止義務契約の締結:従業員」 ×
「問 24 過去 5 年間で の 営業秘密の漏えい事例」



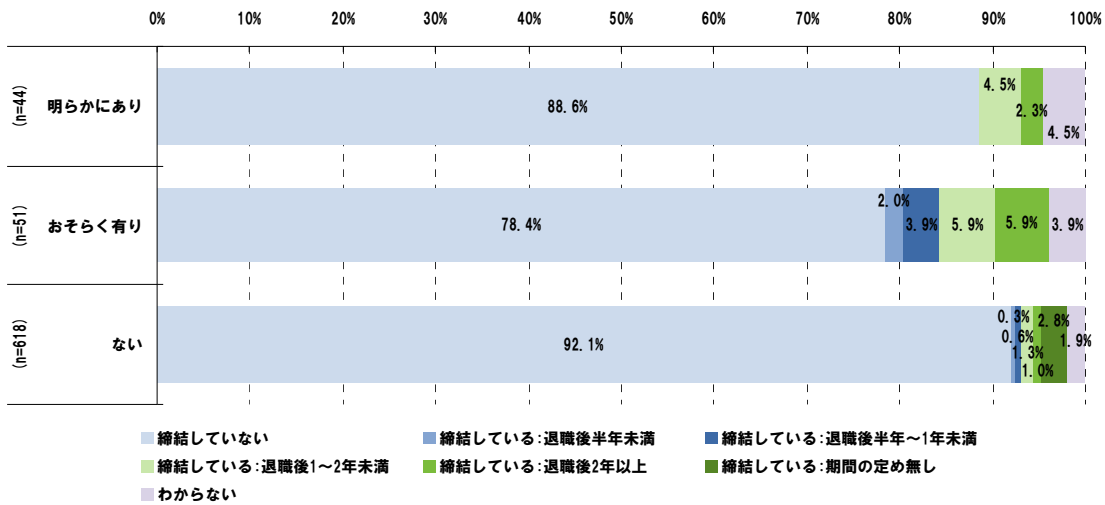
図表 3-81 【企業規模:大】「問 12 競業禁止義務契約の締結:従業員」 ×
「問 24 過去 5 年間で の 営業秘密の漏えい事例」



図表 3-82 【企業規模：中】「問 12 競業禁止義務契約の締結：従業員」×
「問 24 過去 5 年間で の 営業秘密の漏えい事例」



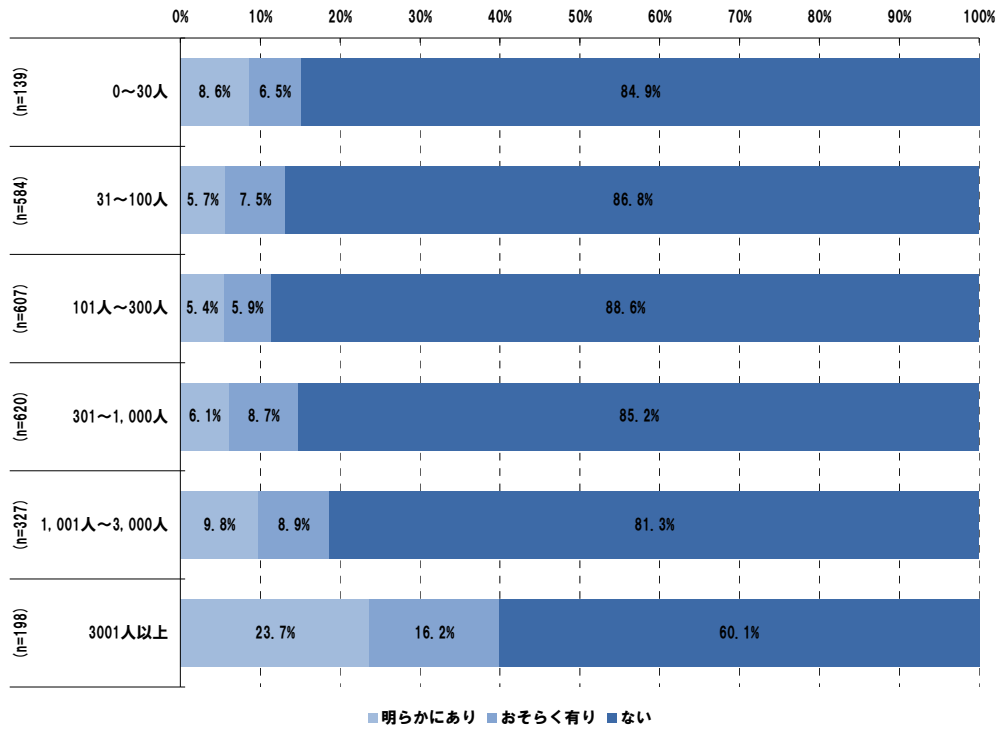
図表 3-83 【企業規模：小】「問 12 競業禁止義務契約の締結：従業員」×
「問 24 過去 5 年間で の 営業秘密の漏えい事例」



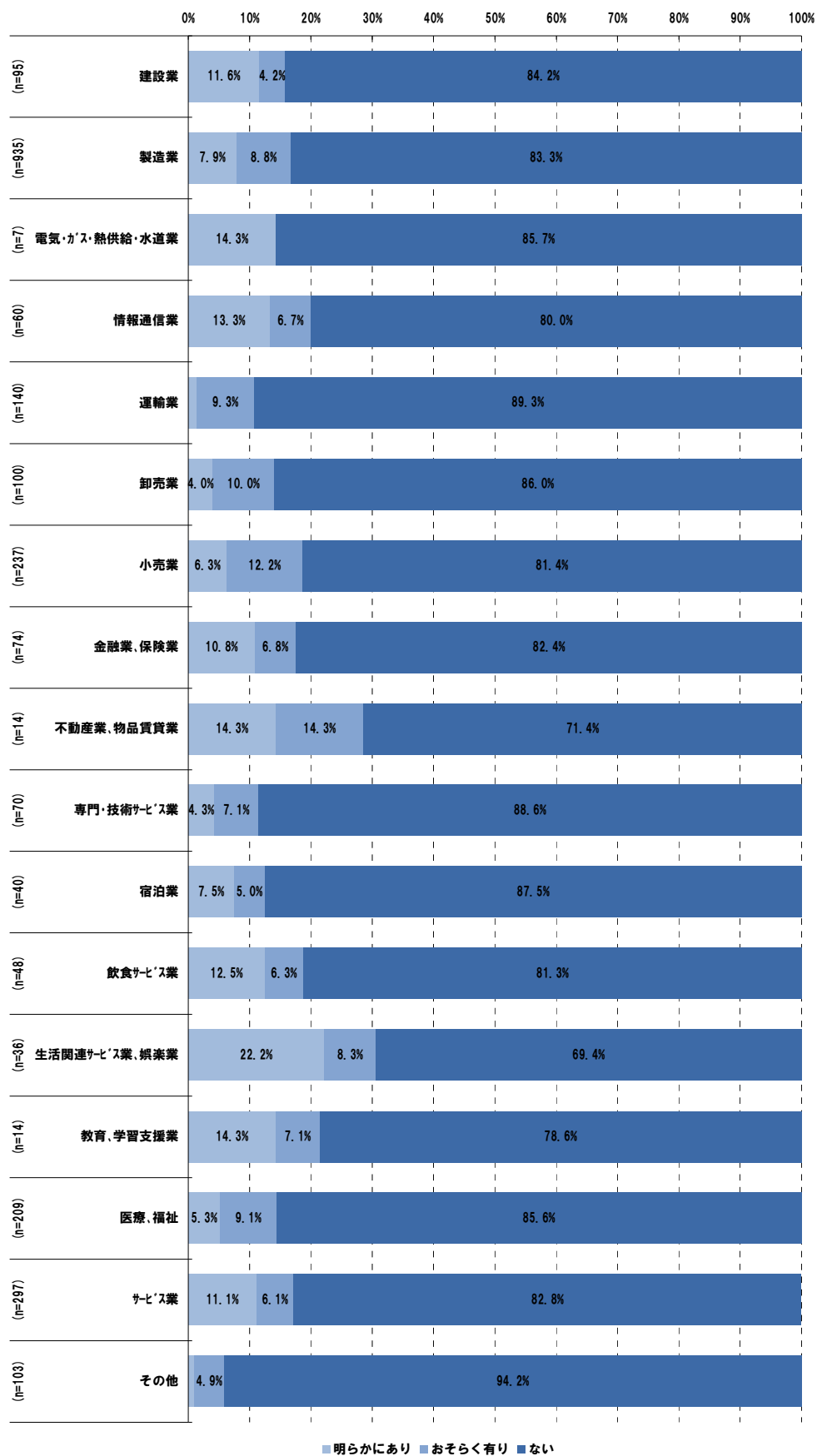
④ 「過去5年間での営業秘密の漏えい事例」と「企業属性」の関係

図表 3-84～87 は、「問 24 過去5年間での営業秘密の漏えい事例」と企業属性の関係を示したものである。これらの図表によると、3,001人以上の企業では、それ以下の従業員数の企業よりも、情報漏えいが起こっている企業の割合が高くなっていることがわかる。一方で、業種別ではサンプルが少ない業種も多く明確な差異は認められないが、主力商品別で見ると「素材」および「最終製品」メーカーはその他企業に比べて漏えい事例が起こっている割合が高いことがわかる。

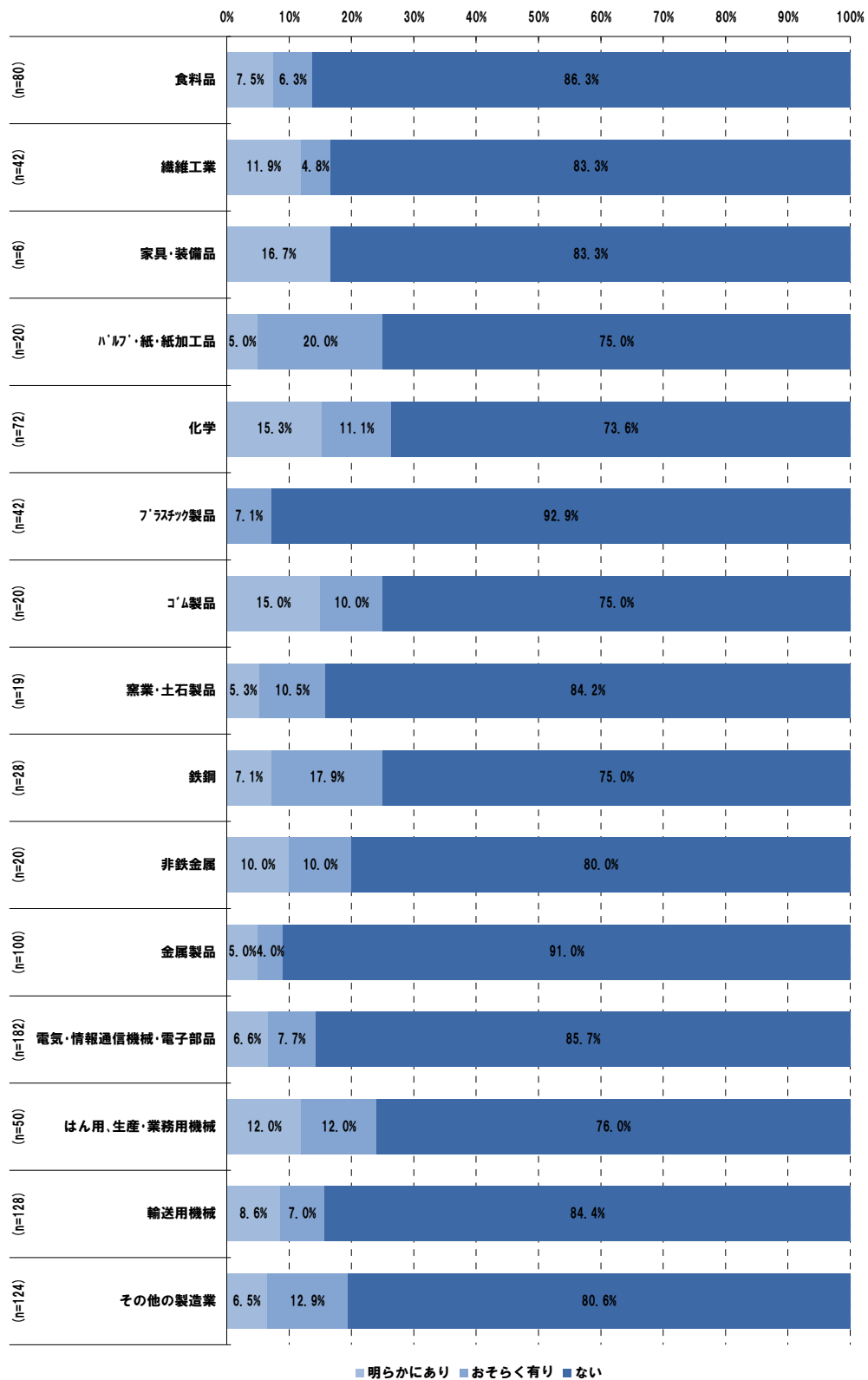
図表 3-84 「問 24 過去5年間での営業秘密の漏えい事例」 × 「問 37 従業員数」



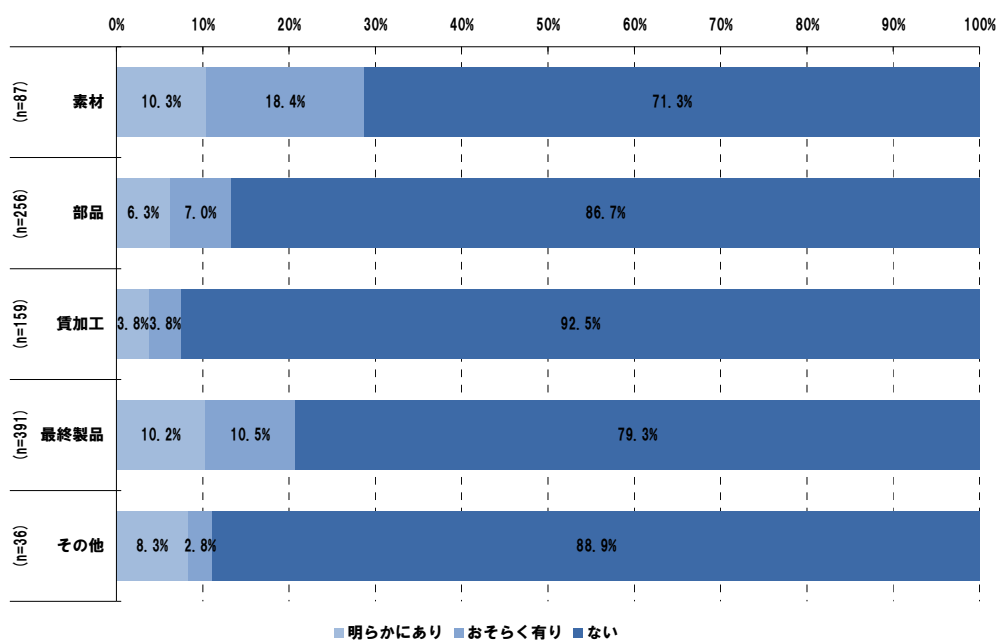
図表 3-85 「問 24 過去 5 年間で の 営業秘密 の 漏 え い 事 例 」 × 「 問 33 主 要 業 種 」



図表 3-86 「問 24 過去 5 年間で の 営業秘密 の 漏 え い 事 例 」 × 「 問 34 製 造 業 : 主 要 業 種 (中 分 類) 」



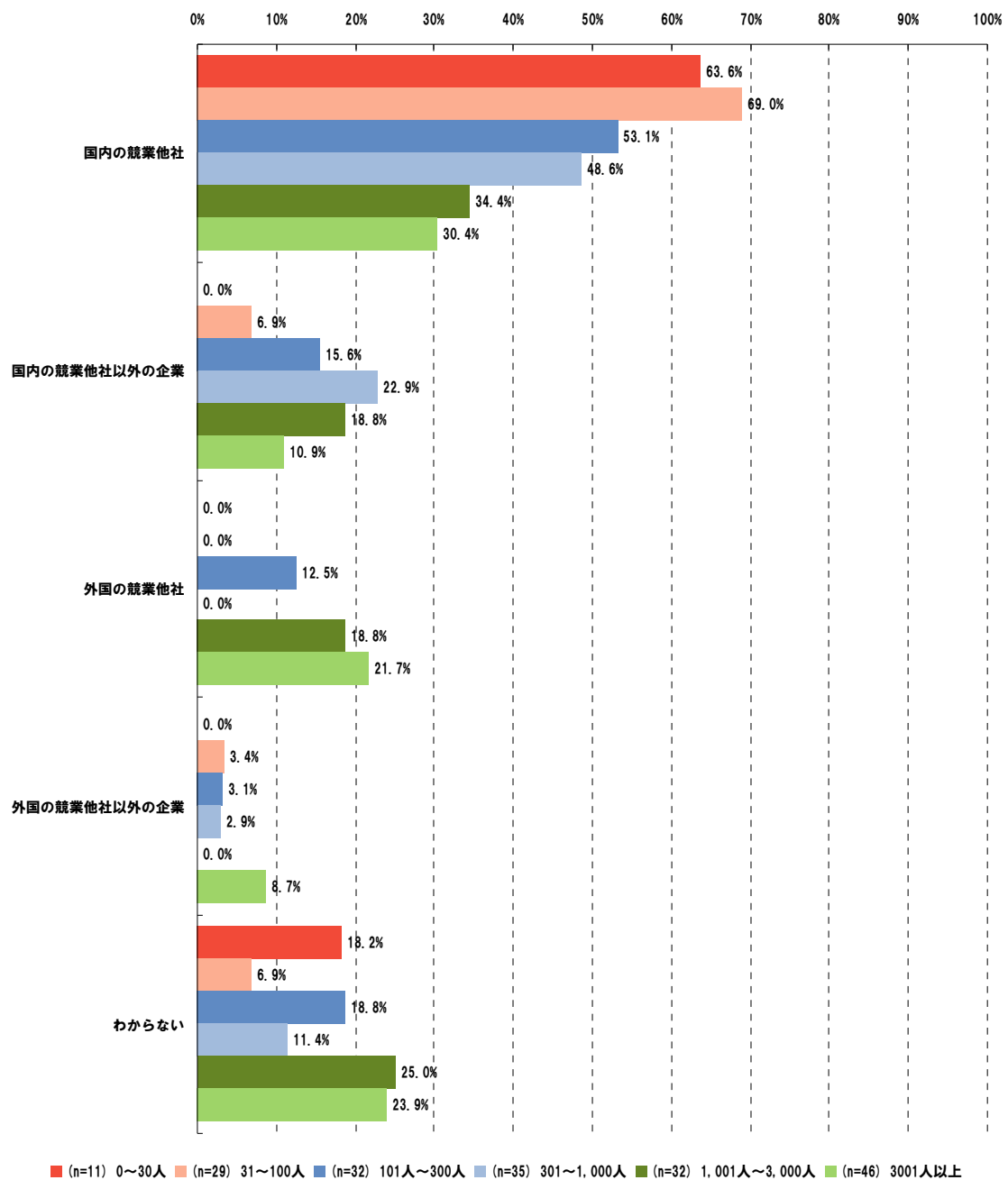
図表 3-87 「問 24 過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例」 × 「問 35 製造業:主力商品」



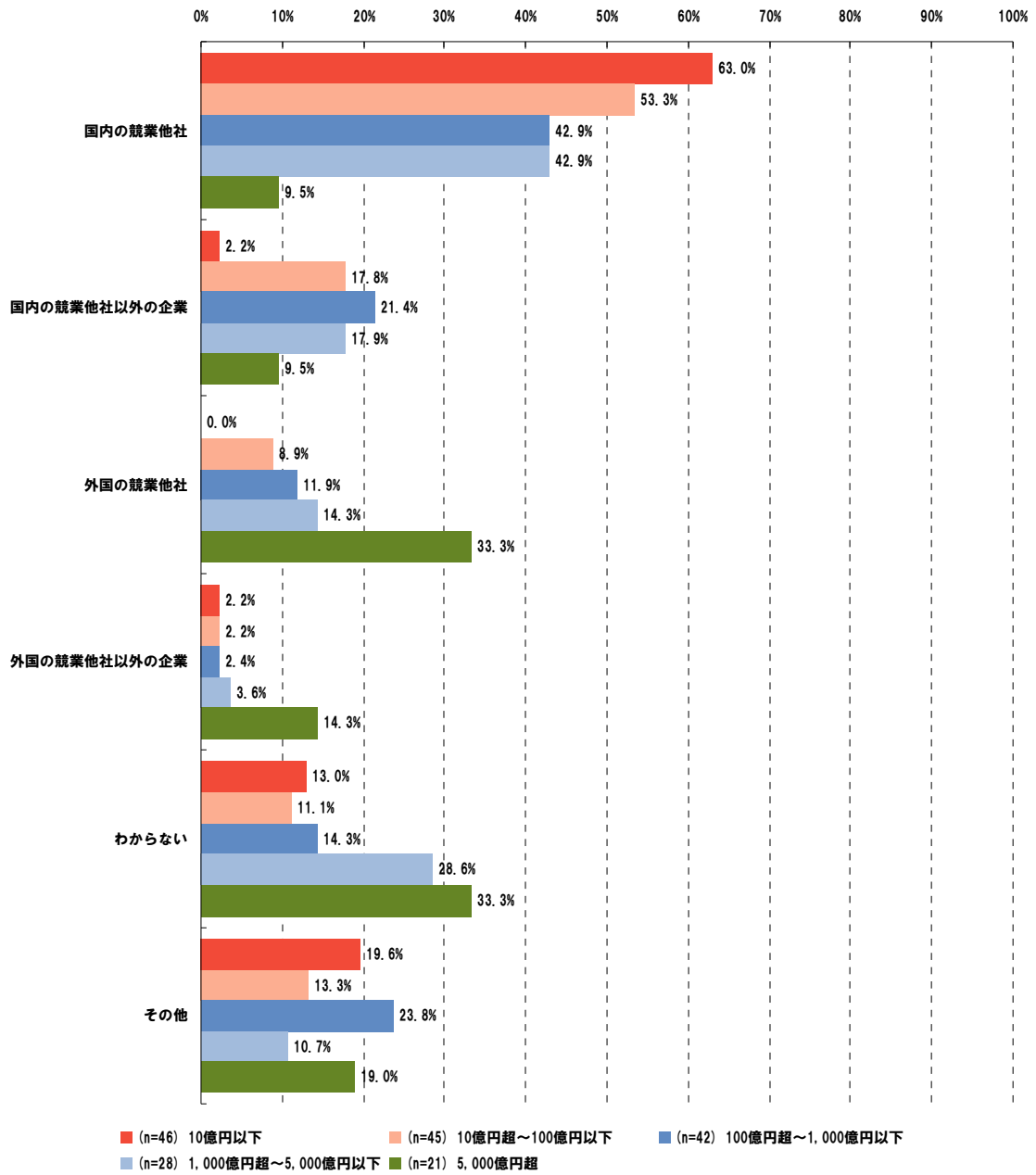
⑤ 「営業秘密の漏えい先」と「企業規模(従業員数、売上)」の関係

図表 3-88・89 は、「営業秘密の漏えい先(問 29)」と「企業規模(従業員数、売上) (問 37、38)」の関係を示したものである。回答企業数が限られているため断定は難しいものの、規模の小さい企業は大きい企業と比べて国内の競業他社への漏えいが多く、規模の大きい企業の方が外国の競業他社への漏えいが多くなっているといえる。(この傾向は特に売上高において顕著である)

図表 3-88 「問 29 営業秘密の漏えい先」 × 「問 37 従業員数」



図表 3-89 「問 29 営業秘密の漏えい先」 × 「問 38 売上高 (2011 年度末)」

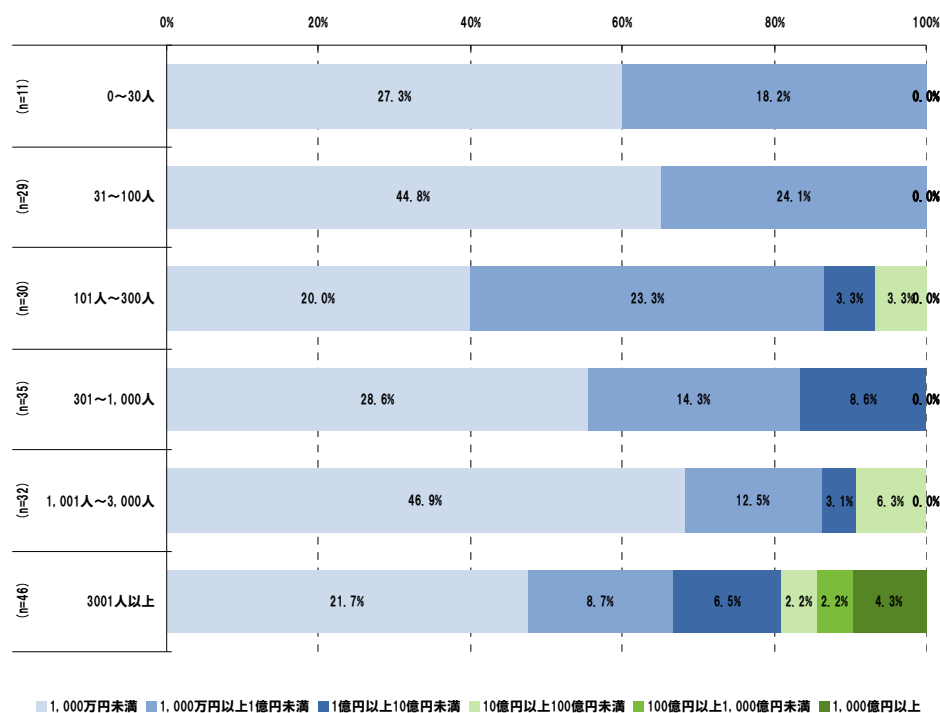


⑥ 「営業秘密の漏えいによる損害」と「企業規模(従業員数、売上)」の関係

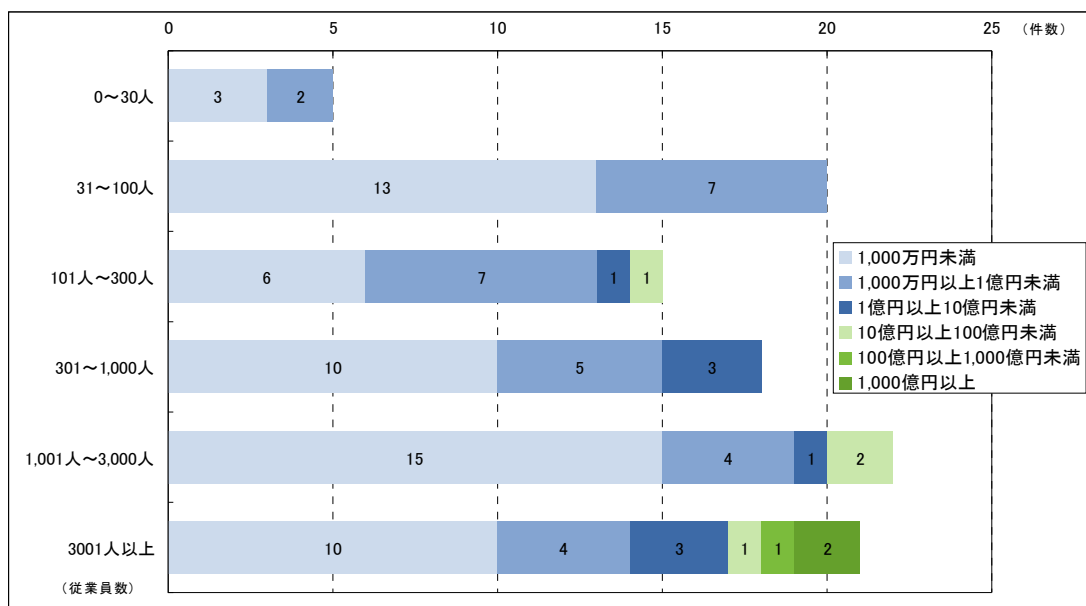
図表 3-90～93 は、「営業秘密の漏えいによる損害(問 31)」と「企業規模(従業員数、売上) (問 37、38)」の関係を示したものである。従業員数で見ると、損害金額が1億円以上の漏えいのほとんどは、従業員数 301 人以上の企業で起こっていることがわかる。一方、売上高で見ると、売上高が 100 億円未満の企業においても、数億円規模あるいは数十億円規模の漏えいが起こっていることが確認された。

(ただし、この結果はあくまで「回答者の認識」であり、実際の損害金額とのずれがある可能性があることに注意が必要である)

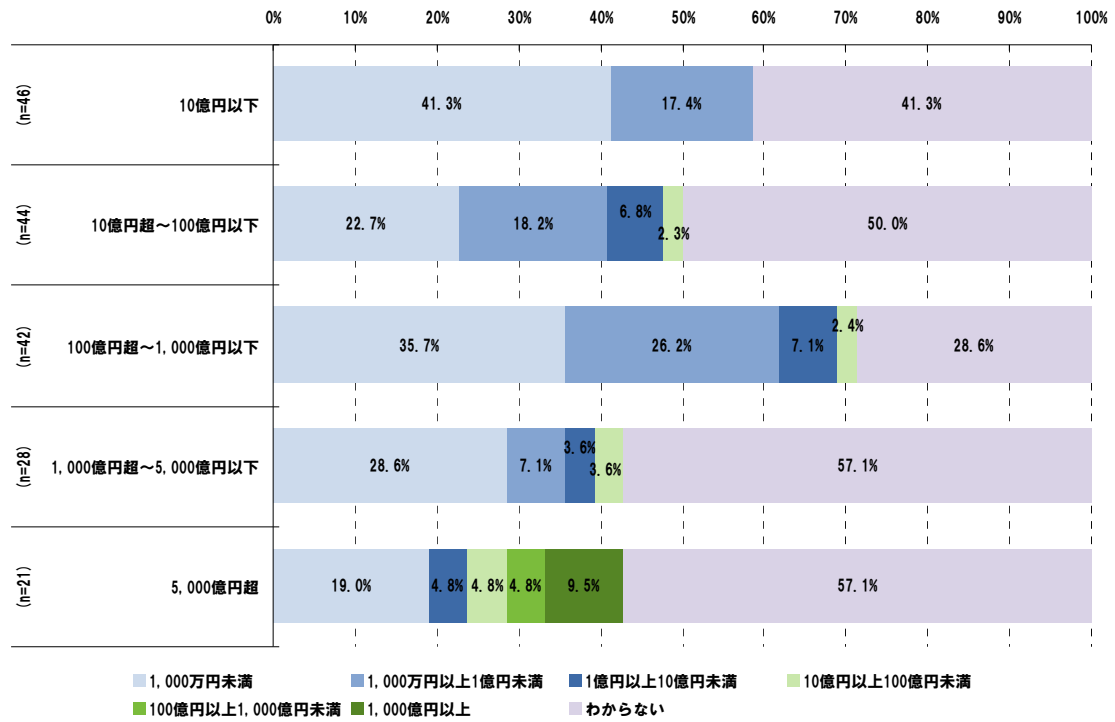
図表 3-90 「問 31 営業秘密の漏えいによる損害」 × 「問 37 従業員数」



図表 3-91 【参考】「問 31 営業秘密の漏えいによる損害」 × 「問 37 従業員数」 (件数ベース)

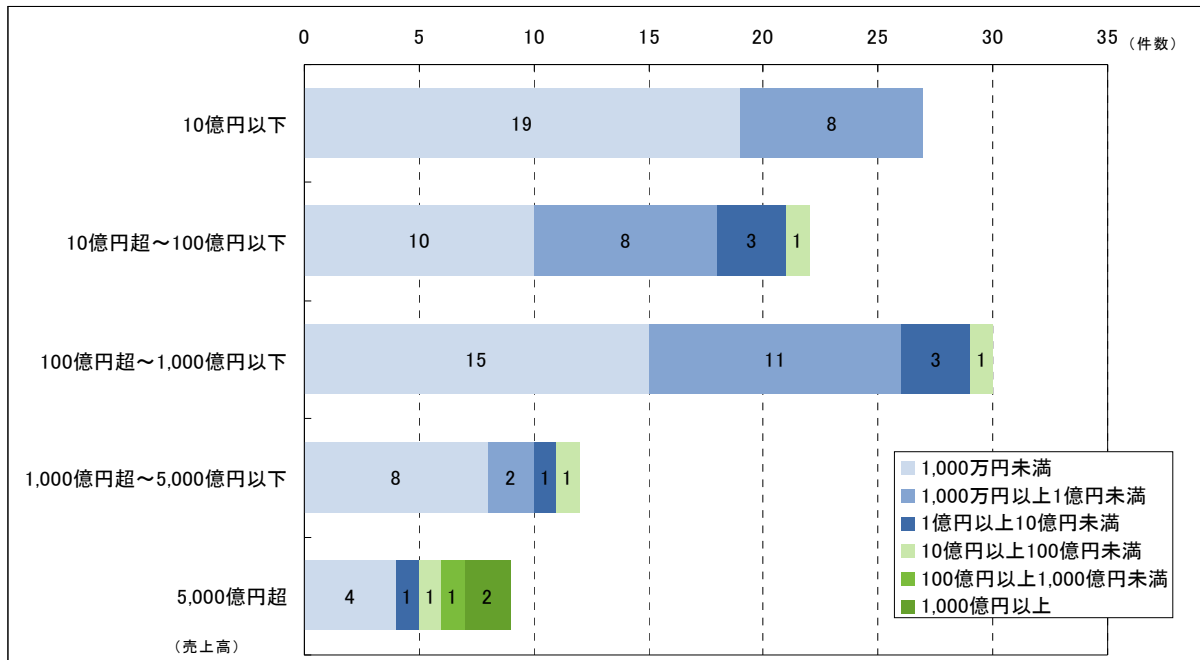


図表 3-92 「問 31 営業秘密の漏えいによる損害」 × 「問 38 売上高(2011 年度末)」



図表 3-93 【参考】「問 31 営業秘密の漏えいによる損害」 ×

「問 38 売上高(2011 年度末)」 (件数ベース)

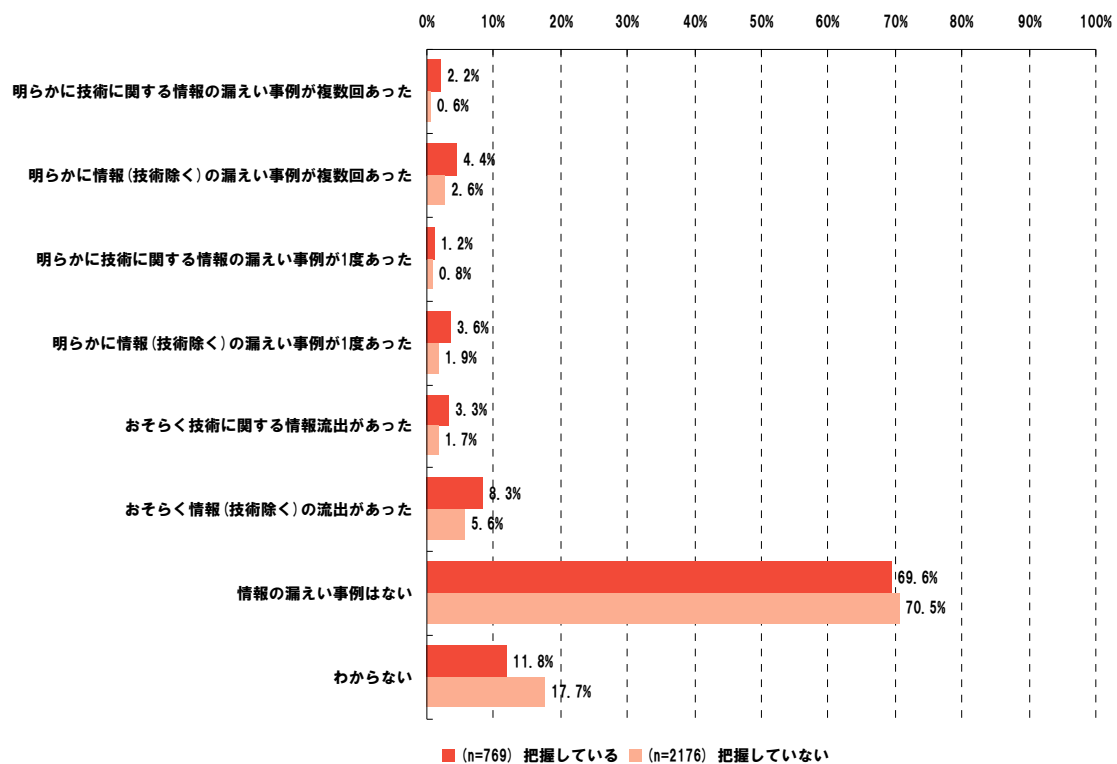


⑦ 「情報漏えいの状況」と、「退職者の再就職先の把握の有無」の関係

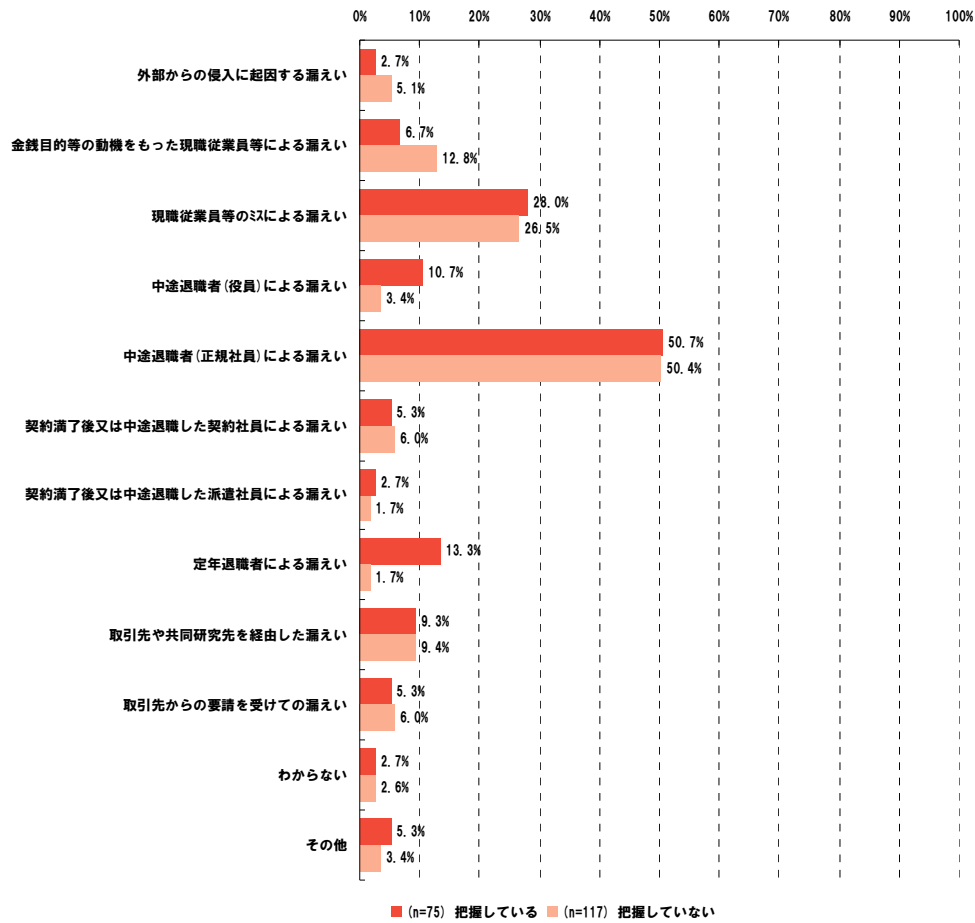
図表 3-94～101 は、「退職者の再就職先の把握の有無(問 18)」と、「情報漏えいの状況 (問 24～30、32)」の関係を見たものである。

図表 3-91 を見ると、退職者の再就職先の把握を行っている企業はそうでない企業に比べて、中途退職者（役員）による漏えい」および「定年退職者による漏えい」と回答する割合が高くなっており、退職者の再就職先の把握は、中途退職者および定年退職者からの漏えい事例の発見に一定の効果がある可能性がある。

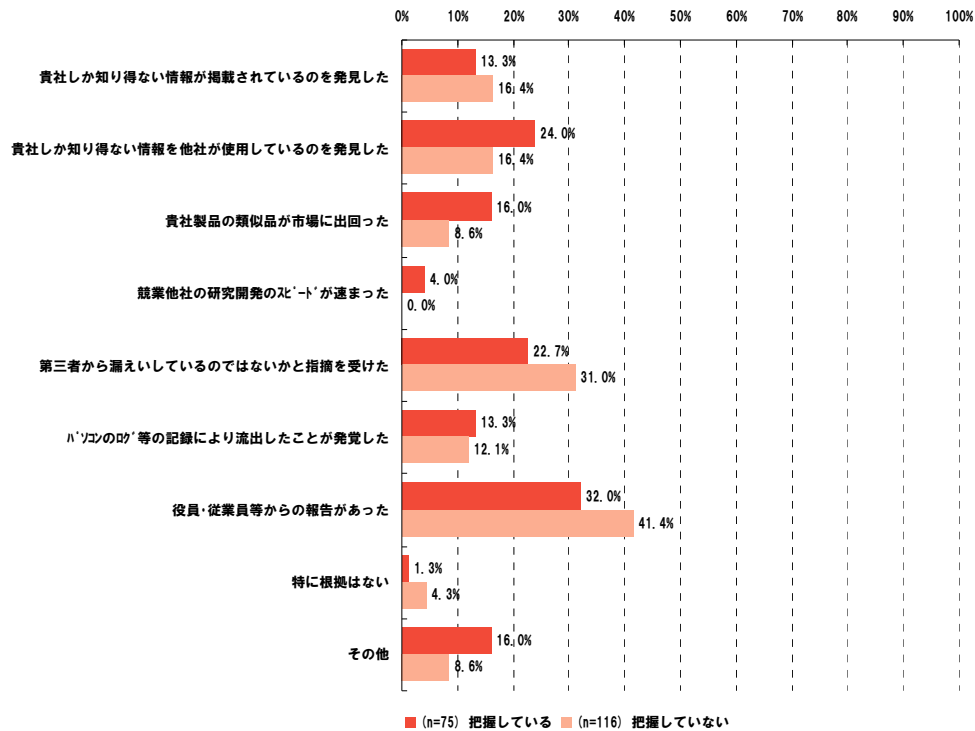
図表 3-94 「問 24 過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例」 × 「問 18 退職者の再就職先の把握」



図表 3-95 「問 25 営業秘密の漏えい者」 × 「問 18 退職者の再就職先の把握」

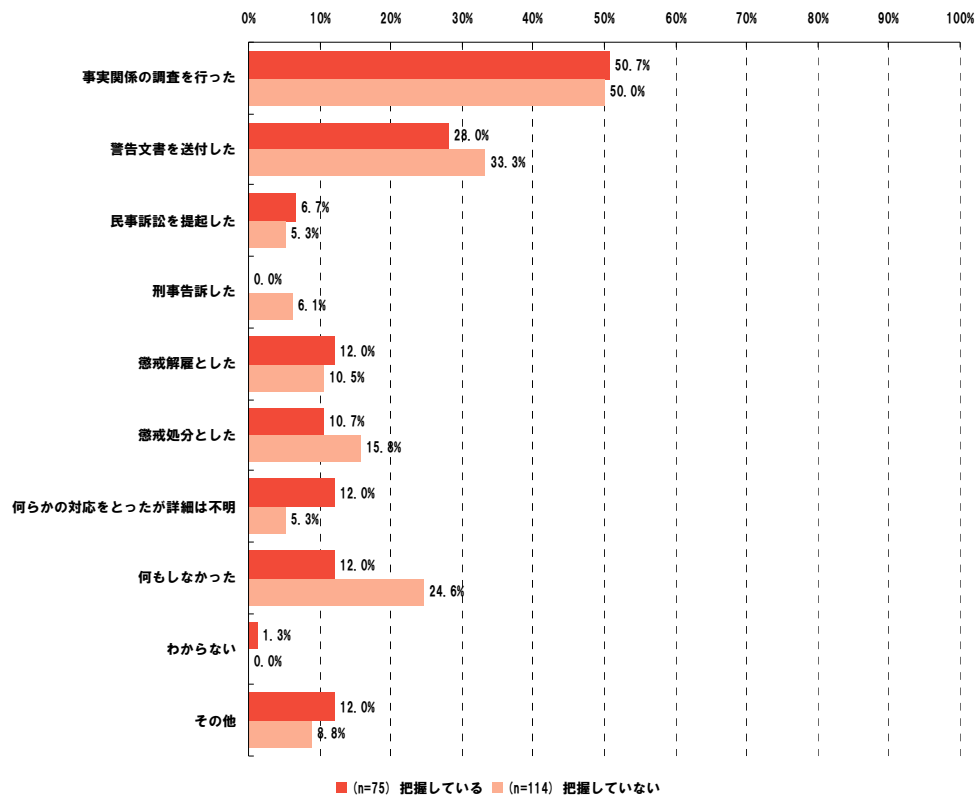


図表 3-96 「問 26 営業秘密の漏えいを認識したきっかけ」 × 「問 18 退職者の再就職先の把握」

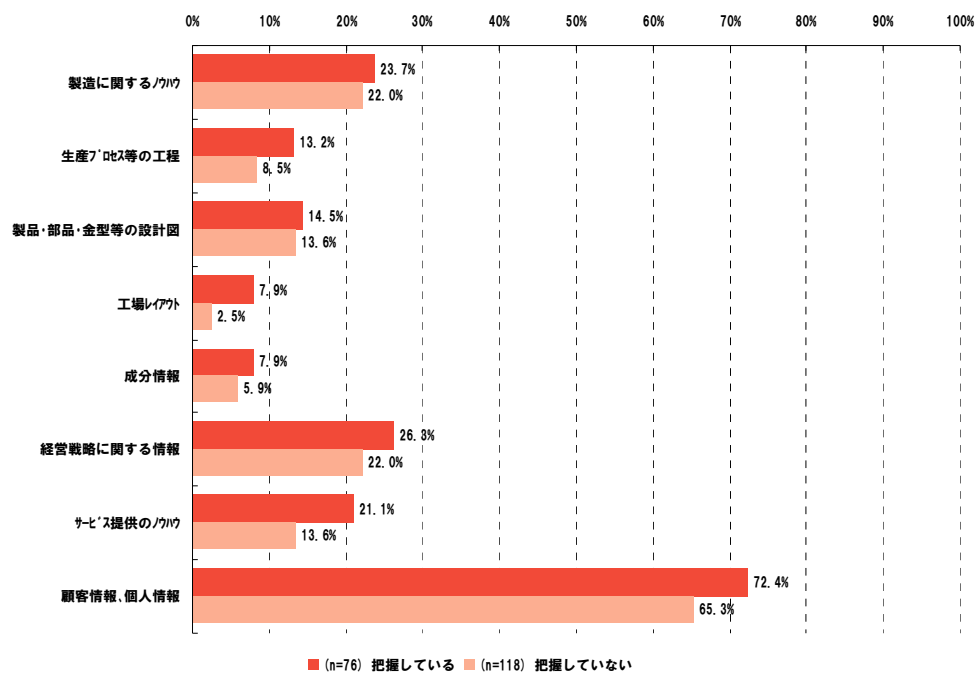


図表 3-97 「問 27 営業秘密の侵害行為の行為者・企業に対する対応」 ×

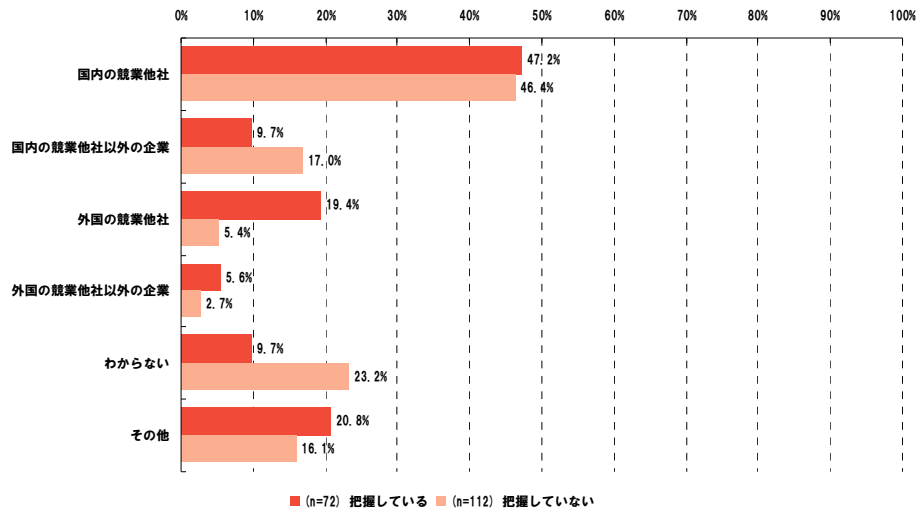
「問 18 退職者の再就職先の把握」



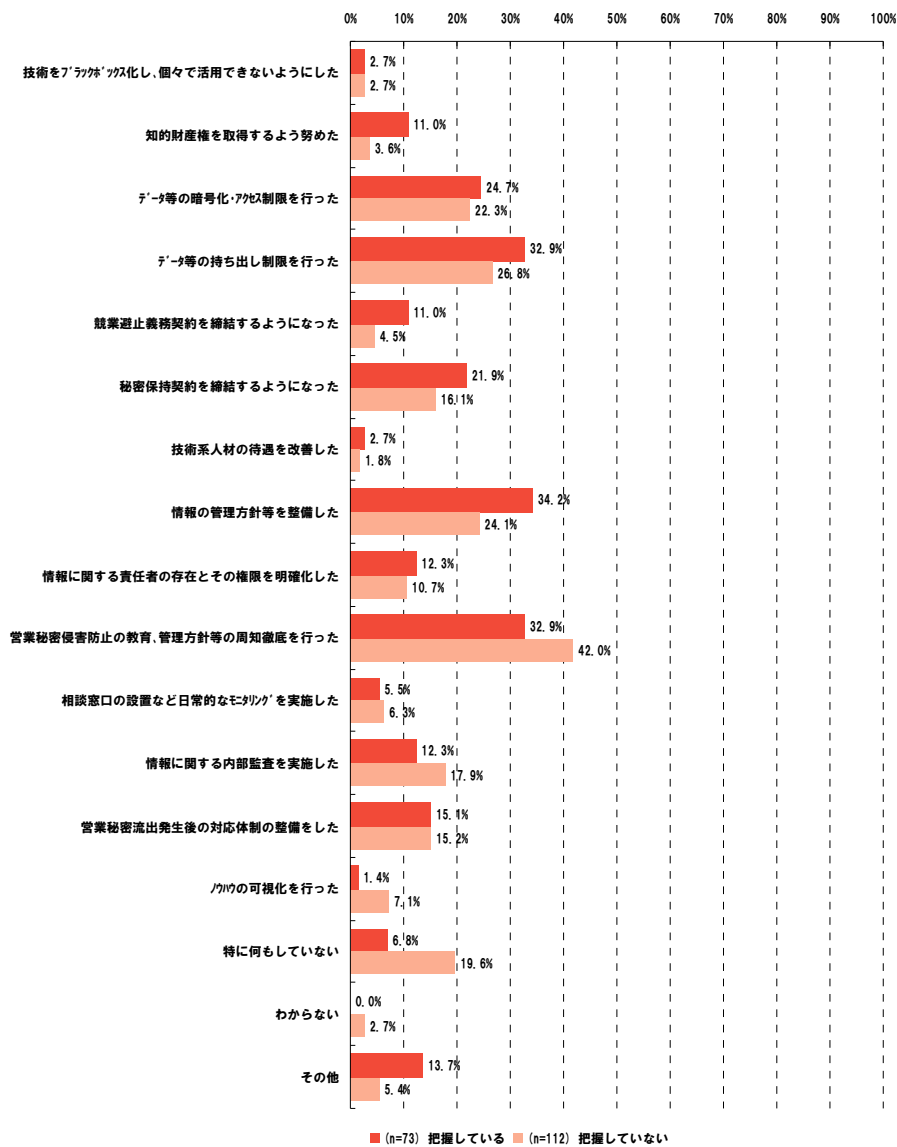
図表 3-98 「問 28 流出した情報の種類」 × 「問 18 退職者の再就職先の把握」



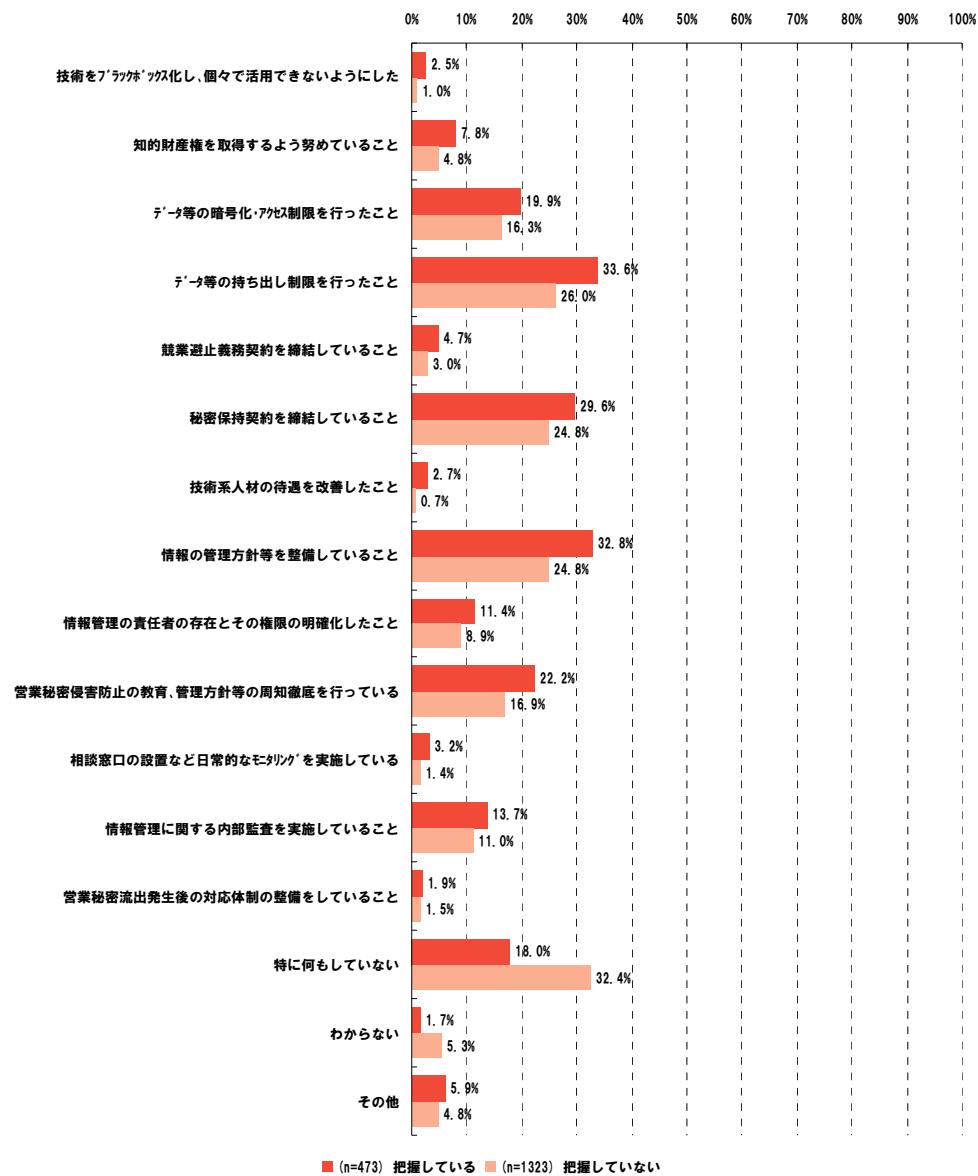
図表 3-99 「問 29 営業秘密の漏えい先」 × 「問 18 退職者の再就職先の把握」



図表 3-100 「問 30 営業秘密漏えいの再発防止策として強化・新たに導入したこと」 × 「問 18 退職者の再就職先の把握」



図表 3-101 「問 32 営業秘密の漏えいが起こっていない要因」 × 「問 18 退職者の再就職先の把握」

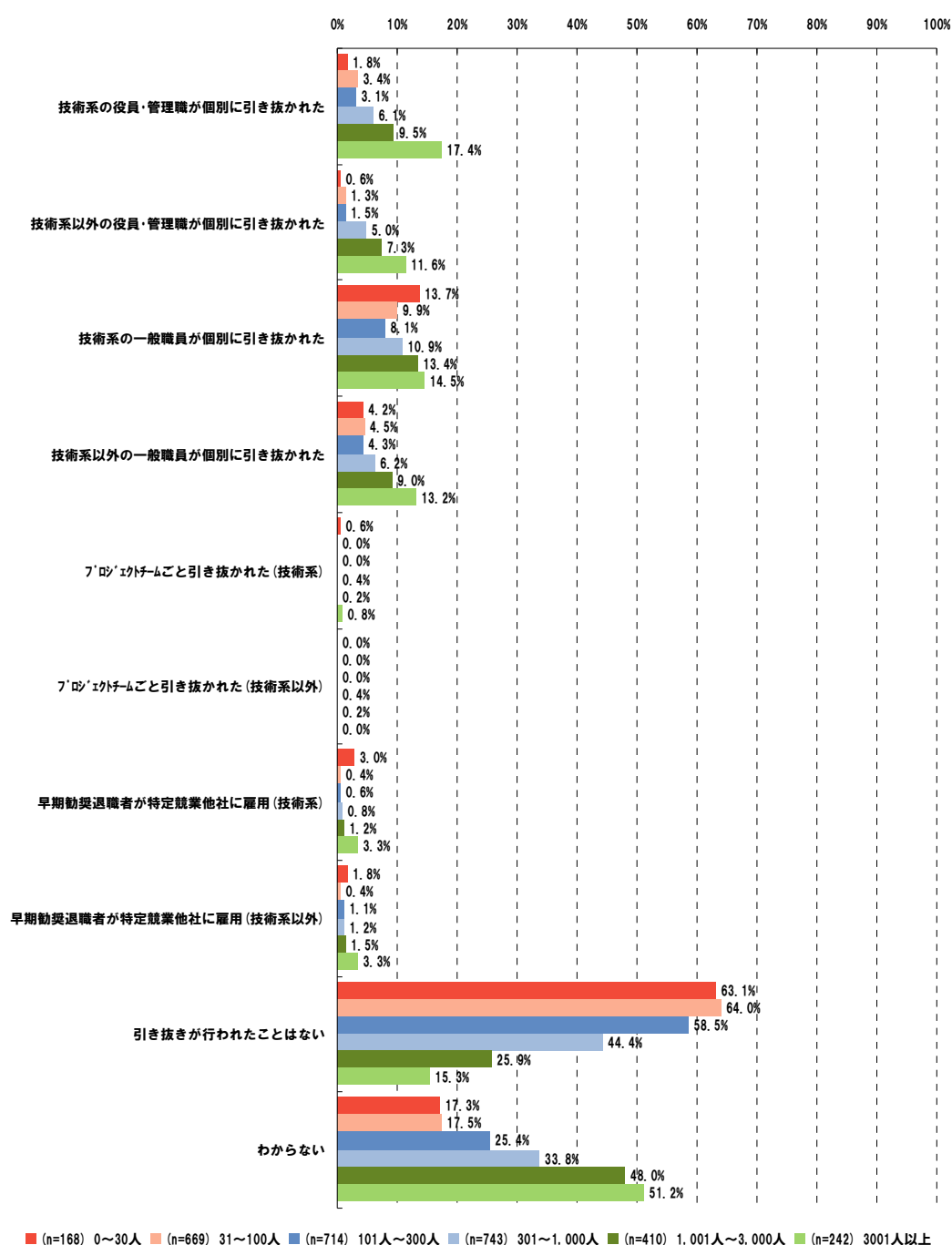


(4) 「競業他社からの引き抜き」についての分析

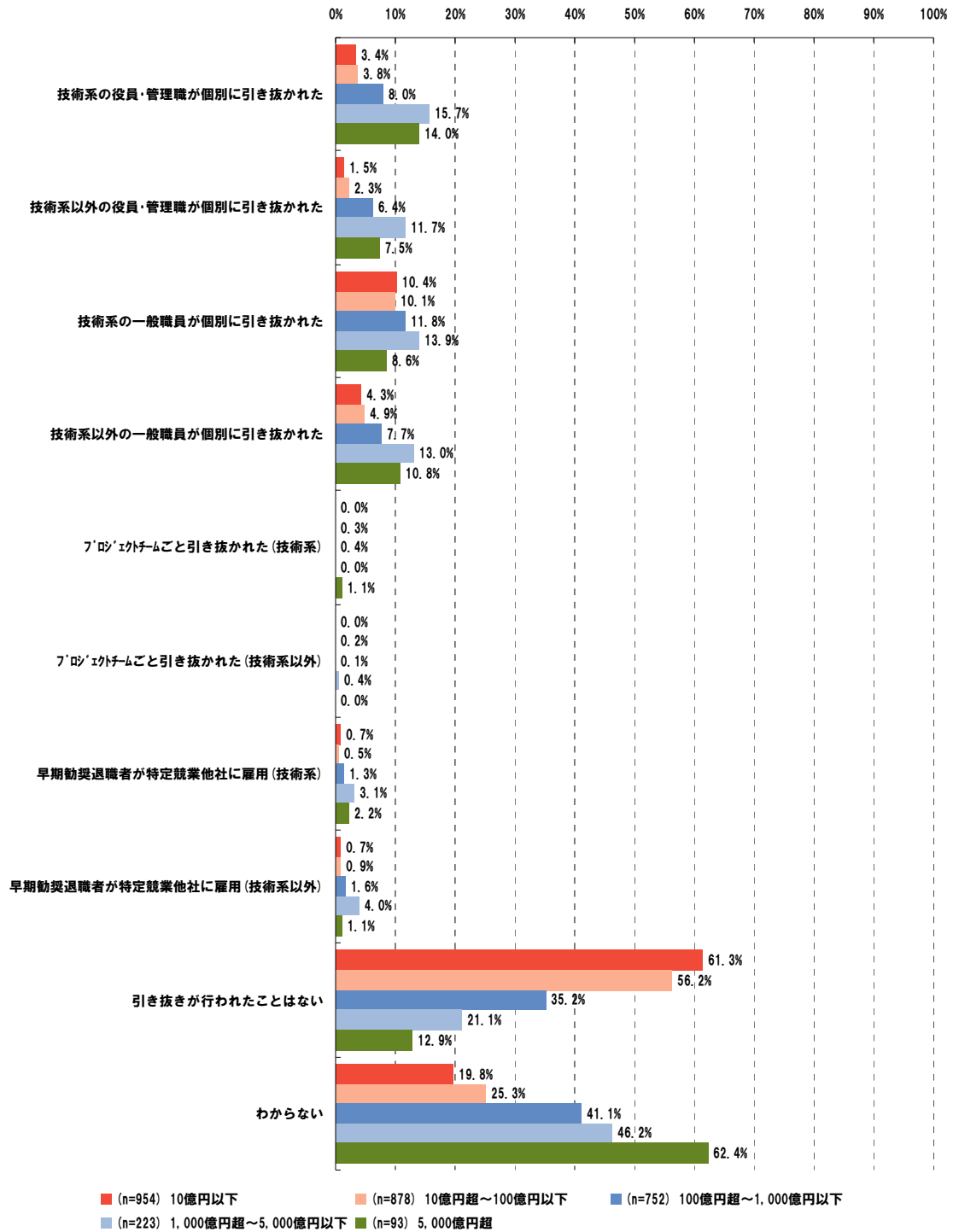
① 「競業他社からの引き抜き」と「企業規模(従業員数、売上)」の関係

図表 3-102～107 は、「競業他社からの引き抜き(問 23)」と「企業規模(従業員数、売上)(問 37、38)」の関係を示したものである。これらの図表からは、規模の大きい企業は小さい企業に比べて、引き抜きを経験している割合が概ね高いといえる。一方で、「技術系の一般職員の引き抜き」については、規模の小さい企業でも多く発生しており、規模の大きい企業はその大きさのために隔々まで目が行き届きにくいためか、「わからない」との回答も多い。

図表 3-102 「問 23 競業他社からの引き抜きについて」 × 「問 37 従業員数」

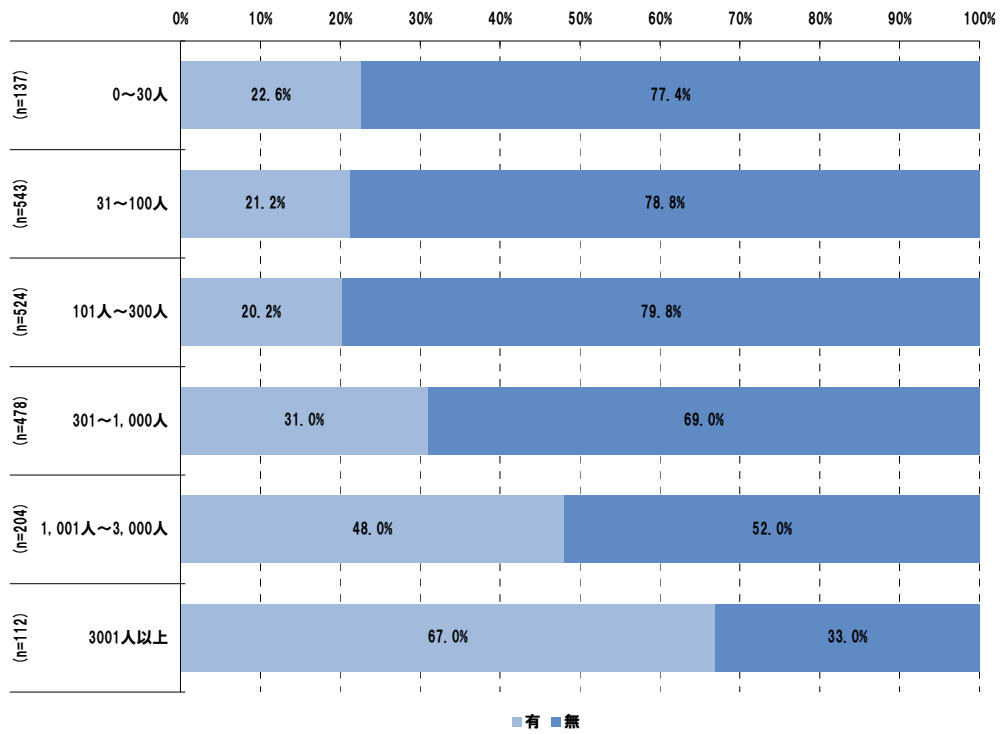


図表 3-103 「問 23 競業他社からの引き抜きについて」 × 「問 38 売上高(2011 年度末)」

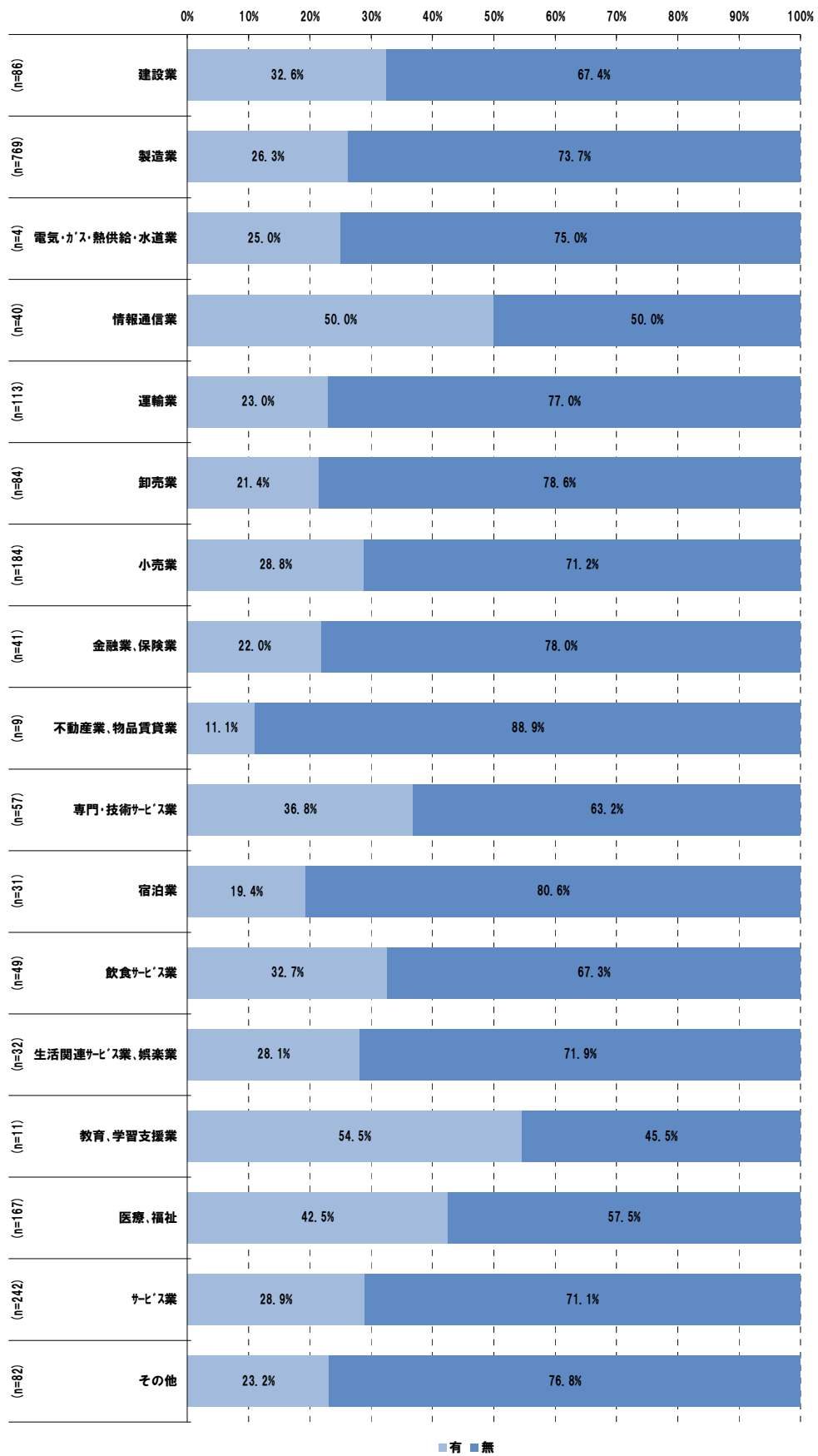


② 「競業他社からの引き抜き」と「業種」の関係

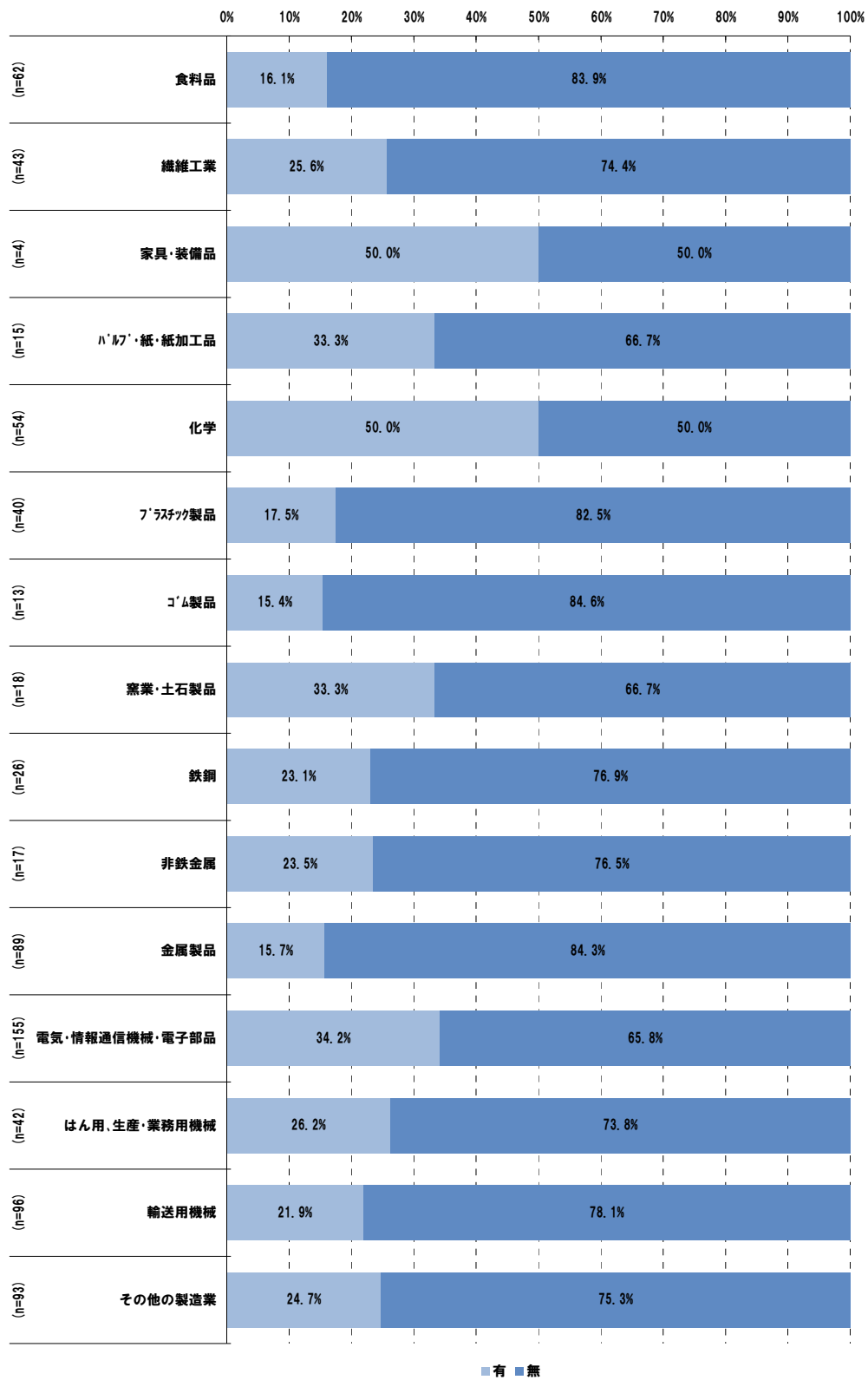
図表 3-104 「問 23 競業他社からの引き抜きについて」 × 「問 37 従業員数」



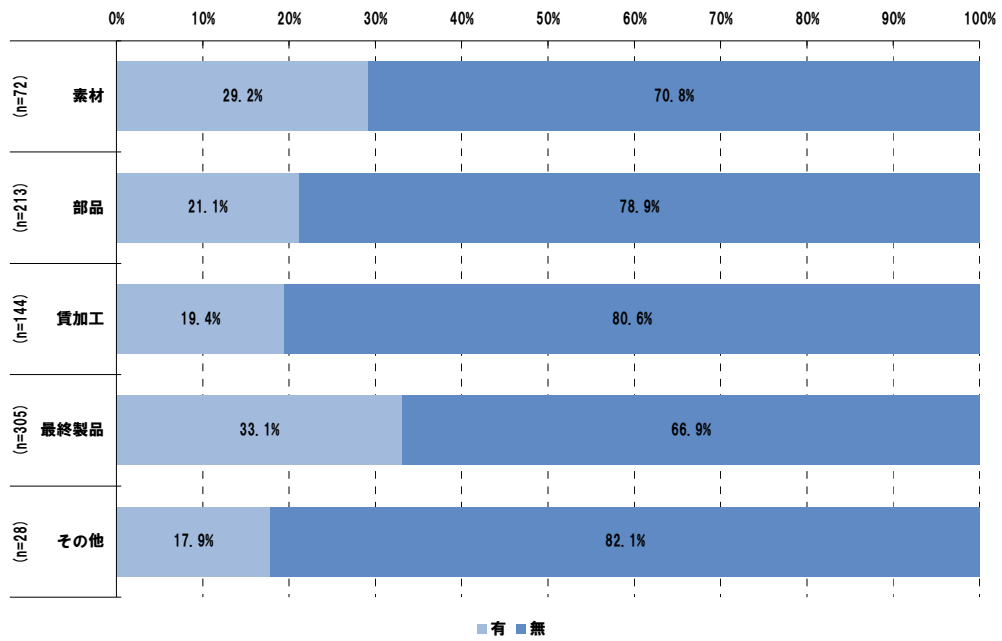
図表 3-105 「問 23 競業他社からの引き抜きについて」 × 「問 33 主要業種」



図表 3-106 「問 23 競業他社からの引き抜きについて」×「問 34 製造業:主要業種(中分類)」



図表 3-107 「問 23 競業他社からの引き抜きについて」 × 「問 34 製造業:主要業種(中分類)」



4. アンケート調査票

ここからが調査票です

(別途の回答用紙はございませんので、回答は調査票に直接記入してください)

I. 営業秘密の管理についてお伺いします

問1. 貴社の保有する情報について、営業秘密とそれ以外の情報とを区分していますか。また、営業秘密をその秘密性のレベルに応じて格付け(「極秘」、「秘」など)していますか。該当する選択肢の番号 1つに○ を付けてください。

- | | |
|---|-------|
| 1. 営業秘密とそれ以外の情報とを区分しており、営業秘密に関してはさらに秘密性のレベルに応じて区分している | } 問2へ |
| 2. 営業秘密とそれ以外の情報とを区分しているが、秘密性のレベルに応じた区分はしていない | |
| 3. 営業秘密とそれ以外の情報とを区分していない | } 問5へ |
| 4. わからない | |

【以下の問2～問4は、前問で選択肢1または2に○を付けた方のみご回答ください】

問2. 貴社の保有する営業秘密について、社内規程上で定めた管理ルールはどの程度厳密に運用されているとお考えですか。(1つに○)

- | |
|---|
| 1. 全社において徹底して運用されていると思う |
| 2. ある程度厳密に運用されているように思う(部署によって事情が異なる場合も含む) |
| 3. あまり厳密に運用されていないように思う |
| 4. わからない |

問3. 問1で回答した営業秘密とそれ以外の情報の区分の基準および、営業秘密の格付けの基準について、見直しを行っていますか。見直しを行っている場合には、その頻度もお答えください(1つに○)

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 定期的に見直しを行う仕組みを作っている → () 年に1度程度 |
| 2. 必要性が生じたときに見直しを行っている |
| 3. 見直しを行っていない |
| 4. わからない |
| 5. その他 () |

問4. 本来であれば営業秘密として管理する必要があると思われる貴社の保有する情報のうち、現状で営業秘密として区分されている情報はどの程度だと思われますか。(1つに○)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. ほぼすべての情報 | 4. 3分の1程度の情報 |
| 2. 3分の2程度の情報 | 5. ごくわずかの情報 |
| 3. 半分程度の情報 | 6. わからない |

【以下の問5は、全ての方がご回答ください】

問5. 問1でお尋ねした情報の格付け等以外にも、営業秘密の管理に関して実施している取組はありますか。
 以下に挙げた取組のなかで**貴社が実施しているもの全てに○**をお付けください。

- | |
|--|
| 1. 営業秘密の漏えいを未然に防ぐための管理方針等（基本方針、規程等）を整備している |
| 2. 営業秘密の管理について所管する部署を設置している |
| 3. 営業秘密の管理に関する責任者を設置している |
| 4. 営業秘密の管理に関する責任者の権限を明確化している |
| 5. 営業秘密の漏えいを防止するための教育を実施し、管理方針等を周知徹底している |
| 6. 日常的なモニタリングを実施している（法令に抵触するか否かを従業員等（派遣社員含む）が事前に相談できる体制（相談窓口等）の整備） |
| 7. 営業秘密の漏えい防止の観点から、定期的な監査や調査を実施している |
| 8. 営業秘密管理に関する一貫した懲戒処分基準をあらかじめ設け、その内容を従業員に周知している |
| 9. 営業秘密が漏えいした場合の対応プロセスや対応責任者を事前に定めるなど、事後対応体制を整備している |
| 10. その他（) |

Ⅱ. 役員・従業員との秘密保持契約についてお伺いします

問6. 就業規則以外に**役員・従業員と秘密保持契約**（それに準じるような誓約書を含む）を締結していますか。
 締結している場合は、秘密保持の期間についてもお答えください。

なお、就業規則のみで対応している場合は「1. 締結していない」を選択ください。（**各行の1～8の番号いずれか1つに○**）

	締結して いない	締結している						わから ない
		在職中 のみ	退職後 1年未満	1年～ 2年未満	2年～ 3年未満	3年以上	期間の 定め無し	
① 役員	1	2	3	4	5	6	7	8
② 従業員	1	2	3	4	5	6	7	8

【以下の問7～問8は、前問で役員と従業員のうちどちらかまたは両方と秘密保持契約を「締結している（選択肢2～7）」と回答した方のみご回答ください。それ以外の方は問9にお進みください。】

問7. 役員または従業員との秘密保持契約における秘密事項は、どのようなレベルで特定されていますか。**該当するもの全てに○**をお付けください。

- | | |
|---|---|
| 1. 在職中に知りえた情報全般 | 5. 対象を具体的に特定し、内容も具体的に特定した情報
（例：○○の調査における××と△△の割合が□：▽で
あること） |
| 2. 秘密情報の管理責任者から秘密情報として指定された情報 | 6. わからない |
| 3. 対象を特定した情報（例：○○に関する情報） | 7. その他（) |
| 4. 対象を具体的に特定した情報（例：○○の調査における××と△△の割合に関する情報） | |

問8. 役員または従業員との秘密保持契約の締結のタイミングをお教えてください（**該当するもの全てに○**）。

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 入社時に個別契約を締結又は誓約書を提出させている |
| 2. プロジェクト毎に個別契約を締結又は誓約書を提出させている |
| 3. 人事異動が行われる毎に個別契約を締結又は誓約書を提出させている |
| 4. 特定の役職に昇進したときに個別契約を締結又は誓約書を提出させている |
| 5. 退職時に個別契約を締結又は誓約書を提出させている |
| 6. わからない |
| 7. その他（) |

【以下の問9は、問6で役員と従業員のどちらかまたは両方と秘密保持契約を「締結していない（選択肢1）」と回答した方のみご回答ください。それ以外の方は問10にお進みください。】

問9. 役員・従業員との秘密保持契約を締結していないのは、どのようなことが理由となっているからですか。

該当するもの全てに○をお付けください。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 契約の効果が不明瞭なため | |
| 2. 退職した役員・従業員の行動を把握することが困難なため | |
| 3. 人事に関する規則の変更が困難なため | |
| 4. 役員・従業員が有している秘密情報を特定することができないため | |
| 5. 就業規則で対応しているため | |
| 6. 特に理由はない | |
| 7. その他 (|) |

Ⅲ. 取引先企業との秘密保持契約についてお伺いします

問10. 貴社では取引先企業のうちどの程度の割合の企業と秘密保持契約を締結していますか。

(1つに○)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. ほとんど全ての企業と締結している | 4. 3分の1程度の企業と締結している |
| 2. 3分の2程度の企業と締結している | 5. ほとんどの企業と締結していない |
| 3. 半分程度の企業と締結している | 6. 全く締結していない |

【以下の問11は、前問で取引先企業と秘密保持契約を「ほとんどの企業と締結していない（選択肢5）」「全く締結していない（選択肢6）」と回答した方のみご回答ください。それ以外の方は問12にお進みください。】

問11. 取引先企業との間で、秘密保持契約を締結していないのは、どのようなことが理由となっているからですか。(該当するもの全てに○)

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 契約の効果が不明瞭なため | |
| 2. 取引先からの反発が強いため | |
| 3. 秘密情報を特定することができないため | |
| 4. 秘密情報をほとんど取り扱っていないため | |
| 5. 特に理由はない | |
| 6. その他 (|) |

Ⅳ. 役員・従業員との競業避止義務契約についてお伺いします

問12. 役員・従業員と競業避止義務契約（それに準じるような誓約書を含む）を締結していますか。締結している場合は、競業避止の期間についてもお答えください。

なお、就業規則のみで対応している場合は「1. 締結していない」を選択ください。(各行の1～7のいずれか1つに○)

	締結していない	締結している					わからない
		退職後 半年未満	半年～ 1年未満	1年～ 2年未満	2年以上	期間の定め 無し	
① 役員	1	2	3	4	5	6	7
② 従業員	1	2	3	4	5	6	7

【以下の問 13～問 16 は、前問で役員と従業員のどちらかまたは両方と競業避止義務契約を「締結している（選択肢 2～6）」と回答した方のみご回答ください。それ以外の方は問 17 にお進みください。】

問 13. 裁判において競業避止義務契約の有効性が認められるためには、当該契約によって役員・従業員が被るであろう経済的な損失を補てんするだけの「代償措置」を講じていることが求められるケースがあります。貴社では、役員・従業員との競業避止義務契約において下記のような「代償措置」を講じていますか。（該当するもの全てに○）

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 退職金の積み増しをしている | |
| 2. 在職中に秘密保持手当等を支給している | |
| 3. その他の代償措置を講じている → 具体的に講じている措置（ | ） |
| 4. 代償措置を講じていない | |
| 5. わからない | |

問 14. 役員・従業員との競業避止義務契約において競業の範囲をどの程度のレベルで制限されていますか。（該当するもの全てに○）

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 地域を制限している | |
| 2. 職種を制限している | |
| 3. 業種又は特定の企業への就職を制限している | |
| 4. 期間、地域、職種等を限定せず、包括的に競業行為を制限している | |
| 5. わからない | |
| 6. その他（ | ） |

問 15. 競業避止義務に違反した役員・従業員に対してどのような対応をとりましたか。（該当するもの全てに○）

- | | | |
|------------------------|------------------|---|
| 1. 違反者が現れたことはない | 5. 何も措置はとらなかった | |
| 2. 違反者に対し警告を行った | 6. 違反の事例を把握していない | |
| 3. 違反者が就職した企業に対し警告を行った | 7. わからない | |
| 4. 民事訴訟の提起 | 8. その他（ | ） |

問 16. 競業避止義務契約を実効性のあるものにするため、退職者が契約に違反して競業他社に再就職した際に、退職給付を減額することを契約書上に明記しているケースも見受けられます。貴社ではこのような規定を契約書上に設けていますか。（1つに○）

- | | | |
|----------------|------------------|---|
| 1. 既に導入している | 4. 検討したが、導入は見送った | |
| 2. 今後導入する予定である | 5. 検討したこともない | |
| 3. 現在は検討中である | 6. その他（ | ） |

【以下の問 17 は、問 12 で役員と従業員のどちらかまたは両方と競業避止義務契約を「締結していない（選択肢 1）」と回答した方のみご回答ください。それ以外の方は問 18 にお進みください。】

問 17. 役員又は従業員と競業避止義務契約を締結していないのは、どのようなことが理由となっているからですか。（該当するもの全てに○）

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1. 契約の効果が不明瞭なため | |
| 2. 退職した役員・従業員の行動を把握することが困難なため | |
| 3. 人事に関する規則の変更が困難なため | |
| 4. 役員・従業員の職業選択を制限するため | |
| 5. 特に理由はない | |
| 6. その他（ | ） |

問 22. 定年退職した従業員のうち、競業他社（国内外を問わない）に再就職する割合はどれくらいですか。（各行の1～6のいずれか1つに○）

		ほとんど いない	1割 程度	3分の1 程度	半分程度	3分の2 以上	わからない
日本人	①全体	1	2	3	4	5	6
	②技術系	1	2	3	4	5	6
外国人	③全体	1	2	3	4	5	6
	④技術系	1	2	3	4	5	6

【以下の問 23 は、全ての方がお答えください。】

問 23. 貴社の役員・従業員に対し、競業他社から引き抜きなどが行われたことはありますか。
（該当するもの全てに○）

1. 技術系の役員・管理職が個別に引き抜かれたことがある
2. 技術系以外の役員・管理職が個別に引き抜かれたことがある
3. 技術系の一般職員が個別に引き抜かれたことがある
4. 技術系以外の一般職員が個別に引き抜かれたことがある
5. プロジェクトチームごと引き抜かれたことがある(技術系)
6. プロジェクトチームごと引き抜かれたことがある(技術系以外)
7. 早期勧奨退職に応じた従業員の多くが特定の競業他社に雇用されたことがある(技術系)
8. 早期勧奨退職に応じた従業員の多くが特定の競業他社に雇用されたことがある(技術系以外)
9. 引き抜きが行われたことはない
10. わからない
11. その他 ()

VI. 人材を通じた情報の漏えい事例についてお伺いします

本項目における「情報の漏えい事例」は、漏えいした結果、貴社の事業に直接的、間接的に損害をもたらした事例を指すこととします。また、故意、過失双方を含むものとし、例えば以下のようなものを想定しています。

- 例 1 元従業員が顧客情報を競業他社となる再就職先で利用していた。
- 例 2 従業員が設計図を複製したUSBを競業他社に提供していた。
- 例 3 新会社を設立し独立した元役員が、貴社が営業秘密として管理していたノウハウを用いて製品を製造していた。
- 例 4 従業員が不注意で送信したメールのなかに営業秘密が含まれており、送信先企業において利用されてしまった。
- 例 5 従業員が取引企業から求められるまま、営業秘密として管理していた成分情報を提供してしまった。

問 24. 貴社において、過去 5 年間で営業秘密の漏えい事例（役員、従業員、転退職者、取引先、派遣社員等、人を通じた漏えいに限る）はありましたか。（該当するもの全てに○）

1. 明らかに技術に関する情報の漏えい事例と思われる事象が複数回あった
2. 明らかに情報（技術に関するものを除く）の漏えい事例と思われる事象が複数回あった
3. 明らかに技術に関する情報の漏えい事例と思われる事象が1度あった
4. 明らかに情報（技術に関するものを除く）の漏えい事例と思われる事象が1度あった
5. おそらく技術に関する情報流出ではないかと思われる事象があった
6. おそらく情報（技術に関するものを除く）の流出ではないかと思われる事象があった
7. 情報の漏えい事例はない
8. わからない

【以下の問 25～問 31 は、前問において選択肢 1～4 を選択した方のみご回答ください。選択肢 7 を選択した方は問 32 へ、それ以外の方は問 33 へお進みください。】

問 25. どのような立場の者によって、営業秘密の漏えい事例が発生しましたか。(該当するもの全てに○)

- | | |
|--|-----------------------------|
| 1. 外部（退職者を除く）からの侵入に起因する漏えい
(不正アクセス等含む) | 6. 契約満了後又は中途退職した契約社員による漏えい |
| 2. 金銭目的等の具体的な動機をもった現職従業員等
(派遣社員含む) による漏えい | 7. 契約満了後又は中途退職した派遣社員による漏えい |
| 3. 現職従業員等（派遣社員含む）のミスによる漏えい | 8. 定年退職者による漏えい |
| 4. 中途退職者（役員）による漏えい | 9. 取引先や共同研究先を経由した(第三者への)漏えい |
| 5. 中途退職者（正規社員）による漏えい | 10. 取引先からの要請を受けての漏えい |
| | 11. わからない |
| | 12. その他 () |

問 26. どのようなことから漏えい事例を認識しましたか。(該当するもの全てに○)

- | |
|--|
| 1. 貴社しか知り得ない情報がインターネットや文献等に掲載されているのを発見した |
| 2. 貴社しか知り得ない情報を他社が使用しているのを発見した |
| 3. 貴社製品の類似品が市場に出回った |
| 4. 競業他社の研究開発のスピードが速まった |
| 5. 第三者から漏えいしているのではないかとの指摘を受けた |
| 6. パソコンのログ等の記録により流出したことが発覚した |
| 7. 役員・従業員等からの報告があった |
| 8. 特に根拠はない |
| 9. その他 () |

問 27. 営業秘密の侵害行為を行った行為者・企業に対してどのような対応をとりましたか。(該当するもの全てに○)

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| 1. 事実関係の調査を行った | 7. 何らかの対応をとったが詳細は不明 |
| 2. 警告文書を送付した | 8. 何もしなかった |
| 3. 民事訴訟を提起した | 9. わからない |
| 4. 刑事告訴した | 10. その他（以下の自由記載欄に具体的な措置を記載
ください） |
| 5. 懲戒解雇とした | |
| 6. 懲戒処分（解雇以外）とした | |

※ 「10. その他」を選択された場合、問 24 の選択肢 1. 2. で複数回経験されたにご回答した場合、1つの事例で複数の対応をした場合、行為者と企業に対して別の対応を行った場合などは、可能な範囲でかまいませんので、以下の自由記載欄にその対応をご記入ください。

【自由記載欄】

問 28. 人を通じて漏えいした営業秘密は、具体的にどのようなものでしたか。(有、無どちらかに○) また、流出したそれぞれの営業秘密は貴社の事業においてどの程度重要な情報でしたか。複数流出している場合は、最も重要な情報について記載してください。(1～4のいずれか1つに○)

	流出の有無		流出した情報の重要性			
			非常に重要	重要	あまり重要でない	わからない
① 製造に関するノウハウ	有 無	→	1	2	3	4
② 生産プロセス等の工程	有 無	→	1	2	3	4
③ 製品・部品・金型等の設計図	有 無	→	1	2	3	4
④ 工場レイアウト	有 無	→	1	2	3	4
⑤ 成分情報	有 無	→	1	2	3	4
⑥ 経営戦略に関する情報	有 無	→	1	2	3	4
⑦ サービス提供のノウハウ	有 無	→	1	2	3	4
⑧ 顧客情報、個人情報	有 無	→	1	2	3	4

問 29. 営業秘密は人を通じてどこに漏えいしましたか(したと思いますか)。(該当するもの全てに○)

1. 国内の競業他社	4. 外国の競業他社以外の企業(国名)
2. 国内の競業他社以外の企業	5. わからない
3. 外国の競業他社(国名)	6. その他()

問 30. 人を通じた営業秘密の漏えいが生じた後に、その再発を防止する対策として強化したこと又は新たに導入したことはありますか。(該当するもの全てに○)

1. 技術をブラックボックス化し、個々の技術系人材が保有している技術だけでは活用できないようにした	10. 営業秘密侵害を防止するための教育、管理方針等の周知徹底を行った
2. 知的財産権(特許権等)を取得するよう努めた	11. 情報に関する相談窓口の設置など日常的なモニタリングを実施した
3. データ等の暗号化・アクセス制限を行った	12. 情報に関する内部監査を実施した
4. データ等の持ち出し制限を行った	13. 営業秘密流出発生後の対応体制の整備をした
5. 競業避止義務契約を締結するようになった	14. ノウハウの可視化(作業工程の録画、マニュアル化等)を行った
6. 秘密保持契約を締結するようになった	15. 特に何もしていない
7. 技術系人材の待遇を改善した	16. わからない
8. 情報の管理方針等(基本方針、規程等)を整備した	17. その他()
9. 情報に関する責任者の存在とその権限を明確化した	

問 31. 人を通じた営業秘密の漏えいによって、どの程度の損害(2回以上流出している場合はその合計)が生じていると考えていますか(大まかな推定で構いません)。(1つに○)

1. 1,000万円未満	5. 100億円以上1,000億円未満
2. 1,000万円以上1億円未満	6. 1,000億円以上
3. 1億円以上10億円未満	7. わからない
4. 10億円以上100億円未満	

【以下の設問は全ての方がお答えください。】

問 36. 貴社の資本金についてお教えてください。(1つに○)

1. 1,000万円以下	4. 1億円超～3億円以下	7. 10億円超～100億円以下
2. 1,000万円超～5,000万円以下	5. 3億円超～5億円以下	8. 100億円超～
3. 5,000万円超～1億円以下	6. 5億円超～10億円以下	9. その他 ()

問 37. 貴社の従業員数についてお教えてください。(1つに○)

1. 0～30人	3. 101人～300人	5. 1,001人～3,000人
2. 31～100人	4. 301～1,000人	6. 3001人以上

問 38. 貴社の売上高(2011年度末)についてお教えてください。(1つに○)

1. 10億円以下	3. 100億円超～1,000億円以下	5. 5,000億円超
2. 10億円超～100億円以下	4. 1,000億円超～5,000億円以下	

問 39. 貴社の、直近5年間における業績の推移についてお教えてください。(1つに○)

	増加 (+20%超)	やや増加 (+5～+20%)	横ばい (±5%未満)	やや減少 (-5～-20%)	減少 (-20%超)
① 売上高	1	2	3	4	5
② 営業利益	1	2	3	4	5

質問は以上です。お忙しい中ご協力いただき、誠にありがとうございました。

差し支えなければ、以下にご記入をお願いいたします。

貴社名	
本社所在地 (※都道府県名までの記入でも結構です。)	
ご記入者名	所属： 役職： 氏名：
電話番号	— —
E-mail (アンケート概要の送付を希望される場合は必ず記入ください)	
アンケート概要の送付希望の有無	1. 希望する 2. 希望しない